

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面白紙

国立公文書館

国立公文書館

分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2143

OPENING STATEMENT  
Pacific War - Military (Army)  
Blewett

太平洋部門、戦争準備（陸軍）  
冒頭陳述 G F ブリウエット

被告側は只今より、日本陸軍が太平洋戦争に先だち如何なる計画、如何なる準備を爲すことに關與したかの證據を裁判所に提出せんとするものがあります。特に強調せんとする點は、此等の準備が現実に着手せられた時期、之が實施を命じたる期限並に實行の限度と限界とについて、あります。この小部門の後に更に戦争遂行中の事項並に降伏に關し證據提出を致します。

陸軍が戦争準備に關與したといふ特定の事項に入るに先だち、軍が政府に代り實行したと稱せられ、又之に關し檢察側が多少の證據を提出しました二つの事件につき言及するを必要なりと存します。

日本政府は佛印政廳を強制して北部印度支那を攻撃したと起訴せられて居ります。又、之と同時に先軍が権限を超過したのであるとの言ひ掛りが附けられて居ります。我々は有力なる證據を以て此の状態を明白にするであらう。

更に日本政府は佛印政廳を強制して南部佛印に兵を揚げ、直接には英蘭に又間接には米に對する侵略の基地を獲るために、南部佛印の支配權を

File No.  
105

裏面白紙

獲たりとの起訴を受けて居りますが既に提出せられたる證據中に軍隊の行  
動に對する種々の證據は存在します。此等の點は之を完全に明白にするた  
めにここに取扱はるるでありませう。

裏面白紙

檢察官は起訴狀附屬書A、五節の口に於て侵略戦争の一般的軍事的準備の立證を爲すとの申出をして居ります。

右は先づ日本の新聞記事中に於ける總動員法及其の修正に關する軍發表の説明より始めて居ります。又兵役法、國防保安法を引き合ひに出して居ります。又企畫院發行の新子中の人口論を提出し、又當時は私人であつて、政府の如何なる部門にも關係のなかつた橋本被告の軍備増強論の拔率も提供せられました。九月六日の御前會議に於て採用せられたといふ米、英との戦争の可能性あることの決議が参照せられて居ります。又總力戰研究所に於ける假定敵國に關する研究が反對訊問と共に記録に止められて居ります。

一九四一年十一月の後期に於ける軍隊の行動に關する種々の電報が記録に讀込まれました。一九四一年十一月廿日に作成せられたといふ南方地方に於ける行政上の計劃なるものが呈示されました。一九四一年十一月に決定せられたといふ他の國々に對する態度か證據として提出せられた。開戦の曉に執らるべき方法に關する一九四一年十一月十二日の行政手段に關する書面並に占領地一級軍事行政に關する十一月二十日の證書も亦讀まれました。

檢察側證書八〇九號(最高司令部作成文書)より相當多量の資料が提出せられました。此の出版物より、辯護側の異議を排して色々の部分が一九四一年十月十日より十二月七日に至るまでの日本の軍事準備の次第

を日付順に證明するためには讀まれたのであります。右を以て檢察側の軍事準備の證據提出を終了しました。

吾々は後の段階よりも早く茲に我々が提出せんとする證據の方が良く裁判所の助となることを比較供述するを有益なりと感ずるものであります。リーベルトの證言により提供せられた争點は僅小部門「サブデビシオン」に於て既に考慮せられました。

我々は一九四一年九月後に至るまでは米英に對する戦争の計劃及準備は爲されなかつた。

右のやも本眞疑不明なる推定的證據に對應し、彼等は、一九四一年（昭和十六年）九月に至るまでは米、英に對する戦争の計劃及準備は着手せられて居なかつた事を證明するであります。日本政府は一方に於て此の緊切且危急なる状態を平和的に解決するため力の限りを盡しつゝ、あつたと同時に、他方此の同一政府は「軍は一に非ず」萬一の場合の備へを爲すことを以て賢明且必要なる措置であると認めたのであります。一旦、國策が決定した以上、如何なる國に於ても同様である如く、軍は論議し

當然重大なる責任を負荷せしめられるのであります。一旦指令を受くるや、軍は忠誠と責任の下に如何なる困難をも克服して其の最善を捧げ盡すために進まねばなりません。當時に於ては原料資材は殆んど存在して居りませぬ。石油の供給は窮屈となつて居ります。

財政はこの重大事を遂行するには不十分でありました。  
吾々は困難を克服して如何に此等の計劃が爲されたか。何時之が爲され  
たか。又新事態に對處するのみならず、従前から存在する二事件につき  
對處したかを證明するであります。

即ち中ロト  
ノ新ニ於テ  
32  
huf

裏面白紙

斯かる緊急の場合に於て新なる軍を編成する事は不可能でありました。それ故従前北方のために備へたる兵力及裝備を急に南方への準備に差向ける事になりました。長年月間中國に在り休暇、休養のため内地歸還の準備中なりし者も歸國を延期せねばなりませぬ。部分的にこの新事態に對處するため、北方の地方のために計劃せられた裝備も急に包裝して南方に送致されねばなりませぬ。それは歴史上に往々見る處の、時間もなく、原料資材も、設備も、熟練技術も、工作機械も、また特に十分に訓練された士官もなくして、急に大規模な戰爭準備をせなければならぬ。目に立至つた國の場合の史話と同一史話の再現であります。若し日本が戰爭資材の生産に熱中した一の兵器廠と化したといふ檢察側の主張が正しかつたとすれば、その結果に關する何等かの直接證據が擧げられなければなりませぬ。もし一九三七年（昭和十二年）又はその前後よりして巨大なる生産が行はれつゝあつたといふ主張が正しかつたとすれば日本は大砲、タンク、飛行機其他考へ得らるべき多種多様な有效なる科學的兵器、及近代的破壊器具に滿ち溢れて居ると豫期するが當然であります。したし、若し此等のものが出來て居つたとしても、彼等が之を用ゐた形跡がない。又誰もが豫期するやうに敗戦の大勢を防止するため之を手にもつたに、防禦軍を武裝するため持つたのでもない。侵入が急となつた時に日本の海岸線は日露戰爭に於て使用した大砲で防禦せられたとか、新募兵は竹槍で裝備せられたとかいふ事は、よく傳へられた所ではありません。

これ等の裝備は戦場で失はれたものではありませぬ。何となれば此の戦  
争では歐洲戦場に於けるが如き大規模な戦争としては曾てなかつたから  
である。もしも日本が多年の間侵略の準備をしたといふのであつたなら  
らば、全區は戦國時代の巨群、爆撃機の巨隊、數百の軍隊輸送機を有つた  
筈であります。

我々の提出する證據に依り日本陸軍が、陸軍側の所謂侵略戦争のため  
多年の間、準備を備へて來て居つたといふ應説を影も貌もなきまでに一  
掃するであります。

これと同時に政府が戦争の企劃及準備を爲すことを決定した時に初め  
て軍はその擔當の仕事を引き受けたのであることが證明せられるのであり  
ませう。

72-8-26 (1)  
平塚外史文書  
（太平洋戦争）

一六  
警よりの抄録  
日

問 それでは、戦争の結果は好望かどうかといふ問題に關して天裁に意見を  
具申するのは陸海軍長の責任であるを仰言るのですか。

答 うであります。これは統帥大任に關する重要な點であります。米國で  
は、それは軍ではなく、政府の仕度であります。日本では、軍統帥と  
一般國務の二つの分野が重複してあるといへると思ひます。純然たる軍  
務上の重要事項は一般國務の職分ではなく、又純然たる國務上の重要事  
項は軍統帥の關係するところではありません。けれども、例へば對外政  
策や戦争の決意の如き事項を含む重複する分野は、問題となるのであり  
ます。一例をあげれば、戦時上の戦争計畫といふものは純然たる軍

工

626A-b  
11. 10. 10. 10.

22

文書番号六二六A-1六

東條英機の御問即答よりの抜粋

一九四六年二月七日

三頁乃至四頁

問 それでは、戦争の結果は好悪がどうかまいふ問題に關して天皇に意見を  
具申するのには参謀總長の責任であると仰言るのですか。

答 さうであります。これは統帥大權に關する重要な點であります。米國で  
は、それは軍ではなく、政府の仕事でありますが、日本では、軍統帥と  
一般國務の二つの分野が重疊してあるといへると思ひます。純然たる軍  
務上の重要事項は一般國務の臨分ではなく、又純然たる國務上の重要事  
項は軍統帥の關係するところではありません。けれども、例へば對外政  
策や戦争の決意の如き事項を含む重疊する分野は、問題となるのであり  
まして、それらの問題は實際に於ては、連絡會議で取りあげられるので  
あります。一例をあげれば、戦時上の戦争計畫といふものは純然たる戦

上

8

626A-b

ナニヤ 00 カ 626A-b

めくられず

裏面白紙

原本不明瞭

DLI DOC # 626A-6

はに關する事柄でありまして關係の知らぬ處でありました。私自身も  
知らなかつたほどであります。

原本不明瞭

裏面白紙

MP LOC # 576

ナニヤニヤ (21)  
三ノ年 西ノ月  
一ノ水 (大)

22

本書類合計二枚ハ軍隊内務令中服靴ニ關スル規定ノ拔萃ニ相違ナイ  
コトヲ證明スル

昭和二十一年十月八日

第一復員局文書課長

美 山 要 蔵

10

-1-

REF ID: A576

22

本書類合計二枚ハ軍除内務令中服靴ニ關スル規定ノ抜萃ニ相違ナイ  
コトヲ證明スル

昭和二十一年十月八日

第一復員局文書課長

美 山 要 蔵

裏面白紙

10

-1-

11

二 陸内務令 (昭一八、八、一一) (陸一六) (抜萃)  
朕 陸内務令ヲ制定シ之ガ施行ヲ命ズ  
皇 陸内務令

綱 領

五 軍紀ハ軍令ノ命脈ナリ故ニ軍令ハ常ニ軍紀ヲ振作スルヲ要ス時ト所トヲ  
論ゼズ上下齋シク軍ノ本義ヲ体シ熱誠以テ軍令ニ努力シ命令必ズ行ハル  
是ヲ軍紀振作ノ實証ト爲ス  
服從ハ軍紀ヲ維持スルノ要道タリ故ニ至誠上官ニ服從シ其ノ命令ハ絶対  
ニ之ヲ聽行シ習性ト成ルニ至ラシムルヲ要ス而シテ服從ハ至誠盡忠ノ精  
神ヨリ出テ彈丸兩注ノ間尙克ク身命ヲ君國ニ捧ケ一意上官ノ指揮ニ從フ  
ニ至ルベキヲノニシテ其ノ之ヲ致ス所以ノ道ハ上官先ツ自ラ命令ヲ遵奉  
シ以テ服從ノ範ヲ垂ルルニ在リ

裏面白紙

第二章 從

第九 部下ノ者其ノ任ニ服從スルハ如何ナル場合ヲ問ハズ必ズ嚴重ナルベシ

部下ニ非ザル受命者ノ命令者ニ對スル場合モ亦之ニ同ジ

第十 軍隊若クハ指揮ノ關係ヲ有セザル上級先任者ト下級新任者トノ間ニ於

テモ各軍ノ職務ニ妨ナキ限り服從ノ道ヲ守ルベシ

第十一 命令ハ該部之ヲ守リ直チニ之ヲ行フベシ決シテ其ノ當不當ヲ論ジ其ノ

原因理由等ヲ質問スルヲ許サズ

新ニ受クル命令ト以前ノ命令ト相違スルトキハ徐ロニ其ノ趣ヲ申出ベシ指示

ヲ請クベシ

第十二 軍隊ヲ維持スルニ足ルト信ズル所ハ上官ヲ輔佐スルノ至情ヲ以テ進デ

之ヲ上官ニ明瞭スルハ各級ノ軍人特ニ幹部ノ責務トス然レドモ其ノ誤謬ニ

當リテハ秩序ヲ紊ルガ如キコトアルベカラズ又一度上官ノ決定シタル事項

ニ對シテハ強ヒ意見ヲ異ニスルトキト雖モ常ニ己ヲ處クシテ専心上官ノ意

圖ヲ達成スルコトヲ勉ムベシ

裏面白紙

附則  
本令ハ昭和三十八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(以下白紙ナキニ付省略ス)

裏面白紙

22.8.26.

五  
111

no. 1

Defence Doc. 922

極東國際軍事裁判所  
至米利加合衆國其他

対

荒木貞夫其他

宣誓口供書

供述者 阿部 信行

自公儀我國ニ行ハル方式ニ從ヒ先ツ別紙ニ通リ宣誓言ヲ爲シ  
上テ如ク供述致シマス。

一 私ノ住所ハ東京都杉並区下高井戸一丁目八十八番地デアラス。

二 昭和五年六月ヨリ同年十二月迄濱口内閣ノ陸軍大臣

臨時代理ヲ勤メ昭和十四年八月ヨリ同十五年一月迄總理大臣ヲ

教シマシ。

三 支那事変ニツイテハ支那ヲ喰イ物ニシテイルノト言フ人モアルカモ知

レナイガ心アル日本人ハ支那ヲ侵略シヨウトイフヨウナ考ニテナリ。

大陸ニ於テ日本モ支那モ一緒ニ生キリイト云フ考ヘテアツ。

要スレニ日本カ生キ行ノタメニ大陸ハ非常ニ大事ナ所ヲトシ

フコトニ總テカ立脚シテアルカラ、ムコノ経済的ニ支那カ日本ヲ

直接間接ニ援ケテクレルヨウニ仕組カ出来テオツクナラハ何ニモ

尙題ハ起ラナカツクヲウト思フ。

日本ノ本當ノ心持ヲ諒解シテクレバ支那事変ハ起ラナカツ

ク答テアルト思フ。

支那事変カ始メテ時政府當局近衛内閣ノ首腦部ノ

者モアノ通リ不拡大ト言イ賠償ニトウヌ何モセヌト云フ風ナコトヲ

明言シ又其ノ心積テヤツテ居ツクヲ見テモ政府當局トシテハ

裏面白紙

54

No. 2

Reference Doc. 922

侵略と言ふ事ハ考ヘテ居マカフト私ハ思フ。  
 曰汪政權僥倖政權ナシ。又特殊ノモノテモナイト云フコトハ私ハ確信ニテ  
 居ルトコロナシ。予ハ實汪政權ノ人々ハ日本ノ言フコトニ迎合シテ支那  
 國民本来ノ考ヘニ及シテ政府ヲクテテ自分ガ政權ヲ得ヨウト云  
 フ様ヲ考ヘ方ハ毛頭ニテ居ラナカフコト。私ハ其ノ個人々々ニ接觸シ  
 夕感ジテハ思フテ居ル。汪政權ガ出来ル経緯ニツイテハ我々ガ政府ニ  
 入レ以前ニ出来タト云フカ。段々醜態ニテオツテ。私ガ辭任スル直前  
 ニ大体意向ガ分ツクライコトアルカラ出来上ル迄ハ細カイトハ  
 私ハ知ラナイガ出来テシマツテ時ニ大使トシテ行ケト無理ニ云フコトハ  
 大使トシテ支那ニ行ツテワケテアル。行ツテ色々問題ニ觸ル  
 証合ツテオルト見テオルト。要スルニ日支ハ速カニ和平ヲシテ支那  
 ガ常態ニ復スル様ニシナケレバナラヌ。ソレニハ日本ガ云フコトガ無  
 理ナラバ。ドコ迄モ反抗シナケレバナラヌガ。日本ハ予ハ復ハ拡大セス  
 ト云イ。領土ハトフスト云イ。賠償モトラスト云フ。ソレナラバ日本ト  
 早クチヲ握ツテ片附ケテラウ良イテハナイカト云フ。方ハ向フノ考ヘ  
 方デ。ソレテハ手ニ取リ早クソウヤツテラウヨカラウト云フコトガ結局  
 汪精衛ガ衆ヲ出シテ来テ根本ヲト思フ。

裏面白紙

45

91

ヲカラシテ所謂基本條約ヲコレラヘン時デモ汪政權側ノ主張ハ相當ニ眞面目ヲ支那人ガコレヲナケレバ納得ンテイヨウナコトニ就イテハ強ク意見ヲツカハシテ居ッノ様デアル。

私ニ番初ト一番終リノ結末ヲツケル時デケンカ直接會議ニハ出マセンデシテ終緯ヲ聞イテミルト支那側ハナカク強硬ニヤツテ居タデアツク。

彼等ハ日本ノ道具ニ使ハレ日本ニ都合ノ良イ様ヲ政府ノ主班者ニナルト云フ様ヲ政權ニ惡クタルモノデハ毛頭ナイモト思フヲカラ重慶サヘ和平ニ同意シテフレバ何時デモ南京政府ハ解消シテ良口ニト云フ事ハ汪精衛氏モ屢々言明シ又聲明ニモ言フテ居ッ様ヲ記憶シテ居ル要ハ國ヲ救フニアル。

蔣介石氏ハ抗日救國デアルガ汪精衛氏ノ方ハ和平救國デアッテ旗印ハ違ッテ居ッ様デアルガ蔣介石ト雖モ或ル條件ノ下ニ結局日本ト和平ニナッテ行カネバナラヌコトハ悟ッテキタト思フ。未未永却日本ト支那トハ戦ヲシナケレバナラヌトハ考ヘテ居ラヌ。唯其処ニ條件ノ差ハアルヲラウト思フ。ソレデハ汪精衛氏ハ日本ノ言ヒ分テ良イデハナイカコレヲシツカリ日本ニ実行サハサセレバソレデ支那ハ助カルト云フ考ヘガデ棄リ出シテ来ヌ。ダカラソノ考ヘガ方ハ最後迄捨テズニ持ッテ居ッ様デアル。從ッテ南京政府ガ出来テソレガ微力デアルトカ。日本ガ南京政府ヲシテ思フ様ニ働カセナカワット云フ様ナカアルカモ知レナイガ向アトシテハ自分デ支那政府ハ支那政府ランヲヤツテ行キタイト云フ希ヲ生ニ燃

裏面白紙

11.4

Defence Doc 922

エテ奴カカラシテ居ツク様ニ見ヘル。  
 日本モ其ノ莫クシテハ汪精衛氏ノ希シエラ出来ル犬ヲ谷  
 レル様ニハ考ヘテ居ツク様デアアル併シ重慶ト戦ツク其  
 ノ占領地内ニ於ケル仕事デアルカラ作戦上ノ要求ガ自然南  
 京政府ヲシテ如何ニ働カセ得ナカフヲ占領地内ニ於テ思  
 フ。タカラ其レヲ見ルト如何ニモ南京政府ハ軟弱デアリ唯日本  
 ニモ自從シテ居ツク様ニ自ラケレトモ、且レハソウデハナカフト私  
 常ニ思フテ居ツク。若シ作戦上ノ要求ガ段々ト減ツテ来レバ南  
 京政府ハ本末ノ支那政府トシテ、力ヲ發揮シ得ラウト思  
 フ。又ソウナレバ強シク重慶ト南(京)トカ別々ニ居ル少要モア  
 イテデアツテ漸クテハソウ付クモ、ト思フテ居ツク。ソレカラアノ  
 時分ニハ重慶ト日本トノ向ニ所謂ニ重慶ニ作ト言フテ和  
 平工作ガ橋ヲ行ハレテ居ツクガ、私共ハソウイフハ助デハナク  
 出来ル犬ケ南京政府ヲシテ重慶政府ニ働カレテ、コノ兩方  
 ノ合意ヲシテ日支和平ニ持ツテ行フ。  
 要スルニ南京政府ソレ自体ガ重慶ト心ヲ同シウレテ日本ニ  
 向ツテ仕事ヲスル様ニ働イテ世實ヒタイト云フ希望ヲ常ニ  
 言ヒモシソウイフ考ヘ、方テヤツテ居ロツクデアアル。  
 タカラ其ノ占領地内ニ於テモ南京政府ハ唯日本ニ自從ス  
 ルモノデハナイト考ヘ、又自從サセルツモリデモナク對等ニ扱ワ  
 テ居ツクツモリデアアル。  
 私カ四月末ニ南京ニ行ツテ十一月三十日ニ條約ヲ結ンタ。

17

裏面白紙

其レ迄何ヨシテ居ツタカト言フト實ハ四月末ニ行ツ  
 テ七月初メニ基本條約ヲ結ボウト御互ニ言ヒ出シテ  
 相談ヲ始メタリテアルガ夫レ迄内地ノ準備ガ遅レテ  
 訓令ガ未ナカッタ爲ニ向フデハムナシク待ツテ居ツタデアル  
 彼我ノ話ハ應八月末ニ終リ其後政府カラ要求デ細部  
 ノ訂正トドロシテ十月ニ及ニグガ未ダ決定シナイ。私ハ十月ニ  
 歸京シタ時ハ條約ヲ結ブコトガイカヌラバ止メル外ナイト  
 思ツテ居ツタ。

シカシソウル事ハ義理ガ悪イ話デアル。良イ様ノ事許リ言  
 ツテ居リナガラ愈々ノエ壇場ニテツテ逃ゲテ條約ハ出来  
 ナカッタト言フ事ニテレバ又那人ハ信用シナイ。アレ又ケニ  
 政府ガ堂々ト人ヨ出シテマラシテオイテ、調印ノ場合ニナツテ  
 知ラン顔ヨシテシマコトハ日本人ハ國際的ニ全然信義ノ  
 ナイモノニテ。十一月末ニ私ハ辞表ヲ出スツモリテ其ノ準備迄シ  
 タケレドモ愈々條約ヲ結ブニホノ一兩日ノ間ニ決定カレタデ  
 自分ハ支那ニ戻ツテ條約ニ調印シタノデアル。ドウシテソナテ  
 ツタワト言ヘバ私ノ向フテ答ガ余リニ向ウニ有利ト言フ解  
 釋ハ人モアツタ。又或ル所デハ汪精衛ハ微カガラアンテ者  
 ヲ相手ニシテマルコリ一層ノコトモウ一度重慶ト話合ツクラドウ  
 カト言フ様ナ考ヘ方デ遊ツテ居ツク人モアツタ。デハナイカト  
 思フ。ソナトコトデ私ノマリ方ハ余リ向ウニ都合ガ良イコト許リ  
 デアルト言フ考ヘ方ヲシタ者モアツタ。シテ先軍ハ鬼ニ南  
 私ノ考ヘニ共鳴シテ東京ノ方ヘモ始終私ヲ支持スル  
 様ナ意見ヲ具申シテ居タ様デアル。

裏面白紙

汪精衛トイフ人ハ支那人ガト思フ。

沃シテ日本人デハナイ。ダカラドモ支那ヨヨクシヨウ、  
 日本ト諾合ツテ支那ヨ早ク救ウトイフ頭デ何處迄  
 モ未テオルデアル。ソレハ正當ダト思フ。ソレヨ日本ノ言  
 フ通りニテラヌカラ怪シカラヌトハ言ヘナイ。我々が主各ヲカエレバ  
 矢張りソノナリデアル。ドモ支那人トシテ支那ノ利益ノタメ  
 ニ努ムルハ當然ノコトデアル。手段ガ重慶ト違フケケテア  
 ルカラ、アノ人ノソノ立場ヲ諒シテヤラナケレバナラヌト思  
 テオツタリデアル。ソノ後雜誌ニ書イタコトガアルガ、兎ニ  
 南支那ノ問題ヲ解決マルニ日本人ハ日本人ノ道徳ガケ  
 デ行ツタラダメタ。支那人ニハ支那人ノ道徳ガアツテ、支  
 那人ノ立場ガアル。ソレヨ良ク了解シテ、彼等ノ心持ヲ  
 ヨク容レヌト入ツタ諾合ヨシナケレバ役ニ立クシダニウ  
 ト言フ事ヲハ全シク書イタコトガアツタガ日本人トシ  
 テハ支那ノ爲ニ非常ニ良イ事ヲシテマツテオトル心積  
 リデ君ルガ、向フデハ一寸モ有難クナイコトヲ非常  
 ニ親切ノ心積リデマツテオトル事ガ多過ゴルト言フ事ヲ  
 夫ノ時ニ言ツタ。夫レハ善意デハアルガ決シテ向ウニ対  
 シテ思慮ニナツテ居ラマ事ガ多イカラ。夫ノ英ハ夫張リ  
 コケラモ良ク考ヘテマツテマラネバイヤマト思ウテ居ツタ。  
 撤兵ニ就イテハ非常ニ手厳シク向フハ主張シテ居ツタ。文句  
 ツ書クモ例ヘバ治安回復後ニ撤兵スルト言フヲ「治安回復後  
 直ニ撤兵ヲ開始スルト改メ又更ニソレヲ「治安回復ト同時ニ  
 撤兵スルト言フ風ニ訂正ヲ要ボシタデマツタ。

裏面白紙

直ニ撤兵スレバ同時ニ撤兵スル事ト同様テハナイカト云フ  
テモ支那側ハ同時テナケレバ困ルコトナケレバ支那ハ納得セヌ  
ト云フ風ニ向ハ躍起ニナツテ居ル

唯向ウトシテハ重慶ト違フヲ日本占領シテ居ル地区ヲ裸テ  
武力モ何モナシテ談判スルコトテ非常ニ心細イモノナリデア  
ルコトヲ已々主張スルコトアルカラ向ウトシテハ相當ニ勉強ハシ  
テモ、ゴト私ハ思フテアル

經濟上ノ問題デモ資本ヲ出ヌ歩合ニ何ト言フテモ日本ト平  
等ハ嫌テアルト云フ。日本四九支那五一デナケレバドウシテモ  
聞カナイ。兎ニ月支那デモ、テアルカラ支那ガ過半数ヲトラ  
ナケレバイカスト云フ譯テアル

梅思平ナント云フ人ハ元來法律家デアルカラ支那ノ不利  
盛ニル様ヲ就イテハ一言一句随分手厳シク争フ様デ  
アル

例ハ鈔山ヲ開發シヨウト云フ事テ會社ヲ拵エルト云フト、會  
社ノ株ハ必ず支那ノ方が半分以上持ツト云フ

又コナリハ經濟侵略ト云フ意味ハハナク差當フテ軍事上  
ノ必要ヲ物資ヲ支那ニ仰ガネハテラヌガ將未日支ガ一緒ニ  
ツテ大陸ヲ開發スルコトガ適當デアル

シテ爲ニ日本ノ資本ヲ入レルナリ。日本ノ技術者ヲ入レルナリ  
シテ協力シテヤロウト云フ様ノ仕事ガ主張サレルトツレラ  
デモ兎ニ月支那ガ主体デアルト云フ事ヲ凡ニル機會日ニ言ヒマ  
シフ

裏面白紙

裏面白紙

日本陸軍ハ従来ハ自分國ヲ護ルニ于一杯デマツテ

日清戦争迄ハ守勢作戰詰テ防禦ヨリ外ニ計畫ガチカワラ

ニテ實ニ滑稽ナハ私モ後テ知ツテアルガ日清戦争ク始

ル時ニナリ初メテ出陣準備ヲ書キ始メテ居ル

勤員計畫兼作戰計畫ト云フ様ナモノヲ漸クコシラヘテ部隊

モトツテト聞キマシテ

ソウモ改メテ末ヲテ護リヨト云フ位ガシク時今ノ軍ノツラ

ソレガ朝鮮ノ問題デドウシテモ出ナケレバナラフナツテ末テ己ハ

得ズ出動シテ行ツテ勝フヲ漸ク片ガツイクガ良ク考ヘテ

見ルニ受身ヲハ逆モ戦ハ始メハツクス結局勝ヲナケレバ

戦ノケリハツクス

勝ツニハナラガ攻勢ヲトラナレバ勝テナリ

仕掛ケラレテ戦ハコナラガ改ラナケレバ只受ケテ居ルズア

テハ喧嘩ハ負ケテアル向ウガ改ワテ来レバコナラモ改テ返

スズケノ準備ヲシテオウケレバナラヌト言フテ攻勢作

戦計畫ガ出来セテトナツテ大陸ヘモ出ナケレバナラヌト

考ヘルヨウニナツテハズツ後テ日露戦争ナルモノモホシノ

一夜讀デ止ムヲ得ズナンナ計畫ヲヤツタワテアル

アカラ此迄ハ領土拡張為ニ軍ヲコシラヘルト言フ様ナ

Ref Doc 922

No. 9

頭ハ毛頭ナクツタ。自今ヲ以テ護ルガタリクナラザル。例  
 一、西軍、如キモ向テ軍艦ヲ来テ上陸スル場  
 合ニ防禦スルコト許リヤテオツクソレガコレハイカス  
 向テ来ルヲ待テオワタテハ自滅ヨリ外ナシ。戦  
 キハナルベクヤリタクアイガ戦ガ始マフヲハ出掛テ向  
 テ叩ク方法ヲ行ナサレバイカス。戦ノ目的ニ國ヲ護ルニ  
 アルガ護ル手段トシテハ相手ヲ毆ラセバオラヌト云フ事  
 ニテ今度ハ砲台ノ周圍ニ向テ上ツテ来ルヲ防クヨ  
 リハ向テ上ラヌ様ニシテ、コケラガ海ノ中テ叩クカ、或ハモ  
 ウ一步進シテ向テ陸ノ上テ叩クカ、コレヲコケラヘ上ツテ来  
 ナイ様ニシヨウト云フ計畫ニ戦法ガ変ワルコトハ戦法ノ  
 変化テ目的ハドウモ自國ヲ安全ニスルコトテアツクソノ  
 後外文上ノシリ押しシテノ軍備トク自國ノ利益ヲ  
 擁護スルガ必要トカ、或ハ國運ヲ伸張セルガ為  
 ニモ必要トカ、學理的ノコトハ色々アルガ日本陸軍  
 當初ハ極メテ消極的ノミデアツタ事ハ間違ヒナシ  
 滿洲事変ニシテモ滿洲事変ヲ最初カラ意圖シテオ  
 ヲク者ハ殆ドテ。滿洲ニ張作霖政権トテ握リ、  
 アソコニ資源ヲ融通シテモラフテ日本人ガニゲンヲ生キテ  
 行ケルヨリトイフ事ヲ主タツ。滿洲ノ大豆ノ必要セテ石  
 炭ガ必要トイフ事ヲ主タツ。領土的トク政治的  
 事云フ考ヘ方ハ毛頭ニテオラナカク、寧テ滿洲ガ又  
 那本部ヨリ禍ヲ受ケナイテ戦ニ申スナラ、安定シク狀

裏面白紙

ref doc 922

能心ヲツキ日本人ニ其居樂業ヲアシ得ルハコレニ越  
ニトハアイト方ハトコロキヤリ經ルニ從テ張任霖政權  
思フ様ニシテ吳レテウタ多日取初ノ約束ヨリ違フ鐵道ヲ架テ  
トカ架チンハ當然約東ガ違フト云々抗議ガ出ル支那人ト日本  
人トノ職業上ノ争ヒガツツ下ツテ又必ズ領事ト奉天政權トノ  
間ノ問題ニル。

リヨチ空木件ハ積リ積リ二百何十件トカ三百件トナリ感情ヲ  
悪クシタリシト色カアコトハアツタガ併シ日本トシテハコレアル  
ガ爲ニ直ニ滿洲ヲウツテラノミニシテニハト云フ様ト方ハカハ  
當時誰々ニシテ居ラアツカ

唯出先ノ多数日本人中ノ一部ハ間違テ考ヘテ持リタリ有  
キ居テ其態度カド遠ニ日露戦争ノ後ニ復テ一種ノ民族的  
ト云フ人種的ト云フカシテ優越感ガアツテヤヤンコロ扱イニスルコトガア  
ルテ向テ感情ヲ思ハス事ニテ得テ此ノ良ニテ天安價ノ  
優越感ノ爲ニ事ヲ誤シ保ナニトアツテハナツト思フテ大ニ悶  
係者ニ注意ヲ促シテツトセアツマシレ遠ニシテ出来ズ向フテ五テツテウ  
ニ都合ノ良キ様ニウツトイフ頭テ當時ハ指導セテオツカテ此ノ良  
ニ就テ外國人ハハドゥイフ風見テキカ實際ニ云フト此ノ戰ヲ始メタ  
ハ誰ト云フコトヲ調ベテ見ルト誰ガ本意ヨリ責任者カ分ランカ  
ト思フカウ結局空氣ガミテ拵ヘ上テメ今偉クウテ種ヲニテ

No. 10

居テ連中ノ方ニ見ルト皆空氣ヲ吹テツノ空氣中ノ役者ニ  
ナツテ舞臺ニ上テテ居ル誰ガアツテ云フカコウ云フコト云フ空氣  
結果ヲツクルカコウソノ外人ガ見テ又驚ウアラウト思フ  
日本人ガ見テ何ンカイトコトニナルカウツト思フ。可笑ニ  
下ラテイヌノテハアツト云フ事ニナルカ知ラヌト田心ス

23

23

24

六、日本陸軍ノ服従關係下級兵士ノ行為ニツキ上官ハド  
 コ迄ノ責任ガアルカト云フゾアルガ、茲的ニ八全シクキ  
 チント言ヘバ、平常軍隊内ニ於テ總テノ行動ヲ律  
 シテ責任ノ範圍ヲ決ムルモノハ軍隊内務令デアツテ兵  
 隊ハドウ、下士官ハドウ、中隊長、大隊長ハドウ、大  
 隊長ハドウ、各々ノ範圍ハサヤント決マツテ大隊長ハ部下ニ対シテド  
 ウイウツトヲスル、中隊長ハ中隊長ハ部下ニ對シテド  
 ハ戰時、時モ命令ガ上カラ出ス、命令ニ從フテ次、  
 者ハ自分ノスベキ事柄ニツイテ命令シテ居ルダカラ命  
 令ヲ受ケタ者ガ、通リ実行シテ居ルハ責任ハソノ命  
 令者ニアルコトハ間違イナイ、併シテ命令ニ逸脱シタ任  
 事ヨシタ時、責任ハ上官ニアルカド、カコレハ余程問題  
 ダト思フ。命令ニ反シタコトヲツタ場合ハ、部下ハ四罰  
 セルベキデアル。上官ノ監督不行届トイフコトハ或ル  
 程度ハ問題ニヨツテハ、其ノ責任ヲ負フゾアルケレド  
 モ、命令違反ノ行為者ト同罪トイフコトハ何トシテ  
 モ言ヘナイト思フ。唯軍隊ニ独断專行ト云フ言葉  
 ガアル。コレハ独断ニツトアルコトガ必要ダト思ハウトキニ  
 アルコトデアル。部下ガ自分丈ケテ考テ之ハ軍令命令ハ  
 ナクモアツタト同様ニ軍令ノ目的ニ合スルモノト判断  
 シテ独断專行ニツイテモ限ラヌ。併シテ作ラソレハ結  
 果ガ必ズ上官ノ意圖スル範圍内ニ於イテ、ソノ柄  
 デオケレバナラヌ。コウイフコトニ解釋サレテ居ル  
 ダカラ独断專行ヲ許サレテ居ルカラ何デモナツテソレ

24

裏面白紙

ハ皆上官に責任ニテカト云フソウデハナイ。命令ハ下ラ  
 テイガ、突発ノ出来事ヲ起シテ命令ヲ受ケル間ガナイカラ  
 アルト云フ場合ハ自分ノ責任ヲヤルル。若シ同違イガアル  
 バ上官ノ責任デヤリ。自分ノ責任アルトイフコトコロデ独断専  
 行ガキケツト決ムラシテ居ルソノ他ハ命デラシタコトヲヤルノガ  
 部下ノ責任アルト思フソウデナイト何デモカテモ皆上人ガ  
 責任ヲ負マコトニナルソウイフコトハナイ。ソノ代リ上官ガ同  
 違ツタ命令ヲ下シタトキ部下ガソレニ従ツテ同違ツタコトヲシ  
 タトキハ、命ジタ人ガ責任ヲトルコトハ、ハツキリシテ居ルト思ハル。

七、残虐行為ニツイテハ、常識カラ言フサウ考ヘラレナイコトデ、  
 軍人精神ヲ十分ニ軍隊ガトリ入レバソノナコトハアリ得ナイ  
 ト思フ。残虐行為ソノモトガ現場デ行ワレルトキ、ソノ直屬  
 ノ上官ハ監視ノ責任ヲ持ツカモ知ラヌガ、平々常々ノ教育デハ  
 思イモヨラヌコトニ至リ。責任ヲ持タセラレルカドウカ、アアイフコトモシ  
 テハナラヌ。コウイフコトモシテハナラヌト教育スル中ニ残虐行為ノコ  
 ト迄モ教育スベキカドウカ、コノ頃、校ヲリ、書証ヨ見ルト、随分非  
 道事ナ書イテアル。コトヲヨ日本人ガヤツタノカト思フト、突ニ不  
 思議ヲレヨウガナイ。コレガ若シテ、突デアツタラ、顔ヨオウベキヲ、柄デ  
 アル。ソレデハ新秩序モヘケマモアツタモノデハ、ナイト云フ、負持ガスル。侍シ  
 作ラフレハドケラカト云フト、知識ノナイ者ガナルコトダカラ、ソノ者モア  
 ルカモ知レナイガ、突ニ此面スルヨウイ事、例バカリテ、ソノチコトハヤツ  
 テハナラヌゾト云フヘキコトカドウカト思フ。位デアル。従来戦  
 争デ負ノ直ツテイル、切ニハ箱々モスレバ、コカツ、バライトカ、婦女子  
 ノ凌辱トイフコトガ有勝ケナ事デ、ソノコトハマカリナラヌゾ  
 ト云フコトハ、随分ハ釜シク言ツテオルト思ハス。

裏面白紙

レカシアノヨウナ思イモヨラナイ残虐ナコトヲヤツテイルトシテモ  
 ソウイウコトニ就テ迄一々列擧シテ注意セネバナラヌカトウカ  
 ソノ辺ハ実ニ難カシイ。ソウイウコトヲ事實言フト兵隊ノ人格  
 ヲ非常ニ無視シタコトニナル。古イ話シデアルガ私ハ「レバヤ  
 去兵ノ時、名古屋聯隊長テ出テ行ツタ。ソノ時私ハ少レ  
 感ズルトコロガアツタカラテモアルガ今度ムテ行クノハ列國  
 環視ノ中テシカモ外國ノ兵隊モ出テ居ル中へ行ツテ正々  
 堂々ト日本軍隊ノシナケレバナラヌ又任務ヲヤルノデアルカラ。一兵  
 卒ト雖モ國ノ名譽ヲ背負フテ居ル外交官ト思ヘソノ  
 ノメニハ一擧一動ナルホド日本ノ兵隊ハト思ワレルヨウニシ  
 ナレバナラヌ。ソノクメニ多少ハ世間ヲ飾ルヨウニモ見エ  
 ルカ第一外套ヤ「ズボン」ノ「ポケット」ニ手ヲ入レルコトハナラヌ  
 姿勢ヲ直シテ端正ト動作ヲ持シテオレ。敬礼ハモットモ  
 嚴肅ニヤレ。普通ハ休ニテ居ル時ハ上官カ通ツテモ敬礼  
 セヌテモ良イ様ニナツテ居ルガ。苟シクモ上官ヲ見タナラバ自分  
 カ休ムコトヲ許サレテ居ル時、デモ立ッテ敬礼スルハ掛テ總テ  
 ヤラナケレバイカヌ。ソレハヒトリ上官許リテタク支那人ニモ其  
 他ノ者ニ対シテモソノ心掛デヤラナレバナラヌト言ツタ。向ヘ  
 行ツテカラモ往來ヲ歩イテ居ル兵隊ノ中ニ寒ムソウナカ  
 コウヲシテ歩イテ居ル者ヲ見付ケルト。當時馬止デ長イ  
 「ムチ」ヲ持ツテ居リマシタカ「コラ姿勢カ悪イゾ」トソシテ注  
 意ヲ與ヘタ。他ノ兵隊ノ將校デモ変ナカツコウヲシテ居ルト  
 「君ソノ形ハマズイゾ」トヤツタ。ソノ代リ私達ノ者デ不都合ナ

裏面白紙

裏面白紙

Defence Doc 922

君チアタラシク... 應ナク捉ヘテ直シテ知ラセヨイタイト云フ  
事ラ他ノ 隊ノ人ニモ申シ出テ置イタ 大体心掛ハソレ位ニシテ  
置ケバ兵隊モ多クハ息ヲ付ケルコトアル ソレ強 姦スルヲヤレ  
何ラスルナトハ言ヘナイモ、デアルコトハ上官ノ一ツ、ヤリ方ネ、ソレ迄  
ニテモ悪イコトヲシタ兵隊カアツタ場合ハソノ上官モ同罪ト云  
フノハドウカト思フ 命令ニ交シテ部下カヤツタコトニ対シテ上  
官カ志ク責任ヲ持ツナケレハナラヌコトハ改米人ノ頭カラ言リ  
ラ受テ取リテイト思フ 左様ト部下ヲ持ツテ居ツタコトハ誠ニ相済メ  
コトダトイワノハ、日本テ良ク言フ他ノ人ニ対シテスル一ツノ 挨拶ナラデ  
ルカソノ挨拶ヲ直ニトナシケルコトニナレバ子供ノ喧嘩テ何時モ親  
カ罰セラレネバナラヌコトニナル

八軍隊ノ教育ニイテハ教育總監ガ方針ヲ發動シテソノ實現法  
ニイテハ師團長以下カソノ各々定メラシタ範圍内ニ於テヤル  
ソレデソノ定ノラシタ範圍内ニ於テノ職責ヲ果スト云々様ニ解釋  
スレバ責任ノ及ブ範圍ガ事柄ニヨリテ皆決ツテ来ルデアハナイカト思フ  
昭和二年一月二十日

於東京都杉並区下高井戸一丁目八十八番地  
阿部 信行

10.14

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓言シ且ツ署名捺印シタルコトヲ  
証明シマス

同日同所  
立會人 國分 友治

27

27

8

28

No.15

Defence Doc. 922

宣  
誓  
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ速ヘ何事ヲモ黙秘  
セヌ又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓言フ

阿部信行



28

29

裏面白紙

極東國際軍學裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣審口述卷

供述者 西 兵 壽 造

1

22-9-26 (4)

DEF LOC # 364

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣審ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

一、私ハ明治十四年十月三十一日鳥取縣鳥取市ニ生レ本年六十七歳現住所ハ東京都府布風町六十七番地デアリマス

二、明治三十三年陸軍ニ入り同三十五年陸軍士官學校、同四十三年陸軍大學校ヲ卒業シマシタ、陸軍省、陸軍大學校、教育總監部等ニ勤務シ昭和四年八月歩兵第三十九旅團長、同五年八月陸軍省軍事調査委員長、同七年三月少謀本部第四部長、同九年三月關東軍參謀長、同十一年四月參謀

29

裏面白紙

DEF 100 # 364

次長、同十二年三月近衛師團長トナリマシタ、昭和十二年九月ヨリ第二軍  
司令官トシテ北支ニ在リ同十三年五月教育總監兼皇族事務官ニ轉ジ同十四  
年十月支那派遣員總司令官ニ就任同十六年三月皇族事務官トナリ備邊シ昭  
和十八年五月皇族事務官ニ就任シタ

昭和十九年七月カラ同二十年八月マデ東京都庁官ニ在任シマシタ

三、私ハ大正十五年四月カラ昭和四年七月マデ教育總監部第一部長トシテ防  
務シ昭和十三年五月ヨリ同十四年九月マデ教育總監ノ職ニ在リマシタ

皇軍教育ノ教育ハ軍隊教育令、各兵ノ操典、教範、皇族内務令等ニ據ツ  
テ行ハレマシタ、其目的トスル所ハ教練、振奮其他ノ兵營生活ヲ通ジテ軍  
人精神及軍紀ヲ涵養スルコトヲ主眼トシ皇國強及武技ニ習熟セシメテ國家  
防衛ノ任務ヲ全クシ得ル國情ニ因リ且精練ナ軍隊ヲ養成スルニ在リマシタ而  
シテ軍人精神トハ軍人勲章ニ懸示シテ所ノモノヲアリマス

教育總監部ハ皇軍ノ教育ニ關スル要綱ヲ企畫シ其進歩ヲ圖ルコトヲ任ト  
シ各種ノ學級ガ之ニ根據サレテ行ハレマシタ、學校ハ將校及下士官トナルベ  
キ者ヲ養成スルモノト、各兵種ノ幹部ヲ教育シ且皇國強及武技ニ關スル研  
究ヲ爲スモノトニ大別サレマス即チ教育總監部ノ主要ノ業務ハ皇軍教育令  
各兵種ノ操典、教範ヲ定メテ皇軍ノ訓練スベキ所ヲ示シ、學校ノ教育、研

裏面白紙

究ニ成ツテ初級幹部ヲ養成シ又幹部ノ技能ヲ向上シテ軍隊教育ノ進歩ヲ  
 促進スルト共ニ各兵種ノ編制法及教育ノ改善ノ為材料ヲ求メルコトニ在  
 リマシタ但シ何種ノ教育例ハバ上級作戦ニ關スルコト、且ノ作戦ニ關ス  
 ルコト或ハ參謀將校ノ教育ノ如キハ要領本統、精兵、經理官、且、以  
 實毎ノ教育ハ關立省ノ管掌スル所デアリマシタ、又航空兵ノ教育ハ航空  
 總監部ノ管掌凡テ其管掌スル所トナツタノデアリマス

且戰線成ノ責任者ハ師團長デアツテ教育總監ハ師團長ニ對シテ教育ニ  
 關シ指示ヲ與ヘルコトガ出來マスガ實際ノ範圍ハ行ヒマセンデシタ、又  
 此指示ハ只地ニ在ル且ハ及バナカツタノデアリマス、尙歩兵以外  
 ノ兵種專門ノ教育ニ付テハ教育總監ニ對シテ各兵種ガ其進歩發達ヲ圖  
 リ當該且際ヲ豫圖シマシタ

各兵ノ操典ヲ編纂スルニ當ツテ採用サレタ戦具及戰術ノ根本原則ハ良  
 良裝備ノ軍ニ對シ我可能ノ發揚ヲ以テ戰フコトヲ基準トスルコト、任務  
 ノ達成ハ常ニ振動、攻勢ニ依ツテ之ヲ解決スルコト即チ戦國ニ當リ防禦  
 フ行フハ狀況眞ニ止ムラサレサル場合ニ限り攻勢精神ヲ最高度ニ發揮スル  
 コト、諸兵種ノ戰術能力ヲ一體的ニ綜合發揮スルコト等ガ其主ナモノデア  
 アリマシタ、是レハ我軍ガ物質的敵力ノ發揚ニ大ナル制約ヲ受ケルコト

REF DOC # 264

裏面白紙

DEF DOC # 364

又防禦ハ我國民性ニ適合シナイトイフコトカラ來テ居ルノデアリマス此  
 根本精神ハ自衛以テ後制定サレタ操典以來變リハナイノデアリマス、從  
 ツテ軍隊教育ニ於テ精神教育ニ最モ重キヲ置キ精兵主義ヲ強調サレタコ  
 トハ嘗フマアモアリマセン而シテ軍事ノ進歩ニ伴ヒ軍隊ノ教育ハ益々發  
 達多岐トナリ他區在營年限短縮ノ要請ニ迫ラレタ爲幹部ノ技能向上、兵  
 ノ分業教育、教育施設ノ改善、教育法ノ改善等ニ依ツテ精兵主義ノ貫徹  
 フ期スルト共ニ一且茲ヘ且成フ一トイフコトガ強調言及セラレマシタ  
 私ノ教育總監在任中ハ軍隊教育ノ方針ニ何等ノ變更ヲ加フルモノハナ  
 カツタノデスガ支那發展ノ實情ニ徴シ大隊長級以下幹部ノ技能十分デナ  
 イコトガ著明デアツタ爲此等幹部ノ技能向上ニ努力ヲ傾注シ又數ヶ月ノ  
 教育ヲ假テ各地ニ派遣セラルル兵ニ對シテハ体力氣力ノ養成ト基礎的  
 事項ノ教育ヲ徹底セシムルコトヲ方針トシ指導シタノデアリマス  
 教育總監ハ慣習上内閣總辭職ノ場合ニ後任隨ニ大臣ヲ推薦スルモノデ  
 アリマスコレガ教育總監ノ唯一ノ最高任務デアリマスガ其ノ他ニ何等ノ  
 任務、軍政ノ計畫遂行ニ與スル權限ハナイノデアリマス尙教育總監  
 ハ大本營會議ニハ列席スルコトハアリマセン

四、江蘇參議官ノ職務ハ天皇ノ諮詢ヲ待ツテ參議會ヲ開キ重要職務ノ諮詢

32

裏面白紙

ニ應ズルガケデアリマシテ何等積福的ニ自務ノ計畫總行ニ口與スルコト  
ハアリマセン且等位官ノ地位ハ益クノ剛職デアツテ大不營會觀ニモ列  
席スルコトハアリマセン

一九四七年一月十七日於東京監獄

店 尾 掃 遣

右ハ當立會人ノ面前ニテ直書シ且署名シタルコトヲ觀賜ス

同日於尚所

立會人 白 分 友 治

DEF DOC # 364

33

裏面白紙

EXHIBIT

22 高橋

Handwritten notes on a slip of paper, including the number 22 and the name 高橋 (Takahashi).

昭和二十二年八月十四日 於 東京

第一復員局文書課長 美山 要蔵

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於 同所

立會人 飯馬 伊三郎

34-1

ヘル證明書  
部長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ  
成ル軍隊教育令第一節ト口スル印刷物ハ日本政府ハ

22 書稿

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ一四〇頁ヨリ成ル軍隊教育令第一號ト題スル印刷物ハ日本政府（陸軍省）ノ編纂ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月十四日 於 東京

第一復員局文書課長 美 山 眞 藏

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立 會 人 飯 馬 伊 三 郎

34-1

第二百五十二

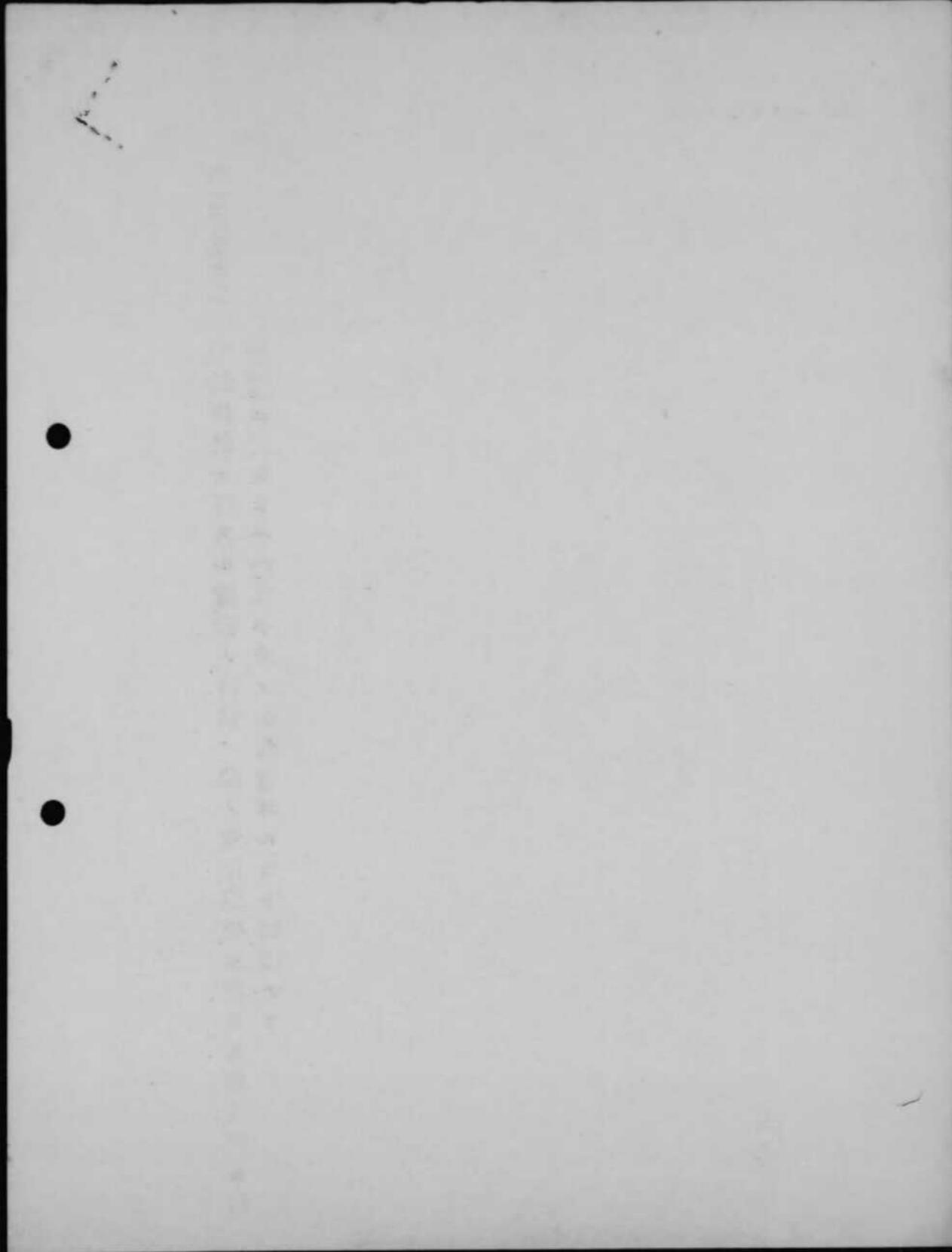
内地住民ニ對スル威徳ノ發揚、敵ノ宣傳謀略ニ對スル處置並ニ防  
防謀ニ對シテハ機會ヲ求メテ教育スルコト緊要ナリ

第六十

衛科ニ伴ヒ典令範中必要ナル事項ヲ豫備シ其ノ趣旨ヲ了解セシメ以  
テ衛科ノ進歩ニ資スルヲ要ス尙教育ノ對象及其ノ程度ニ應ジ内務、  
軍人ノ階級及服制、禮節整備、衛戍勤務、兵器、馬車、被服、他兵  
種ノ性能、防禦、預想敵軍ノ特性、勳章、徽章、軍賞、刑罰、行  
生法及救急法、在郷軍人ノ心得、赤十字條約其ノ他必要ナル事項ニ  
就キ所要ノ事項ヲ教育スベシ總テ之ヲ學科ト稱ス

各級指揮官ハ部隊ノ特性就中其ノ編成、素質等ヲ考慮シ出征ノ當初  
ヨリ即エズ軍紀ノ要點ヲ注視シ其ノ操作ヲ固ルヲ要ス而シテ幹部以  
下ニ對シテ軍紀指揮ノ要點ナル所以ヲ反復勉勵セシメ且幹部自ラ率先  
垂範ニ勉ムルハ軍紀操作ノ爲必須ノ要件ニシテ又服制ノ嚴肅、態度  
行動ノ嚴正就中職務ナル敬禮ノ勵行ヲ期スルハ軍紀ヲ整肅スル爲首  
要ナル手段ナリ

職役間ニ於テハ果次ニ互ル幹部以下ノ補充ノ爲軍紀維持ノ弛緩ヲ來  
ス虞アルヲ以テ各級指揮官ハ部下ヲシテ威儀ニ伴ヒ禮、節ヲ強化  
スル如ク指導スルコト緊要ナリ



Ref No. 1023

22-8-26 (C)  
 22-8-26 (C)  
 (本件 26 号)

從軍兵士ノ心得拔萃

第一編 (一般ノ心得)  
 第二編 (軍紀風紀ニ就テ)

昭和十四年十二月  
 大本營陸軍部

表

17

Ref Doc No. 1023

從  
軍  
兵  
士  
ノ  
心  
符  
拔  
萃

第一編（一般ノ心符）  
第二編（軍紀風紀ニ就テ）

昭和十四年十二月  
大本營陸軍部

36

表

37

裏  
面  
白  
紙

一、戦地ニ於ケル敵意ナキ支那民衆ヲ愛護セヨ

無事ノ民ヲ苦メズ弱者ヲ憐ムノハ我が大和民族古來ノ美風デアル、況  
 シヤ今次ノ聖戦ハ支那民衆ヲ敵トシテ居ルノデハナイ、抗日容共ノ變  
 民政府ヲ懲滅シテ無事ノ支那民衆ヲ救恤スルノ方目的デアアル、彼等ヲ  
 シテ皇恩ニ浴シ得ル程ニシテヤラネバナラヌ、吾一ニモ理由ナク彼等  
 ヲ苦メズゲル程ナコトガアツテハイケナイ、武器ヲ捨テテ投降シタ  
 處ニ對シテモ侮ムコトアル、特ニ婦女ヲ姦シ私財ヲ掠メ或ハ民衆ヲ誑モ  
 ナシニ策クガ如キコトハ絶對ニ避ケネバナラヌ、斯クノ如キ行爲ハ嘗  
 ニ吾等民族トシテ列強ノ禮ヲ買フバカリデハナク彼等支那民衆ヨリハ  
 未嘗永劫迄モ恨ヲ受ケ、假令健闘ニハ際ツテモ聖戦ノ目的ハ達シテ又  
 コトトナル、「掠奪強姦手次第」ナドト云フ言葉ハ「兵ハ兇器ナリ」  
 ト稱スル外國ノ軍デハイザ知ラズ、神國デアリ神武デアル皇朝ノ軍テ  
 ハ何辭ニアリヤヌコトデアアル、萬一ニモ斯クノ如キ行爲ヲナスモノガ  
 マツタナラバ之レ不忠ノ臣デアアル、聖陣トシテ拏セナバナラヌ、相  
 シ支那ノ戦場ニハ便衣兵ノ活動ガ旺ンデアルカラ油断ハ禁物デアアル

裏面白紙

明治天皇御製

國のためあだなす仇はくたくとも

いつくしむべき事を忘れそ

又謂モナク無間ニ誤レル優越感ヲ振り廻シテハイケナイ彼等ト雖モ民  
族トシテノ矜持ガアラウ否彼等ハ特ニ面子ヲ重ンズル國民デアルカラ  
ヤタラニ威張り散ラシタノデハ彼等ヲ殺服セシムルコトハ出来ナイ、  
宜シク彼等ノ人格ヲ尊重シ之レヲ安護スルノ大國民の大度量ヲ以テ彼  
等ニ接シ自然ニ我々ニ兄事シ師事シ遂ニ求メズシテ心カラ服スル様貌  
切ニ導クコトガ必要デアル。

二、戦地ニ於ケル第三國人ニ對シテ正々堂々タルト共ニ其ノ  
名譽財産等ヲ尊重セヨ

一視同仁ハ我が國傳統ノ道德デアル、弱キヲ強クシ強キニアルガ如キハ  
武士ノ恥デアル、白哲人種ダカラト云ツテ卑屈ニナル必要モナケレバ  
黒色人種ダカラト云ツテ侮蔑スル事モナイ、一視同仁、正々堂々大驍

裏面白紙

民トシテ擬シキ日本精神ノ眞髓ヲ示スベキデア  
 等々三、人ハ尊厳ノ爲メ階分違懸ヲ許ツテ居ルコトデアラウカラ彼  
 等ガ敵對行爲ヲセズ限リ同情ト親切トヲ以テ之ヲ過シ、作戦上妨ゲナ  
 キ限リナルベク彼等ヲ保護シ且違懸ヲ許ケス良心持クベキデア、諸  
 モナク其ノ生命財產ヲ傷ケ、其ノ權益ヲ犯シ、或ハ其ノ國旗ヲ侮辱ス  
 ル等ノコトガアツテハナラヌ、新タノ如キハ野蠻行爲トシテ皇軍ノ名  
 譽ヲ毀クルノミナラズ、徒ラニ盟條關係ヲ紛糾セシメ國體遂行ヲ妨害  
 スルモノデアツテ誠ニ不忠ナルモノト云ハネバナラヌ

三、掠奪ノ罪

掠奪ハ戰場ニ於テ最モ陥リ易イ犯罪デア  
 掠奪トハ戦地ノ住民ガ我ガ軍ノ威力ニ怖レテ無抵抗デアルカ或ハ避  
 難シテ居ルノニ乗ジ其ノ住民ノ財產ヲ私慾ヲ充ス爲ニ奪ヒ取り又ハ  
 戰場ニ於テ戦死、傷病者ノ衣類其ノ他ノ財物ヲ擄奪スルコトデア  
 内地ナラバ強盜ヤ窃盜ヲ罰セラレルノデア、戦地ニ於テハ特ニ  
 軍刑法ノ掠奪罪トシテ一年以上十五年以下ノ懲役ヲ科セラレルデア

裏面白紙

尙於奪ノ板會ニ婦女ヲ強姦シタリ又ハ人ヲ殺傷スレバ七年以上ノ懲役  
トナリ重キハ死刑ニ處セラレルノデアアル、勿論上官ノ命令ニ依リ軍隊  
ノ必要トスル品物ヲ住民ヨリ徵收スルコトハ許サレテアルコトデアアル  
ガ元來徵收トハ徵收ノ權限ヲ附與サレテ居ル者方宜ニ必要ナルモノヲ  
代價ヲ拂ツテ任氏カラ提供サセルノカ本旨デアツテ住民方悉ク難儀シ  
テ居ル爲ニ代價ヲ拂ハヌ場合モアルガ私慾ヲ目的トシテ強姦シタリ切  
取シタリスルモノトハ其ノ精神ニ於テ全然異ルモノデアアル、形ガ似マ  
ルカラト云ツテ徵收ニ名ヲ藉リ又ハ徵收ノ序ニ私慾ヲ充スガ爲ニ任  
民ノ金品ヲ徵收スルガ如キ所謂掠奪ハ強ク戒メネバナラヌ

裏面白紙

文書成立ニ関スル證明書

自分ハ復員局第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セル日本書ニ依リ印刷セラレ八十頁ヨリ成ル從軍兵士ノ心得ト題スル印刷物ハ大本營陸軍部ノ編纂發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年三月二十日

於東京

第一復員局文書課長 美山 聖彦

右署名捺印ハ自分ノ親筆ニ於テ爲サレタモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人

今成 孝太郎

41

裏面白紙

高橋

支那軍紀及携行物件ノ指導取締ニ關スル軍令第一〇七九號

支那軍紀及携行物件ノ指導取締ニ關スル軍令第一〇七九號  
次官ヨリ中支派遣軍、北支方面軍、朝鮮、臺灣軍參謀長及近衛、第十一師團參謀長、留守第三、第五、第六、第九、第十、第十四、第十六師團參謀長並ニ第一、第二、第四、第十二師團留守參謀宛通牒

追テ別紙參考ノ爲送付ス

左記

一 軍紀風紀及携行物件ノ指導取締ノ真意ハ徒ラニ尊犯ヲ摘發ヤントスルモノニ非ラスシテ名譽アル將兵ヲ保護シ其ノ武勳ニ有終ノ美ヲ發揮ヤシメ以テ軍全般ノ名譽ト殿信トヲ昂揚ヤントスルニ在リ然ルニ其ノ真意ヲ誤解シ徒ラニ取締官意ヲ誹謗シ或ハ隱蔽シ或ハ不正入手物件ヲ他人ニ托シ又ハ送付スルモノアリ

高橋

支那尋獲ヨリ歸還スル軍隊及軍人ノ軍紀風紀及携行物件ノ  
指導取締ニ關スル件（昭和十三年四月八日  
陸支密第一〇七九號）

次官ヨリ中支派遣軍、北支方面軍、朝鮮、臺灣軍參謀長及  
近衛、第十一師團參謀長、留守第三、第五、第六、第九、  
第十、第十四、第十六師團參謀長竝ニ第一、第二、第四、  
第七、第八、第十二師團留守參謀宛通牒

支那尋獲ヨリ内地へ歸還スル軍隊軍人ノ軍紀風紀及携行物件ノ指導取締ニ關  
シテハ茲ニ昭和十三年陸支密第四八三號、同第四八四號及同陸支密第四九三  
ニヨリ夫々依命通牒シアル所先般歸還ナル軍隊ノ實跡ニ鑑ミ將來特ニ左記ノ  
點ニ留意シ指導相成度重ネテ依命通牒ス  
追テ別紙參考ノ爲送付ス

左記

一 軍紀風紀及携行物件ノ指導取締ノ真意ハ徒ラニ專犯ヲ摘發セントスルモノ  
ニ非ラスシテ名譽アル將兵ヲ保護シ其ノ武勳ニ有終ノ美ヲ發揮セシメ以テ  
軍全般ノ名譽ト殿信トヲ昂揚ヤントスルニ在リ然ルニ其ノ真意ヲ誤解シ徒  
ラニ取締官意ヲ誹謗シ或ハ隱蔽シ或ハ不正入手物件ヲ他人ニ托シ又ハ送  
スルモノアリ

裏面白紙

二 歸還セシメラルル軍隊ノ軍紀風紀ノ指導取締及携行物件ノ取締ハ軍隊指揮官ニ於テ其ノ責ニ任シ憲兵ハ軍隊指揮官ノ要求ニ應シ之ニ協力スルヲ本則トシ憲兵獨自ノ見解ニ基キ自主的ニ検査等ヲ實施スルハ特殊ノ場合ニ限ルノ主旨ナルニ拘ラス總テ憲兵ニ一任シテ顧ミス容ロ不快ノ念ヲ以テ憲兵ノ検査等ヲ傍觀シアルモノアリ

三 歸還スル軍隊及軍人ノ携行物取締ハ平素ニ於ケル精神教育ト適時實施スル検査等ニヨリ之ヲ實施シ得ルモノナルニ拘ラス軍糧保護上乘船前ニ於テハ歸還ノ事ヲ知ラシメ得サルヲ以テ實施不可能ナリト做シ何等取締上ノ處置ヲ講セサルモノアリ

四 兵ニ對スル取締嚴ナルニ反シ幹部ニ對スル注意疎慢ナルモノ或ハ幹部ニ於テ自ラ進ンテ上官ノ検査ヲ受ケ範ヲ下ニ示サントスルノ著意ニ缺クルモノ或ハ數回検査ヲ實施スルモ其ノ方法的確ナラス爲ニ豫期セサル不正事件ヲ生セル等アリ

五 又一般ニ司令部、本部等ノ所屬ノ者ニ對スル注意不十分ナリ

五 除荷物又ハ公用行李中ニ私物特ニ不正又ハ不正ナリト誤解セラレ易キ物件ヲ入レアルモノ相當多シ是等ハ梱包後開梱検査ヲ實施スルコトハ自他共ニ不利不便ナルヲ以テ原駐地ニ於ケル梱包ノ際軍隊指揮官ノ責任ニ於テ十分之ヲ取締ルノ要アリ

43

裏面白紙

又荷物ノ現況ヲ明ニシ途中ノ輸送ヲ便ニシ紛失ヲ防止スルト共ニ取締ヲ容  
 易ナラシムル爲梱包ノ総數及其ノ内容ヲ明ニスルハ最モ適切ニシテ且必要  
 ナル處置ナリ

六 原隊又ハ動員、編成擔任部隊ニ歸還後尙不正物件ヲ所持シ或ハ除隊後不正  
 品ヲ買却セントスルモノアリ原隊等へ歸還後除隊迄ノ間ニ於テ更ニ検査ヲ  
 重ヌルヲ要スルモノアリ

七 内地歸還ニ當リ土産品ヲ購入セントシ無益ニ金錢ヲ徒費スルモノアリ

裏面白紙

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ三頁ヨリ成ル外地ヨリノ歸還スル軍除及軍人ノ軍紀風紀竝ニ携行送送又ハ托送スル物品ノ取締指導ニ關スル参考ト題スル印刷物ハ日本政府（陸軍省）ノ編纂ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月十四日 於東京

第一復員局文書課長 美山 要藏

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 齋 馬 伊 三 郎

裏面白紙

高橋

幹部候補生選抜、嚴選主義で進む

今年から納金制厳止

(東朝八、十一、五)

本年から初めて納金制度を厳止して行はれる。陸軍幹部候補生の選抜方法に就いて陸軍當局では昔以來慎重研究中であつたが、今々決定を見、陸相から各師團へ密令を以て幹部候補生採用数と共に通達した。此新制度による選抜要領は本年以兵徴査の結果入營する幹部候補生有資格者總數約一萬三千名中から甲(幹部候補者)、乙(下士官候補者)合せて六千名を選抜する。甲は所屬隊將校全員を以て審査し衆目の可と認めらるもの、中から更に嚴選する、この採用時期は入營後六ヶ月後である。乙は有無等を考慮して次の如き順序で採用の決定をなす。

幹部候補生選抜要領(昭和十一年)

甲、所屬隊將校全員を以て審査し衆目の可と認めらるもの、中から更に嚴選する、この採用時期は入營後六ヶ月後である。乙、有無等を考慮して次の如き順序で採用の決定をなす。

以上

高橋

幹部候補生選拔、嚴選主義で進む

今年から納金制厳止

(東朝八、十一、五)

本年から初めて納金制度を厳止して行はれる陸軍幹部候補生の選拔方法に就いて陸軍當局では昔以來慎重研究中であつたが、決定を見、陸相から各師団へ密令を以て幹部候補生採用数と共に通達した、此新制度による選拔要領は本年以兵検査の結果入營する幹部候補生有資格者總數約一萬三千名中から甲(將校候補者)、乙(下士官候補者)合せて六千名を選抜する筈で入營三ヶ月後に試験を行ひ、此に入營前の状況、入營後の状況等に精神的方面、兵器操御力の有無等を考慮して次の如き順序で採用の決定を下さすものである

甲種幹部候補生の採用は所屬隊將校全員を以て審査し衆目の可と認めらるもの、中から更に嚴選する、この採用時期は入營後六ヶ月後である  
以上の如く從來の幹部候補生制度に比して今回の新制度は非常な嚴選主義である

裏面白紙

然して陸部候補生として採用された者の在營年限は一ヶ年（其の他は一般兵に同じ）で乙種は退營の際豫備役伍長に、甲種は軍曹の資格で除除し除隊後三年目の召喚を終つた除初めて士官の資格を與へられるものである

裏面白紙

22-8-26. (9)

LLF LOC # 290

福 原 勲 際 通 泰 報 判 所

五 米 利 加 會 泰 報 宣 時

詞

荒 木 貞 夫 其 他

宣 告 供 述 書

供 述 者

天 尾 隆 雄

自分説教團ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ヅ別紙ノ讀リ宣讀ヲ終シタル上  
次ノ如ク供述試シマス

裏面白紙

- 一、私ノ姓名ハ天島崎ヲアリマス
- 二、私ノ現住所ハ東京都中野區上町四丁目五番地アリマス
- 三、私ノ生年月日ハ大正九年二月四日アリマス
- 四、私ノ履歴ノ要略ハ次ノ通りデス
- 昭和十五年五月 任 陸軍少尉 補 陸軍第八師隊附
- 昭和十六年八月 任 陸軍中尉
- 昭和十七年一月 補 陸軍第八師隊中隊長
- 昭和十八年四月 補 陸軍少佐 陸軍士官学校砲兵生徒隊附
- 昭和十八年十二月 任 陸軍大尉
- 昭和十九年十二月 補 陸軍少佐 陸軍士官学校砲兵生徒隊
- 昭和二十年六月 任 陸軍少佐
- 昭和二十年七月 補 陸軍第八師隊第十七大隊長
- 昭和二十一年三月 補 第一師隊附
- 五、私ハ濱州師団仕丹江營隊員ニ任ぜられた中、昭和十六年、陸軍第一師  
隊附トシテ日本陸軍ニテ奮力シ三二頁ヨリナル女學ヲ修了ス

- 1 -

49

DEF DCC # 290

裏面白紙

LEF D 00 R 290

ヨリ配布セラレマシタ。之ハ以中全員ニ記荷セラレ熟讀シテ當之ヲ服  
膺スル誠ニ上司ヨリ指示命令セラレマシタ、私共ハ朝夕又ラ精勵シテ  
シテ其ノ内容ノ賞感ニ努メマシタ。  
其ノ後私ハ中級トナル部下將兵ニ訪問並ニ其ノ進ヲ要求シ且一週ニホ  
一同精練訓練ヲ實施シテ其ノ習熟ノ普及ニ努メマシタ  
私ノ在任シタ内務諸事概ニ於テモ合意ニ感得朝ヲ提ケ其ノ清静ノ環境  
ニ努メテ応リマシタ。

50

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）一月二十三日於東京

倣島岩 天 島 嶺 嶺

石ハ管立官人ノ重前ニテ宜シ且ツ書名齊印シタルコトヲ職員  
シマス

- 3 -

同白 於同所

立管人 職 署 官 署

51

DEF LOC n 290

裏面白紙

111F 100 / 290

ト心ニ從ヒ眞實ヲ施ケ御給ヲモ試前セズ又伊絲ヲモ附亦セザルコ  
トヲ 附フ

眞 實 御

(印名)

天 島 傳 錄

52

裏面白紙

Handwritten notes and stamps on the left side of the document, including a large 'X' at the top, a date '22-8-26 (10) 178', and a stamp 'LE. LOC F 844'.

本管領ハ助懸ノ被擧ニ相繼ナイコトヲ證明スル

昭和二十一年十月八日

第一復員局文書課長

美 田 真 誠

53

1

裏面白紙

勅 諭 (抜萃)

一 軍人ハ禮儀ヲ正クスヘシ凡軍人ニハ上元帥ヨリ下一卒ニ至ルマテ其  
 間ニ官職ノ階級アリテ統屬スルノミナラス同列同級トテモ停年ニ新  
 請アレハ新任ノ者ハ舊任ノモノニ服従スヘキモノゾ下級ノモノハ上  
 級ノ命ヲ承ルコト實ハ直ニ朕カ命ヲ承ル義ナリト心得ヨ

(以下關係ナキニ付省略ス)

明治十五年一月四日

御 名 御 璽

2

64

LEF 100 fr 044

裏面白紙

55-1  
No. 1

27  
Def Doc 1261

高橋

文書ノ出所並ニ成立ニ関スル証明書

自分、美山要藏ハ才一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナ  
ル処、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレニ頁ヨリ成  
ル讀法ト題スル書類ハ日本政府(才一復員局)ノ  
編纂ニ係ルソモ文書ノ拔萃ノ正確ニシテ莫クナル  
寫ニナルコトヲ証明ス

昭和二十二年三月 日

於東京

美山 要藏  
才一復員局文書課長之印

面前ニ於テ爲サレタリ

立会人 阪 榎 淳 吉  
ギンノ シュン キチ  
阪 榎

林

三號

1-29

55-1

No. 1

27  
Ref Doc 1261

55  
55

文書ノ出所並ニ成立ニ関スル証明書

林

三號

1-55

自分、美山要藏ハ才一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナ  
ル処、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレニ頁ヨリ成  
ル讀法ト題スル書類ハ日本政府(才一復員局)ノ  
編纂ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞実ナル  
事ニナルコトヲ証明ス

昭和二十二年三月廿

於東京

美山

要藏

才一復員  
局文書  
課長之印

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立会人

阪 榎 淳 吉

阪 榎

Def Doc 1261

讀法

兵隊ハ 皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲メ設  
ケ置カルモノナレハ此兵員ニ加ル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守  
リ違背スヘカラス

第一條 誠心ヲ奉トシ忠節ヲ盡シ不信 不忠ノ所爲アル  
ヘカラサル事

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ  
所爲アルヘカラサル事

第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハズ直チニ之ニ服従シ  
抵抗干犯ノ所爲アルヘカラサル事

第四條 膽勇ヲ尚トヒ軍務ニ勉勵シ怯懦柔懦ノ所爲  
アルヘカラサル事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ争斗ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ  
走人ノ厭忌ヲ来ス等ノ所爲アルヘカラサル事

第六條 道徳ヲ修メ負素ヲ主トシ浮華文弱ニ流ル  
ル等ノ所爲アルヘカラサル事

第七條 名譽ヲ尚トヒ廉恥ヲ重ニシ賤劣貪汚ノ所爲  
アルヘカラサル事

以上掲ル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ又租  
ヲ辱シメ家声ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス独リ其身現在、恥辱ノ  
ミナラサルナリ、況ニヤ重罪ノ如キハ名人天賦ノ公權ヲ奪  
セラレ世ニ立テ人ニ接スルモ總テ村等ノ權利ヲ得ルニ  
至ルニ於テモ 名譽ヲ尚トヒ 廉恥ヲ重ニスルノ軍人

55-2

No. 2

55.2

56-1

No. 3

Def doc 1261

二在テハ殊ニ或横ヲ加ヘサル一カラス、  
 隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲スルニ設ケラルルモノタルヲ以  
 テ英刑亦頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セバ重ニ本  
 分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラス、遂ニ屯人  
 ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ  
 平素自ラ戒飭シ決シテ違犯スヘカラサルモノ也

1-99

4-2

11.4

Feb Dec 1261

禮大

今般中請周相成候諸法之條々堅ク相守  
誓丁違背仕間敷候事  
右宣誓書如件

年 月 日

宣誓書 氏

名 印

56-2

官報號外昭和十三年一月二十八日

第七十三回帝國議會衆議院議事連記録

第七號拔萃

一三〇頁三段目より一三一頁二段目迄

兵役法中改正法律案  
（少将清原平）

改正法律案（政府提出）

第一議會

兵役法中左ノ通改正ス

第十一條削除

第十二條中「ニシテ前條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者」ヲ削除ス

第十三條中「前二條」ヲ「前條」ニ改ム

第十四條第一號ヲ左ノ如ク改ム

57-1

官報號外昭和十三年一月二十八日

第七十三回帝國議會衆議院議事速記録

第七號拔萃

一三〇頁三段目より一三一頁二段目迄

(前略)

第六兵役法中改正法律案 (政府提出)

第一議會

兵役法中改正法律案

兵役法中左ノ通改正ス

第十一條削除

第十二條中「ニシテ前條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者」ヲ削ル

第十三條中「前二條」ヲ「前條」ニ改ム

第十四條第一號ヲ左ノ如ク改ム

57-1

一、青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニシテ品行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第一號ニ規程スル課程ノ修得ノ程度及認定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條中「前四條」ヲ「前三條」ニ改ム

第十六條中「第十一條」ヲ「第十二條」ニ改ム

第十七條ニ左ノ二項ヲ加フ

青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ召集ヲ爲サザルモノトス

前項ニ規程スル課程ノ修得ノ程度及認定ニ關シテハ第十四條第二

項ノ規程ヲ準用ス

附 則

本法ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十七條ノ改正規程ハ昭和十二年以前ニ於テ第一補充兵役ニ編入セラ

レタル者ニ之ヲ適用セズ

「國務大臣杉山元君登壇」

國務大臣（杉山元君）兵役法中改正法律案提出ノ理由ヲ説明致シマス。現在青年學校又ハ是ト同等以上ト認メマス課程ヲ修メマシタ者デ、歩兵以外兵科ニ屬シマス者ハ在營期間總ネ二箇年デアリマスガ歩兵トシテ入營致シテ居リマス者ハ、其在營期間ヲ六箇月短縮シテ居ルノデアリマス。昭和二年ニ本法ガ制定セラレマシタ當時ニ於キマシテハ歩兵ノ訓練モ他兵科ニ比較致シマシテ簡單デアリマシテ在營期間ノ短縮モ可能デアルト認メテ居ツタノデアリマスガ、今日ニ於キマシテハ歩兵ノ裝備ハ著シク複雑トナリ又機械化セラレテ居リマスバカリデナク其戰鬥法モ亦頗ル複雑トナリマシタコトハ此度ノ事變デ具サニ經驗セラレタ所デアリマス。加之瓦斯防護、對戰車、對飛行機等ノ戰鬥ヲモ訓練致サネバナリマセヌノデ、假令青年學校修了者デアリマシテモ一年六箇月ノ在營期間デハ到底教育ヲ完了シ得ザル状態トナツタノデアリマス。今次ノ事變ニ於キマシテ支那ノ如キ軍隊ガ新式兵器ヲ使用シテ居リマシテモ、之ニ對スル戰鬥

法ハ余程訓練ヲ重ネナケレバ損害ガ多イト云フ事柄ハ實戰ニ示サレタ  
 重ナル經驗デアリマシテ、特ニ聯邦デアリマスル「ソ」聯邦ガ、其獨  
 政治ニ依リマシテ世界警異ノ軍備ヲ充實シ兵器器材ノ面目ヲ一新シテ居  
 リマスコト等カラ考ヘマシテ現在ノ儘デハ忍ビ得ザルコトヲ痛感スルノ  
 デアリマス。即チ戰時ノ損害ヲ努メテ減少致シマシテ、速戰速決ノ目的  
 ラ達成致シマスル爲ニハ、更ニ國軍ノ訓練ヲ精ミマシテ其精銳ヲ期サナ  
 ケレバナラヌ次第デアリマス。此様ナ國防上ノ必要カラ、今回青年學校  
 又ハ是ト同等以上ト認メマスル課程ヲ修メマシタ者デ步兵トシテ入營致  
 シマシタ者ニ對シマシテモ、他兵科ト一律ニ應ニ二箇年ノ在營制ヲ實現  
 致シタイノデアリマス。之ニ關聯致シマシテ青年學校ノ教育ハ自ラ優良  
 ナル壯丁ヲ養成シテ居リマスカラ一年歸休ニ致シマス者ハ成ベク青年學  
 校修了者ヨリ之ヲ選定スルコトトシ目下第一補充兵ノ教育召集ハ全員ニ  
 付テ行ツテ居ラヌノデアリマスガ、青年學校修了者ノ召集ハ、召集所要  
 ノ人員ニ對シテ不足ヲ告ゲマス場合、又ハ自ラ召集ニ應ゼンコトヲ志願  
 スル者ノアリマシタ場合等ノ外ハ之ヲ免除致シマシテ、先ヅ青年學校ノ

58-2

課程ヲ修メザル者ヲ以テ勸告召集委員ヲ得ルコトニ努メマシテ、之ニ依  
 リマシテ全ク軍事ノ經驗ノ無イ者ヲ選チニ戰場ニ送ルコトヲ避クルヤウ  
 ニ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス。

何卒御審議ノ上速ニ御答復アラシテ希望致シマス。

(後略)

(拍手)

59-1

文書成立ニ関スル證明書

自分ハ印刷局庶務課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ三十六頁ヨリ成ル官報華外昭和十三年一月二十八日ト題スル印刷物ハ日本政府（内閣印刷局）ノ印刷發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年七月二十八日 於東京

藤原孝太

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 川津一雄

59-2

高橋

總力戰研究所研究生規程

昭和十六年四月十四日閣令第七號  
改正昭和十七年第六號第一五號一八年第三一號

總力戰研究所研究生規程ノ制定人

22-8-26 (13)  
昭和十六年四月十四日  
(高橋)

Def. Doc. 2967

第一條 研究生ノ入所資格ニ  
 第二條 方法ニ關シテハ毎年內閣  
 第三條 第三條 研究生ノ教育訓練期間ハ一年トス但シ必要ニ依リ六月以内  
 第四條 短縮スルコトヲ得  
 第五條 從學セシメザルモノトス  
 第六條 研究生ハ専ラ教育訓練ヲ受クルモノトシ、之ヲ他ノ職務ニ  
 第七條 付總力戰研究所長ノ指揮監督ヲ承ク

高橋

總力戰研究所研究生規程

昭和十六年四月十四日勅令第七號  
改正昭和十七年官六號第一五號一八年第三一號

總力戰研究所研究生規程ヲ制定ス

- 第一條 總力戰研究所研究生ハ以下ノ規定ニ依リテ之ヲ選拔ス
- 第二條 研究生ノ入所資格ハ定員、其ノ選ニ對スル細則及全額方法ニ關シテハ毎年內閣府大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第三條 研究生ノ教育訓練期間ハ一年トス但シ必要ニ依リ六月以内短縮スルコトヲ得
- 第四條 研究生ハ専ラ教育訓練ヲ受クルモノトシ、之ヲ他ノ職務ニ從事セシメザルモノトス
- 第五條 研究生ハ教育訓練ニ付總力戰研究所長ノ指揮監督ヲ承ク

Def. Doc. 2967

裏面白紙

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

第九條 前各條ニ規定スルモノノ外研究生ニ付必要ナル事項ハ總力  
戰研究所長之ヲ定ム

第八條 總力戰研究所長ハ教育訓練ヲ修了シタル研究生ニ對シ修了  
了證書ヲ附與ス

第七條 總力戰研究所長ハ研究生中疾病其ノ他ノ事故ニ依リ不適當  
ト認ムル者アルトキハ之ヲ内閣總理大臣ニ具申シ内閣總理大臣ハ  
其ノ研究生ヲ免ズルコトヲ得

支給スルコトアルベシ

第六條ノ二 總力戰研究所所在地外ヨリ入所ヲ命ゼラレタル研究生  
ニシテ特ニ必要アリト認ムル者ニハ内閣ヨリ毎月一定額ノ手當ヲ

在勤地ニ諸還スル場合亦同ジ

第六條 研究生教育訓練ニ付旅行ヲ命ゼラレタルトキハ内閣ヨリ旅  
費ノ支給ヲ受クルコトヲ得總力戰研究所所在地外ニ在勤スル研究  
生候補者ニ對シ同研究所ニ出頭ヲ命ジタル場合及右研究生退所後

裏面白紙

Def. Doc. 2967

Mem. No

同日於同所

立會人 井川克一

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

昭和二十二年一月七日

江崎 朝 生

自分佐藤君在ハ内閣事務官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本國ニ依リテ爲サレタリ三頁ヨリ成ル總力戦研研究所研究生親程ト題スル書翰ハ日本政府ハ自國ノ利益管ニ係ル公文書ノ拔本ノ正確ニシテ眞實ナル寫シタルコトヲ證明ス

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

原本不明瞭

裏面白紙

22.8.26

Def. Doc. # 2546

Exhibit # \_\_\_\_\_

年度	經濟部	臨時部	合計	前年度豫算トノ比
昭和六年度 (一九三一年) (滿洲特件費)	一七三,二七五,四九〇 <small>圓</small>	二二二,九一,二〇八 <small>圓</small> 六,五七九,二〇三 <small>九</small>	一九六,一八六,六九八 <small>圓</small>	二〇五,二六三,二四五 <small>圓</small>
昭和七年度 (一九三二年) (滿洲特件費)	一七二,五九三,〇七七	二二二,七八五,八六六 一八三,三三三,〇八五	四〇〇,四四九,九四三	二〇五,二六三,二四五 <small>圓</small>
昭和八年度 (一九三三年)	一六九,〇三八,三七七	二八五,六五六,九〇三	四五三,六九五,二八〇	五三二,四五,三三七 <small>圓</small>
昭和九年度 (一九三四年)	一七二,二一九,三三〇	二七六,〇〇三,一三九	四四八,一二三,四六九	五五三,八二一 <small>圓</small>

自昭和六年度(一九三一年)至昭和九年度(一九三四年)陸軍豫算額表

63-1

文書ノ出所竝ニ成立ニ因スル證明書

自分、野田卯一ハ大蔵省主計局長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ字カレ、一頁ヨリ成ル自昭和六年度至昭和九年年度ニ豫算額表ト目スル書類ハ日本政府大蔵省主計局ノ保管ニ係レル公文書ニ依リ調製シタルモノニシテ、正確ニシテ複製ナル計數ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月二十一日 於東京大蔵省主計局

大蔵省主計局長 野田卯一

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立 合 人

大蔵省主計局長

河

野

一

7  
13-2

原本不明瞭

Y. Takahashi

陸軍兵力概見表

師	旅	團	總兵力
師一〇	五	五	三八〇〇〇
師一一	五	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇
師一二	五	四五〇〇〇	四五〇〇〇
師一六	二四	一三五〇〇	一三五〇〇
師一五	一六	一二四〇〇	一二四〇〇
師一四	一五	一一三〇〇	一一三〇〇
師一三	五	九五〇〇〇	九五〇〇〇

2-8-26 (17)  
 井原 及 近衛  
 (太平洋戦争)

備考一、師團ノ個數ハ歩兵師團戰車師團飛行機團飛行師團(教導飛行師團)飛行師團ヲ含ム  
 二、旅團ノ個數ハ獨立混成旅團獨立歩兵(旅)團陸兵旅團砲兵旅團獨立戦車團海上機動旅團樺太混成旅團ノ合計トス  
 三、總兵力ハ編成定員ニシテ概數トス

y. Takahashi 22

DEF DOC # 656

備考一、師團ノ個數ハ歩兵師團戰車師團飛行機師團飛行師團（教導旅）  
 二、旅團ノ個數ハ獨立混成旅團陸立歩兵（旅）團陸兵旅團砲兵  
 三、旅團獨立戰車團海上機動旅團海太混成旅團ノ合計トス  
 三、總兵力ハ編成定員ニシテ概數トス

年度	師	旅	團	總兵力
昭一〇	一七	五	五	三八〇〇〇〇
昭一一	一七	五	四	四〇〇〇〇〇
昭一二	一七	五	四	四〇〇〇〇〇
昭一三	二四	五	九	四五〇〇〇〇
昭一四	三三	一五	一一	五三〇〇〇〇
昭一五	四一	一六	一二	六〇〇〇〇〇
昭一六	五〇	二四	一三	七〇〇〇〇〇

陸軍兵力概見表

裏面白紙

64

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ復員局第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付ナル日本語ニ依リ印刷セラレ一頁ヨリ成ル監算兵力概見表ト題スル印刷物ハ日本府（第一復員局）ノ保管ニ係ル文書ノ抜本ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月十三日 於東京

第一復員局文書課長 美 山 要 蔵

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於同所

立 會 人 阪 坐 淳 吉

65

裏面白紙

Ref. No. #1539

高橋

年	滿洲及朝鮮兵力一覽表				備	
	兵	員	團	兵	員	團
自1931年至1945年						
1931年(昭和6年)	64,000		2	30,500		2
1932年(昭和7年)	94,100		4	30,500		2
1933年(昭和8年)	114,100		4	30,500		2
1934年(昭和9年)	144,100		4	30,500		2
1935年(昭和10年)	164,100		4			
1936年(昭和11年)	104,100		4			
1937年(昭和12年)	200,000		5			
1938年(昭和13年)	220,000		7			
1939年(昭和14年)	270,000		9	55,400		1
1940年(昭和15年)	400,000		12	27,000		2
1941年(昭和16年)	700,000		15	45,700		2

(七) 海軍本部  
昭和十一年(一九三六年)四月一日  
(九) 陸軍省  
昭和十一年(一九三六年)四月一日

66-1

(1)

67

Ref No # 1539

高橋

滿洲及朝鮮兵力一覽表

自1931年 至1945年 年 度	滿 洲				朝 鮮			
	兵	員	師	團	兵	員	師	團
1931年(昭和6年)	64,000		2		30,500		2	
1932年(昭和7年)	94,100		4		30,500		2	
1933年(昭和8年)	114,100		4		30,500		2	
1934年(昭和9年)	144,100		4		30,500		2	
1935年(昭和10年)	164,100		4		30,500		2	
1936年(昭和11年)	184,100		4		30,500		2	
1937年(昭和12年)	200,000		5		35,700		1	
1938年(昭和13年)	220,000		7		35,400		1	
1939年(昭和14年)	270,000		9		35,400		1	
1940年(昭和15年)	400,000		12		27,000		2	
1941年(昭和16年)	700,000		15		45,700		2	

66-1

(1)

67

Ref No # 1539

自 1931 年 至 1945 年 年 度	滿洲及朝鮮兵力一覽表		兵 員	備 註
	兵 員	備 註		
1942年(昭和17年)	700,000	14	62,200	1
1943年(昭和18年)	600,000	14	59,000	2
1944年(昭和19年)	460,000	9	68,000	0
1945年(昭和20年)	784,000	24	200,800	7

備 考

- 1 本表は各年度末ノ在在兵力ヲ示ス(1945年ヲ除ク)
- 2 本表は朝鮮ハ一般部隊ヲ示ス
- 3 1945年ノ在在兵力ハ其ノ編成表ハ別添ヘテ添付ス
- 4 1945年ノ在在兵力ハ其ノ編成表ハ別添ヘテ添付ス

66-2

(2)

Ref No # 1539

自昭和 6 年 至昭和 20 年		在滿日本陸軍航空兵力一覽表	
年 度	中 隊 数	實 動 機 数	
1931年(昭和6年)	3	30	
1932年(昭和7年)	9	90	
1933年(昭和8年)	12	120	
1934年(昭和9年)	15	150	
1935年(昭和10年)	13	180	
1936年(昭和11年)	13	180	
1937年(昭和12年)	18	180	
1938年(昭和13年)	34	340	
1939年(昭和14年)	66	660	
1940年(昭和15年)	78	780	
1941年(昭和16年)	50	300	
1942年(昭和17年)	56	560	
1943年(昭和18年)	50	500	
1944年(昭和19年)	12	120	
1945年(昭和20年)	5	50	

備 考

1. 各年ニ於ケル兵力ハ年末ノモノヲ示ス
2. 昭和16年ノ在滿兵力ノ主力ハ南方ニ轉用セラレタルモノトス

67-1

67-2

Ref. No. #1539

年	昭和0年以降東(ソ)軍ノ兵力概見一覽表				昭22.2 第一復員局	
	師(旅)個數	飛行機數	戰車數	戰車數	總兵員數	總兵員數
昭和0年(1931)末	獵兵旅 約 0 騎兵旅 2				約 10萬	約 10萬
昭和7年(1932)末	獵兵師 約 0 騎兵師 1 騎兵旅 1	約 200	約 250		約 10萬	約 10萬
昭和8年(1933)末	獵兵師 約 0 騎兵師 1 騎兵旅 1	約 350	約 300		約 17萬	約 17萬
昭和9年(1934)末	獵兵師 約 11 騎兵師 2	約 500	約 050		約 23萬	約 23萬
昭和10年(1935)末	獵兵師 約 14 騎兵師 3	約 050	800-000		約 24萬	約 24萬
昭和11年(1936)末	獵兵師 約 10 騎兵師 4	約 1500	約 1200		約 30萬	約 30萬
昭和12年(1937)末	獵兵師 約 20	約 1500	約 1500		約 37萬	約 37萬
昭和13年(1938)末	獵兵師 約 24	約 2000	約 1000		約 45萬	約 45萬
昭和14年(1939)末	獵兵師 約 30	約 2500	約 2200		約 47萬	約 47萬
昭和15年(1940)末	獵兵師 約 30	約 2800	約 2700		約 70萬	約 70萬
昭和16年(1941)末	獵兵師 約 35	約 1000	約 1000		約 80萬	約 80萬

(4)

Ref. No. #1539

昭和7年(1932)末	獵兵師 約 20	約 1000	約 800-1000	約 70萬
昭和8年(1933)末	獵兵師 約 10	約 1100	約 800-1000	約 70萬
昭和9年(1934)末	獵兵師 約 10 騎兵師 1 騎兵旅 15-20	約 1500	約 1000	約 70萬
昭和16年(1941) 9月 下旬	獵兵師 約 40	約 3500	約 4500	約 100萬
備考	1 飛行機數ハ實用機ヲ示ス 2 師(旅)個中ニハ約14乃至15ヲ算シタ國境駐地守備部隊(HNRR)ヲ含マズ			

68-1

5

69

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、美山要蔵ハ復員局第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付  
セラルタル日本語ニ依ツテ脅カレ各々一枚ヨリ成ル「一九三一年——一九  
四五年滿洲及朝鮮兵力一覽表、昭和六年——二十年在滿日本陸軍航空兵力  
一覽表、昭和六年以降東（ソ）軍ノ兵力概見一覽表」ト題スル三冊ノ書類  
ハ日本政府（第一復員局）ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナ  
ル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月三十日 於、東京  
第一復員局文書課長 美山 要 蔵

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於、同所 立 証 人 池 田 純 久

Ref. No. # 1539

68-2

ト

高橋

昭和十年八月二十六日  
 陸軍省に於て  
 (昭和十年分)

昭和十年乃至十六年陸軍航空兵力表

史實調査課

備考	昭和十年					昭和十一年		昭和十二年	
	16	15	14	13	12	11	10	9	8
一、各年に於ける兵力は年末のものを示す 二、昭和十六年の在滿兵力の主力は南方に転用せられたるものとす	總兵力								
	一五〇	一〇六	九一	七〇	五四	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇
	機数								
	一五〇〇	一〇六〇	九一〇	七〇〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇
在滿部隊									
中隊数									
三〇	七八	六六	三四	一八	一八	一八	一八	一八	
機数									
三〇〇	七八〇	六六〇	三四〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	

高修

昭和十年乃至十六年陸軍航空兵力表

史實調査課

年	10	11	12	13	14	15	16
總 兵 力	540	540	540	700	910	1060	1500
機 力	540	540	540	700	910	1060	1500
在 滿 中 隊 數	180	180	180	340	660	780	300
機 隊 數	180	180	180	340	660	780	300

備考

一、各年に於ける兵力は年末のものを示す  
 二、昭和十六年の在滿兵力の主力は南方に転用せられたるものとす

裏面白紙

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス  
同日於同所

立會人 風間泰男

70

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ復員局第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ一頁ヨリ成ル昭和十年乃至十六年陸軍航空兵力表ト題スル印刷物ハ日本政府(第一復員局)ノ保管ニ係ル文書ノ抄本ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月十三日 於東京

第一復員局文書課長 美山要藏

71

裏面白紙

No. 1

263

極秘

國務省

1945年10月31日  
年報(同)及下等  
(1945年秋)

工業部 研究及分析課  
五五八三

第三部 自動車及戰車生産  
記事

日本、自動車及戦車生産ニ関シテ討議  
サル、協同組織ニスルト、從來ノ政府統制ヲ維  
持スルトヲ一層強調セラレ、  
本生産ニ関スル能力及技術的方面ニ付テモ  
討議サル。

一九四五年十月三十一日

極秘

7/1-1

No. 1

Ref Doc 863

極秘

國務省

中間調査及ヒ情報部、研究及ヒ分析課  
R. 及 A 第二五五八三

日本ノ戰時生産工業

第三部 自動車及戰車生産  
記事

日本ノ自動車及ヒ戰車生産ニ関シテ討議  
サル、協同組織ニスルコト、從來ノ政府統制ヲ維  
持スルコトヲ一層強調セラル。  
本生産ニ関スル能力及技術的方面ニ付テモ  
討議サル。

一九四五年十月三十一日

極秘

高橋

7/1-1

Ref Doc 863

No. 2

三、自動車及戦車工業

A. 生産の物質的並に技術的様相  
一、一般背景

日本ノ自動車工業ハ、一九三六年以前ハ事實  
上存在シナカワタモノデ、西洋水準ト比較シテ未ダ  
極度ニ微小デアアル。ソノ總能力ハ各種型車輛  
年七万乃至九万台ト見積ラレテキタ。トラック  
ノミ生産スルトスレバ、最近ノ情報ニ依レバ、日本ノ  
自動車年産能力ハ一九四四年ニハ恐ラク一噸半又  
ハヨリ大型ノ車輛七万台程度デアツタ。同年ノ生  
産高ハ、トラック一萬五千台ト見積ラレテキタ。自動車  
工業ハ戦車年約三千台ノ能力カアツタモノト見積  
ラレルガ、一九四五年一月一日、一九四四年ニハ四百台以下ノ  
戦車ガ生産セラレタモノト見積ラレタ。ソノ施設ガ  
ヨリ高位ノ優先生産ニ著シク轉換サレタニモ拘ラス、  
同工業ハ明カニ凡ニ戦時必須要求ヲ果シ得タ  
ノデアアル。戦闘ニ於ケル陸軍ノ損失ハ僅クニシテ  
征服ニヨル取得物ハ多大デアリ、又國內ノ「トラ  
ック」要求ハ取ルニ足ラヌモノデアツタ。

燃料及ビ修理部品ノ不足ガ産業輸送ニ於  
テ「トラック」ガ重要ナル地位ヲ占ムル如ゲトナツ  
タノデアアル。自動車工業ハ恐ラク、一九三六年ニ  
於テ國內ノ金屬及ビ機械工業ノ内最モ立派  
レタ部門デ、使用自動車ノ總數ハ十三萬四千

Sup Doc 863

22

No. 3

九十四台ニ過ギナカッタ。シカレ乍ラ、同工業八一九二九年以來著シイ進歩ヲ遂ケテ斗々。

國內ノ製産ハ少量デアツタ許リヲナク又品質ガ劣等デアツタ。國內製産ハ約三分ノ二ハ「タットサ」ノ乗用車ノヨウナ小型乗用車デアツタ。自動車機關及部分品ノ八十パーセント以上ハ一九三四年（昭和九年）マデハ米國カラ輸入サレテ斗々。

同時ニ米國ノ諸會社ハ日本ヘ青寫真ヲ紹介シテ日本ノ各種生産業者等ト豫備品及部分品ヲ造ル契約ヲ結ブ風習ヲ馴致シテ斗々（日本ニ於テ「オート」ト取引ヲナシテ部分品製造家等ノ覽表ニ關シテハ附屬文書一一甲参照ノコト）。戰車生産ハ極ク少量デアツタ爲「トラック」ノ部分品及組立設備ニ影響スルトコロカカッタ。

一九四四年ニハ日本ハ「トラック」及戰車ノ他ニ一萬台ノ自動自轉車、八百台ノ附屬車及二百台ノ「トラクター」ヲ製造シタト概算サレテ斗々。

第四及五表ハ各々「トラック」及自動車ノ製造ノ發展狀況ヲ要約シテ斗々。第四表ハ又「トラック」全般ノ状態ヲ示スト同時ニ最近ニ於ケル生産資料ヲ示サントスルモノデアル第五表ハ沿革ヲ示スニ過ギナイヲアル。一九四四年ノ車輛製産水準ニ達スルタメ日本ハ約十五万ノ勞働力ヲ其方面ニ向ケテ斗々ナル（R及Aニ二七一日本人口ノ産業配置参照）

72-1

Def Doc 883

No. 4

二、軍部ニ對スル重要性  
 (1) 軍ノ獎勵  
 日本ノ國産自動車工業確立ヘノ接近ハ經濟ニ基クモノテナク、國防ノ理由ハ費用ニ構ハズ斯ル手段ヲ要求スルト云フ日本政府ノ意見ニ基クモノデアツタ。國家的誇リモ含マレテ居タ。自動車ハ擴大スル軍事力ノ爲缺クヘカラサル必需品ト考ヘラレタ。日本陸軍ハ純然タル日本ノ自動車工業促進ニ関シテハ政府ノ方針ノ最モ有力ナ熱心ナ支持者デアツタ。日本ハ凡テノ外國ノ貨物自動車製造業者ノ支配ヲ脱シテ自立シナケレバナラナイト主張シタ。

222

三一七三一

第四表

日本軍占領地域ニ於ケル貨物自動車狀況

(單位一千台)

年	登録 (一月一日現在)	新生産	輸入	占領地域 内獲得	消耗
一九二九	二三四	二	一四三	* 一	一〇、三
一九三〇	二七六	四	一〇、〇	* 一	五四
一九三一	三三六	五	九一	* 一	六七

No. 5

Ref doc f 63

* 五百台以下	一九四四	一九四三	一九四二	一九四一	一九四〇	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五	一九三四	一九三三	一九三二
	一五九四	一六七三	一二三一	一一二二	九六九	八三四	七九九	六〇一	五二九	四四九	三九三	三六六	三五五
	一五〇	二〇〇	二〇〇	一五〇	二〇〇	一五〇	八〇	五〇	三〇	一八	一九	一六	七
		* 一一	* 一一	* 一一	八	一〇九	一三七	一六三	一三八	一三八	一三九	七三	六六
		一〇	五〇二	一三七	四〇	五〇	五〇	五〇	一一	一一	一一	* 一一	* 一一
	二八九	二六〇	一五八	一〇五	一七四	二二二	六五	八六	八八	一〇二	六二	六二	六二

73-1

Def doc 863

No. 6

第五表

日本自動車工業ノ發達

一九二九—一九三六

年 國內生産

輸入<sup>(車)</sup>

輸入部分品

部分品ヨリ組立

リノ組立

一九二九	四三七	二九、三三八	—
一九三〇	四五八	一九、六七八	—
一九三一	四三四	二〇、一〇九	—
一九三二	八四〇	一四、〇八七	一三、八五三
一九三三	一、六一二	一五、〇八二	一四、三七三
一九三四	二、七〇一	三三、四五八	二九、八八九
一九三五	五、三五五	三〇、七八七	二七、〇二一
一九三六(種主)	九、六三三	三〇、九九九	—

No. 7  
No. of Doc. 863

多額政府補助金、輸入税ノ引上、及び外國自動車製造業者ニ對スル此種制限ノ助ケニ依ツテ國內自動車工業ガ確立サレ、ニソノ會社ガ一九四二年頃迄ニ年産約六萬台ノ兼用及貨物自動車生産ノ目標ヲ託サレタ。日本ニ於テ外國ヨリノ供給ニ頼ルヨリモ寧ロ日本産自動車ヲ好ムガ唯一ノ消費者群テ、軍部ハ、兼用車ニハ關心ヲ持タナカッタ。又輸出品市場ニハ關心ヲ持タナカッタ。貨物自動車ノ型ノ變化々外觀ニハ關心ヲ持タナカッタ。軍部ハ最モ狭イ意味ニ於テ純然タル軍事的要求ノ観点カラ此ノ問題ヲ考ヘテ居リテアル。

ニ政府補助金及ビ関稅

日本ニ製造サレル自動車ハ政府ノ援助ナラシテハ殆ト販賣不能ガアツタ。軍部ヲ製造サレルトラクタレハ政府ノ補助金制度ノ基礎ニ立ツテ生産サレ政府ガ生産サレタ大部分ヲ買上ケ殘餘ハ民間商社ニ補助金ヲ下附シテ之ヲ買上ゲサセタ。例ヘハ戰爭直前ニ於テハ政府ハ、一五メートルトン型ノ六輪 兼用自動車一台ニ就テ三百圓ノ補助金ヲ支給シタ。日本ノ生産者ニトツテ戰前ノ日本ノ小市場向ケノ標準型

一〇五

Ref. Doc. 863

自動車一台ヲ作ルニ約八千圓ヲ要シテ  
三種ノアメリカ製自動車ノ部分品ヲ組合セ  
テ作ラレタトヨクトラノフレハ、四千五百圓ヲ  
廣ク一報ニ販賣ガレタノデアリ。

日本側ノ傳ヘル所ニ依レバトヨクトラノ  
一台ノ販賣ニハ三々五百圓ノ損ガアツタト  
ノ事デアリ。此ノ様ニ原價ノ状態ニ結果  
カラシテ又品質ノ相異ヲ無視セルタメア  
メリカノ生産者トノ自由競争ガ不可能ナ  
アツタ事ハ明瞭デアリ。事實一八九三年  
度ノ輸入税ハ自動車及一部分品双オニ  
カケラレタ。四ヶ九パーセントニ定メトル從  
價税ト同ジデアツタ。一ノ一ノ一七六一

No. 8

ニ自動車ニ對スル軍ノ依存  
概シテ日本軍隊ハ合衆國或ハ歐洲主  
要列強ノ何レノ國ノ軍隊ヨリモ戰車ニヤ  
自動車ニ依存スル事ガ割合ニ甚ナカクテ  
比較編成表ニ求量ハ、一九四三年度ニ於テ  
ル日本軍裝甲師團ハ、合衆國裝甲師  
團ノ有スル略々五分ノ一ノ戰車、独逸及ヒ  
英國ノ裝甲師團ノ有スル三分ノ一ヲ僅カニ  
超エル戰車ヲ擁スルノミデアル事ヲ指不  
シテ。從テ、日本歩兵師團ニ對スル編成表  
ニ求量ハ、低カクテ、独逸ノ一師團(一五、

No. 9

Def. Doc. 863

96

輕戰車	四〇〇〇	前線車數	四四〇〇
中戰車	二五〇〇	%トシテホサレル	二七五〇
装甲車	三〇〇	總司令部予備	三三〇
自動貨車	〇〇〇〇		八〇五〇〇

編成諸師團  
保有車數

前線車數  
總計

第六表  
概略日本軍裝備現勢  
(一九四五年一月一日)

第七表ハ、日本軍ノ諸種ノ車ノ見積保  
有量ヲ示シテ在ル。

三七九人)ガ、一、二ニ台ノ自動車ト「ト」ク  
及ビ三五八台ノ「オートバイ」ヲ所有セル一  
方、日本ノ歩兵一個師團(二万人)ハ、僅  
カニ六十台ノ自動車ト「ト」ク「及ビ」ニ台  
ノ「オートバイ」シカ持テ「ナ」カ「ン」。

故ニ日本ノ自動車並ビニ戰車ノ裝備ハ、  
諸他ノ列強ノ規模ヲ遙カニ下廻ルモノデ  
ア「ツ」。

No. 10

Def. 1900. 863

辯護團書類第八六三號 Ⅲノ一七七

ニ産業經濟ニ對スル重要性

日本ハ輸送ニ對シテハ常ニ西洋諸國ノ何レノ國ヨリモ自動車ニ依存スルコトガ非常ニ少ナカツタ。例之一九三八年ノ初メニ於テ、アメリカ合衆國デハ三八名、英國デハ八一名、獨乙デハ一八六名ニ對シテ、一割ヲアルノニ日本デハ七〇〇名ニ對シテ、荷物自動車又ハ集合自動車カ平均一割ヲアツタ。日本ニ次ク最下位ニアル伊太利、蘇聯デサエモ一人當リ、約ニ倍ノ荷物自動車又ハ集合自動車ヲ持ツテ居タ。

日本ハ輸送ニ對シテハ元來其ノ優劣ナル鐵道組織及ビ水運輸送機關ニ依存シテ居ル。日本ノ或地方デハ、人力車及ビ牛馬車カ廣ク範圍ニ利用サレテ居ル。更ニ又便用サレテ居ル自動車ハ集約的ニ利用サレテ居テアメリカノ標準ニヨレバ極度ニ過剩積載ヲシテ居ル。鐵道及ビ船舶輸送ヘノ此ノ依存ハ或部分デハ次ノ如キ數種ノ經濟的要因ニヨル。

1. 狭ナル内國市場

日本ノ不利益ヲ原價ノ立場ニアル場合ガ

11.11

Ref Doc 863

アメリカ様式ノ標準型自動車製造ノミ  
ナラズ、ダットサン即チ小型自動車製造  
ニモ通用サレル。實際的ニ言ハバ日本市場  
ニ於テハ日本ノ小型自動車ニ關スル外國ノ  
競争者ハ存在シナカッタ。英國製ノ「  
ビー・オースティン」(English Basky Austin)  
及ビ英國製ノ「ベビー・フォート」(English Baby  
Ford)ハ少量シカ賣レナカッタ。然シ此等  
ハダットサンヨリハ品質ガ遙カニ優秀ナ  
アッタ。然シ日本人ハ「ダットサン」同様  
ノ廉價チアツテモ小型自動車ハ喜ンテ  
購入シヨウトハシナカッタ。相當大市場ヲ  
獲得スルニハ一々圓ヨリ余程以下デ販賣  
ガレネバナラナカッタ。ガソレデハ製造家ニ  
恐ラクニ一圓以上ノ損失ヲ一台ニ付キ蒙  
ラセル事ニナッタ。日本ノ自動車工場ノ少  
ナイ生産量ガ製造原價高ノ主要ナル  
原因デアル。

16-74

No. 12

Ref Doc 863

女 勞力、材料及び工作機械の費用。勞力費用は自動  
 車製造に於て日本が最も廉價に居る唯一の要素であるが、凡  
 輸入される材料及び極く最近迄輸入されて居る工作機械ハ  
 英國よりも日本の方が高價である之は、恐らく日本、自動車  
 工業促進法一九三六年ノ法律下ニ於てモ、眞實であること  
 法律輸入税ノ支拂ヲ免除スルコトニ依リテ材料及び工作機  
 械ノ費用ヲ減ラシタル事トシテ、過去ニ於て日本、製造業者ハソ  
 上、英國、自動車工場ノ重要ト特色ナル高價ヲ特殊ノ  
 工作機械ニ対シテ金ヲ掛クテ居ルカク、コトハ工場設備ノ  
 費用ヲ比較的安クシタガ、同時ニ工場機械の能率ヲ低ク  
 シ、日本ノ勞力ト比較的低級ノ工作機械が自由市場ニ  
 於て日本製造業者が收支償還ヲ務メ經營得ル所迄至ラズ、費用  
 ヲ低下シ得ンコトヲ今後ノ問題トスル。

C. 日本、英國技術ノ使用、理合セの補助金問題ハ、英國自  
 動車製造ノカリ模倣スルコトヲ起ル日本、製造業者ニ毎ル特  
 許權侵害關係ニ過ス。茲ニ於て、日本、自動車製造業者  
 者、遠く英國、車ニテ特許ヲ得ラト思フ時ハ、何れモ  
 日本、特許法ニ若シテ特許ト公願公告ガ、日本語ノ讀ムル  
 様イ外國人、居ルニ、近鄰ノ地ヲ、名モテ、新聞ニ出サレ  
 ト、適用タラシキ様デアラフ。明カニ日本政府ニ取テ重要  
 ナリトシテ、特許ノ制限ハ決テ干渉ヲ許シ  
 ンコトナリ。

四 技術方面

a. 工具能力 自動車部門ニ於ケル基本的製造工程

No. 863

精密機械工具、重圧搾器、鋸工場の工場に依るコトノ  
 多イ輕、中技術生産工程デアル。日本ハ特殊精密工  
 具ノ大半ヲ主トシテ合衆國ヨリ輸入スルヲ常トシテ其カ  
 数年間同戰時中ヨモ含メテ大部分ハ機械工具方面ニ  
 於テ自給自足ヲ許ラントシ且其常且巧妙且努力ヲモテ其  
 此進歩登達ヲ可ナリ通ナル日本ハ機械工具能力ハ三ヶ  
 月中ニ内閣用鎖機、曲柄軸、旋盤並グラインダー、聯  
 動式斷盤、旋動齒載器、グラインダー、ハンマー、プレス、  
 及ビ鍛造、印刷用ノ補助設備、如キ特殊、精密工具ヲ  
 亦モ補給シ得テララシ。

自動車類ニ就キ言レテモ其コトハ戰車ニ就テモ亦莫  
 ナラズ其戰車工場ノ施設ノ多ク其製造ニ長時間ヲ要ス  
 大ナル機械工具デアル。然シ現在ノ機械工具能力ヲ具ヘテ  
 其日本ハ恐ラウ一年以内ニ現在ノ工場ニ對テ工具類ヲ  
 製作シ得ルデララシ。重機械、機関車、爾餘ノ鐵道  
 施設ニ就キ戰車ノ製造ニ使用カレテ其諸種ノ設備ノ大  
 部分ハ交換可能ナモノデアリトモ亦記憶セラレバテラス。  
 自動自動車及三輪車ノ製造ニ僅力ヲ專メテ其設  
 備ニ必要トシテ、若シ工場ガ破壊セラレテモ、現存ラフ製  
 造ハ一般ノ輕機械工具ヲ備ヘテ多クノ小工場ニ分散セラレ  
 ルデアラフ。

五、主要原料

(1) 供給極ク最近ニテ日本ニ於テ自働車工業ノ大抵ノ  
 原料ハ一部又ハ全部外國カラ輸入ヲ仰ガネハテラフカフ

No. 13

No. 14

Def. Doc. 863

2. 原料ニシテニウム、ニッケル、鉄、  
 特殊鋼、アルミニウム、生綿及び保護膜等、  
 如キ必要飲クベカラサル物ガ含まレテイタ。可  
 成大量ノコシ等原料ガ長イ期間保藏スレ  
 テ居タト云ハレテキル。ニッケルノ供給ハ大部分加  
 存院カラ直接ニ得ラセタス。独逸ニ通常  
 特殊鋼ノ大部分ヲ供給ス。昭和十三年、日本  
 本ハ英領馬來カラ七割ノ保護膜ヲ輸入シ、残り  
 大部分ハ南領東印度及英領ホルネオヨリ  
 供給サレタ。

3. 戦時状態ニ依リ、日本ハ元来ニ主要原料  
 一持ニ曲柄軸、偏動子軸等ノ如キ重要  
 自動車部分品ノ製造ニ必要ト高級合金  
 鋼ノ、缺乏ノ為、ニ困難ヲ感シタラウガ  
 一、戦時中、新シイ設備ト技術ノ発達  
 ニ依リ且ツ広汎ノ代用品ノ使用ニ依ツテ  
 ソノ状態ノ改善ヲ明カニ計ラタ。

77.2

No. 15

Defence Doc. 863

B. 鐵及鋼

戰前日本ハ其ノ鉄鑛消費量ハ割乃至九割ヲ輸入鉄鉱ニ依存シテ居ル。需要層鉄ノ大部分モ亦主トシテ合衆國カラ輸入セリテ居ル。

戰時中國國ノ鉄鋼事業ハ殆ント全部大陸ヲ産スル鉄鉱ト散炭用石炭トニ依存シテ居ル。

一九四三年ハ滿洲朝鮮菲律賓及ヒ馬來カソレノ其重要性ノ順序ヲ同國ニ所要ノ鉄鋼ヲ供給シタ。

豫算デハ一九四年度ノ日本本土ニ於ケル製鋼工場ノ實産能力ヲ一十二百万吨ニ置イテナルカシカシ能力ハ常ニ生産高ヲ遙カニ超エ、一九四年度ハ日本自身ニ依ツテ計畫セレノ生産量ガ二百万吨ヲ超エナイト云フ程デ一九四五年ノ第一期ニハ一層顯著ナル減少ヲ来シテ程デアッタ。

船舶積出困難ト空襲トカ根本トナツテカウノ如キ趨勢カトナルニ至リテアル。一九四四年ニ於ケル能力ト生産トノ差ハカウノ如ク大キク現ハレテナルカ實際デハ一九四年度ノ數字(ニ百万吨)ハ戰前日本ノ需要鋼生産高ノ總量(三百万吨)ヨリアマリ遠ノハ隔タツテナイノデアル。

一九四三年ハ日本ニ生産セリタ四百乃至五百万吨ノ鉄及ヒ多分同等量ノ鍊鉄及ヒ鑄鉄生産物ノ中約二三分五十屯或ハ其ノ六分ヨリ少イ量カ自動車及ヒ戰車製造ニ振リ當テラレタノデアル。

一地方集中 鉄鋼産業ハ二三ノ重要地域ニ著シク集中セリタ(東京横濱・戸畑・八幡及滿洲ノ鞍山)

78-1

No. 16

Defence Doc 863

十 坭土 八六パーセント、鋭鉄製造能力 九十四パーセント  
 製鋼能力及 九八パーセント、伴鉄製品製造能力  
 ヲ引受ケテナル。其製鉄業ノ特徴トスル処ハ、三ノ設  
 備完全ナ大工場ト多クノ小二場トデアル。三最大工場  
 ハ三〇五パーセントノ製鋭能力、二八二パーセントノ製鋼能力  
 ト三一パーセントノ伴鉄製品製造能力ヲ引受ケテナル。  
 (附屬文書一一乙参照)

二 選擇的国内工程 砂鉄ノ需要アルニモ拘ラズ製鋼ニ適  
 切ナル分析ニ依ル鉄ノ製産ニ附随スル困難ト云フ見地  
 ヲリ是等資源ハ量的ニ重要ナルト考ヘラシテナクイ。多  
 敷ノ少規模国内製造者ニ依ッテ若干ノ鉄カ砂鉄カラ造  
 ラレタ。然シ僅リ二十五才也、鉄鉱或ハ約十才噸ノ伴鉄  
 製品ヲ造ルニ足ルガケカ此方法ニ依ルモノデアル。此ノヨウニ  
 狭イ範圍ノ成功デアアルカ併シ此ノ方面ニ於テ將來発  
 展スルカモ知レナイコトヲ示スモノデアル。

三 貯藏堆積品 終戦當時ニ於テ鋼鉄、半製品ノ實  
 質的貯藏集積カ若干ナリトモ日本ニ存在シテキタト云  
 フ事ハ有り得ナイイデアアル。從ッテ若シ戰時中如何  
 ナル時期ニ於テモ生産カ消費ニ超過シタトスレバ貯  
 藏品ハ恐ラク末端製品トマツタデアラウ。鋭鉄ノ貯  
 藏ハ鉄鉱ノ流入ト鋼鉄溶鉱炉ノ消費ニ依ッテ決定  
 デラレルモノデアル。日本ノ海運業ニ於ケル危機ノタメニ終  
 戦當時ニハ日本ニ於テ延長セル供給妨害ヲ持越スニ充  
 分ナ手持品ハ多ク存在シナカッタデアアル。

No. 17

Defence Doc. 863

2

ソノ能カヲ賄フ  
 為メ日本トシテハ滿洲、中國、朝鮮、比律賓、及ヒ馬  
 来ノ限ラレテ鉄、鉬、石、資源ニ甚クシク賴ラナカレハナラ  
 ナカッタデアアル。日本ノ鉄鋼工業ハ最初カラ註一日本  
 本土ニ於ケル最モ甚クシク補助金ヲ受ケテ工業ノ一ツデアツタ  
 之ハ主トシテ「コークス」炭モ鉬石モ共ニ輸入セネバナラナカッタ  
 レ又極東ニ於テ得ラレル最モ「近距離」鉬石ハ主トシテ鉄  
 含有量平均三五乃至四五「パーセント」ノ低級鉬石デアアルガ  
 デアツタ。

79-1

註一 一九三七乃至一九四三年、日本ニ於ケル鋼鉄工業補  
 助金ハ三億五千三百三十九万五千円ニ達シタ。  
 同期間ノ石炭、鉬、業ハ七億九千九十二万八千円受ケタ

六自動車工業の隆成 日本自動車工業の航空機工業  
1922

業と同様各種所製部品極く多敷工場ニ依  
存スル然レテラ新製自動車生産ハ五六ノ主要工場ニ

集中ナリテナル戦車及ロ大形軍用トラックノ場合ハ唯一  
工場ニ限リテテナル

工場トテテナル個人工場製造者トテテナル確認ナ  
レテナル間接証據ニ基キテ戦車製造能力ヲト認メ

テテナル工場ハ九又ハ十ノテテナル限ラレテ居ルソノ製造  
能力ノ大部分ハ最大ノ四工場ニ割チテテテナル自動車

自轉車及ロ三輪車製造所トシテハ十一工場ヲ知レ  
テ居ルカ六工場カノ能力約セ割五分ヲ引受ケテテナル

(他貨物自動車軍用トラックノ戦車及ロ他ノ車輛製  
造工場ノ能力及ロ位置ノ表ニ就キテハ添附書三ノ表

照ニ並ニ地圖ニ參照) 最後ニライヤノ製造ニ高度ニ集中  
サレテ居テ日本ノ三工場トハ唯唯一工場ヲ日本官管理下ノ諸

領ニ於ケル全生産五分ノ四以上ヲ引受ケテテナル(添附書三  
ニ參照)

並相模工廠  
三一八五

B. 自動車及戦車工業組織  
一略史 日本ニ於ケル自動車工業沿革ニ國家ノ自給自

足成信保持並ニ軍事能率化ニ極メテ重要トシテテナル  
レタル工業ヲ設立スル爲メ軍部ヲ將大勵政府ヲ補助金

及ロ優先権附與ノ記録ニ外ニテナル  
既三九一八年(大正七年)日本ニ於ケル自動車製造ノ貨物

裏面白紙

自動車、生産者三軍部より補助金ヲ支給シテ之ヲ得ル  
 勵ミ、一九三一年ニ日本ニ於テ自動車工業確立ヲ研究  
 スルニ本員會ハ設ケテ一九三四年ニ自動車工業ニ對  
 スル國策樹立方法ヲ討議シ、陸軍、海軍、鐵道、  
 内務、商工、外務、大藏、拓務各省及内閣資源局、役員  
 ヲ成ル各者連合會議ハ設ケシ、此、各省連合會議ハ工  
 業統製ニ對シテ其、基本計畫ヲ作り之ヲ一九三五年八月九  
 日ニ發表シ且自動車工業統製法案ヲ作成シ、同法  
 案ハ一九三六年四月二十八日、閣議ヨリ承認セラル、此、法  
 律ハ外國ヨリ統製法ニシテ平等製造業、擴大防止ヲ企圖  
 シ、輸入ヲ嚴格ノ割合ヲ制シ、基礎ニ依リシ、又此、法律  
 ハ日本ノ或ル会社ニ独占製造ヲ認可シ與ヘ、生産對シテ政  
 府ハ監督者代リニ認可ヲシ、会社ハ幾多特權ス、此、特權  
 ヲ與ヘシ、中日本自動車工業、實質的独占ハス、特  
 權トシテ、(全文ニ就テハ附録三、一、參照シ、)一九三  
 九三月五日附官報ニ發表セラル、此、法律案  
 ノ本質的特徴ハ日本今陳ベタル如ク、次、通リナリ。

自動車工業統製法

(一) 本法ノ目的

本法ノ目的ハ國力ノ完成ヲ遂ケ、産業發展ヲ達成スルニ

シ、自動車製造工業ヲ日本ニ確立スルニ在リ。

(二) 免許制

本政府ノ是レニ一定限度以上政府ノ命令ニ依リ設計シ、

自動車ヲ組シ、生産者及政府ニ依リ設計シ、自動車部

此項製造者及び免許証を所有する者（以下「製造者」とす）は、政府より新免許証を受取る者及び日本に法律に依り設立せられたる合資資本会社（以下「合資会社」とす）に株式高及決議権、事殺スハ半数以上、日本國民又ハ日本に法律に依り組織せられたる会社、所有するべし。

特種

本免許を許可せられたる会社ニ定期間或ハ種ノ税ヲ免除せらるべし。

口増資及ヒ社債ノ發行、或ハ自動車製造会社ニ便宜ナリ與ヘラレシムル特別條項ノ商法ニ設ケラレシムルモノトス。

公益保護

政府ハ自動車製造会社に對シテ必要ナクハ何時ナク、全權官署及ヒ公共ノ福祉増進ノため必要ト見做サルカ如ク命令ヲ發ス權限ヲ有ス。

同政府ハ国防上ニ必要ト見做サルカ如ク命令ヲ發ス權限ヲ有ス。

自動車及ヒ部分品輸入取締規則

輸入自動車及ヒ部分品、價格が我が國ニ於テ自動車製造ニ劣ルニ至ルハ、阻害スルカ如ク結果ヲ生ゼシムル程低廉ナリト見推サル時ハ、政府ハ、叙上ノ自動車及ヒ其ノ部分品ノ輸入ヲ禁止シ、之等ニ對シテ同稅權壁ヲ高メ得ベシ。

自動車製造ニ對シテノ委員會

自動車製造ニ對シテノ委員會ハ、自動車製造会社ノ認可及ヒ本法施行ニ關スル事項ヲ考慮スル目的ヲ組織サルモノナリ。

No. 21  
~~72~~

Def. Doc. 863

七) 溯及的條項

本法ニ規定セラレタル如ク一九三五年八月九日以前ニ自動車製造業ヲ開始セル者及ビ本法施行ノ時ニ尚同業ニ従事セル者ハ前項ノ認可ヲ保有セズレテ該業務ヲ繼續ヲ許容セラルベシ。但シ一九三五年八月九日以前ノ事業ハ範圍内ニ限ラルベシ。

81-2

Doc 863

正一 188

部外秘

(八) 一九三六年以前、産業概観

自動車産業統制法より自動車製造及組立ハ政府ノ許可ヲ下ニシハレタ。同法ノ下ニ於ケル主要ナル被許可者ハ横浜ノ日産自動車株式会社及ヒ豊田自動車株式会社(愛知県)ノ豊田自動車株式会社ヲツク。両者ハ所謂一般型自動車及ヒ貨物自動車ノ大量生産工場トシテ政府ニ認可サレタ。戦前ノ両工場ハ各々年産一三、五〇〇台ノ製造ヲ許可サレタ。

同法ニ依リトシテ今般年産一三、三六〇台ノ製造ヲ割當ラレシ。セネラルモーターズ今般年産一四、七〇〇台ノ製造ヲ割當ラレタ。此等ノ割當ハ過半ニ官ノ平均生産高ヲ基礎トサレタ。此ノ割當、一トニ乗用車及ヒ貨物自動車ノ何レモ輸入ナレタ。下然、一九三八年末以後ハ乗用車ハ官業用ニ輸入セシ製造モ亦未ナカッタ。輸入サレタアメリカ製貨物自動車ノ大部分ハ日軍部當局ニ賣却サレタ。

目論見、計画ヲ維持スル爲ニ又日産及豊田ノ発展ノ成功及ヒ外国爲替ノ不足ノ結果トシテ日本當局ハニツノアメリカ組立工場ニ対シテ輸入許可ノ発行ヲ思進的ニ減少シタ。一九三九年ニ到リ、セネラルモーターズハ實際的ニ生産不能ニナッタ。フォードハ非常ニ減少サレタ。産業ヲ妨グテ居タガ、

一九四〇年二月末、開鎖、止ムキニ至ツク。

一九四二年一月、三月頃、日本ハコトトシ横濱工場ヲ買入、満洲自動車株式會社ニコトテ使用サレル様ニ、満洲國ノ安東ニ其ノ總ヘテノ設備ヲ積出ス爲ニ接收シテ、工場其ノ物ハ三菱會社ニコトテ有サレテ、大型船舶及汽船航艦用ノディーゼル發動機ガ此ノ日コトトシ工場ニ於テ生産サレ、同様ニ、モネニル、モリノ又、大阪組立工場ガ取リ外サレテ、豊田自動車株式會社ニ積出サレクニ云フ事ガアツタ。其ノ設備ガ與母、新工場ニ、或ハ又、名古屋、旧工場ニ積出サレクカハ確實ニテハナイ。

二 國策會社

「ディーゼル」機関車製作ノ諸工場ガ経験セルコトヲ、不成功ニ基ツキ、當局ハ一九四一年一月、此ノ型式ノ乗物、國策會社トシテ、一割左邊業者ガ指定セルニモ、モリヲ決定シク、コノ指定ハ一般ニカク選定セルコトニ場ハ、数年間、所得超過利益、社ニ地方稅ノ免除セラレルコト、及政府補助金ノ受納者タルコト乃至ハ元利金保証附テ拂込資本ノ數倍ニル社債ノ發行ヲ許可セラレ、コノ意味スルニテアル。他方政府ハ機構、生産分配、並ニ價格ヲイロシク意味ヲ官理スルニテアル。

生産業者ト軍ノ數次ニ互ル協議ノ結果、一九四二年三月、東京自動車工業株式會社ガコトセル、独占製産業者ニ選定セラレ、ソノ製産スベキコトヲシテハ、五〇〇〇立方櫃乃至八〇〇〇立方櫃型ト決定ヲ見タ。四月九日、指定ヲ受ヘテ後、東京自動車ハ、ソノ名稱ヲ「ディーゼル」自動車工業株式會社ト變更スルニ

D. 863

自動車工業の生産及豊田両會社モカリシ運轉自動車製造業に關シ、自動車工業管理法ニヨリ一九三六年同様に法人ヲ受テテ。

一他ノ報告ハソレガモテ自動車ヨリ再編セラレタト言フテザル。又亦滿洲自動車安東工場(向テ船積セラレタトモ傳ヘラレル)ノ管理

一 軍需省

一九四三年、終リ迄モ自動車工業ニ對シテ政府ノ管理ハ商工省ニ依リテ行ハレテキル。然シ上記商工省ノ機能ヲ他ト去テ取ツテ

一九四三年十一月ニ軍需省ガ成立セラレト同時ニ自動車工業ニ關スル一般權限ハ之ノ令野ニ於テ運管セラレタモト思ハレル。

同時ニ創立セラレ、跨運輸通信省機能カラ自動車生産ニ付スル運輸ガ特ニ除外セラレキル。コトハ一層ソノ思ハレ勝テタル

陸軍省兵務部及心種々陸軍兵務廠ハ自工場又ハ直接ニ管理セル工場ノ於ケルラン。及ヒ陸軍甲車ノ生産ニ對スル權限ヲ

保留シテキル。然シ自動車工業ノ般生産計畫ハ軍需省ノ一課カラ出サレテ居リ、關係セル特別ノ半官貿易機關ヲヨツテ

管理イシテキル。

一九四五年夏ノ初期ニ日本ノ政府ヨリハレタ運輸完全再編成ノ線ニソツテ自動車及ヒ他ノ小荷物運送ニ對シテ

統制ハ運輸省及軍需省カラ陸軍兵務本部(陸軍省ノ)ニ引渡サレタ。コノ統制ハ自動車ノ事實上ノ生産及ヒ維持ニマシ及ンタ。

83-1

Doc 863

No. 25  
24

二 自動車統制令 半官企業聯合

自動車工業、獨合ニ於テハ、例ハ原料ヲ注文ノ配分ノ様ナ  
生産ノ細部ヲ実行スル組織ハ一九四一年九月一日ノ重工業  
産業團併合ニ從テ設テ置ケレタ。自動車統制令ヲアル。  
此ノ法令ニ從テ、自動車ノ生産、分配、附屬品ノ  
生産及ニ維持ハ一ノ責任団体ノ下ニ置ケレタ。コノ新ライ  
組織体ハ又日本自動車製造業聯合會多分全國自動車  
部會品工業聯合會ヲ引継イタ。之等ハ共ニ以前日本  
及ニ南洋地域ニ於テ自動車ノ部會品及ニ附屬品ノ生産及ニ  
供給ヲ一統統制シテ居タモ分ナル。此ノ経路ヲ通リテ凡テノ指定  
製造業者ハ年四回各種部會品ノ生産ニ對スル計画ヲ受ケ  
テ居タ。

自動車統制令ハ六部ニ分ケレテ居タ。大體各ノ名稱ハ  
ソノ機能ヲ示シテ居ル。

(内) 總務

(四) 企劃

(三) 生産

(二) 配給

(一) 技術

(一) 規格及明細

ソノ公的規格ハ高級軍人及官僚ヲ首腦部ニ任命  
スルトニ依ツテ定メレタ。然レテ下ヲ理事ノ大部令ハ本事業  
界ノ役員ヲツク。斯クテ令長ハ亦外交官ニシテ、參謀本部員  
陸軍中將鈴木重康ヲアリ。理事長ハ亦高工省燃料局課  
長ヲ兼テ大阪鐵山監督局長ヲツク。鈴木英雄ヲツク。  
理事長ハ亦六六號自動車取締役岡野榮三ツク。

83-2

26  
No. 27

Ref. No. 863

自動車統制會ニハツ評議會が附加ナレテ居ル。  
次ハ評議員及ヒ其屬シテナル會社ノ名簿ヲテテル。

豊田喜一郎 豊田自動車會社社長

村上正輔 日産自動車會社社長

林 桂 日産自動車

下田文吉 川崎車輛會社專務取締役

山本惣治 満洲自動車會社社長 日産  
自動車會社取締役

自動車會社取締役

浅原源七 日産自動車會社專務取締役

寺田甚吉 日本内燃機

野長瀬 忠男 車輪工業

マイヤ工業組合

東京帝國大學ニ教授ト田中芳雄ヲカラジニ及ヒ三島

徳セモ評議員ニカツテ居ル。此自動車統制會監督者モ亦

大會社者テツテ即チ豊田自動車會社赤井久義ト日

産自動車會社ニカキナレテツテ。

此會ハ次事項ヨリ爲ニ組織サレテモテテル。

生産擴充資材、動員、製造、生産並ニ生産ニ對スル原

料供給ニ関スル報告、檢討

個々會員、配當、人的資源、適當ノ割當ヲナシ増資

ニ對スル要求ヲ處理スル。又大東亞共榮圈自動車企

業ヲ設立シテ。

日本、滿洲、中國及ヒ南洋地域ヲ以テ一中核トスル資材

生産及ヒ各地域ニ於テ供給ニ對スル一基礎的計畫ガ

84-1

27  
~~170-28~~

Def. Dec. 863

樹立セラレ、此、企業ハ産業各部門ニ對シテ、生産計畫  
ヲ研究シテ、生産擴充ニ必要ナル資材及設備ノ量確  
定シテ、之ヲ自動阜上業ニ經營規模及ヒ運用方法ヲ研  
究ヲ行ツ。

84-2

Ref. Doc. 863

辦護圖書類第八六三號

三一七〇七一持出禁止

滿洲國政府ハ一産業ニ會社ニ原則ニ從ヒ各地ニ於ケル産業ノ發  
 展並ニ資源ノ開發ニ對シ特殊若クハ準特殊會社ヲ設立シテ  
 最近各種重要産業資源ガ引續キテ發見サレタリテ政府ハ  
 各種所謂統制會社、統合及之等資源、整合的開發、  
 必要ヲ痛感シ日本、優秀ノ聯合組合ヲル日本産業株式  
 會社(日本産業會社)日産(一九三七年十二月二十七日)  
 滿洲國ニ移転シ資本金四十五億圓(一九四〇)、滿洲、特殊  
 法人ヲル滿洲産業開發會社トシテ再設定シ其資本金  
 半額ハ政府出資トシテ

一九四〇年一月末日ニ於ケル滿洲、合併會社ハ公稱資本總額  
 八十八億五千万圓テアリ中七十三億一千八百五十万圓ガ拂込  
 済テマワリ

28  
110.29

本店ヲ新設ニ持ツ新會社ハ滿洲産業開發會社管理  
 法(一九三七年十二月二十日勅令第四六〇號)ニ依リ管理サレタ  
 他、諸規定中此、法律ハ會社設立後十年間滿洲ニ於ケ  
 ル企業、投資ニ對シテ六パーセント、配當ニ相當スル一定、返還  
 ラ政府ガ保證スル事ヲ規定シテ、重工業部門ニ於ケル政府  
 ノ執行機關トシテハ一般ニ稱スル滿洲鐵工業、鋼鐵業、輕  
 金屬製造、自動車製造、飛行機製造及石炭採掘ヲ管  
 理指揮シテ、シテハ主務大臣、許可ヲ得テ國內及國  
 外ニ於ケル他、企業ト同様ニ金、鉛、銅及他、鑛業ニモ

85-1

29  
No. 22

Doc. 863

亦投資シテ、カマウニテ、滿洲ニテ、年計畫實施ニ伴ヒ、滿業ハ、滿洲ニ於ケル莫大ノ天然資源ヲ開發スル重要ナル使命ヲ特ツテサテ、滿洲ニ於テハ、滿業ノ持株ハ、大陸ア行ハレタリ、殆ド全部ノ自動車製造及ヒ修理ヲ引受ケテ、滿洲自動車株式會社及同和自動車工業株式會社ヲ含ム。

昭和十七年六月二十四日ニ統合シラレテ、諸會社ハ、滿洲國ニ於ケル自動車工業ノ公行ハレテ、獨占デアツト知ラレテ居ル。

日本本土ニ於テハ、滿業特殊日本管理、領土内ニ於ケル貨物自動車ノ四割モ生産シテ、居フト見做サレル日産自動車株式會社ト、ディーゼル型機関ヲ動力トスル自動車ノ一手製造所ニ指定サレ、日本管理、領土内ニ於ケル全能力ノ約一割ヲ持ツテ、居ルト見做サレル、ディーゼル自動車工業株式會社ヲ含ム。更ニ、ディーゼルハ又相當ノ戦車及ヒ牽引車ノ製造能力ヲ持ツテ、居ルト見做サレル。若干ノ戦車能力有キト表ニ記入サレテ、日立製作所モ亦滿業<sup>註三</sup>圈内ニ入ル。

註三 三井が滿業國內財産ヲ受継イダト、報告ガ確證サレバ、上記滿業持株ハ三井ニ讓渡サレル。

(第二章 五十九頁参照)

(以下次頁...)

85-2

30  
No. 31

Doc 863

四、二九  
部外秘

滿業、是等会社、其株式支配的部分、直接所有スル  
コトニ依リテ支配シテ居ル。 斯クシテ一九四一年、日滿年  
鑑、是等凡テ滿業、直接從属会社トシテ記載シテ居  
ル。 滿業、滿洲、場合ノ百%ヨリ日立、場合ノ二十%  
ニ至ル持株ヲ所有シテ居ル。 又同和、株五十七%日産  
株二十九%ヲ占メテ居ル。

滿業、從属会社、社員ノ全自動車統制組合會議  
ニ於ケル實質的大多數ヲ占メテ居リ、ト共ニ此種市場  
ニ對スル販路ヲ統制シテ居ル。 自動車配給会社、株  
式、大部分ヲ所有シテ居ル。 又、事情ニ依リ、滿業、自  
動車産業ニ對スル支配ハ一層容易ニシレタリテアル。

26-1

Key Doc. 863

附録三

自動車製造事業法

(法律第三十三号 一九三六年五月二十八日裁可)

一九三六年五月二十九日官報所載

第一條 本法は國防、整備及産業の發達を期する爲め帝國

に於ける自動車製造事業の確立を図ることを目的とする

第二條 本法に於て自動車製造事業と稱するは命令によつて

定むる自動車又ハ自動車部成品の組立又ハ製造を爲す事業

を謂ふ

第三條 自動車製造事業を営む者は政府の許可

を受けざるは組立又ハ製造を爲す自動車又ハ自動車部

成品の數量の命令によつて定むる數量を超過せざることを以て限

りたることとし、政府ハ自動車又ハ自動車部成品の需要供給を

爲すに自動車製造事業確立上支障を與へしむることを認めざる

ことを非ずるは前項の許可を爲すに得たる

第四條 前條の許可を受けんとし得べき者は帝國法令

に依り設立したる株式会社ニシテ其の株主の半数以上取締

役の半数以上が資本の半数以上及び議決権の過半数を有する

帝國臣民又ハ帝國法令に依り設立したる法人に屬するものと

前項の法人ハ其の社員の半数以上が業務を執行する役員

の半数以上を資本の半数以上若ハ議決権の過半数が外國人

又ハ外國法人に屬せざることを要す

前條の許可を受けんとし得べき者は前二項の規定に該當せざる限り

31  
No. 32

86-2

タルトキハ許可ハソノ效力ヲ失フ

3 才五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル会社(自動車製造

86 会社)ハ政府指定スル期間内ニシテ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由ヨリト認めル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長

ヲ許可スルコトヲ得自動車製造会社前項ノ期間内ニシテ

事業ヲ開始セザルトキハ才三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

才六條 自動車製造会社ハ命令ノ定ル所ニ依リ才三條ノ

許可ヲ受ケタル年及ビ翌年ヨリ又年間ノ事業ニ付所

得税及ビ營業收益税ヲ免除ス

才七條 北海道、府縣及市町村ノ他是ニ準ズキモハ

前條ノ規定ニ依リ所得税及營業收益税ヲ免除セラレタ

ル自動車製造会社ハソノ免除セラレタ事業ニ付シテ又ハ

ソノ免除セラレタ事業ニ屬スル資本金額、従業員、營業用

ノ工作物或ハ物件使用動力又ハ收入ノ標準トシテ課税スル

ニトシ得ズ

才八條 自動車製造会社ノ事業ニシテ必要ナル器具機

械又ハ材料、政府ノ認可ヲ受テ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ

五年間命令ノ定ル所ニ依リ輸送税ヲ免除ス

才九條 自動車製造会社ノ事業擴張ノ場合於テ政府

ノ許可ヲ受ケル事業ニ屬スル設備ノ使用ニ充ツル為メ株金

金額増進前ト雖モソノ資本ヲ増加スルコトヲ得

才十條 自動車製造会社ハ政府ノ認可ヲ受ケル事業

ニ屬スル設備ノ使用ニ充ツル為メ商法才二〇條ノ規定

ニ依リ制限ヲ超テテ社債ヲ募集スルコトヲ得、但シ社

32  
23  
No.

87-1

863

債ノ送還ハ株券ニ倍ラ超スルコトヲ得ズ。  
 最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル財産ハ持込  
 ミル株金類ニ滿ラサルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ才一項ノ規  
 定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ会社ノ事業  
 ニ屬スルモノヲ抵當トスルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ  
 於テ政府ノ必要ナシト認マラルトキハ此ノ限りニ非ズ  
 才十一條自動車又ハ自動車部分品ノ輸入カ自動車業  
 依リ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ制限  
 スルコトヲ得

III-229 部外秘

才十三條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ニ因リ其ノ市價  
 ノ低昂ヨリ生ズル自動車製造ノ事業ノ確立ニ妨ケル虞アルトキハ  
 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ関稅調査委員會ノ議ヲ奉リ期間  
 ヲ定メ自動車又ハ自動車部分品ニ付テハ關稅定率別表輸入  
 稅率ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額  
 以下ノ輸入稅ヲ課スル事ヲ得

33

才十三條 自動車製造会社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計  
 画ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ変更スルトキ亦同シ政府必要  
 アリト認めルトキハ事業計画ノ變更ヲ命ズルコトヲ得  
 才十四條 自動車製造会社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡  
 スルモ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ  
 受クベシ

87-2

34  
No. 35

Def. 1900 863

自動車製造会社合併又ハ解散決議命令ノ定ル所ヨリ  
政府ノ認可ヲ受ケルニ非ズ其ノ效力ヲ生ゼズ

才十五條 政府ハ自動車製造会社ニ付シテ事業及ヒ財産ノ  
状況ニ関シ報告ヲサシムルコトヲ得

政府ハ自動車製造会社ニ付シテ業務及ヒ會計ニ関シ監督  
上必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲナスコトヲ得

政府監督上必要アリト認めル時ハ該官吏ヲシテ自動車  
製造会社ノ事務所營業所工場倉庫其ノ他ノ場所ニ

臨檢シテ業務若クハ財産ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物  
件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ命令ヲ示ス證

票ヲ提出セシムルコトヲ得

才十六條 政府ハ益上必要アリト認めル時ハ自動車製造  
会社ニ付シテ自動車若クハ自動車部品ノ販賣價格若クハ

販賣ノ條件ニ及ビ使用命令シ又ハ自動車若クハ自動車部  
品ノ需要價格ヲ調節スル為ニ必要ナル事項ヲ命令スル

コトヲ得

政府ハ益上必要アリト認めル時ハ自動車製造会社ニ付シ  
テ其ノ設備ノ拡張又ハ改良ヲ命令スルコトヲ得

88-1

No. 35  
56

def doc 863

才十七條 政府軍用上必要アリト認ムルトキハ自動車製造会社ニ付シ軍用自動車又ハシノ部外品ノ製造自動車ニ関スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設ソレ他軍用上必要ナル事項ヲ命ズルを得  
才十八條 政府才三條ノ許可、才十一條ノ制限又ハ才十六條ノ命令ヲナサントスルトキハ自動車製造事業委員合、議ヲ經ヘシ  
自動車製造事業委員合ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

才十九條 自動車製造会社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ序スル処分ニ違反シテハ公益ヲ害スル行爲ヲナシタルトキハ政府ハシノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、才三條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハシノ職務ヲ行フ 監査役ノ解任ヲ爲スニコトヲ得

才二十條 左ノ各号ノ一ニ該當スルモノハ五千円以下ノ罰金ヲ処ス

一、才三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ自動車製造事業ヲ営ミタル者

ニ、才十一條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シ自動車又ハ自動車部外品ノ輸入ヲ爲シタル者

三、附則才四項ニ掲グルモノニシテ同項ノ規定ニ依ル範圍ヲ超ヘテ自動車製造事業ヲ営ミタルモノ

才三十一條 自動車製造会社才十六條又ハ才十七條

88-2

36  
10.27

Def Doc 863

命令ニ違及シタルトキハ、取締役又ハソノ職務ヲ行  
 ン監査役ヲ三千円以下ノ罰金ニ処ス  
 オニ二條 自動車製造会社左ノ各号ノニ該者スル  
 トキハ、取締役又ハソノ職務ヲ行フ監査役ヲ十  
 円以下ノ罰金ニ処ス  
 一、オニ三條オ一項ノ規定ニ違及シ認可ヲ受ケザル  
 事業計畫ヲ実施シタルトキ  
 ニオニ三條オ二項ノ命令ニ違及シ事業計畫ヲ更  
 更セシテ之ヲ実施シタルトキ  
 三、オニ四條オ一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテキ事項  
 ヲ許可ヲ受ケズシテ行ハシタルトキ  
 四、オニ五條オ二項ノ命令又ハ処分ニ違及シタルトキ  
 オニ三條 左ノ各号ノニ該者スル者ハ五百円以下ノ  
 罰金ニ処ス  
 一、オニ五條オ一項ノ規定ニ依ル 報告ヲ爲マヌ又ハ虚  
 偽ノ報告ヲ爲シタル者  
 ニオニ五條オ三項ノ規定ニ依ル 該官吏ノ臨検檢  
 査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハソノ傾向ニ對シ答弁  
 ヲ爲マヌ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者  
 オニ四條 自動車製造会社ソノ他ノ自動車ニ関スル  
 營業者ハソノ代理人、産主、家族、雇人、ソノ他、從  
 業者ガソノ業務ニ関シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル  
 命令又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ違及シタルトキハ、自己

891

37  
170. 28

Feb Dec 863

ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テソノ処罰ヲ免ルコトヲ得ス  
オニテ五條 本法又ハ本法ニ基キテ命命令ニ依  
リ適用スベキ四罰則ハソノ者ガ法人ナルトキハ理事、取  
締役ソノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ未成  
年者スハ禁治産者ナルトキハソノ法定代理人ニ  
之ヲ適用ス、但シ遺業ニ関シ成年者ト同一ノ  
能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法施行ノ際現ニ自動車製造業ヲ営ム者  
又ハソノ事業ヲ承継シタル者ハ本法施行ノ日  
ヨリ三月ヲ限リオニ條ノ規定ニ拘ラスソノ事業ヲ  
営ムコトヲ得

オノ項ニ掲グルモノノ項ノ期間内ニオニ條ノ許可  
ヲ申請シタル場合ニ於テソノ申請ニ付ル許可又ハ不  
許可ノ処分ノ日迄亦オノ項ニ同シ  
昭和十年八月九日ニ於テ自動車製造事業  
ヲ開始シタル者又ハ其ノ事業ヲ承継シタル者ニ  
シテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ヲ営ム者ハ  
オノ項ノ期間經過後ト雖モオニ條ノ規定ニ  
拘ラス命令ニ定ム所ニ依リ昭和十年八月九日  
ニ於テ於テ営ムル事業ノ範圍内ニ於テ其ノ事業

89-2

38  
No. 29

Def Doc 863

ヲ管コトヲ得  
 才五條ノ一項才三項及才ニ才三條乃至才ニ才五  
 條ノ規定ハ本項ノ規定ニ依リ自動車製造業  
 業ヲ管コトハ者ニ之ヲ準用ス  
 本法施行ノ日ヨリ月内ニ才三條ノ許可ヲ申  
 請シタル者自動車製造業ノ為必要ナル各  
 具、機械又ハ材料ヲ政府ノ許可ヲ受ケ輸入スル  
 トキハ本法施行ノ日ヨリ三月間命令ノ定ムルトヨロ  
 ニ依リ輸入税ヲ免除ス  
 本項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル者  
 才三條ノ許可ヲ受ケルニ至ラザルトキハ其ノ輸入  
 税ヲ追徴ス  
 才六項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル場合  
 ニ於テハ輸入ノ際税金ニ相当スル担保ヲ提供セ  
 シムルコトヲ得

裏面白紙

Ref Doc 864

22 事務

辯護團備文書第八六四 部外秘  
/原文一頁/  
國務省

中間調査及情報局

調査及分析課

調査及分析第二五五八ノ二

業 第二部

22-1-1 (17)  
平塚市文庫  
(大正時代)

日本航空機工業ノ檢討―主トシテ企業組織  
及政府ニ依ル統制ノ歴史。此ノ工業ノ生産  
能力及技術上ヨリ見タル状況ヲモ檢討ス

一九四五年十月三十一日

二、航空機工業

1、航空機ノ生産―外形上及技術的諸相  
航空機ハ日本ノ軍需生産計畫中最モ急ヲ要ス  
ルモノテアル。一九四一年後ハ、或ハ工場ヲ  
新設シ又新生産設備ヲ施シ、或ハ戦時計畫上  
緊要度ノ低キ工場ノ能力ヲ増長シ、或ハ勞務

Ref Doc 864

22  
第 8 卷

辯護閣文書第八六四 部外秘  
/原文一頁/  
國務省

中間調査及情報局

調査及分析課

調査及分析第二五五八ノ二

日本軍需生産工業 第二部

航空機工業

記述

日本航空機工業ノ檢討―主トシテ企業組織  
及政府ニ依ル統制ノ歴史。此ノ工業ノ生産  
能力及技術上ヨリ見タル状況ヲモ檢討ス

一九四五年十月三十一日

二、航空機工業

1、航空機ノ生産―外形上及技術的諸相

航空機ハ日本ノ軍需生産計畫中最モ急ヲ要ス  
ルモノテアル。一九四一年後ハ、或ハ工場ヲ  
新設シ又新生産設備ヲ施シ、或ハ戰時計畫上  
緊要度ノ低キ工場ノ能力ヲ擴張シ、或ハ勞務

裏面白紙

292

Ref Doc 864

35

及新料資源ヲ採集計登ニ専換シ、以テ工場  
 生産高ノ増加ノタメニ異常ナル努力ガナサレ  
 タ。コノ弱戦ニ依リ日本ニ於ケル航空機ノ生  
 産ハ急激ニ増加シタガ生産高ハ米國合衆國ノ  
 生産ニ比シテ倍ニ少イモノデアツタ。其ノ米  
 國合衆國ノ生産高ハ一九四四年ノ末頃ニ八月  
 産約八、〇〇〇機以上ニ達シタ。

ノ原文二頁ノ

第三表 日本航空機生産状況ニ關スル公式日本

報告及米國合同日露國ノ例

同 盟

(一九四五年九月四日・各種形式)

「一九四五年八月三十日・  
 航空機(戦闘機ノミ)」  
 〆ミ・ロ・ヒ・の・の・  
 〆アリ・イ・エム・テイ・エス

最低	一九四一年十二月一	五五〇	四二八
	一九四二年十二月一	一〇三四	八〇三
	一九四三年十二月一	一六〇九六	一四四八
最高	一九四四年 六月一	二八五七	二〇三四
	一九四四年十二月一	二二〇四	二四五〇
	一九四五年 七月一	一六〇三	一八五〇

注意。縦看機及偵察機ヲ總生産航空機ノ約二十  
 五「パーセント」トセバ米機ノ例ト日  
 本ノ公式報告トハ一九四四年十二月マデ  
 ハ大体合ツテ千ル。

92

裏面白紙

Ref Doc 864

93

3

其ノ際ノ日本領ノ数字ハ米國ノ最モ正シイ  
判断ニ比シ餘リニ低過ギルヤウニ考ヘラレ  
ル。

一九四四年ノ彼ノ航空機生産ノ標準ヲ進行スル  
タメニハ日本ハ七五〇・〇〇人以上ノ労働者ヲ  
使用シテ居ツタモノト信セラレテ居ル。コノ数字  
ノ内約八分ノ一ハ婦人テアツタモノト考ヘラレテ  
來タ。

(調査及分析第二二七一、日本人口ノ産業分布ヲ  
見ヨ)。

X X X X

2、航空機工業概論

一、略史

日本航空機工業ノ経緯ハ第一次世界戦争ト  
同時デアアル。コノ戦争ノ少シ前、日本ハ歐羅  
巴ニ於ケル航空機製造研究ノタメ陸海軍々人  
ヲ擧ルニ送ツタ。一九一七年カラ一九一八年  
ニ亘リ甲島、三島ノ二民間会社及陸海軍工廠  
カ先ツ航空機工場ヲ起テタ。是等工場ハ、日  
本ガ技術的ニ達レテ居タタメ、外國ノ規模ニ  
見做ツタモノデアツタ。斯ク外國ノ英・仏・

裏面白紙

93

4 94

Ref Doc 864

94

ノ原

獨・米山ノ設計ヲ模寫シ、或ハ採用シ、又外  
國ノ技術及製作ヲ使用スルコトハ少クハナ  
リツ、アツタガ第ニ次世界戦争ノ直前迄尙ホ  
相當多ク繼續サレタ。一九三七年末ニナルト  
日本人ハ日本人自身設計ノ飛行機二、三種ノ  
製造ニ成功シテ居タ。

×××新會社ハ組織セラレ既存ノ會社一三  
葉・中島及川崎一ハ擴張セラレタ。満洲ノ攻  
略ト共ニ日本ハ自國設計ノ機體ヲ創ルノニ懸  
念テアツテ遂ニ一九三七年ノ成功ニ到達シタ  
ノデアツタ。而シテ又、アルミニウム及マ  
グネシウム工業ガ最初ニ發達シタノモコノ時  
代ノ末期ノコトデアツタ（一九三四年一、九  
三五年）。

×  
×  
×  
×  
×

日本ノ海軍省ノ言フトコロニ依ルト、一九三  
八年及一九三九年ニハ、日本ノ總生産額工業  
ノ七十乃至七十五「パーセント」ハ民間工業  
デアツタ。コノ時期ニ製作セラレタ可成整備  
シタ機體ハコノ戦争ノ當初ニ於ケル日本航空  
兵力ノ中核ヲナシタ。

×  
×  
×  
×  
×

94

裏面白紙

Ref Doc 864

5- 93

三 政府ノ製造事業法

航空機工業ニ就テノ政府ノ關係ナキ關心ハ  
 近年益マツタ。××××其ノ結果能力モ振  
 ハシク信用モ益ケナイ航空機製作業者等ガ日  
 本ノ各地ニ擴出シタ。算計量上ニ於ケルコノ  
 工業ノ重要ナルト其ノ統制ノ必要ナルコトヲ  
 感シタ政府ハ一九三八年、航空機製作事業法  
 ヲ制定シテ、機體ノ重量三五〇瓩ヲ超ユルモ  
 ノ及發動機ノ行程容量三五〇〇立方瓩ヲ超ユルモ  
 ノ、製作ニ從事スル会社ハ總テ政府ノ認可ヲ  
 要スルコト、シタ。而シテ資本金三百萬圓ヲ  
 超エ、年産機體百機若クハ發動機或ハプロペ  
 ラ三百基ノ能力ヲ有スル会社ノミガ認可セラ  
 レタ。生産上ニ於ケル政府ノ統制ノ代償トシ  
 テ、認可ヲ受ケタ会社ハ多額ノ奨励金ヲ受ケ、  
 免稅及輸入上ノ特權ガ與ヘラレル便宜ガアツ  
 タ。コノ法律ノ特ニ規定スル點ハ以下ノ通り  
 テアル。

政府ノ統制

(I) 政府ハ仕様書ヲ決定シ、飛行機ト部品ノ

價格條件及供給ヲ統制シ、会社ヲ或ハ合併

或ハ解散シノ原文四頁ノ又ハ是等会社ノ生

産品ノ全部或ハ一部ヲ他ニ移シ、中止シ、

或ハ一時停止スルコトカ出來ル。

裏面白紙

94

Ref Doc #64

6 qb

四頁

- (ii) 政府ハ關係令ニ基キ工場擴張ハ興法研究、技術者養成、他工場トノ協力、資材ノ貯蔵、工場、従業員又ハ設備ノ費用、警備及ビ防諜ニ關シ訓令ヲ發スルコトヲ待
- (iii) 土地ハ工場或ハ飛行場ノ用地ニ備置スルコトヲ待

製造業者ノ特典

- (i) 政府ハ製造業者ニ損失ヲ補償ス  
従前日本ニ於テ製造サレザル飛行機部分品及材料ニ對シテハ獎勵金ヲ交附サル
- (ii) 製造業者ハ一定ノ條件ニヨリ六箇年間所得稅營業收益稅、地方稅ヲ免除セラル該工業用ノ器具ノ輸入稅ハ五箇年間廢止セラル
- (iii) 工場擴張ノ爲ノ資本増加及設備購入ノ爲ニ法定限額ヲ超ユル社債ノ發行ヲ爲スコトヲ待

航空機

- (i) 航空機製造及組立ニ對シ許可ハ箇々ニ發セラ
- (ii) 航空機技術委員會ハ通信大臣ノ下ニ二十名ノ委員ヲ以テ組織セラル。本委員會ハ航空機ノ規格化ヲ主タル目的トス。政府ノ規定ニ違反セル會社ハ五百圓ヨリ二千圓迄ノ罰金ニ處セ

裏面白紙

7 97

Ref Doc 864

97

五頁

ラル（上述、法律、本支附屬第二〇ノ？ノ照）

4 生産ノ集中

此等ノ措置ニ對シテハケラレタル理由如何ニ依ラズ總テノ適用範圍、外ニ民間航空隊用ノ比較的少數ノ航空機ノ製造ハ十師ノ許可會社ノ手ニ集中セラレタ。〔當初ノ許可會社十四社ニ關スル詳細ニ就テハ附屬第二II（参照）此等ノ會社ハ機體全製造機及プロペラ等ノ製造ニ付許可サレタ。他ノ製造業者ニ對スル組立部品ノ下請モ獎勵セラレタ。〕

5 官設航空隊

許可ヲ受ケタル民間會社ノ製造ニ加フルニ候須加、佐世保等ノ海軍航空機工場ハ少クトモ多少ノ生産能力ヲ有シタ。最近此等ハ其活動ヲ主トシテ研究、實驗、試験及追ツテ發展スル民間大衆生産ニ對スル範圍型ノ製作ニ限定シタト信ゼラレテホル。1  
佐世保ハ軍用機用フロート型機體ヲ生産シタ。大村ハ發動機ノ製作及航空機組立ヲ有シタ。東京府ノ立川陸軍航空隊ニ付テモ一言ヲ要スル。同廠ハ航空機全生産中其一部少數ノモノ

裏面白紙

97

8 91

Ref Doc 864

裏面白紙

ヲ指當セル一方新型ニ關スル重要研究ヲシテ  
 結タ。 1  
 然シ此等ハ又民間ニ被接シタ航空機及發動機  
 ノ大生産ヲシテ居タ。 "Judy" 機機  
 及新中島ホマレノ?ノ發動機ハ廣工場ニ於テ  
 製造セラレタ。

6. 許可會社ノ性質

許可會社ニハ二種ノ型ガアツタ。一ツハ綜合  
 會社、一即チ其製作スル航空機ノ主要ナル部  
 分品ノ大部分ヲ自己工場ニ於テ製作スル會社  
 テアル。他ハ特殊ノ航空機部分品ヲ專間的ニ  
 製作シテキタ。最も重要ナル綜合會社ハ三菱  
 重工業、中島飛行機、川崎航空機及愛知時計  
 電機會社等デアツタ。三菱及中島ハ日本航空  
 機ト最もモシバ々々機ヲ持ツ二ツノ名稱デア  
 ツタ。大部分ノ航空機ハ各種ノ製造所ヨリノ  
 部分品ニテ組立テラレタガ最終組立ハ三菱中  
 島兩社ノモノヲ附セラレタ。此ノ如キ會社ハ  
 通常若干ノ製作工場ヲ傘下ニ抱持シテキタ。  
 他ノ許可會社ハ反對ニ高度ニ専門化サレタモ

98

99 9

Ref Doc 864

六頁

ノトシテ知ラレテキタ。在反金及日本集結  
 ハ各種ノ型ノ航空機ノプロペラヲ製作シタ。  
 石川島航空工業及日立航空機ハ小規模ニ機  
 機ヲ製作シタ。後者ハ主ニ練習機ノ發動機ヲ  
 製作シテキタ。飯沼工所ハ獨立部分ヲ製作  
 スル一方忒ラク航空機ノ立ニ從事セシモノ  
 トミル。昭和飛行機工業ハ米國D C 三號（C  
 一四七）ヲ模倣セル練習機ヲ製作シタ。  
 研究及發達

六頁

日本製航空機ハ研究設計及ビ試験ニ適當ナル  
 施設ヲ爲スニ非ラザレバ外國品ニ敵年ノ後レ  
 フトレル状態ヲ維持スベキコトヲ知ツテ政府  
 ハ一九一八年東京帝國大學指導ノ下ニ航空研  
 究所ヲ創立シタ。實踐研究所ハ同時ニ陸海軍  
 航空部ニヨリ創立セラレタ。民間大製造業  
 者ハ陸軍又ハ海軍ノ何レカ、マレニハ双方ノ  
 爲ニ細ク自己ノ研究及設計ヲ有ツテキタ。  
 陸海軍ハ航空機會社ニ有用新航空機ノ發達ト  
 發展ニ關シ大ナル要求ヲ爲シ且ツ實施セル實  
 績ニ對シ之ニ報ユル爲ノ在又ヲ側官ツルコト  
 ニ努力シタ。理論上ハ此等ノ機テノ機關ハ日

裏面白紙

10 100

Ref Doc 864

101

六頁

本ノ航空ノ進歩ノタメ密接ナル関係ノ下ニ宿  
 勤スベキモノデアツタ。殊ニ相互間ノ連絡  
 ヲ欲キ居リシモノノ如ク政府ハ之ヲ匡正スル  
 爲メ一九三八―三九年度預算ニ於テ逓信省航  
 空局ノ下ニ中央航空研究所ヲ創設スル爲メ五拾  
 萬圓ノ基金ヲ計上シタ。其目的ハ疑モナク從  
 來ヨリ漸ラシク且改良レタル施設ヲナス外航空  
 關係ノ總テノ研究是給ノ爲メ一ツノ最高中央  
 統合機構ヲ設クニアツタ。此全計畫ノ費用ハ  
 一億三千萬圓デアツタ。

(a) 一九三一年(昭和十六年)ニ活動セル組  
 織

(一) 航空研究所  
 駒場ニ所在ス東京西郊山手線渋谷驛ヨリ西方  
 一マイルノ地其ノ址ニ最初純粹ナル科學的  
 研究ニ限ラレタルモ次第ニ其發見ヲ現實ノ航空  
 機設計ニ其實上應用スルコトトナツタ。

十二ノ部門ガアツテ、即チ物理、化學冶金學  
 資料、風洞作業、發動機、航空機構造、機械  
 生理學、構造ダイゼン機構及プロペラー等ヲ  
 夫々分擔シタ。

裏面白紙

11 101

Ref Doc 964

表編ハ一九三九年ニハ新式ト見ハレタガモウ  
 既ニ外面ヲ使テサレテキタモノニハ特種サレ  
 テキタ。此ノ研究所ノ發見ナル位至ノ若干ハ  
 テイゼル機ノ方面デアツテ其機對ハ製作  
 ノ爲三製ヘ引取サレ一九三七ニ東京カラ備  
 致マテ飛行シタ長距離「神風」號ノ設計ニモ  
 採リ入レラレタ。

X  
 X  
 X  
 X  
 X  
 X  
 X

該省ハ航空機ニ特ニ重點ヲ置キ此ノ方策ヲ  
 遂行スルタメニ開設サレタモノテ航空機及機  
 係事業ニ關シ陸海軍兩省カラ兩省ノ從來ノ行  
 取上ノ業務一切ヲ接收シテ航空兵器局ガ同省  
 内ニ開設サレタ。此ノ移管ハ一九四四年一月  
 十五日附ヲ以テ實施サレタカ此レハ責任ノ轉  
 移ト謂フヨリムシロ動力ヲ示スモノノ如クニ  
 ミヘタ。其ノ理由ハ同局ハ主トシテ陸海軍將  
 校ニ依ツテ占メラレル機ニナツテキタカラテ  
 アル。陸軍中將遠藤三郎ガ同局ノ長官ニ任命  
 サレタ。

(ii) 航空工業省ハ 半官的團體を結合

此新設省ガ業務ヲ開始シタトキ航空機生産ニ

裏面白紙

12 102

Ref Doc 864

103

同スル延新ヲ計ル航空工業會ガ一九四四年一  
 月十六日ニ組織サレタ。同會ノ組織サレタコ  
 トハ日本政府ガ指令ヲ統一シ且ツ重工業主義ノ  
 一元化ヲ計ツテ航空衛生並ノ増大ヲ希望シタ  
 コトヲ表示シタ。同會及其ノ他ノ工業ニ於ケ  
 ル同級ノ者ニ比スル細目権限ハ一九三八年ノ  
 國家總動員法、特ニ一九四一年九月一日附主  
 要事業關連令カラ特ダモノデアル。

以下次頁へ繋ク

102

裏面白紙

13 103

Ref Doc 964

軍需省ト半官航空工業會同ノ業務區分ハ左ノ通り  
 デアツタ。該省航空兵器局ハ同會ヘ託スベキ總括  
 的生注目録ヲ立案シタ。次ニ同會ハ、生産設備所  
 要資金、材料及勞務等ノ供給及同會員事業同ノ  
 ノ生産ノ決定適當ニ與シ、ソノ分野内ニ於テ責任  
 ヲ負擔シタ。ソノ半官的右稱及設備ニ拘ラス、同  
 會ハ事業上此ノ分野ニ於ケル事業指導者ニ依ツテ  
 支配サレ、本質的ニハ全ク一任ノ高乘機自デアツ  
 タ。斯ル支配ノ性質ハ同會ノ歴史ノ上ニ又ソノ職  
 員ヲ分析スルコトニ依リ明カニサレル。

附 録

航空機製造事業法

(一九三八年三月十一日ノ官報ヨリ採リタル全

文ノ譯文)

第一條 本法ニ於テ航空機製造事業ト稱スルハ命  
 令ヲ以テ定ムル航空機又ハ其ノ機体、發動機若ク  
 ハプロペラノ製造ヲ爲ス事業ヲ指フ。  
 前項ノ事業ヲ營ム者ノ爲ス航空機ノ部分品若ク  
 ハ附屬品ノ製造其ノ事業者ノ用フル航空機材料ノ  
 製造又ハ航空機ノ修理ハ之ヲ當該事業ノ一部ト見  
 做ス。

裏面白紙

103

Ref Doc 854

14 104

裏面白紙

第二條 航空機製造業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立

シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資

本ノ半數以上友誼決議ノ過半數ヲ得ル臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立

シタル法人ニ屬スルモノニ限ル。

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若クハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以

上、又ハ資本ノ半數以上若クハ決議權ノ過半數ガ外國人又ハ外國人

人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前項ノ許可ヲ受ケタルモノ前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタル

トキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第四條 第二條ノ許可ヲ受ケタル會社ハ政府ノ指定スル期間内ニ其

ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許

可スルコトヲ得

第二條ノ許可ヲ受ケタル會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セ

ザルトキハ第二條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 航空機製造業ヲ營ム會社（以下航空機製造業會社ト稱ス）

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ提出シ之ヲ

變更セムトスルトキ亦尚ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第六條 政府ハ航空機技術委員會ノ設置ヲ航空機ノ構造、整備、

プロベラ、部分品、材料又ハ附屬品ニ付其ノ製造ヲ定ムルコトヲ得

Ref Doc 864

15 108

航空機製造會社ハ前項ノ規定ニ依リ親格ヲ定メ  
 タルモノニ付テハ親格ニ適合スルモノニ非ザレバ  
 之ヲ製造又ハ使用スルコトヲ得ズ、但シ（之ノ製  
 造又ハ使用ニ關シ）政府ノ許可ヲ受ケタルモノニ  
 付テハ此ノ限りニ在ラス

航空機技術委員會ニ關スル親格ハ新令ヲ以テ之  
 ヲ定ム

第七條 航空機製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部  
 ヲ讓渡シ、廢止シ、又ハ休止セントスルトキハ命  
 令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

航空機製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ  
 定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其  
 ノ效力ヲ生ゼズ

第八條 航空機製造事業ハ土地收用法第二條ノ土  
 地ノ收用又ハ使用ヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第九條 航空機製造會社ニハ勅令ノ定ムル所ニ依  
 リ第二條ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年  
 間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第十條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ關スベ  
 キモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ  
 免除セラレタル航空機製造會社ニハ其ノ免除セラ  
 レタル事業ニ關シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ  
 事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限り  
 ニ在ラス

108

裏面白紙

106  
16

Ref Doc 864

第十一條 航空機運賃會社其ノ事業ノ爲必設ナル  
器具、燃料又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スル  
トキハ本法施行ノ日ヨリ五年間稅令ノ定ムル所ニ  
依リ輸入稅ヲ免除ス

(以下次頁へ同ク)

106

裏面白紙

Ref Doc 864

107  
17

第十二條

航空機製造會社が本邦ニ於テ未ダ製造セラレタルコトナキ航空機又ハ其ノ複製、發動機若ハプロペラノ製造ヲナス場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ之ニ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得。航空機ノ部品品、材料又ハ附屬品ニシテ本邦ニ於テ未ダ製造セラレタルコトナキモノヲ製造スル場合亦同ジ。

第十三條

航空機製造會社ハソノ事業擴張ノ爲合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得。

第十四條

航空機製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲同法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得、但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超エルコトヲ得ズ。最終ノ貸借対照表ニヨリ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ。第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場經營法ニ依リ會社ノ募集ニ關スルモノヲ適用ト爲スコトヲ得ス。但シ特別ノ事情アル場合ニ

107

裏面白紙

Ref Doc 864

18 108

第十五條

台ニ於テ政府其ノ必長ナシト認メタルト  
キハ此ノ限ニ在ラズ。

政府ハ航空機製造會社ニ對シ業務及財産  
ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得、  
政府ハ航空機製造會社ニ對シ業務及財産  
ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處  
分ヲ爲スコトヲ得。政府監督上必要アリ  
ト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ航空機製  
造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其  
ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若クハ財産ノ狀  
況又ハ帳簿等其ノ他ノ物件ヲ査査セシ  
ムルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ其ノ身  
分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ。

第十六條

政府ハ公金上必要アリト認ムルトキハ航  
空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ零件  
製造機若ハプロペラノ取替零件若ハ取替  
零件ノ製造ヲ命ジ又ハ此等製品ノ供給ニ  
關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得。

第十七條

政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航  
空機製造會社ニ對シ左ノ各號ニ掲グル事  
項ヲ命ズルコトヲ得、政府公金上必要ア  
リト認ムルトキ第一號乃至第五號ニ掲グ  
ル事項ニ付亦同ジ

裏面白紙

118

19 109

Ref Doc 864

110

一 設備ノ擴張又ハ改良  
 二 政府ノ指定スル航空機又ハ其ノ機体、  
 發動機若ハプロペラノ製造  
 三 航空機ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特  
 殊設備ノ施設  
 四 航空機又ハ其ノ機体、發動機若ハプロ  
 ペラノ製造技能者ノ養成  
 五 航空機又ハ其ノ機体、發動機若ハプロ  
 ペラノ製造ニ關シ設備ノ共用其他包ノ航  
 空機製造會社ニ對スル協力  
 六 航空機用材料ノ保有  
 七 從業者又ハ工場其ノ他ノ設備ノ政府ニ  
 對スル供用  
 八 特殊ナル事業計畫ノ設定又ハ其ノ計畫  
 ニ付必要ナル演練  
 九 工場ノ整備又ハ防護上必要ナル施設  
 十 航空機ニ關スル資料ノ提出  
 十一 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外等ニ必  
 要ナル事項  
 前項第一號乃至第四號又ハ第六號乃至第  
 十一號ノ命令ニ因リ生ジタル損失ハ勅令  
 ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス。前項ノ補償ヲ件フベ  
 キ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額

109

裏面白紙

20 110

Ref Doc 864

第十八條

ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ越エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス。第一項第五號ノ場合ニ於テ費用ノ負擔ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ政府之ヲ裁定ス、裁定ニ對シ不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ適當裁判所ニ出訴スルコトヲ得。

第十九條

政府第十六條若ハ前條第一項第一號ノ命令又ハ前條第二項ノ補償金額ノ決定ヲナシテトスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外航空機製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ。航空機製造事業委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第二十條

航空機製造會社若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲スコトヲ得。航空機ノ部品、材料又ハ附屬品ノ製造事業ニシテ第一條ノ航空機製造事業ニ屬セザルモノニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ

裏面白紙

Ref Doc 364

21

111

111

第二十一條

依リ本法ヲ奉用ス。  
第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ  
航空機製造事業ヲ營ミタル者ハ五千圓以  
下ノ罰金ニ處ス。

第二十二條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下  
ノ罰金ニ處ス  
一 第五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計  
畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出テタル事業計  
畫ヲ實施セザル者

第二十三條

一 第五條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ  
違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者  
二 第七條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ  
設テシ、廢止シ又ハ休止シタル者  
三 第十六條又ハ第十七條第一項ノ規定ニ  
依ル命令ニ違反シタル者  
左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下  
ノ罰金ニ處ス  
一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲  
サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者  
二 第十五條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ  
處分ニ違反シタル者  
三 第十五條第三項ノ規定ニ依ル官署吏  
ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ

裏面白紙

第二十四條

其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ  
陳述ヲ爲シタル者。  
航空機製造會社ハ其ノ代理人、雇人其ノ  
他ノ従業員ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本  
法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲  
ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ  
出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコ  
トヲ得ズ。

第二十五條

本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ  
適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキ  
ハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執  
行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナ  
ルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但  
シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス  
ル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム、  
本法施行ノ際現ニ航空機製造事業ヲ營ム  
者又ハ其ノ事業ヲ繼續シタル者ハ本法施  
行ノ日ヨリ一年ヲ限リ第二條ノ規定ニ拘  
ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得。

裏面白紙

Ref Doc 864

23

113

第十三頁

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第貳條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對シ許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄其ノ事業ヲ營ムコトヲ得。

第九條ノ規定ハ第貳項ニ掲グル者ガ第貳條ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ事業開始ノ年ヲ以テ第貳條ノ許可ヲ受ケタル年ト看做シ許可ノ日以後ノ分ニ付テノミ之ヲ適用ス。

第十一條ノ規定ハ第貳項ニ掲グル者ガ第貳條ノ許可ヲ受ケタル前ニ於テ爲ス輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ。

附屬書第II f

指定航空機製造業者

一九三八年ノ航空機製造事業法ニ基ツキ許可ヲ受ケタル航空機製造會社、其投資資本、工場ノ位置、許可サレタル事業（一）航空機完成品。（二）航空機ノ組立。（三）航空機ノ機体。（四）發動機。（五）プロペラ。及ビ一九四〇年六月三十日ヲ以テ終ハル年度ニ對スル其生産高等ハ次表ニ示ス通り。

裏面白紙

113

24 114

Ref Doc 864

第十三頁

三菱重工業、(三菱重工業株式会社)  
壹億貳千萬圓。(航空機事業会社ニアラ  
ズ。) 工場。名古屋。二、三及ビ四ニ  
對シ許可サル。生産高、航空機々々四七  
五、發動機一三八〇。主トシテ海軍用。

中島飛行機(中島飛行機株式会社)。  
五千萬圓。機体工場。群馬縣太田。發  
動機工場。東京。二、三及ビ四ニ對シ許  
可。生産高。機体五四五。發動機一三八  
〇。規模及ビ重要性ニ於テ三菱ニ次グ。

川崎航空機工業(川崎航空機工業株式  
会社)。  
五千萬圓。工場。神戸(機体及ビ發動機、  
外ニ各務ヶ原/KAMIGAHARA / (發動機)  
二、三及ビ四ニ對シ許可。生産高。機体  
一八五、發動機一三五。

雙知時計電機(雙知時計電機工業株式  
会社)。  
參千萬圓。(航空機事業ニアラズ)。  
工場。名古屋。一ニ對シテ許可。生産高  
機体九〇。發動機二三〇。

裏面白紙

114

Ref Doc 864

115  
25

第十三頁

立川飛行機株式会社。

貳千五百萬圓。工場。東京都下、立川。

二及ビ三ニ對シ許可。生産高。機体二一〇、發動機九〇。

○、發動機九〇。

東京瓦斯電気工業株式会社。

參千六百萬圓。(航空機専業ニアラズ)。

本工場東京都下大森。分工場羽田(東京)。

二、三及ビ四ニ對シ許可。生産高。機体三五。發動機三八〇。

川西航空機株式会社。

壹千五百萬圓。工場尾(神戸)。

二、三、四及ビ五ニ對シ許可。生産高。機体六〇。發動機二五〇。

渡邊鐵工所。

壹千五百萬圓。工場福岡。(航空機専業ニアラズ)。

二及ビ三ニ對シ許可。生産高。機体九五。悉ラテ發動機製造業者用トシテ發動機備物部品ヲモ製作シタルモノト看ラル。

日本航空機株式会社。

五百萬圓。工場横濱。二及ビ三ニ對シ許

可。

生産高。機体二一〇、發動機九〇。

機体三五。發動機三八〇。

機体六〇。發動機二五〇。

機体九五。悉ラテ發動機製造業者用トシテ發動機備物部品ヲモ製作シタルモノト看ラル。

日本航空機株式会社。

五百萬圓。工場横濱。二及ビ三ニ對シ許

可。

裏面白紙

Ref Doc 864

116  
26

第十四頁 可。生産高。機体二五。

住友金属工業株式会社。  
壹億円。(航空機専業ニアラズ)。  
工場大阪。五ニ對シテ許可。生産高不詳。  
但シ右工場ハ恐ラク主要プロベラ供給者  
ノ一ツトナリシモノト看ラル。

日本楽器製造株式会社。  
八百七十五万円。(航空機専業ニアラズ)。  
本工場横浜。分工場横浜。五ニ對シテ許  
可。生産高ノ的確ナル以テ字ナシ。右工場  
ハ日本ニ於ケル最古ノプロベラ工場ニシ  
テ、恐ラクプロベラ生産ノ大部分ヲ住友  
ト分擔セルモノト看ラル。

昭和飛行機工業株式会社。  
參千萬圓(七百五十万円拂込済)。  
工場東京及ビ平塚。二、三及ビ四ニ對シ  
許可。生産高機体一〇(一九三八年創立  
ノ海外ヨリ初期施設用機材取寄ニ困難セ  
リ)。

株式会社日本航空製作所。  
參百萬圓。工場横浜ノ南西方平塚。二、

裏面白紙

27 117

Ref Doc 864

第十四頁

三及ビ五ニ對シ許可。(一九三七年創立、  
元來プロペラ製造工場トシテ成立ヲ見タ  
ルモノ。)

東京石川島造船所。

壹千六百萬圓。(航空機專業ニアラズ)。  
工場東京及ビ横濱。四ニ對シテ許可。生  
産高發動機參〇〇台ト推定サレ日本航  
空機合社トノ提携連絡ニ依リ潛在的生産  
者トシテ有力トナル。

典 據。 M/A 東京第九七四九號。

一九三七年三月二十七日 I R S 二〇八五  
一六八〇。一九四〇年度航空情報年報、  
九五〇五。 B F D C 日本、綴一五七二〇、  
拔萃、II一〇一、II一一二、II一一三、  
II一一四 I II一二四、II一六一 I II一  
六九頁、

裏面白紙

117

No. 6  
EX 3012 A  
類別

1947-8-26  
高橋

（大分県知事）

辯護典書類第一四六二一B

日本陸軍部印駐屯部隊に關する

日佛政府共同コミュニケ

（九月二十七日午後五時）

建設並に支那事變解決を促進するため、佛印に關する東京に於て松岡外相とアンリイ東京駐在佛大使とのた。

日本政府は佛國政府に對し、日本が佛蘭西の東亞に於ける諸權利並に利益、特に印度支那の領土保全及び同聯邦の全部に對する佛國の主權を尊重する意見ありとの保證を與へ、佛國政府は日本陸海軍の爲にその作戦遂行に必要な印度支那の特別施設を日本政府に提供することに同意した。更に、前述の軍争施設提供に關する具體的協定締結の目的を以て日本及び佛蘭西軍當局間の會談がハノイに於て行はれ、九月二十二日迄に該協定は満足且つ順調に成立した。（支那事變公表中より抜萃）

No. 6  
Ex 9012/A  
類別

1947-8-26  
高橋

辯護勅書類第一四六二一B

日本陸軍師団部隊に關する

日佛政府共同コミュニケ

(九月二十七日午後五時)

東亞に於ける新秩序建設並に支那争變解決を促進するため、佛印に關する基本的諒解が八月中東京に於て松岡外相とアンリ・トモリア東京駐在佛大使との間に友好裡に遂げられた。

日本政府は佛國政府に對し、日本が佛蘭西の東亞に於ける諸權利並に利益、特に印度支那の領土保全及び隣邦の全部に對する佛國の主權を尊重する意見ありとの保證を與へ、佛國政府は日本陸海軍の爲にその作戦遂行に必要な印度支那の特別施設を日本政府に提供することに同意した。更に、前述の争變施設提供に關する具體的協定締結の目的を以て日本及び佛蘭西軍當局間の會談がハノイに於て行はれ、九月二十二日迄に該協定は満足且つ順調に成立した。(支那争變公表中より抜萃)

裏面白紙

高橋

文書成立ニ関スル説明書

自分ハ外務省文書課長ノ職ニ在ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語及英語依リ印刷セラレ第一號乃至第五號八〇六頁ヨリ成ル支那事變關係公表集ト題スル印刷物ハ日本政府（外務省情報部）ノ編纂發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月十八日 於東京

林

林

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 齋 藤 馬

22-2-26 (8)  
4-11-28 (8)  
22-2-26 (8)  
(外務省情報部)

高橋

文書成立ニ関スル説明書

自分ハ外務省文書課長ノ職ニ在ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語及英語依リ印刷セラレ第一號乃至第五號八〇六頁ヨリ成ル支那事變關係公表案ト題スル印刷物ハ日本政府（外務省情報部）ノ編纂發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月十八日 於東京

林

泰

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 浦 部 勝 馬

裏面白紙

Ref Doc 1462-A

三〇 佛印紛争問題ニ關スル須磨情報部長談話  
要領（九月二十三日）

問、二十三日早朝我部隊カ北部「トンキン」州ニ進駐ヲ開始シタ處「ドンタン」方面ニ於テ佛印軍カ抵抗シタトノ報道カアルカ真相及見透シ如何。  
答、我軍ノ進駐ハ日佛政府間ノ話合及現地協定ニ基キ且ツ佛印當局ヘ通報ノ上行ハレタモノデアルカ、現地細目協定ヲ印了シタノハ二十二日午後遅クテア

12-8-26 (2)  
12-8-26 (2)  
12-8-26 (2)  
(12-8-26)

ラ我部隊カ進駐ヲ開始シタカラ、石圍境附近ノ事件ハ一方佛印軍ニ徹底スルノカ連

案々今尙ノ我軍進駐ハ支那事變完遂ノ必要ヨリ佛本國政府及佛印當局トノ話合ニ基キ行ハルモノデアツテ、右ハ何等佛印ノ領土其ノモノヲ侵略セントスル意圖ニ基クモノテハナイ。  
右ノ次第デアルカラ我方ニ於テハ專ラ繼フル意思ハ無ク、從ツテ佛印ノ側ニ於テ同當局ノ命令カ佛印軍隊ニ徹底スレハ國境附近ノ事件モ迅速ニ局地的解決ヲ見ルコトト思フ。

120

121

三〇 佛印紛争問題ニ關スル須磨情報部長談話  
要領（九月二十三日）

問、二十三日早朝我部隊カ北部「トンキン」州ニ進駐ヲ開始シタ處「ドンタン」方面ニ於テ佛印軍カ抵抗シタトノ報道カアルカ真相及見透シ如何。

答、我軍ノ進駐ハ日佛政府間ノ話合及現地協定ニ基キ且ツ佛印當局ヘ通報ノ上行ハレタモノテアルカ、現地細目協定ノ訓印ヲ了シタノハ二十二日午後遅クテアリ、右ニ基キ北部區域カラ我部隊カ進駐ヲ開始シタノハ二十三日早朝テアルカラ、右區域附近ノ事件ハ佛印政府ノ命令カ國境地方佛印軍ニ徹底スルノ力運レタ爲テアルト思フ。

素々今同ノ我軍進駐ハ支那事變完遂ノ必要ヨリ佛本國政府及佛印當局トノ話合ニ基キ行ハルモノテアツテ、右ハ何等佛印ノ領土其ノモノヲ侵略セントスル意圖ニ基クモノテハナイ。

右ノ次第テアルカラ我方ニ於テハ專ヲ權フル意思ハ無く、從ツテ佛印ノ側ニ於テ同當局ノ命令カ佛印軍隊ニ徹底スレハ國境附近ノ事件モ迅速ニ局地的解決ヲ見ルコトト思フ。

3012  
Ref Doc 1462-A

120

Ref Doc 1462-B

三二、日本皇朝印領内進院ニ關スル日佛  
兩國政府共同「コミュニケ」

(九月二十七日午後五時)

東亞新秩序建設及支那事變解決ニ資スル目的ヲ以テスル  
佛領印度支那ニ關スル基礎的詰合ハ去ル八月東京ニ於  
テ松岡外務大臣ト「アンリー」在京佛國大使トノ間ニ友  
好的精神ヲ以テ行ハレタリ。

日本政府ハ東亞ニ於ケル佛國ノ福利及利益特ニ印度支那  
ノ領土保全並ニ同藩邦ノ全部ニ對スル佛國ノ主權ヲ尊重  
スル意圖ヲ有スル旨ノ保障ヲ佛國政府ニ與ヘ佛國政府ハ  
日本政府ニ對シ印度支那ニ於テ帝國陸海軍ノ爲其ノ作戰  
行動遂行上必要ナル特殊ノ諸便宜ヲ供與スヘキコトヲ承  
諾セリ。

尙右軍事上ノ便宜供與ニ付其邊的決定ヲ行フ爲河内ニ於  
テ日佛軍當局間ニ詰合行ハレタル處九月二十二日圓滿安  
結ニ到達セリ。

Ref Doc 11462-

122

裏面白紙

三四、英首相ノ編句「ルート」再開ニ關スル演説ニ  
訪スル松岡外務大臣談話 (十月十日午後七時堂)

所謂編句「ルート」ノ再開ニ關スル英國政府ノ決定ニ就テ本月八日、「チャーチル」英國首相カ下院ニ於テ寫シタ演説ニ訪シテ、彼是演説カマシイコトヲ云フノハ好マナイ所テアルカ、此ノ問題並ニ日獨伊三國條約ニ關連シテ並ニ所信ヲ漏ラヌルハ甚重ノ責相ヲ明白ナラシム上ニ敢テ徒爾テハナイト思フ。

第一ニハ、編句「ルート」ヲ三ヶ月間閉鎖スルトイフ英國政府トノ取極ハ、此ノ期間内ニ、日本カ支那事變ヲ終熄セシメルト云フ條件ノ下ニ行ハソタノテハ決シテ無イ、勿論日本ハ當時モ今日同様日支間ニ全面的和平ノ到來スルコトカ、一日モ遠ナルヲ希望シテ居リ、自然其ノ意旨ヲ當時日英大使ニモ語シタコトハアル。

日本カ他ノ列國ノ國ヨリモ、日支間ノ平和克復ヲ希望スル處ナルハ疑ラザルノ餘地無ク日本ハ從來モ又現在ニ於テモ之カ爲全ク傾倒シテ惣マナイノテアル。「チャーチル」首相カ以テ遺憾ナリトシテ居ル日獨伊三國條約ソノモノモ實ハ右目的達成ノ一手段ニ他ナラナイノテアル。

第二ニハ、若シ英國政府カ、ソノ言フ如ク眞ニ東京

Ref Doc 1462-C

2  
123

ニ平和ノ招來セラレシコトノ一日ニ達ナルヲ欲スル  
 ナラハ、緬甸「ルート」ヲ再開シ、之ニ依テ抗日戰  
 艦ヲ支持シテ置キ乍ラ日支和平ヲ期待セントスル  
 カ如キハ余ノ諒解シ難イ所ナアル。英國政府カ不明  
 ニモ爲シタル今次決定ハソノ意圖スル處カ邇邊ニ在  
 ルニモヨ發露ノ結果トナルハ何人ニモ明白ナル所ナ  
 アリ自然テヤイテ爾首領ノ言旨ハ、少クトモ自家體  
 差ノ誤リヲ免レナイ。

最後ニ附言シタコトハ、今兩ノ三國條約ハ何レノ  
 特定國ヲモ目標トシテ居ルモノテハナイ。勿論米國  
 ヲ向フニ對スト云フノテハナク強テ言ヘハ米國ニモ  
 好カレカシト考ヘテ諒解セラレタモノテアル、即  
 テ、本條約ノ締結國ハ凡テノ中立國、特ニ米國ノ如  
 キ強大ナル國家カ歐洲戰事又ハ支那事變ニ捲キ込マ  
 ルコト無キヲ欲スルモノテアル、若シ米國等カ捲  
 キ込マレルコトカアラウモノナラ、ソレコソ人類ノ  
 一大災變ニアツテ、ソノ慘禍ハ考ヘルタニ駭然ヲ察  
 シ得ナイモノカアル。

之ヲ要スルニ、今兩ノ三國條約ハ、平和ノ盟約テ  
 アル。

裏面白紙

no 7  
Def Doc No. 1523 Ex 3018

Exh No.  
26

12-1-1-1 (90)  
12-1-1-2 (90)  
12-1-1-3 (90)  
12-1-1-4 (90)  
12-1-1-5 (90)  
12-1-1-6 (90)  
12-1-1-7 (90)  
12-1-1-8 (90)  
12-1-1-9 (90)  
12-1-1-10 (90)

自分機我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

極東口録軍事裁判所

藍木利加合衆口其他

封

荒木貞夫其他

口  
供述書

供述者 澤田 茂

124

125

no. 7  
Def Doc No. 1523 Ex 3018

3

Exh No.  
1947-8-26

自分機我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供進致シマス

宣書供進書

供進者 澤 田 茂

荒 木 貞 夫 其他

封

亞木利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

124

125

裏面白紙

## 北部印日軍進駐事情

- 一、私は一九三九年十月から一九四〇年十一月迄参謀次長の職に在り、其の當時の参謀總長は閑院宮殿下でありました。
- 二、支那事變の早期解決は日本の一貫した方針でありまして、作戦の長期化と共に、私は参謀總長の許可と陸軍大臣の諒解とを得て香港に渡り、密かに日支双方の軍代表者で和平に趨する連絡會を開いたのであります。密かに日支双方の軍代表者で和平に趨する連絡會を開いたのであります。すが、容易に成らず、遂に重慶の重要なる補給路である北部印印とビルマルートを通断する事が極めて緊急なる要求となつて來ました。之が爲の日本政府はヴィシー政府及英政府と交渉し、其の結果此等のルートは自發的に閉鎖せられることとなり、佛印には一九四〇年六月西原少將を長とする日境監視委員が派遣されました。
- 三、佛印ルート閉鎖後重慶地は佛印日境附近に逐次兵力を増加し、佛印内に侵入するの危険を感じたので、日本側は北部印防衛の爲め日本軍隊の北部印進駐を必要とするに至りました。東京ヴィシー兩政府交渉の結果、一九四〇年八月松岡外相とアンリー大使との間に日本軍隊の北部

裏面白紙

佛印進駐に関する協定が成立し、其の細目は河内に於て日佛印度軍當局  
間に協定せられることになりました。

四、河内での交渉は中々困難でありましたが、漸く九月四日には一應調印  
するといふ運びに至りました。然るに不幸な事には、九月五日に、佛文  
印境に居つた日本軍の森本大隊が偵察の爲め印境に近づきましたところ  
へ、印境が不明な爲めに佛印印境隊長から其處か佛印領内である旨の告  
知を受け、森本大隊は直に歸還した事件が起りました。但し日佛印軍隊  
間には一發の銃弾も交はされなかつたのであります。而して後の調査に  
依れば、森本大隊の出た地點は果して佛印領内が否か不明だといふこと  
でありました。

五、佛印側は此の偶然の争實を口實として既に調印するばかりになつて  
居た細目協定の全部を放棄するといふ強硬な態度に出で來ましたが、日  
本側は依然平和交渉に望みを置いて更に交渉を始めましたが、佛印の態度  
は中々強硬で、容易に妥結に至りませんでした。

六、當時佛印當局はヴィシー政府に忠誠を表明してはをりましたが、内實

に於ては多少疑はしいとの情報がありました。特に既にヴィシー政府の承認した日本軍隊の北部佛印進駐實施を口實を設けて遷延せんとする佛印の態度には疑惑を抱かしむるものがありました。そこで大本營は河内に於ける細目協定に關し、多少斷乎たる態度を示す必要を認め、九月二十二日正午を期して佛印側の最後の回答を求むるやう西原少將に訓令しました。然し大本營は歸くまで圓面に協定が成立して、平和的に進駐出来ることを希望しましたか、萬一佛印側が之を拒否するに於ては、自由進駐も亦已むを待ずと考へ、兩支派遣軍に對し豫め和戦兩様の進駐準備を命じました。此の大本營の命令は協定が成立すれば、其の協定に従ひ海防港より平和的に進駐し、若し九月二十二日正午迄に佛印側の應諾を得なければ、二十三日零時佛印内に進駐し、佛印軍抵抗するに於ては武力を行使することを得る旨のものであります。此の命令は現在には燒却されて無いとの事です。

なほ此の兩支軍の微妙な行動を指導する爲め參謀總長は作戦部長を兩支軍に派遣しておきました。

七、九月二十二日正午が和議の成れる時でありましたが、佛印の強硬なる態度に對し、詎くまで平和を希望する日本側は遂に譲歩して、茲に漸く平和的に進駐の協定が全部成立したのであります。之が爲の協定の成立は豫定の時刻正午より数時間遅れたのであります。

八、此の協定成立の報は直に南支那に傳へられ、軍司令官は部下兵員に平和進駐に移るべきことを命じました。然し正午迄に協定が成立せざりしとの報により、自由進駐の行動を開始した第一線兵團は山岡嶺地に分散して行動中であり、前線の連絡意の如くならず、第一線兵團は協定の成立を知らずして九月二十三日零時佛印内に進入を開始し、茲に遺憾なる自境戦闘を惹起しました。

九、自境戦闘は東京からの命令と、之に元んじて決つた安藤南支那司令官の適切なる處置とによつて大なる發展を見ることなく停止せられ、日本軍は戦利品を全部返還して事件に解決しました。

十、海防方面の海面では、協定に依れば、日本戦艦船団は佛印海軍の案内で海防港に這入ることとなつてをりましたが、北方の陸正面で戦闘が起

裏面白紙

りましたので、防備のある海防港に入ること危険なりと考へ、其の南方の海濱に戦闘を惹起することなく無事上陸しました。此の上陸の際警戒に任じて居た日本軍の飛行隊が隊長と部下との間の信號の誤から若干の爆弾を海防市郊外に落しましたが、之に進駐後其の損害を賠償し、又隊長を處罰しました。

十一、佛印進駐の兵力は組數千人位と記述してをりますが、此の遠隔した地に斯んを僅少な兵力を孤立進駐することに付ては、作戰當事者は非常に危険視しましたが、參謀總長は、平和進駐の趣旨に鑑みて、必要の最少限度の兵力を決定されたのであります。

十二、森本大隊の越境と同境戦闘の惹起とは日本中央部の最も遺憾とする偶発的の事件であり、事情真に諒とすべきものはありましたが、軍紀を緊縮するの必要から、森本大隊長と其の副隊長とは軍法會議に附せられ處罰せられました。又安藤、久納の兩軍司令官は免職され、師團長は左遷されました。而して中央部に於ても南支軍指導に當つた作戰部長は轉職させられました。

裏面白紙

十三、以上の如く北部師団への進駐は支那事變の早期解決の必要に迫られて採用せられたものであり、進駐の方法としては、日本軍は諷くまでも平和的でありました。即ち元づ委員を以て監視し、次で兵力の進駐に當つては營等の微力を師団に屬して二ヶ月餘の交渉を重ね、而かも最後に日本軍の讓歩によつて之を成立せしめたものであり、又進駐兵力は必要の最少限に止めて平和的の意思を表示する等、日本側としては平和交友に徹底的な誠意を表したものであります。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月十四日 於東京

供 証 者 澤 田 茂

右ハ當立言人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 東京

立 言 人 清 塚 一 郎

裏面白紙

Def Doc No. 1523

Exh No.

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣  
誓  
書

署名捺印

澤

田

茂

S

132

133

裏面白紙

Def Doc #1687 Ex 3014

済194

檢査12月  
五相代

22-8-26 (1/1/12)  
80111 870-12-18  
(大正14年)

目分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供進致シマス

宣旨供進

供進者

東京部世田谷區太子堂一六六

近 藤 信 竹

明治十九年九月二十五日生

荒 木 貞 夫 其他

封

亞米利加合衆國其他

際軍等款宛所

Def Doc #1687

Ex 3014

済1947-8-26

検査済12月  
五相会談

東京國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣管供進管

供進者

東京部世田谷區太子堂一六六

近 信 竹

明治十九年九月二十五日生

目分儀我輩ニ行ハルル方式ニ從ヒ允ヅ別紙ノ通り宣管ヲ為シタル上  
次ノ如ク供進被シマス

133

裏面白紙

一 私は元海軍大将であります。

昭和十年（一九三五年）十二月二日軍令部第一部長に、同十三年（一九三八年）十二月十五日第五艦隊司令長官に補せられ翌十四年（一九三八年）迄同職に在りました。

二 海南島の占領作戦は私が右軍令部第一部長在職中（昭和十三年（一九三八年）十一月頃）に計画せられたもので私は當時右第一部長即ち作戦部長として其の作戦計画起草の責に當つて居り而して海南島の占領は私が第五艦隊司令長官として私の指揮の許に属下の部隊によつて實現せられたものでありますから自時の戦局、其の作戦の目的、占領實施の状況等よく承知して居ります。

三 支那事變勃發以來日本は同事變解決を促進する為軍事的力量と並行して中華民勳抗撃力の源泉である外資から來る武器其の他の軍需品輸入を遮断するに略上の必要を痛感しました。

四 昭和十三年（一九三八年）十月日本の廣東占領により該地境から奥地への軍需品輸送補給は之を阻止することが出來たけれども、中越奥地に對する補給ルートは更に南西方面に移動せられ茲に廣西及安南

つたものであります。其の後大嶺島地及南支沿岸海軍に對する諸作戦に裨益することとなつたが特に南方補給ルートに對する運送航空攻撃は主として此の海南島基地から行はれたものであります。

右述べた如く海南島占領は全く純然たる作戦上の要求に基いてなされたものであり、たとへ後にたつて戦局の進展に伴ひ佛印進駐や太平洋戦争勃發するに及び地形の關係から此の方面が作戦上一つの役割を演ずることの結果としてになりましたが之は勿論當初から意圖せられたものではなく又同島を永久に占領する意圖を以て行ひたるものでは絶對にありません。

方面沿岸の重要度が頓に加はつて來たので此の方面の封鎖を行ひ海上からの奥地補給を遮断する必要が生じた。従つて之を徹底的に行ふ爲には前進根據地としての海南島占領が不可欠のものと思はれました。

又日本の對支作戦が進むに伴ひ次第に重要地帯を占領し以て重要地帯への航空攻撃を與深く加へるやうになつたが廣東省の西部、廣西省及貴州雲南方面に對しては日本軍の鮮失が未だ到達せず特に奥地の南方ルート（西貢）への攻撃が出来ない爲に支那軍への補給遮断の効果が極めて不徹底であつたので海南島に我が航空基地を設定し此處を前進根據地として速かに敵補給線遮断の目的を完成する必要があつたのであります。

海南島作戦は昭和十四年一月發令の「海南島を占領すべし」との大本營の命令に基き陸海軍兩力作戦の下に昭和十四年（一九三九年）二月十日當時私の率ゐる第五艦隊の艦隊で輸送船十隻の陸軍部隊（混成一個旅團）を以て海南島に上陸を敢行し海口附近を占領したのであります。

Def Doc #1687

長心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣 誓 誓

署名  
捺印

近 藤 信 竹

136

6

137

Def Doc #1687

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ隠匿シマス

同日

於東京

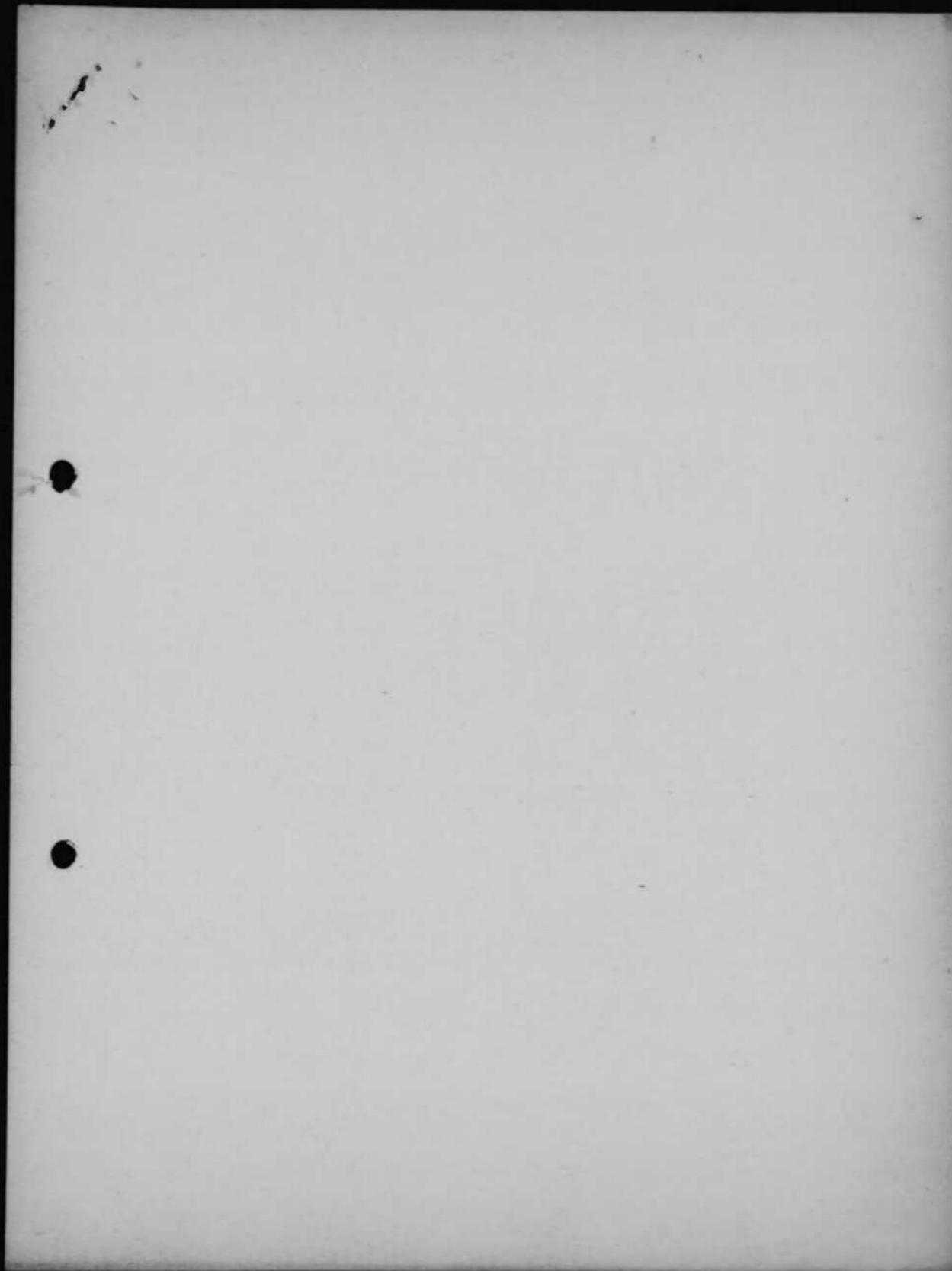
立會人 安 田 重 雄

保 護 者 近 藤 信 竹

昭和二十二年（一九四七年）五月十五日 於東京

135-2

5



E 3015  
Def, Doo, No1689

自分義我日ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

22-8-26 (1931)  
東京部日無區線ヶ丘二三二〇  
阿ア 阿ア 阿ア 阿ア  
(5月17日 阿ア)

著者 荒木貞夫 其他

東京部日無區線ヶ丘二三二〇  
阿ア 阿ア 阿ア 阿ア  
明治二十四年四月十八日生

東京國際軍事裁判所  
亞米利加合衆國 其德

33

0

33

自分義我員ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

宣誓供述書

露京國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

供述者

東京部 無線電檢査員 二二三二〇

阿部 貞雄

明治二十四年四月十八日生

裏面白紙

一、私は元海軍中將であります。昭和十四年（一九三九年）十月から翌十五年（一九四〇年）十月欧州派遣を命ぜらるる迄海軍省軍務局長の役に在り海軍大臣位に海軍次官を補佐して主として一段海軍軍政軍務其の他国防政策に關する事務を掌つて居りました。

二、北部佛印邊境は私の右軍務局長在任當時に行はれたことと其の外交交渉の行はるるに先ち軍令部からの函達により軍務局長の職責上海軍省側として陸軍省側と共に外務省當局（主として歐亞局長、條約局長）との間に交渉の基礎事項に協議を開始したのであります。

三、其の當時日本は支那事變處理に腐心して居た時であり大本營は支那事變解決を促進する一方策として師団よりなる後援物資の輸送路たる所謂佛印ルートの新道を最も緊要と認め陸軍派遣軍をして一時南寧を占領せしめ南寧飛行場から佛印に迫る雲南鐵道の建設を試みました。然し南寧は土地が狭く而も城塞の地であり時に雨季などは該飛行場の使用が出来なくて此の後援ルート遮断には大した効果はなく依然後援物資の輸送は困難せられて居るの情態にありました。

138-1

は現地日、佛印兩軍事當局に於て協定することになりました。  
 然るに現地協定が速急に纏まらず尙く九月二十二日に至つて纏まつたところ當該協定を出先の日本軍に佛印軍に通告するのに時間がかかつた爲双方現地軍の誤解に基き國境に於て若干衝突が起きたことがありました。此の衝突は別として右協定は兩國間の平和的相互諒解の場合に基き行はれ進駐も亦該協定に従ひ平和裡に行はれました。此のことは現地よりの報告を受けて承知して居ります。

六、要するに北部佛印に對する兵力の進駐は前述の通り全く對支作戰上の理由たる援蔭ルート遮断の目的の爲の軍事上の便宜供與を得る以外には何もかもなかつたのであります。従つて此の進駐は臨時的性質のものであり支那事變解決の障は解消するものであります。而して其の適用せらるる範圍は支那に属する印支支那の地域に限り又日本政府は佛印の領土保全及佛印に對する佛國の主權を尊重するものなることは同公岡、アンリトの所合に確約せられて居るのであります、決して領土侵略的意圖はありませんでした。

そこで大本營は佛印ルートの遮断を確保するの必要上外務省より佛政府に對して相互に誠意を披瀝して平和裡に佛印内部より遮断の實行出来る案折衝方を陸海軍省に協議するに至つたのであります。

そこで右の趣旨に基き外務省當局は私共陸海軍當局と協議の末意外交交渉の歩を進めることとなり隱忍自重の態度を以て折衝の結果佛印當局の諒解を得るに至り茲に國境海港其の他に監視員を置き佛印經由の援蔭物資状況を監視することになり昭和十五年（一九四〇年）六月西原陸軍少將を首班とする陸海軍及外務省派員の監視團が派遣されました。然しそれでも仲々援蔭ルート遮断の實はあがらず其の目的は達成せられませんでした。

我方としては更に其の遮断を確保する爲同年八月一日以來東京に於て外務省が佛國駐日大使アンリトとの間に折衝を重ね同年八月三十日公岡外相と右アンリト大使との會談に於て「日本軍が東京地方へ進駐して援蔭ルート遮断を確實にすること、其の範圍支那支那への便宜供與」等基本的事項に對て所合が成立し之に基き其の具體的綱目

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺テセズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

立會人  
田 重 雄

(署名)  
捺印名  
阿 部 勝 雄

140

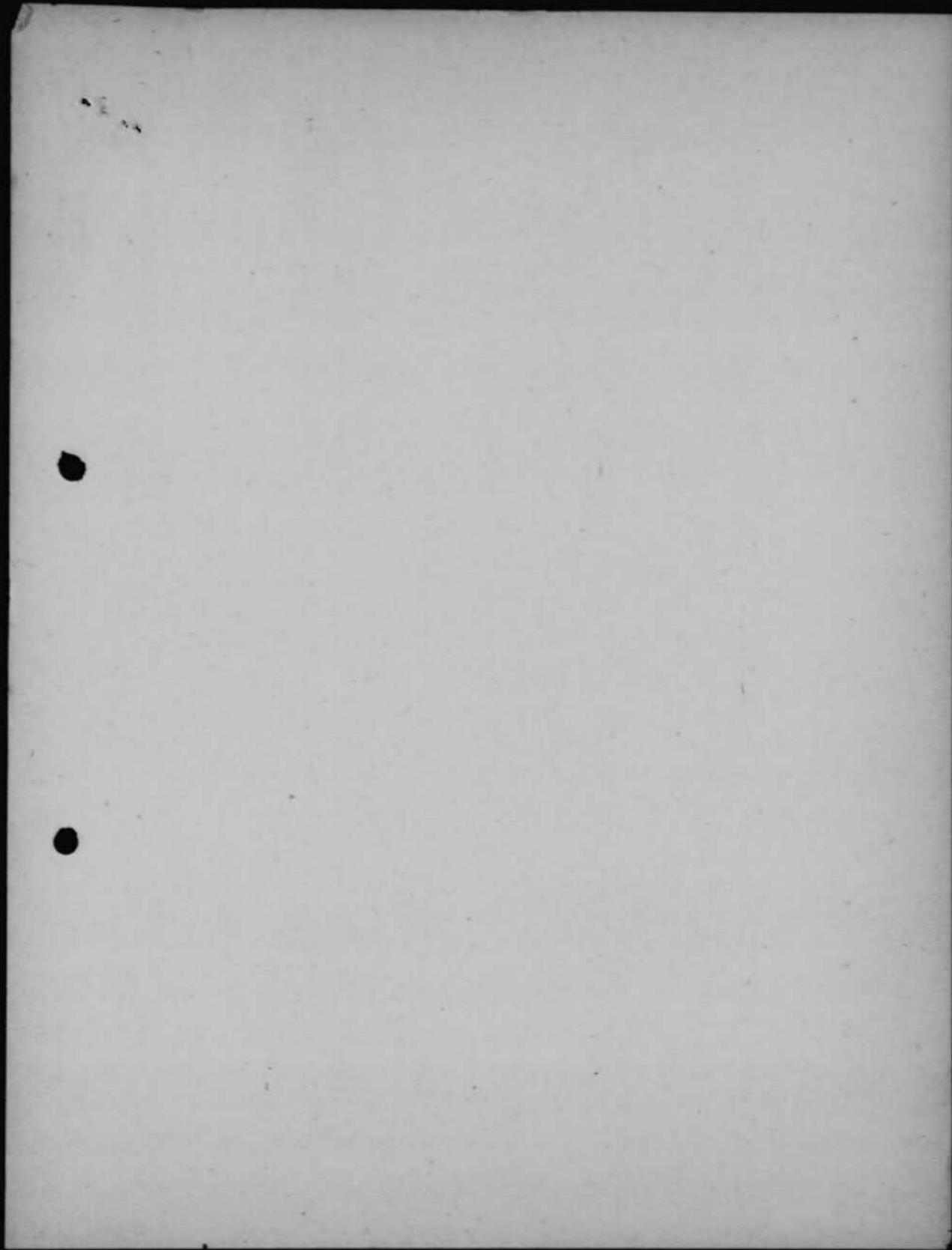
昭和二十二年(一九四七年)五月十五日於東京

右ハ立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明  
シマス

同日 於 同 所

立會人  
阿 部 勝 雄

139-2



No. 10 Ex 3016/A 新1947-8-26

清國駐劄「フランス」共和國代理公使「デュバイユ」總理衙門簡ニ光緒二十四年三月十九日及二十日即チ千八百九十八年四月九日及十日附公文ノ交換ヲ了シタリ

Handwritten notes on a slip of paper, including the name 'DUBAIE' and other illegible characters.

舊稿

營ニ關スル收領拔萃  
十月二十九日北京ニ於テ署名

第二十四條

本鐵道線路ハ專ラ通商ニ便宜ヲ與フルヲ目的トスルニ因リ其ノ完成ヲ遂ゲ且列車運轉ガ開始セラレタルトキハ「アンナン」艦及「ヨロツバ」軍隊又ハ其ノ供セラルル軍用武器若ハ軍需品運送ノ爲右鐵道ヲ使用スルコトヲ許サレザルベシ、本鐵道ハ清國法律ニ依リ禁止セラレタル物品ヲ運送スルコトヲ得ザルベシ

Def. Dpc. #2074  
清國ガ外國ト交戦スル場合ニ於テハ本鐵道ハ中立ノ規則ニ從フコトヲ得ズ  
完全ニ清國ノ使用ニ委ネラルベシ  
(後略)

(中略)

葛橋

四、雲南鐵道ノ敷設及經營ニ關スル取極拔萃  
(千九百三年十月二十九日北京ニ於テ署名)

清國駐魯「フランス」共和國代理公使「デュバイユ」總理衙門間ニ光緒二十四年三月十九日及二十日即チ千八百九十八年四月九日及十日附公文ノ交換ヲ了シタリ

(中略)

第二十四條

本鐵道線路ハ專ラ通商ニ便宜ヲ與フルヲ目的トスルニ因リ其ノ完成ヲ遂ゲ且列車運轉ガ開始セラレタルトキハ「アンナン」艦及「ヨロツバ」軍艦又ハ其ノ供セラルル軍用武器若ハ軍需品運送ノ爲右鐵道ヲ使用スルコトヲ許サレザルベシ、本鐵道ハ清國法律ニ依リ禁止セラレタル物品ヲ運送スルコトヲ得ザルベシ  
完全ニ清國ノ使用ニ委ネラルベシ  
於テハ本鐵道ハ中立ノ規則ニ從フコトヲ經ズ

(後略)

裏面白紙

同日於同所

立會人 佐藤 武五郎

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

昭和二十二年八月十四日 於東京

浦部 勝馬

自分、浦部勝馬ハ外務省文書課長代場ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ一頁ヨリ成ル（雲南鐵道敷設及撥率ニ關スル取極）（一九〇三年十月二十九日）書翰ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ拔率ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

裏面白紙

Ex 3017

22-1-2  
1904/10/28 (144)  
(1124)  
(1124)

17-8126

高橋

(11)

亞米利加合衆國 裁判所

荒木貞夫 其他

述 者 横須賀市久木町九七

寺井 三

明治三十三年八月三日

自分等我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次

ノ如ク供述致シマス

Ex 3017

1947-8.26

葛橋

(11)

憲 兵 隊 司令部 裁判 所

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

荒 木 貞 夫 其 他

宣 誓 供 述 者

供 述 者 橫 須 賀 市 久 木 町 九 七

寺 井 邦 三

明 治 三 十 三 年 八 月 三 日 迄

自 分 供 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ツ 別 紙 ノ 通 リ 宣 誓 チ 爲 シ タ ル 上 次  
ノ 如 ク 供 述 致 シ マ ス

裏 面 白 紙

一、私ハ元海軍大佐デアリマス。

昭和十三年（一九三八年）十一月二十日カラ同年十二月十五日迄神川丸飛行長引續キ同十四年（一九三九年）十一月一日迄第十六航空隊飛行長トシ

二、

テ基地ヲ東京灣ニ置キ南支作戦ニ従事シマシタ。  
昭和十四年（一九三九年）八月二十六日ノ佛印「タツケール」爆弾投下事件ハ私ガ右第十六航空隊飛行長在任中、私ノ指揮下ニアツタ飛行機ニ依ツテ惹起サレタト認メラレル事件デアル關係上、私ハ當時ノ情況ヲ詳細ニ居リマス。但シ相當ノ年月ガ経ツテ居リ又手許ニ當時ノ記録モナイノデ數字的ナコトハハツキリ憶エテ居リマセン、

三、昭和十四年（一九三九年）八月二十八日頃海軍省軍務局長カラ第五艦隊司令部及第十六航空隊ニ對シ電報デ

同年八月二十六日水上機ガ佛印「タツケール」ニ爆弾ヲ投下シタ事件ガアリ右ハ第十六航空隊ノ飛行機ニ關係アルヤモ知レズト認メラレルカラ當時ノ情況詳細調査報告セヨトノ照會ガアリ當時同方面ニ作戦シテ居タ水上機トシテハ第十六航空隊ノモノノミデアリマシタノデ同隊ニ其ノ調査ヲ命ジテ來タ次第デアリマシタ、私ハ同隊飛行長デアリマシタ關係上此ノ調査ヲ擔當シマシタ

四、當時飛行偵察及他部隊ヨリノ情報ヲ綜合シ佛印經由中國向ケ軍需品ノ輸送

裏面白紙

ハ極メテ活潑ニ行ハレテ申ルモノト判断セラレ第十六航空隊ハ之ガ阻止ノ  
 任務ヲ受ケ連日佛印ト中國ノ國境方面ニ出動監視ヲ繼續シテ居リマシタ。  
 事件當日タル八月二十六日モ一五式水上偵察機三機ヲ以テ國境方面ノ偵察  
 ヲ實施シマシタガ各機共六〇分陸用爆彈二個宛ヲ携行セシメ軍需品輸送遮  
 断ノ爲有効ナリ目撃ヲ發見シタ場合ハ之ヲ攻撃シ然ラザル場合ハ歸途龍州附  
 近ノ飛行場、橋梁又ハ軍需施設ヲ爆撃スルヲ申請渡シマシタ。  
 右三機ノ搭乗員ノ歸還後ノ報告ニ依リ内一機ハ國境方面天候不良ノ爲他ノ  
 二機カラ離レ左ノ機ヲ行動ヲ執ツタコトガ判明シマシタ。  
 同様ハ其ノ後モ天候不良ナリシ爲他時間從從飛行ヲ續カシ各機ハ各機ノ  
 月迷キ探偵機失テ機體破損ノ爲時間ヲ費シ歸投ニ不安ヲ來シタ爲航路力延  
 伸上爆彈ノ投棄ヲ決意シタ時偶々指定地タル龍州ト認メラルル市街ヲ發見  
 シマシタ。然シ乍ラ充分ナル確信ガ無カツタト一方「バナイ」號事件其  
 ノ他ノ機ヲ承ケ外國機益々重ノ嚴命ヲ受ケテ居リ特ニ之ニ留意シテ居タ際  
 デモアリマシタ。テ同市街地ヲ避ケ外ニ爆彈ヲ投棄シテ歸ツタトノコトデ  
 アリマシタ。

五前記照會電報ニ依リ當日ノ狀況ヲ詳細ニ調査致シマシタガ他ニ該營スル  
 ト認メラレル飛行機ハ全然アリマセンノデ前項ノ飛行機ガ龍州附近ト認め  
 テ居タ地點ハ實ハ「タツケー」附近デアリ天候不良ノ爲不知不諱ノ間ニ國

裏面白紙

145

3

146

境ヲ越ヘ佛印ニ進入シテキタモノト認定シ其ノ旨報告致シマシタガ揚行爆  
 彈ニ比シ當時ノ「ラヂオ」放送新聞電報等ニヨリ承知シタ被害ガ概メテ大  
 ナルコトハ當時了解ニ苦シンダ處デアリ搭乗員ガ特ニ市街地ヲ避ケタト云  
 フ點カラ考ヘ今口モ尙疑問ニシテ居ル處デアリマス、尙事件生起當時ハ佛  
 印ヲ爆撃シタ等トハ夢ニモ思ハナカツタノデ特ニ現地確認ハ行ヒマセンデ  
 シタ。

六日本政府ハ右報告ニ基イテ本件ヲ外交交渉ニ移シ佛印ニ對シ遺憾ノ意ヲ  
 表明シ賠償ヲ行ツタ旨後口其ノ筋カラ知ラサレマシタ。

(終)

裏面白紙

146

昭和二十二年（一九四七年）五月二十五日 於 東京

供 述 者 寺 井 邦 三

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 口 於 同 所

立 會 人 安 田 重 雄

裏 面 白 紙

147

5

148

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

宣誓書

署名捺印

寺

井

邦三

裏面白紙

148

ト

149

Ex 3018

2016-01-26 (14/18)  
年寄付(長江良下地)  
(大平作次郎 年)

高橋

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供進致シマス

宣誓供進書

供進者

愛媛縣喜多郡新谷村大字新谷町甲八六番地

山 本 親 雄

明治二十九年十月十三日生

近江國守野郡  
近米利加合衆國其他

荒 木 貞 六 其他

No. 14  
Def Doc No. 2016

Ex 3018

同 1947-8-26

高橋

如ク供述致シマス  
自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

宣誓供述書

供述者

愛媛縣喜多郡新谷村大字新谷町甲八六番地

山 本 親 雄

明治二十九年十月十三日生

亞米利加合衆國其他

對

荒 木 貞 夫 其他

亞米利加合衆國其他

裏面白紙

149

150

一、私元海軍少將で、

昭和十四年（一九三九年）十一月十五日海軍大佐任ぜられ同日附第十五航空隊司令に補せられまして翌十五年（一九四〇年）十一月十五日迄同職に在りました。

二、右第十五航空隊は昭和十四年十一月海南島に於て編成せられ主として南支方面の作戦に参加し當時敵軍需品の重要補給路でありました滇越鐵道の爆撃等に從事しました。

三、昭和十五年（一九四〇年）二月一日の滇越鐵道列車爆撃事件は第十五航空隊所屬飛行機に依つて行はれたものでありますが當時の情況は次の通りであります。尙當時本鐵道攻撃に参加した部隊は第十五航空隊のみで其れ以外にはありませんでした。

(イ) 爆撃目標は鐵道並に鐵道線路に限定し列車の爆撃は嚴に禁じて居りました。

(ロ) 参加搭乗員の報告に依れば本爆撃の際は氣流も悪く敵砲台機の妨害もあ

裏面白紙

り又敵防空砲火も熾烈でありまして之等悪條件の下に延びて困難なる  
爆撃をしましたが爆撃高度は三、八〇〇米でありました。従つて爆撃  
自時七番鐵橋上に列車が居つたことを誰も認めず居りませんでした。  
其の後は私は爆撃當時の空中真実を仔細に検討しました結果初めて鐵橋  
上に鐵橋の北側にある隧道内に前半を突入して居る列車らしきものを  
認めましたので爆撃参加搭乗員に就き當時附近に列車を認めたものな  
きや、又列車に被害を與へたることを認めたるものなきやを質しまし  
たが當時列車の存在に氣の付いたものは誰もありませんでした。  
右の如く本列車誤爆は敵榴弾砲の爲の鐵橋爆撃當時の偶発的事故で  
ありました。

昭和二十二年（一九四七年）五月二十二日於東京

供 述 者 山 本 親 雄

右ハ營立合人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明  
シマス

同 日 於 同 所

立 合 人 安 田 重 雄

3

152

153

裏面白紙

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺ヒセズ又何事ヲモ加セザルコト  
ヲ誓フ

宣誓書

(署名)  
山本親雄

183

4

裏面白紙

高橋

22-1-21  
1941年(昭和16年)  
11月(11月)

極東國際軍事裁判所

西米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

誓 供 進 書

供 述 者 根 本 供 述 簿

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ野紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

書信

振東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫其他

宣誓供違書

供違者復本 偽

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ恩新ノ通リ宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供違致シマス

154

原本不明瞭

裏面白紙

根本博供述書

裏面白紙

問 答 問 答

證人ノ年齢、住所ヲ述ベテ下サイ  
年ハ五十七年  
住所ハ東京都南多摩郡鶴川村能ヶ谷一〇四七デス  
證人ノ略歴ヲ述ベテ下サイ  
私ハ明治四十四年(一九一一年)陸軍士官學校ヲ、大正十一年(一九一二年)陸軍大學ヲソレソレ卒業シ其ノ後參謀本部員、陸軍省軍事課員、陸軍省報導部員ヲ經テ、旭川ノ聯隊長トナリ、支那事變中ハ北支方面軍司令官寺内大將ノ幕僚トナリ、次テ南支派遣軍參謀長、滿洲駐在師團長、軍司令官ヲ經テ終戰當時ハ北支那軍司令官デアリマシタ

問 答 問 答

證人ガ南支派遣軍參謀長在任中佐藤賢了ハ同軍參謀副長デシタカ、ハイ、佐藤賢了氏ハ當時陸軍航空兵大佐デ南支派遣軍ノ參謀副長ヲシテ居リマシタ。  
參謀副長トシテノ佐藤ノ任務ニ就イテ述ベテ下サイ。  
佐藤ハ軍ノ裝備、補給、給養、等所謂後方ノ整備ヲ主管シテ參謀長タル私ヲシテ後願ノ患ナク作戰ニ専念セシメテ居タノデス  
參謀副長トシテ下級參謀ヲ指揮スル權限ガアリマシタカ。

155

答 問 答 問 答

佐藤ノ主督事務ヲ更ニ別言デ申シマスレバ、軍戦闘力ノ充實ヲ圖ル  
 目的ヲ以テ軍司令部内ノ各部ト密接ニ連絡シ必要ノ事項ヲ協定シ業  
 務ノ圓滑ヲ圖リ、參謀長タル私ヲ輔佐シテ居タノデ佐藤ニハ司令部  
 内他ノ參謀ヲ指揮監督ノ權限ハアリマセンデシタ。

貴方ノ南支派遣軍參謀長在職中ニ日本軍ガ北部佛印ニ進駐シタノデ  
 スカ？

ソウデス

北部佛印進駐ノ際日本軍ト佛印軍トノ間ニ衝突ノ起リタル經緯ヲ詳  
 細説明シテ下サイ。

日本軍隊ノ北部佛印進駐ハ昭和十五年（一九四〇年）八月東京ウイ  
 シー兩政府間ニ協定（ウイシー政府ハ當時佛國ノ正當政府デアツタ）  
 セラレタ問題デアリマシテ之ガ實行ハ日本軍ノ代表者タル西原一策  
 少將ト佛印總督トカ河内ニ於テ細目協定ヲ決定シタル後之ニ從ツテ  
 爲サレルコトナリ南支派遣軍トシテハ佛印派遣軍ノ編成ヲ大本營  
 カラ命セラレ之カ編成及ヒ派遣準備ニ從事シテ居リマシタ、  
 然ルニ西原少將ノ細目協定ハ容易ニ成立ノ見込ミハアリマセンデシ  
 タ。

此ノ時大本營カラ自主進駐（自主進駐ニテ佛印軍ノ抵抗ヲ受ケタル  
 場合ニハ之ヲ排除スル爲メ武力ヲ使用スルコトヲ許可セラレアリ）

156

裏面白紙

裏面白紙

ノ計畫ヲ携帶シタル大本營陸軍部作戰主任富永恭次少將ヲ派遣セラレ  
南支派遣軍ハ富永少將ノ指導ニ依ツテ更ニ自主進駐ノ計畫ヲ立案シマ  
シタ

此ノ自主進駐計畫ノ概要ハ

A、佛印ト中國ノ國境即チ滇南關ヲ中央トスル南北約八十吉米ノ廣正  
面ヨリ第五師團ヲ數縱隊トナシテ進入セシメ

B、佛印派遣軍ハ實力混成約一旅團ヲ海上ヨリ輸送シテムト策應ス  
ル爲メ海防附近ノ海岸ニ上陸シテ河内ニ前進セシム

C、混成一旅團ヲ海上ヨリ輸送シテ、ルウジユ河右岸地區ニ上陸セシ  
メ必要ニ際シ南、北佛印間ノ交通ヲ遮斷スル、ト云フノデ純然タル

作戰行動デアリマスカラ陸軍諸部隊ハ南支派遣軍司令官カ指揮ニ擔  
リ海上輸送及ヒ上陸部隊ノ掩護ハ南支派遣艦隊司令長官カ之ニ擔ル

コトニナリマシタ。

即チ細目協定カ順調ニ妥結出來得レバ之ニ從ツテ佛印派遣軍ノミヲ  
海防港ヨリ揚陸シテ平和的ニ進駐サセ、細目協定妥結ノ見込ガナケ

レバ前記ノ計畫通り作戰行動的ナル自主進駐ヲ決行スルト云フ兩案  
ノ計畫デアリマシタ。

然ルニ西原少將ノ實施シタル細目協定ハ遲々トシテ進捗セス種々ノ  
經緯ノ後チ西原少將ハ最後の對案ヲ佛印總督ニ提示シ之カ諾否ノ同

答ヲ九月二十二日正午迄ヲ期限ト定メ若シ回答ナケレハ自由行動ヲ採ル旨通告シタノデアリマス  
右自主進駐計畫ノ完成ト共ニ第二十二軍（久能中將指揮ノ軍）ノ準備ヲ整ヘ、B、佛印派遣軍ハ乗船シテ廣西省欽縣沖ニ集合待機シ、C、混成旅團ハ乗船シテ海南島海口沖ニ集合待機シ、派遣軍司令官ハ所要ノ幕僚ヲ從ヒテ海南島海口ノ戦闘司令所ニ前進シタノデアリマス

裏面白紙

九月二十二日正午ニ至ルモ佛印總督ヨリ何等ノ回答ナク爲メニ押目交渉  
 ハ決裂ト見ラレ南支派道軍司令官ハ大本營命令ノ規定ニヨツテ自主的進  
 駐ノ行動開始時間ヲ二十三日午前零時ト確定シタルニヨリA、B、Cノ  
 各道駐部隊ニ對シ二十三日午前零時ヲ期シ進駐開始ヲ命ジマシタ  
 斯クノ如クニシテ各部隊ハ各々行動ヲ開始シ特ニ第五師團ハ山門ノ細道  
 ヲ正面ニ分散シテ同境線ニ進駐シマシタ  
 此ノ時突如トシテ西原少將ヨリ佛印總督ハ日本側ノ協定案ヲ受諾シタト  
 ノ至急電報ガ發リマシタ、時間ハ正確ニ記憶シテ所リマセンガ夕刻デア  
 リマシタ。此ノ電報ヲ受領スルト共ニ南支派道軍司令官ハ直チニ獨斷ヲ  
 以テ自主進駐ヲ中止スル様各部隊ニ無線電信ニテ命令シ此ノ始末ヲ大本  
 營ニ報告シマシタ、大本營カラモ亦自主進駐ヲ中止スル様ノ指令ガアリ  
 マシタ  
 右ノ中止命令ハC部隊ニハ確實ニ傳ハリ海口沖ニ停止シテ所リマシタガ  
 B部隊即チ佛、印道軍ハ欽縣沖ヲ出帆シテ海防ニ向ヒ航行シ久光司令  
 官ハ海口ヨリノ電報ヲ受領シタノ直チニA部隊ノ第五師團長ニ進駐中  
 止ノ電報ヲ發信シタノデアリマスガ此ノ時既に夜間トナリ師團長ハ同境  
 ニ向ツテ前進ヲ起シタ後デアリマシタカラ師團ノ無線電信所デハ受信シ

裏面白紙

夕暗電報ヲ辨ヘテ暗夜ノ悪路ヲ師團長ニ連及シナケレバナラナイト  
 云フ困難ニ遭遇シマシタガ萬難ヲ排シテ久能司令官ノ命令ヲ師團長ニ  
 傳達シタノデアリマス。  
 然シ乍ラ此ノ困難ノ爲メニ非常ニ時間ヲ費ヤシ師團長カ此ノ命令ヲ受  
 領シタノハ第一線部隊カ國境ヲ越ユル予定時刻即チ二十三日午前零時  
 ノ二十分前デアリマセタ  
 師團長ハ直チニ各部隊ニ前進中止ヲ命令シタノデアリマスガ此ノ前進  
 中止ノ命令カ中央部隊タル鎮南關方面ノ部隊長ニ因イタノガ、二十三  
 日午前零時四十分デアリマシテ部隊ハ既ニ「トンドン」ノ佛印軍ト交  
 戦中ニ暗夜ト戦闘トノ爲メ如何トモ爲シ難キ事情デアツタトノ報告デ  
 アリマス  
 中央部隊既ニ然リ、マシテ二、三十吉米ツツ遠征シタ右部隊ヤ左部隊  
 等ハ夜明け後ニ漸ヤク中止命令ヲ受ケタノデアリマスガ時既ニ戦況ハ  
 中止不可成ニ陥ツテ戦闘トノコトデアリマス。  
 軍隊ハ駐止シテ陣ル間ハ無線、有線ノ電信、電話デ比較的迅速ニ命令ニ  
 通信ハリマスガ一旦行動ヲ開始スルヤ當時ノ日本軍ノ電信電話デハナ  
 カ連絡ハ出来ナイ、次ノ駐止點ニ各部隊カ到着スル迄ノ二、三時

裏面白紙

明ハ新ノ如キ山地帯デハ乗馬傳令以上ノ快速ナル信達機關ガ無イコ  
 トヲ了解セネバナラナイ  
 南支派陸軍司令官ハ二十二日中ハ日没ノ爲メ飛行機ヲ出スコトガ出  
 來マセンデシタガ二十三日ノ天明ヲ待ツテ意チニ偵察機ヲ南支  
 方面ニ派遣シテ萬一越境部隊等ガアレバ直チニ通信筒ヲ投下シテ  
 境線内ニ後退スル機體ヲ指示スルノ處置ヲ採ラシメ、次デ飛行師團長及  
 久野司令官カラノ報告ニヨリ中止命令ノ傳達遲延シテ遂ニ進駐部  
 ハ退避部隊ニ陥ツタコトヲ知り飛行機ヲシテ戰場ノ上空カラ戰場中  
 止ノ一ヒラレヲ散布サセマシタガ猶ホ戰場ハ終息スルニ至ラズ速ニ  
 戰場中土方ヲ直接偵察五師長ニ傳達スヘク參謀ヲ飛行機ニヨリ派遣シ  
 タルニ戰場附近ノ山地ニハ雲アリテ師團司令官等モ着陸地ヲモ發見ス  
 ル能ハズシテ空ク帰還シテ應ハ成リ行キニ任セルヨリ他ニ手段ハ  
 無カツクノデアリマス  
 日本軍ハ自主進駐ヲ中止シタノデアアルガ命令傳達ニ時間ヲ必要トシ  
 タ爲メ中絶命令ヲ受領シ得ナカツタ所ノ第一線部隊ハ豫定時刻ノ到  
 來ト共ニ一齋ニ神機ヲ開始シ越境開始ト共ニ傳令ノ發砲ニ依ツテ

原本不明瞭

裏面白紙

全面的戦闘ニ發展シタ、之ニ對シテ南支派連軍司令官、久保軍司令官  
 及第五師團長ハ夫々戦闘ヲ停止セシムルコトニ努力シタ、西原少將モ  
 亦小池大佐ヲ戦線ニ派遣シテ佛印則ト協力シテ戦闘ヲ停止セシムルコ  
 トニ努力シタガ山地内テ廢地ニ亘ツテ混戦状態ニ陥ツタ戦闘ヲ停止  
 サセルニハ相當ノ時間ヲ必要トシタノデアリマス

裏面白紙

162

163

答 問

斯カル好マシカラザル戦闘ヲ惹起シタ原因ハ指定時間内ニ回答ヲ爲サ  
 ザリシコトト佛印側第一線部隊カ編督ノ意志ニ反シ日本軍ニ向ヒ發砲  
 シタルコト等ニアリマシテ日本軍ガ故意ニ作爲シタモノデアリマセ  
 ン  
 眞性當時ノ南支派遣軍司令官ハ安藤利吉中將デアリ私（根本）ガ其參  
 謀長ヲ佐藤賢了大佐ハ參謀副長ヲ私ノ指導下ニ於テ私ヲ輔佐シテ居リ  
 マシタ  
 一 同ハ海南島ノ海口ニ位置シテ全段ノ指揮ニ担リマシタカ前線ト數百  
 米離レテ居リマシタノデ指揮ニハ非常ニ困難ヲ嘗メマシタ  
 海防市街ノ燃焼ニ就テ説明シテ下サイ  
 佛印派遣軍ハ海防港外ニ到着シマシテ業務細目協定ニ基キ平和的ニ港  
 内ヨリ上陸シヨウトシマシタガ、現地ノ佛印當局ハ之ヲ承諾致シマセ  
 シノデ佛印派遣軍指揮官ハ港外ヨリ強行上陸ヲ爲シ度イト云フ以見チ  
 上申シテ來マシタガ南支派遣軍司令官ハ之ヲ許可セス西原少將ノ交渉  
 ノ結果ヲ待タセマシタ、而シテ愈々交渉ガ僵マツテ明日上陸ト云フ時  
 ニ及ンデ上陸日ノ延期ヲ通告シテ來、其ノ延期サレタ上陸協定日ノ前  
 日トナルヤ再ヒ上陸日ヲ延期シテ來マシタノデ佛印派遣軍ハ海防港外  
 ニ假泊シテ待ツコト數日ニ及ヒ暑熱ノ爲メ軍馬ハ船内ニテ斃死シ兵員

163

裏面白紙

ハ暴風ノ爲メニ陽病患者積出ノ有様トナリ仰印派遣軍指揮官カラ  
 此ノママ假泊地ノ船内ヲ待機サセラレタノデハ暴風ノ爲メニ全員  
 病氣ニナツテ悉クデアラウ、今海防港外ノ海岸ニ上陸スルナラバ必ズ戦  
 闘ヲ惹起スル歳ナコトナク上陸可能デアルカラ上陸ヲ許可セラレ度イト  
 云フ意見上申ガアリマシタノデ電文派遣軍司令官ハ戦闘ヲ惹起セズトノ  
 指揮官ノ確信ヲ條件トシテ港外ヘノ上陸ヲ許可致シマシタ。  
 而シテ飛行隊ニハ地上戦闘ノ惹起ヲ豫防スル爲メ上海營日天明ト共ニ上  
 陸地上空ノ警戒ヲ全シタノデアリマシタ。  
 飛行隊ハ夜間時同ノ關係上僅一ヶ中隊ヲ以テ之ニ充テ爆彈ハ唯萬一ノ  
 要ニ備フル爲メニ搭載シタルモ固ク戦闘ヲ禁シテ派遣シタ由デアリマス、  
 而シテ此ノ中隊長ハ出發ニ當ツテ「爆彈ハ搭載シタルモ爆彈ニ任クノデ  
 ハナイ」カラ爆彈ハ投下シテハナラナイ、其一爆彈投下ノ必要アル場合ニハ  
 隊長機ノ翼ヲ振ル、ソレマデハ爆彈ヲ投下シテハナラナイト命令シテ出  
 發シタ由デアリマス（當時ノ日本爆撃機ニハ無線電話等ハ無クコンナ効  
 率ナシト信算法デアツタ）斯クテ哨戒隊ハ上陸地上空ヲ哨戒中先頭ノ隊長機  
 ガ局部的ナ暴風ニ遭遇シテ墜シタ爲メ之ヲ見タ編隊中ノ一機ガ隊長  
 機カ翼ヲ振ツタト報認シテ遂ニ投下試行ヲ引イタノデアリマス

164

原本不明瞭

裏面白紙

佛印派遣軍ハ敵國ノ領地ニ入り我軍ヲ惹起セスニ無事上陸ヲ終リ南支派遣軍司令官モ連日連夜ノ心勞ヨリ解放セラレントスル際同大本營ヨリ急電アリ「一防備盛ノ事情ヲ詳細報告セヨ」トノコトニ爲テ直チニ飛行師團長ニ命ジテ調査セシメタル所、前記ノ事情判明シタルニヨリ軍司令官ハ之ヲ大本營ニ報告スルト共ニ其過失ヲ究ニ責任者ヲ選別シタリデアリマス、又右軍司令官ノ報告ト殆ンド行違ヒニ陸軍大臣カラ軍司令官 被免ノ通知ヲ受ケタリデアリマシテ其ノ一飛行師ノ過失ヲ誇大ニ傳ハリ遂ニ日本ノ最高首腦部マデガ一時的デハアツタガ言文派遣軍ヲ誤解シタコトハ誠ニ遺憾デアリマシタリ然シテナガラ真相ハ同モナク判明シ下級者ノ眩惑的過失ナリシコト明瞭トナリタル爲メ日本側ハ佛印側ニ陳謝償金賠償ヲナシ事件ハ善着シマシタリ

原本不明瞭

裏面白紙

165

昭和二十二年（一九四七年）七月十日 於

供 述 者 根 本 博

右ハ當立會人ノ面請ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シ  
マス

同 日 於東京都雨多摩郡鶴川村能ヶ谷一〇四七根本方

立 會 人 徵 馬 伊 三 郎

裏面白紙

宜  
誓  
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

(署名捺印)

根

本

博

裏面白紙

167

13

168

高橋

2-2-8-26 (22)  
 高橋 貞夫  
 (1911年12月26日)  
 (1911年12月26日)

近東山嶽軍幕僚通所

西米利加合米原 其他

寄

荒木 貞夫 其他

三宅 安海 麟

英 逸 者 荒 尾 興 功

ニ然ヒ元ツ別任ノ通リ三宅安海ヲシタル

168

1

117

高橋

東京府立第一商業学校

西米田加合茶屋 其徳

荒木貞夫 其徳

三重英通書

英 著 者 荒 木 貞 夫 其 徳 功

自分發賣引ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り三重英通書ヲシタル  
上次ノ如ク英通書シマス

原本不明瞭

裏面白紙

168

1

169

原本不明瞭

裏面白紙

一、私、龍尾長功ハ元皇軍大佐ヲ現在東京都新宿区市ヶ谷本村町所  
在第一復員局復員事務官トシテ謝辞シテ居リマス

二、私ハ昭和十五年（一九四〇年）ニハ大本營陸軍部第一部長二階（作良）  
（作良）復員（文様）トシテ謝辞シテ居リマス

三、昭和十三年（一九四〇年）七月、八月頃支那事變解決ノ爲ニ陸  
海軍ノ「ルート」ヲ遮断スルノ必要ヨリ北部師団ニ平印送附ス  
ル間隙ヲ生シ種々日本政府當局ト密印便（アンリー大使）トノ  
間ニ外交交渉ガ行ハレ其ノ結果密印ヲ通シ後、物産物資ノ流入  
スルコトヲ監視スル爲ニ密印一紙少海ヲ長トスル監視員ヲ密印部  
署ノ下ニ密印ニ委任スル等ノ措置ガ行ハレ更ニ之ヲ強化シテ是  
月ニ對スル監視ヲ加ヘル等ニ在兵刀ノ一部ヲ密印部ト協定ノ  
上北部師団ニ平印送附スルコトニナリマシタ  
右ノ後同年七月五日頃大本營ヲ令ニヨリ東京ニ在ツタ南支那派  
陸軍（第二十三軍）ハ支那派遣軍ノ部下ヲ撤シ、大本營直轄ト  
ナリマシタ

此ノ當時支那派遣軍司令部官ハ百尾縣達大將、同級參謀長ハ坂垣  
 征四郎中將デアリ、支那派遣軍司令部官ハ赤松則吉中將デアリマシタ  
 兵方ノ通リ、支那派遣軍司令部官ハ八月三十日頃ニハ松岡  
 アンリイ少将及西原ドクイ少将アリ色々参戦ノ上、同年九月二十三  
 日、當時ヲ算シテ支那派遣軍司令部官タル在南昌部隊（久留中將  
 龍輝ノ軍）ノ中カラ其ノ一部タル中村文相ガ北部隊向ニ進出スル  
 コトニナリマシタ。此ノ事ハ全部大本營直達ヲ行ハレ、モッテ支那  
 派遣軍トハ何等ノ關係モアリマセンデシタ

以上

170

5

11

原本不明瞭

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）七月二十九日 於東京

英 諸 君 宛 呈 功

右ハ英立會人ノ面前ニテ呈請シ且ツ姓名披露シタルコトヲ證明シ  
マス

同日於同所

立 會 人

・ 吉

原本不明瞭

裏面白紙

皇心ニ榮ヒ候事ヲ為ヘ可事ヲモ談話セズ一可事ヲモ懸加セザルコトヲ  
誓フ

姓名録印 荒 是 吳 功

皇 誓 誓

172

5

173

原本不明瞭

裏面白紙

Def. Doc #2032

Exh. No.

3019  
Ex 2018  
清1947-8-27

片断 (1/2)  
手記 (1/2)  
手記 (1/2)

自分機我口ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

板東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者

佐藤武五郎

173

Def. Doc #2002

Exh. No.

3019  
3018  
1947-8-27

自分機我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣管ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供流致シマス

宣管供述者

佐藤武五郎

荒木貞夫  
亞米利加合衆國其他

板東國際軍事裁判所

裏面白紙

私、佐藤武五郎は現在東京都板橋区志村蓮根町三四六番地に住んで居り、日本外務省の文書課の事務官を勤めて居ります。

私は昭和二十一年十月二日に文書課長に代つて國際檢察部第八三七一A號帝國外交方針要綱（昭和十五年九月二十八日附）の文書に典體及び公正に關する證明を致しました。

前記文書帝國外交方針要綱（昭和十五年九月二十八日附）は帝國外交方針と標記された「カヴァー」の中に他の三つの文書と共に綴込んでありますが前記の私の證明はこれ等三つの文書に及んでおりません。その三つの中の一つ對南方策試案（昭和十五年十月四日附）と云ふ日本紙九頁にタイブしてある文書には作成者の記載もなく又關係者或は閱覽者の認印若し署名もありません。従てこの原文が外務省に於て作成せられたものであるかどうかは不明であります。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月十四日 於 東京、外務省

供述者 佐藤武五郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 鈴木育

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

宣  
誓  
書

署名捺印

佐  
藤  
武  
五  
郎

176

14

177

裏面白紙

佛領印度支那ノ共同防衛ニ關スル

日本國「フランス」國間條約

昭和十六年（一九四一年）七月二十九日「ドイツ」ニ於テ署名

昭和十六年（一九四一年）七月二十九日より實施

昭和十六年（一九四一年）八月一日（八月二日附官報）公布

大日本帝國政府及「フランス」國政府ハ

（白紙貼付）

此ノ條約ノ安全ガ脅威セララルル場合ニ於テハ日本國  
國ノ安全ガ脅威セララルル場合ニ於テハ日本國  
國ノ安全ガ脅威セララルル場合ニ於テハ日本國

1

此ノ機會ニ一者日本國ニ依リ爲サレタル東亞ニ於ケル「フランス」  
國ノ權利及利益等ニ佛領印度支那ノ領土保全及印度支那聯邦ノ益  
部ニ對スル「フランス」國ノ主權ヲ尊重スル旨ノ約束ヲ、他方「  
フランス」國ニ依リ爲サレタル日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗  
スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ豫見スル何

177

佛領印度支那ノ共同防衛ニ關スル

日本國「フランス」國間調定書

昭和十六年（一九四一年）七月二十九日「サインシー」ニ於テ署名

昭和十六年（一九四一年）七月二十九日より實施

昭和十六年（一九四一年）八月一日（八月二日附官報）公布

大日本帝國政府及「フランス」國政府ハ

現下ノ國際情勢ヲ考慮シ

其ノ結果佛領印度支那ノ安全ガ脅威セララルル場合ニ於テハ日本國

ガ東亞ニ於ケル利益及自國ノ安全ガ危殆ニ曝サレタリ、

其理由アルヲ認メ

此ノ機會ニテ日本國ニ依リ爲サレタル東亞ニ於ケル「フランス」

國ノ權利及利益等ニ佛領印度支那ノ領土保全及印度支那聯邦ノ發

展ニ對スル「フランス」國ノ主權ヲ尊重スル旨ノ約束ヲ、他方「

フランス」國ニ依リ爲サレタル日本國ニ對シ實業又ハ商業ニ對抗

スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ豫見スル何

1

177

裏面白紙

等ノ協定又ハ了解ヲモ印度支那ニ關シ第三圖ト締結セザル旨ノ約  
東ヲ新ニシ

左ノ諸協定ヲ協定セリ

一 兩國政府ハ御價印度支那ノ共同防衛ノ爲軍器上協力ヲ爲スコ  
トヲ約ス

ニ 前記協力ノ爲歎ルベキ措置ハ特別取極ノ目的タルベシ

三 前記諸協定ハ其ノ採用ノ動機ト爲リタル情勢ノ存続スル限ニ  
於テノミ效力ヲ有スベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ奉日ヨリ實  
施セララル本制定書ニ署名調印セリ

昭和十六年七月二十九日即チ千九百四十一年七月二十九日「ヴィ  
ツシー」ニ於テ日本又及「フランス」又ヲ以テ本誓二通ヲ作成ス

加 藤 外 松 (印)  
エフ、ダ ル ラ シ (印)

2

178

REF 100 11 208

裏面白紙

DEF LOC W 208

C E R T I F I C A T E

Statement of Source and Authenticity

I, HAIKISHI, Keoru, Chief of Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document in Japanese hereto attached, consisting of 2 pages and entitled "Protocol between Japan and France regarding the common defence of French Indo-China, signed at Vichy." is an exact and true copy an official document of the Japanese Foreign Office.

Signed at Tokyo on this  
11th day of Sep., 1946

(Signed) K. Hayashi  
Signature of Official

Witness: T. Sato

TRANSLATION CERTIFICATE

I, William B. Clarke, of the Defense Language Branch, hereby certify that the foregoing translation described in the above certificate is, to the best of my knowledge and belief, a correct translation and is as near as possible to the meaning of the original document.

/s/ William B. Clarke

Tokyo, Japan

179  
199 July 21 Jan. 1947

裏面白紙

辯論回覧類 八六號

印度支那に関するヴェイシー政府の態度につき

ニューヨークタイムズ紙からの抜粋 一九四一年七月二十四日

ヴェイシー政府印度支那の協同を正當を認む

「日本との協同は佛國の植民地防衛上必要なり」と述べてゐる。

東京の壓迫を否認

ベリ！新聞の諷刺は極端側にくみし、民主國に對する戦争をめざしてゐる。(アムステルダムより)

1

(ニューヨークタイムズへの無電、ヴェイシー、フランス、七月二十四日)

佛領印度支那に関するフランス及び日本間の交渉は正式に今夜も繼續せられるものと當地では報せられてゐる。恐らくその結果はフランスが獨り又は支那又は英支兩國から攻撃を受けたる場合、その植民地防衛の爲フランス日本兩國軍同の協同作戰をとる見込である。

日本の援助なきフランスの抵抗は事實上問題にはならないであらうと言はれてゐる。それはフランス軍の兵力の少數と補強兵力或は武器増

180

22-A-27 (2)

180

裏面白紙

派の不可能によるものである。

新聞記者との會談に於て政府スボークスマンの説明によればその交渉は東京からの發議によるものにして、即ちフランスは條約により極東に於ける平和維持の爲日本の地位を認めて居り又、英支兩國の軍隊の乗り込一種の威嚇を意味するものであるとの日本の説辭の「威力」にフランス政府は一步を譲つたものであると述べてある。

日本の壓迫を否認

スボークスマンは又次の二點を強調した。

2

即ち、日本の壓迫は全然なかつた事及びフランスから援助の要求をなすが如き事はなかつた事との二點である。

日本大使 加藤 外 松氏は再び副首相及び外務大臣たるフランソアダルクラン海軍大將と協談した。

メツセージも又ビーシー、ハノイ間にかはされた。ハノイでは海軍大將ジャンドクリ氏（佛印總督）が陸軍少將スミタライシロウ（日本軍事使節團長）と詳細に互り討論しつつあり、當地では此の事以上には、同様

181

ナニヤ 100 96

裏面白紙

03

説をみてゐないと保證してゐる、又印度支那に關してはドクイ大將が  
日本軍將軍と會見したといふ事實以上には何等非占領地帯の新聞紙上に  
傳へられてゐない。

1118 007 38

B

B2

裏面白紙

1 一方バリーの新開はなほも印度支那に四十餘里の距離を距け、同地に於ける日朝間の協力は同様の基礎を經濟的、政治的段階より更に實地的段階にまで發展せしむべき保障を以て歓迎してゐる。クローレル紙主或マルセル、デアーは「吾々と共通の運命を安んずるに至つたき日の勝利者との不可決の直線的親近」と脚を懸すに至つてゐる。彼はこの「親近」こそシリヤへの脅威を深しく無本土に待ちつゝある時権威の渴望するところであるとしてゐる。

バリーの他の諸紙は同様の調子で無謀西政府はその不安定によつてシリヤの土を一時的であれサヤートの前途に恐れることを防止すべき方法しかもあらざる可能な方法を求めることをしたかつたと嘆じてゐる。

オールドジャーナル、デイリー・シムアは今までの所日本は印度支那に於ける何種かの利益を致さず、専断的であつたとし、然し「理想」日本が偶印に上陸した時、たとへばこの程度を覆らぬであらうか」と謂つてゐる。彼はなほ印度支那にある諸英地の貿易上の價値は條約の條地

4

ナフ 100 786

13

裏面白紙

なまものであるとなし、一列としてカムラン湾のごとまはそれを占領し  
 た艦を決定的に有利とするであらうと考してある。たは復に附号を定め  
 てしかし舉して日本はそれだけで満足するであらうか。無事には決定の  
 能力を艦の攻撃によつて失つたのであるからそれを回復する道は唯一つ  
 講乞との假想的協力のみに頼るのみである。唯一の道であらう。無事の大艦  
 艦隊を以て強て協力をすると請ふことはいづれも全世界の利益を以て協力を  
 して協力をすることを謀るゝとしてある。

加之復名のバリー一級戦艦「ボルシユグイヌム」と同級の重砲艦の並列  
 が行われたことを一試大艦の艦隊の建設への終局的な公式的のしる  
 しだとしてある。バリーより得られる所によればドイツの艦隊設計  
 (現在に存せず)に反対してバリーに代るべき艦隊を要求するエ  
 ム、デア一級戦艦の感質は前記の重砲艦、無事艦隊の下に属すべきとす  
 る同重砲艦で増加したとの論である。最近ローマよりの場によれば艦隊は  
 講乞の重砲艦となるであらうと。

ドイツ艦隊を在るを速く

ドイツ艦隊七月二日 (U P)

184

185 1000 80

裏面白紙

南佛印を日本が實質上支配することにする日佛間の協定は今日も  
 當地で履行されて居る。同國自由のこの協定は英米の阿弗利加に於ける同  
 種種植民地に対して同様の權利を主張する管領とからざるやうな公式を  
 採らうとして居るのが明かである。

佛皇政府スボークスマンによれば、佛國は夏亞に於ける日本の支配  
 の地位を承認した。しかしこの承認は佛國が佛領阿弗利加に於ても他  
 の國家同様の地位を認めることを意味しない。

6

1100 # 88

155

裏面白紙

No. 22  
(Ex 3020) 併 1947-8-27

22

高橋

樞東國軍軍政判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者

東京都目黒區平町三六

三代 辰吉

明治三十五年一月十二日生

自分錢我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
ノ如ク供述致シマス。

22-8-27 (8a)  
高橋 (2397)  
(大平博敏)

186

187

No. 22  
2397 (Ex 3020) 併 1947-8-27

22

一書  
後

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 東京都目黒區平町三六

三代 辰吉

明治三十五年一月十二日生

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次  
ノ如ク供述致シマス。

186

187

裏面白紙

私付元経費大差であります。  
 移付一九三九年十一月から一九四二年十二月迄を等分中差で大本等分として  
 命令執行部事務に繰りこめまして航空作戦を断つることを擔當いたしました  
 私の石井令部事務局長中に行はれました前部事務局長に於いて私の職務上  
 知照しました所に於いて述べますと次の通りであります。  
 一、私の命令部主任事務官の決は極意のみならず日暮の  
 一貫した方針でありました。

而して是上作戦の遂行に於いて支那経済封鎖は支那事務解決上最も重要視  
 された方策となつたのであります。  
 前部事務局長は他に重要なる経済的、政治的の必要もあつたのであります  
 が我々作戦當局として直接に其の必要を感じましたのは我々の目的  
 達成を急ぐ支那経済封鎖を完全にして支那事務の解決を速めねばならぬ  
 といふに在つたのであります。  
 一九四一年六月下旬頃つたとき、命令部第一部長が我々作戦  
 當局に於いて進捗準備を命令され、其の進捗を必要とする理由に付大  
 凡左の通り語られたことになりました。  
 一、本英は支那南西方面より重要物資の輸送を急ぐ必要を感じ、支那事務解決上

裏面白紙

189

189

大 統 泰 を 以 て 勝 る ば かり で なく、 今 や 米、 英、 露、 支 独 等  
 準 して 所 謂 日 包 圍 隊 を 結 成 し 強 勢 を 増 強 し つ、 各 節 節 節 節 節  
 を 加 へ て 來 て ゐ る。 即 ち 日 印 天 妙 の 不 和 其 の 懸 崖 一 切 である  
 而 して その 手 段 漸 次 印 及 泰 にも 及 び、 爲 成 佛 印 の 下 ゴ ール 派 乃  
 日 分 子 日 英 倫 と 決 断 して 佛 印 を 奪 取 して 英 米 露 等 に 教 ぜ ん と の 氣 配  
 が あり 正 に 佛 印 は 二 の シ リ ヤ と なる 可 能 性 が あり。 斯 ぐ なる ば 泰  
 國 も その 内 外 の 情 勢 に 従 々 英 米 露 等 に 引 込 ま れ る 可 能 性 がある こと は 疑 々  
 照 々 である。

原本不明瞭

裏面白紙

二

その結果 A B C D 包圍態勢は完璧となるに反し、我方は孤立状態に陥り  
 右野支封鎖は大きな破綻を来たし支那事變解決は不可能になつてしまふ  
 であらう。更に佛印及泰との經濟關係まで閉塞されることになれば米  
 英等との通商は締め出しを食ひ爾印との經濟交渉不調に終つた今日、日  
 本は經濟的にも立ち行かなくなり支那事變解決などは愚か遂に米、英、  
 佛、支の厭迫の下に屈服せねばならぬことにならう。  
 尙英國等の兵力が佛印に進軍して來ることにもなれば、之と佛印に於  
 けるドゴール派、反日分子等が相呼應して北部佛印に留駐してゐる我が  
 軍隊との間に衝突を惹起する虞が生じ延いては大な結果を招來すること  
 も慮られる次第である。  
 右の様な事態となるのを防止するには、我方は止むを得ず先手を打つて  
 南部佛印に進駐する外はない。  
 之は佛國領としても佛印が第二のシリヤとなることを防止する見地より  
 我國との佛印協同防衛は歓迎する所であらう。  
 二 南部佛印進駐に關係する二つの事實を述べます。  
 (一) 私の軍令部著任當時より既に海軍では第二次歐洲大戰に捲き込まれて  
 はならぬとの警戒心が強かつたのであります。  
 その爲に、海軍は米、英との關係を増す可能性があり且萬一の場合に

裏面白紙

は参戦せねばならぬ。ある日獨伊三國同盟には極力反對し、  
 三國同盟成立後は海軍としては専ら同盟による参戦義務が不當に發生  
 することのない様極度に警戒したのであります。  
 この考へから若し獨伊との協同作戰協定の遂なものと就て話合ひでも  
 したならば日本海軍には参戦に對する心懸へがあるものと誤解されそ  
 の結果獨伊側より謀略的に参戦を強要される様なこともなつては大  
 變であるとして、日本海軍は獨伊との間に協同作戰の様な問題に觸れ  
 ることを極力避けたのであります。  
 日本海軍のこの態度は兩部部中進駐の頃は勿論太平洋戦争開始直前迄  
 なかつたのであります。従つて獨伊との作戰協定は太平洋開始前には出來て居

裏面白紙

190

191

裏面白紙

(一) 南部佛印に進駐を行ふ頃には私共作戦當局として太平洋戦争決意なとね論なく従て太平洋戦争計画、準備など全然なかつたのであります。随つて南部佛印進駐は太平洋戦争の準備として行はれたものでは無いことは明かでありませす。

佛印進駐の準備に當りまして私自身困りましたことは、佛印に關する兵要資料が殆んどなかつたことでありませす。例へば飛行場に關して調査しようとしても據るべきものが無く止むを得ず民間航空の資料によつて大體の見當をつけた始末でありませして進駐後貨地に調査した所によりますと大部違つた所があつたのであります。

さて南部佛印進駐直前、米、英、蘭の各國は申し合せた様に對日經濟斷交をなし石油の輸出も禁止したのであります。寧ろ以外に愕いた日本は之が打開緩和を計りましたが仲々成功しさうもなく益々險惡が深つたのであります。その結果遂に九月六日の國策決定となりませした。

この直後國策決定の結果に基いて我々作戦課員は課長より「米、英、蘭、支の四ヶ國に對する萬一の取争準備をするといふことに政府の方針が決定されたから至急作戦計畫の研究立案をする様に」と申し渡されませした。私は航空作戦の擔當者として支那事變さへ、もて餘してある狀況であるの

191

に對四ヶ國作戰をんで飛んでもないと思ひましたので、即座に課長に對し  
まして「日本の貧弱な航空軍備を以てしては到底四ヶ國作戰をんで自信は  
ありません」と申しました。  
之に對して課長は「自信があるからやる、無いからやらぬといふ様なもの  
ではない。戦争に追ひ詰められて已むなく立たねばならぬ自衛戦争を考慮  
して萬一に對する準備をするといふのだ。我方から好んで戦争をしかける  
爲のものではないのだ」と諭されました。  
私達はこの時よりこの課長の言葉通りの考へて萬一の場合の自衛戦争に對  
する作戰計畫竝に準備に着手し且之を進めたのであります。  
この四ヶ國作戰即ち後に太平洋戦争と發展した戦争計畫の立案着手は右の  
如く九月上旬でありまして南部佛印進駐後一ヶ月以上後のことであります。

裏面白紙

192

昭和二十二年（一九四七年）八月十五日 東京

英連者 三代 辰吉

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ聲明シマ  
ス。

同日於同所  
（印）

立會人 安田 重雄

193

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘ヒズ又何事ヲモ漏加ヒザルコトヲ  
誓フ。

宣

公

書

署名捺印

三

代

辰

吉

194

裏面白紙

E 302/  
Def Doc No1909

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣察ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

供 述 者 日 笠 賢

22-8-11 (70)  
4000) 及 7000 (8  
(大 中 野 敏 夫)

夫 其 他  
述 者

對

亞米利加合衆國 其 他

東京國際軍事裁判所

21

音 標

195-1

E 302/  
Def Doc No1909

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣譽ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

宣 譽 供 述 者 日 笠 賢

荒 木 貞 夫 其 他

亞米利加合衆國 其 他

極東國際軍事裁判所

21  
音信

195-1

一、私ハ日笠野デアリマス  
 私ハ現在東京都世田ヶ谷區北澤二丁目一二四番地ニ住居シテ居マ  
 ス  
 二、一九四一年七月ノ日佛印共同防衛ニ關スル外交交渉ハ佛蘭西本國  
 デ當時ノ「ヴィシイ」政府ノ外相「ダルラン」氏ト日本ノ駐佛大  
 使加藤外松氏トノ間ニ七月二十一日ニ成立シ同月二十二日ニ公文  
 ノ交換ヲ終ツタエトシテ大本營ヨリ澄田少將ニ通報セラレマシタ  
 之ト同時ニ澄田六五一號ト内容ニ於テ同一ナル軍事協力ニ關スル  
 取極メガ通報セラレマシタ尤モ澄田六五一號ハ一九四一年七月二  
 十九日附デアリマスガ此日附前ニ内容ガ通報サレタ譯デアリマス  
 仍テ澄田少將ハ直チニ之ニ基キ佛印側ト交渉ヲ開始シマシタ

三、  
 當時日本側ト佛印政廳側トノ間柄ハ非常ニ友好的デ且終始緊密ニ連  
 絡サレテ居マシタノデ交換公文ニ基ク現地取極メハ澄田少將カ直接  
 ニ其旨ニ當ラレマシテ何等ノ支障ナク圓滑迅速ニ進行致シマシタ。  
 澄田少將ト「ドク」總督トノ間ノ關係ニハ私ハ海軍及外務  
 省側ノ代表者ト共ニ立會致シマシタ。佛印側モ總督ノ他「ジュアン」  
 官房長等數名ノ者ガ列席シテ居マシテ佛印ハ極メテ友好裡ニ談笑ノ  
 間ニ行レマシタ。  
 右調印ノ時ニ前記澄田六五一ト同様内容ノ通知ガ佛印側ヘモ本國ヨリ  
 來タカ否カラ澄田少將ヨリ佛蘭西側ニ聞キマシタトコロ佛蘭西側ハ  
 之ヲ肯定シマシタ  
 此ノ取極ノ期日ハ一九四一年七月二十三日デアツタト記憶シマス  
 右協定ノ内容ハ前記公文ニ基キ實地ノ細目ヲ取極メタモノデアリマ  
 シテ日本軍ノ上陸地點ハ上陸日時、軍隊ノ進路及進駐地域等ノ日本  
 軍隊ノ行動及宿營給養等ニ便宜ヲ供與スル件ノ外餘ニ右公文第二項  
 ノ日本軍ト佛印軍トノ間ノ不慮ノ衝突發生ヲ回避スル爲佛印軍ノ火

196-1

一、私ハ日笠野デアリマス  
 私ハ現在東京都世田ヶ谷區北澤二丁目一二四番地ニ住居シテ居マ  
 ス  
 二、一九四一年七月ノ日佛印共同防衛ニ關スル外交交渉ハ佛蘭西本國  
 デ當時ノ「ヴィシイ」政府ノ外相「ダルラン」氏ト日本ノ駐佛大  
 使加藤外松氏トノ間ニ七月二十一日ニ成立シ同月二十二日ニ公文  
 ノ交換ヲ終ツタエトシテ大本營ヨリ澄田少將ニ通報セラレマシタ  
 之ト同時ニ澄田六五一號ト内容ニ於テ同一ナル軍事協力ニ關スル  
 取極メガ通報セラレマシタ尤モ澄田六五一號ハ一九四一年七月二  
 十九日附デアリマスガ此日附前ニ内容ガ通報サレタ譯デアリマス  
 仍テ澄田少將ハ直チニ之ニ基キ佛印側ト交渉ヲ開始シマシタ

196-2

ケラレ等ニ佛印軍隊ノ海岸ヨリノ撤退ヲ澄田澄田ガ確証シ之ヲ日本  
軍ニ通報シ然ル後ニ上陸スルコトニ手筈ガ定メテアリマシテ之ガ其  
ノ通り実行サレマシタ從テ日本軍ノ一部ハ七月二十八日大坂ハ二十  
九日ニ上陸シマシタガ何等ノ事故モ起リマセンデシタ。

五、佛領印度支那ノ共同防衛ニ關スル議定書ガ形式上翻印セラレタノハ  
一九四一年七月二十九日ニナツテ居ルコトヲ後日文書（法廷證六五  
一號）デ知リマシタガ之レヨリ先七月二十二日ノ兩國代表ノ交換公  
文ノ内容ハ以上ノ如ク兩方ノ政府カラ各出先機關ニ通告セラレテ之  
ニ基キ圓滿ニ協定書ヲ作り進駐シタノデアリマス

確ノ閉鎖機ノ撤去、日本軍ノ上陸スル海岸附近ノ佛領ノ撤退要領  
及撤退地境佛印軍所在地ノ天空ニ對スル擾亂等懸念ノ具體的細部措  
置デアリマシタ

此ノ當時大本營ヨリ到着シタ電報モ佛領トノ協定文書モ今日之ヲ發  
見スルコトガ出來マセン（別紙證明參照）

四、私ハ此ノ協定成立ノ翌日空路海南島三亞ニ飛ビ同地ニ碇泊シテ居マ  
シタ進駐軍タル日本陸海軍最高指揮官ニ澄田「ドク」協定ノ成立  
模様及其ノ内容ヲ傳達シ特ニ不慮ノ衝突回避ノ爲ノ細心ノ打合せヲ  
致シマシタ。

次イデ翌七月二十五日頃ト記述シマスガ、私ハ澄田少將等ト共ニ「ハ  
ノイ」ヨリ空路西貢ニ赴キマシタ

同地ニ於テハ佛印領ノ現地軍隊ト總領ノ取極ガ行ハレマシタ。

西貢ニ於ケル日佛印領ノ打合せ取極メ等モ終始極メテ友好裡ニ行ハ  
レタコトハ勿論デアリマシテ日本軍上陸開始迄ノ數日間ハ寧ラ不慮  
ノ衝突ガ起ラス様ニスル爲ノ有ユル細心ノ注意ト準備トニ努力ガ向

誓フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣誓書

署名捺印 日 笠 賢

198-1

昭和二十二年（一九四七年）五月廿九日於東京國際軍事裁判所構内

供 述 者 日 笠 賢

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於

立會人 清 一郎

197-2

證 明 書

自分ハ復員隊第一復員局文藝部長ノ職ニ居ル者ナル處左記ノ文藝ハ現在  
當局保管文書中ニハ存在シアラザルコトヲ證明ス

記

一、一九四一年七月二十二日或ハ二十三日大本營ヨリ日佛兩國ノ間ニ佛  
領印度支那共同防衛ニ關スル取極ガ成立シタ旨ヲ在佛印澄田樺野ニ通  
報シタル電報

二、一九四一年三月右電報ニ基キ澄田樺野四郎ト「ドク」ト稱呼トノ間ニ  
成立シタル協定書

昭和二十二年七月十八日 於東京

第一復員局文藝部長 美 山 要 齋

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス  
同日於同所

立 會 人 清 瀨 一 郎

199-2

東京國際電報家列所

亞米利加合衆國 其他

封

荒木貞夫 其他

シカゴ一〇九(九)  
第〇九(九)十(九)十(九)  
(シカゴ電報)

供 送 書

供 送 若 目 笠 賢

自分機我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ  
爲シタル上其ノ如ク供送致シマス

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ  
爲シタル上次ノ如ク併進致シマス

宣 誓 併 進 條 約  
併 進 者 日 笠 賢

荒 木 貞 夫 其 他

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他  
宣 誓 併 進 條 約

裏 面 白 紙

一、私ハ日笠賢デアリマス

私ハ現在東京都世田ヶ谷區北澤二丁目一二四番地ニ住居シテ居マス  
私ハ一九四一年夏ニ於テハ日本陸軍中佐デ大本營參謀ノ職ニ在リ日  
佛印共同防衛ノ精神ニ當リマシテハ當時ハハノイニ駐在シテ居マ  
シタ澄田少將ノ要請スル現地交渉ヲ援助スルノ任務ヲ受ケテ大本營  
ヨリ派遣セラレマシタ。

二、日佛印共同防衛ニ關スル外交交渉ハ佛蘭西本國デ當時ノ「ダイシイ」  
政府ノ外相「ダラン」氏ト日本ノ駐佛大使加藤外松氏トノ間ニ七  
月二十一日ニ成立シ同月二十二日ニ公文ノ交渉ヲ終ツテ居リマス。  
本交渉公文ノ趣旨ハ日本政府ヨリ直チニ澄田少將ニ通報セラレマシ  
タ。佛印政廳側モ本國ヨリ通報ヲ受ケテ居タモノト想ハレ  
マシタ。當時日本側ト佛印政廳側トノ間柄ハ非常ニ友好的デ且  
終始秘密ニ連絡サレテ居マシタ。交渉公文ニ基ク現地取柄メハ何等  
ノ支障ナク圓滑迅速ニ進行致シマシタ。澄田少將ト「ドク」  
代表トノ間ノ交渉ノ印ニハ私ハ海軍及外務省側ノ代表者ト共ニ立

200

裏面白紙

會發シマシタ。佛印側モ總督ノ他、コジユアン、官房長等後名ノ者ガ列座  
シテ居マシテ調印ハ紙メテ友好裡ニ談笑ノ間ニ行レマシタ。  
此ノ取極ノ期日ハ確實ニハ記憶シテ居マセンガ七月二十三日頃デアツタト  
思ヒマス

三 本協定ノ内容ハ主トシテ日本軍ノ上陸地點、上陸日時、軍隊ノ進路及差  
駐地域等ノ日本軍隊ノ行動及宿營給養等ニ便宜ヲ供與スル件ノ外特ニ日  
本軍ト佛印軍トノ間ノ不慮ノ衝突發生ヲ回避スル爲佛印軍トノ火炮ノ閉  
鎖機被撤去、日本軍ノ上陸スル海岸附近ノ佛印軍ノ撤退要領及撤退地域  
佛印軍所在地ノ天空ニ對スル觀察設置等ノ具體的細部措置デアリマシタ  
此ノ協定文書ハ今回各方面ニ照會シマシタガ之ヲ發見スルコトガ出來マ  
センデシタ

四 此ハ此ノ協定成立ノ翌日空路海南島三亞ニ飛ビ該地ニ碇泊シテ居マシタ  
道駐軍タル日本陸軍最高指揮官豊澄田、トドク、一協定ノ成立模様及其ノ  
内容ヲ信達シ特ニ不慮ノ衝突回避ノ爲ノ細心ノ打合せヲ致シマシタ。  
次イテ翌七月二十五日頃ト記憶シマス私ハ澄田少將等ト共ニ「ハノイ」  
ヨリ空路兩貢ニ赴キマシタ

201

裏面白紙

202

同地ニ於テハ佛印領ノ理地軍隊ト細部ノ取調ガ行ハレマシタ。又  
 ニ於ケル日佛印領ノ打合せ等モ終結メテ友好親睦ニ行ハレタ  
 コトハ勿論デアリマシテ日本軍上陸開始迄ノ數日間ハ専ラ不慮ノ虞  
 突ガ起ラヌ様ニスル爲ノ有ユル用心ノ注意ト準備トニ努力ガ向ケラ  
 レテニ佛印軍隊ノ海岸ヨリノ撤退ヲ證日領區ガ確認シ之ヲ日本軍ニ  
 通報シ然ル後ニ上陸スルコトニ手筈ガ定メテアリマシテ之ガ莫ク過  
 リ實行サレマシタ。從テ日本軍ノ一部ハ七月二十八日大抵ハ二十九日  
 ニ上陸シマシタ。何等ノ事故モ起リマセンデシタ。

三 佛領印度支那ノ共同防衛ニ關スル協定書ガ形式上調印セラレタノハ  
 一九四一年七月二十九日ニナツテ居ルコトヲ後日文章ヲ知リマシタ  
 ガ之レヨリ先七月二十二日ノ南越代表ノ交換公文ハ以上ノ如ク西方  
 ノ政府カラ各出先機關ニ通告セラレテ之ニ基キ國境ニ協定書ヲ作り進  
 駐シタノデアリマス

202

203

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）五月廿九日

於 東京 皇居 皇典 御所

御内

侍 進 者

目 録

賢

右ハ貴立會人ノ御前ニテ宣旨シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證シマス

同日 於

立 會 人

清 一 郎

郎

203

4

204

裏面白紙

良心ニ從ヒ其言ヲ聽ヘ何事ヲモ談ヲセズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

宣  
誓  
文

姓名捺印  
目  
録  
頁

204

5-

205

裏面白紙

No. 23

EXHIBIT #

E 3022

205-27 (8)  
4000) 及び 4000 (8)  
(太平洋戦争)

海軍圖書類六二六A一〇號

東條英機訪問答ヨリノ抜萃

問 南方進出ニ關係シテ他ニ執ツタ措置如何。

答 アレ丈タツタト思フ。

問 泰西ニ關シテ何カ豫定セル計畫アリシヤ。

答 アツタ様ニ思フ。即チ同國トノ友好關係ノ強化ニ關シテアツタ様ニ思フ。此レヨリ前即チ一九四一年五月九日、日本ハ泰西、佛印間ノ境界紛

争ヲ仲理シタコトガアル。

問 佛印ノ占領ヲ計畫セル事ハナカツタカ。

答 ソレヲ事ハ全然ナカツタ。日本ハ一九四一年七月一日、佛印ノ安定ヲ

企圖セル共同防禦條約ヲ締結シタ。

問 コレヨリ前日本軍テ、佛印ハ進駐セルモノガアツタカ。

205-1

E 3022

No. 23

22

辯論會第六二六A一〇號

東條英機 顧問 答ヨリノ抜萃

一九四六年二月十三日

問 南方進出ニ關シテ計畫セル諸借置如何

答 多分、佛印南都ヘノ兵力派遣テアツタト思フ。

問 南方進出ニ關シテ他ニ執ツタ借置如何。

答 又レ丈ダツタト思フ。

問 泰西ニ關シテ何カ豫定セル計畫アリシヤ。

答 アツタ様ニ思フ。即チ同國トノ友好關係ノ強化ニ關シテアツタ様ニ思

フ。此レヨリ前即チ一九四一年五月九日、日本ハ泰、佛印間ノ内境紛

争ヲ仲殺シタコトガアル。

問 佛印ノ占領ヲ計畫セル事ハナカツタカ。

答 ソンナ事ハ全然ナカツタ。日本ハ一九四一年七月一日、佛印ノ安定ヲ

企圖セル共同防禦條約ヲ締結シタ。

問 コレヨリ前日本軍テ、佛印ヘ進駐セルモノガアツタカ。

205-1

問 答

印度支那ノ安定ニ関シテ、一九四一年七月ニ御前會議ヲ召集スルニ至  
ツタ緊急理由ハ何テアツタノカ。  
日支事變ハ尙進展中ニシテ、日本ハアラユル努力ヲ盡シ、擧ゲテ其ノ  
圓滿解決ニ努メテキタノデアアル。從ツテ其ノ南方地域ニ何ラカ紛擾ガ

286-1

問 答

シ、佛蘭西トノ交渉ヲ續行スルコトニ決定シテ居タノデアアル。  
日本ガ、一九四一年七月ニ兩方進出ヲ決意セル眞ノ理由ハ、原料ヲ必  
要シタカラテハナイノカ。  
是ハ勿論第一ノ理由テハナカツタ。第一理由ハ、日支間ニ戰爭ガ行ハ  
レテキル限リハ、佛印ニ於イテ安定ヲ維持スルコトガ必要テアツタカ  
ラデアアル。併シ亦日本ハ中國ニ於ケル戰鬪ヲ繼續スル爲ニハモトヨリ  
國內生産ヲ補強スル爲ニモ平和的貿易ヲ大ニ必要トシテキタ。米國ハ  
對日貿易ヲ既ニ停止シテキタ、從ツテ日本ハ南方カラ、平和的貿易ニ  
ヨリ、油、鐵礦、(ボーキサイト)、錫及食料等ヲ獲得スル必要ガア  
ツタ。

3

207

問 答

全然ナイ。日本軍ハ條約ニ基イテ始メテ派遣サレタモノデアアル。該條  
約ノ調印ハ一九四一年七月廿九日ニシテ、日本軍ノ佛印南部ヘ派遣  
モ同日行ハレタモノデアアル。此ノ日本軍ハ此ノ協定ニ基イテ進駐シタ  
ノデアアル。  
該條約以前ニ、佛印ノ應諾ノ有無ニ拘ラズ、同地ヘノ派兵ハ同年七月  
中ニ決定シテ居ツタノテハナイカ。  
全然斯カル事ハナイ。一九四〇年九月廿二日ニ軍事協定ガ締結サレ、  
夫ニ基イテ、日本軍ノ佛印北部ノ駐兵ヲ見ルニ至ツタノデアアル。當時  
ノ狀勢ハト云ハバ「シンガポール」、比島等ヨリハ依然軍事的壓力ガ  
ガ引續キ加ヘラレ、一九四一年七月廿五日ニハ米國ガ資源凍結ヲ實施  
シテ居タノテ佛印トノ平和的通商ハ非常ニ困難トナツテ居タノデアアル。  
日支事變ハ引續キ進展中ニシテ、佛印ノ安定ハ極メテ重要ナル問題デ  
アツタ。  
斯クシテ、前記協定ニ基ヅキ、七月廿九日ニ佛印南部ヘノ派兵ガ行ワ  
レタ。御前會議テハカ、ル狀勢ノ變化ヲ既ニ見越シテ、佛印問題ニ關

285-2

問 答

問 貴方ハ日本軍ノ所派駐屯ガ、空中機ニ有利ナル旨述べラレタガ、同機ニ英、米乃至ハ和蘭トノ機ニ異一戦争勃發ノ際ニモソレガ、日本ニトテ助力トナルヲハナカツタラウカ。

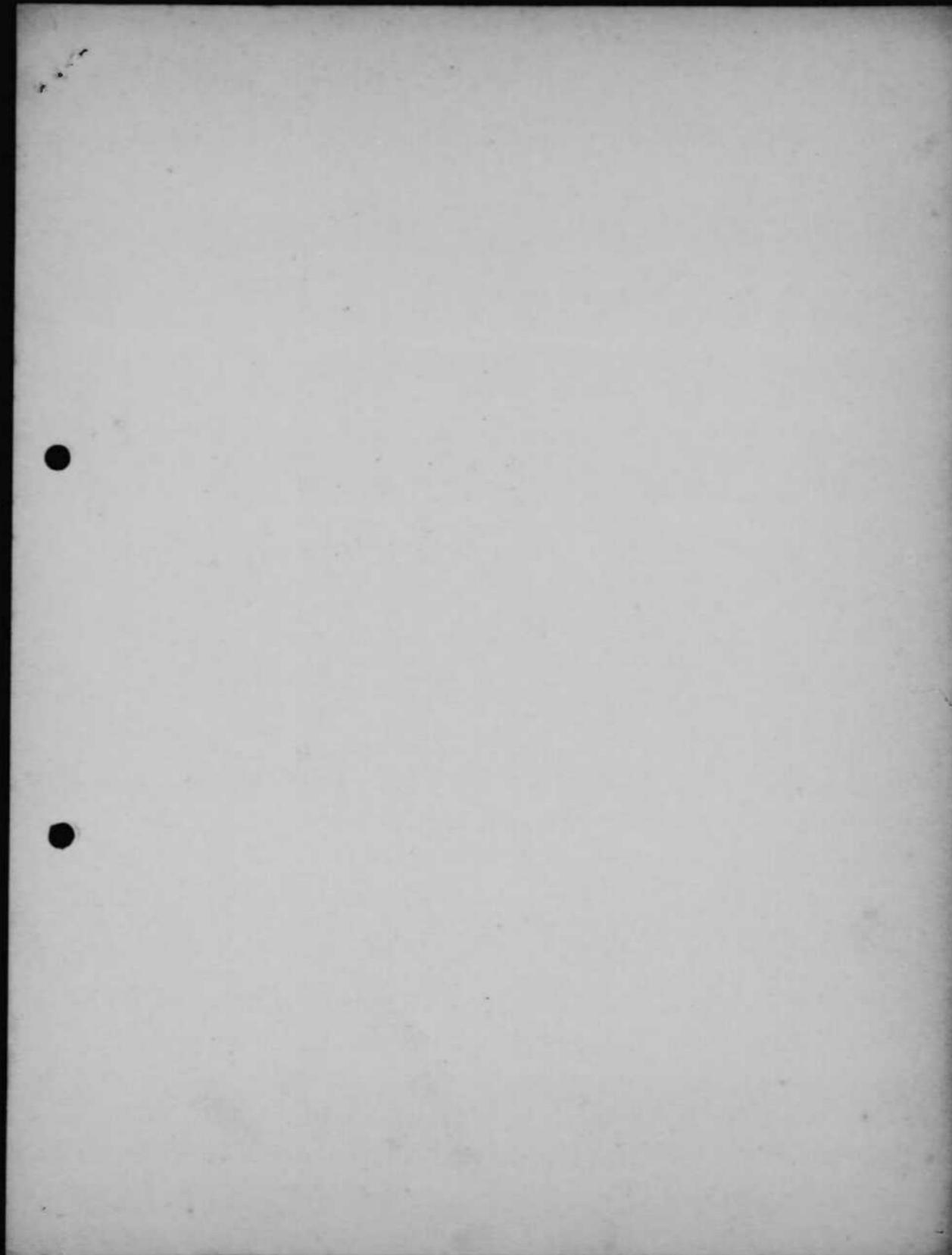
答 英・米・蘭ヨリスル經濟的、軍事の壓力ハ漸次加重サレテキタ。佛印内ノ兵力駐屯ハ主トシテ同國ノ安定ヲ維持センガ爲ノモノテアツタ。然シ、此ノ等ハ對中作戦ヲ有利シラシメ、且、平和的通商ヲ招來スル上ニモ實際役立つモノテアル。同國ニ於ケル兵力ノ駐屯ハ、防衛的軍事保護ノ爲ニナサレタノデアリ、國防上モ適切ナル措置デアツタト信ズル。

問 答

アレバ、ソレハ當然等變ノ解決ニ好マシカラヌ影響ヲ齎サザルヲ得ナイ。更ニ、東亞ノ安定ヲ圖ルトイフノハ、日本ガカネガ以前ヨリ懷ケル理念デモアツタ事アル。第三ノ理由トシテハ、若シ、佛印ノ情勢ヲ未解決ノ儘ニ放置スルニ於テハ、佛印ヨリ輸入セル食糧、主ニ米ヲ獲得スルコトガ出来ナクナル。是等食料ハ日本ニトツテハ緊急必要ノモノデアツタ。

問 日支事變ニ關係シテ、佛印ガ軍事的ニモ利用價值ヲ持つトイフ點ニ就キ貴方ハ如何トシテ考慮ヲ拂ハレタカ。

答 勿論其點ヲ考ヘタ。軍事の見地ヨリ見テ、北部佛印ニ限スル限リハ實際的ニ關係ヲ有シタコトハ云フ迄モナイ。佛印北方ヨリスル補給路ハ中斷地ニ取り切ケトナツタ、更ニ吾々ハ軍事の見地ヨリ、佛印北部ニ航空基地ヲ設定シ、句編ヨリスル補給路ヲモ切斷セント欲シタノデアル。然シ、歐洲情勢ニ俟ヒ、佛印ノ勢力ガ薄弱トナツタ爲、佛印北部ノミナラス、中部更ニ南部ニ於イテモ兵力ヲ駐屯セシメ以テ安定ヲ維持スルコトガ緊要トナツタノデアル。



10.25 E 3023

Def. Doc. No. 1690

Exh. No.

Errata Sheet

The fourth line from bottom of page 5 to third of top of page 6. (As for the Manchurian.....aviation materials was very little.) to be dele

Handwritten notes on a slip of paper, including the number 1100 and other illegible characters.

高橋

護国文書 第一六九〇號 西浦 進口供給の正誤表  
 次の散行を削除して下さい。 即ち  
 七頁三行目「滿洲專變其者ハ云々」より  
 同頁八行終「僅少デスマスコトガ出來タノデアリマ  
 ス」まで

218

219

10.25  
E 3023

Def. Doc. No. 1690

Exh. No.

Errata Sheet

高橋

The fourth line from bottom of page 5 to third line of top of page 6. ( AS for the Manchurian..... ..aviation materials was very little.) to be deleted.

商

辯護側文書 第一六九〇號 西浦 進口供養の正誤表

次の数行を削除して下さい。 即ち  
七頁三行目「滿洲事變其者ハ云々」より  
同頁八行終「僅少デスマスコトガ出来タノデアリマ  
ス」まで

218

219

裏面白紙

N-24

Def Doc No. 1690  
E 7023

書格

済

東京府陸軍部兵務課

亞米利加合衆國 其他

寄

荒木貞夫 其他

宣 誓 供 送 表

供 送 者

西

浦

送

自分等後願ニ於ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供送致シマス

209

1

210

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

一、私ハ一九三一年十月以迄一九四一年八月十日迄此ノ間一九三四年四月ヨリ一九三七年二月迄ノ海外駐在ヲ除キ陸軍省軍務局軍務課ニ於テ陸軍省軍務課ニ在リシ職務ニ従事シテ居リマシタ。一九四一年八月十日ヨリ一ヶ月余ヲ病氣ノタメ入院シ其間ハ軍務局ノ仕事ハ致シマセン、同年十月陸軍大臣總務官ニ差出テ一九四二年四月再ビ軍務局ニ着リ軍務課長トナリマシテ一九四四年十二月迄同課ノ仕事ニ従ヒマシタ

二、先ヅ第一ニ陸上グマスコトハ太平洋戦争ニ使用セラレタル陸軍各種ノ大部ハ元來海防衛ノ爲メ陸軍省軍務課防衛ノタメ海防方面ニ於テ特種スロコトアルベキヲ以テシテ陸軍省軍務課防衛ノタメ海防方面ニ於テ日露戦争ノ後其進行中ニ陸軍省軍務課防衛ノタメ海防方面ニ於テ建設セラレタルモノデアツテ始メヨリ太平洋方面ニ使用テ決定シテ建設セラレタル軍艦デハナカッタトイフコトデアリマス

昭和十六年陸軍省軍務課ハ昭和十六年三月迄ニ決定セラレタルモノデアリマスガ其ノ際ノ我ガ作戦部隊ノ増強モ

原本不明瞭

裏面白紙

a 諸君不毛地ノ作戦ヲ考慮シテ諸大ナル諸軍後方損傷ヲ有スル  
コト

b 河川ノ橋頭ハ悉ク之ヲ潰滅ニ於ケル機動ニ兵員ヲシムル  
如ク後援セラレテ居リ南方島嶼用等ノ機動部隊ヲ派駐セルモ  
ノナキコト

c 兵隊糧食モ所要馬匹ハ悉數馬(三分モ一)以外ハ諸隊馬ヲ以  
テ充足スル計畫ナリシコト

等ハ注目スベキコトデアリマス。従ヒマシテ此等モ兵員ヲ南方ニ  
使用スルタメニハ其モ直前ニ糧食前ノ準備改正ヲ行ハザルヲ考ヘ  
然モ食糧ニ不具ナ片断ノ補償ヲ以テ出動セシメザルヲ考ヘ  
ノデアリマス

互作糧食材ノ配給ハ其作戦企圖ヲ察知セシムルモノデアリマスガ  
一九四一年春頃ニ於ケル中央直前モ作戦準備中モ軍需及航空用糧  
食油ノ配給状況ニ於テ見ルトモ左ノ通りデアリマス



原本不明瞭

裏面白紙

一九三一年九月上旬ノ訓令決定ニヨリ、  
 勢ムルモ状況ニ見ムテ得ザル場合ハ對米  
 ノ下ニ於テ十月下旬ヲ以テ對米  
 ノデアリマスガ勢ヲトモテ對米ノ面ニ於テハ  
 子受ケテ新ニ量ノ増加ノ余地ハナク對米  
 シテモ僅カニ既存ノ資材ノ配置ノ變更、  
 ノ南方既存資材ノ開發用資材人員ノ進出等  
 ナラナイ狀況デアリマシタ。

三

前記既述資材ニ關シテモ一九三一年九月ヨリ十二月迄ノ期間ニ始  
 メテ糧食及航空機油ニ當テ言ハバ各々一〇%及一二%ヲ蓄積及  
 勇印方面ニ移送サレタノデアリマス。  
 以下更ニ若干點ヲ補足スルタメニ太平洋戦争前約十年間ノ  
 糧食々資材ノ開發ヲ申述セマス。  
 一九三一年九月酒造專攻が勃發致シマシタ當時ニ於ケル日本陸軍  
 ハ十七ヶ師團余リト發行二十六中隊隊ヲ差餘トスルモノデアリマ

原本不明瞭

裏面白紙

シタ  
 然シ作テ其ノ第一連兵員ノ預備ハ一應既ツテハ居リマシタモノノ  
 之ニ發進スベキ要領ハ不足甚シク各師團ガ隊ノ時進行スベキ程  
 察セヘモ之ガ整備ハ完全デナイ有様デアリマシタ  
 段時ニ於テ此等ノ預備ハ國內ノ工業力ヲ動員シテ生産スルトイフ  
 ヲトニハナワテ居リマシタ之レモ一應ノ紙上計畫ニ過ギズ其面  
 目ニ之ガ實行ノ可能性ヲ信ジ得ラレヌ部分モ多クアリ特別ナル具  
 備モノナキママ紙ヒテ目ヲ閉デテ居タ有様デアリマシタ。  
 飛行機ノ性能力、航空機ノ燃料ノ保有量ノ如キハ殆ンド皆無ニ近  
 ク東亞第一ノ陸軍強ト自他共ニ稱シテ居リマシタ帝國陸軍ノ其年  
 ナ申セバ單ニ航空機ノ喪失的輕傷ニ過ギヌモノデアリマシタ。當  
 時ノ陸軍ノ一年間ノ總額費銀ハ二萬萬ニ過ギズ豫算總額亦僅ニ  
 二億圓前後デアリマシテ國家財政ノ副時ヲ受ケ軍費増進者ノ無量  
 ニモ拘ラズ第一大歐洲大戦ニ参加シテ其軍備ノ飛躍的ニ進歩シマ  
 シタ強トノ比較軍備ハ勿論實質軍備ニ於テモ日本陸軍ハ低下ノ

214

原本不明瞭

裏面白紙

一密チ地リ辛ウジテ藥其德養材ノ生産ハ平時倍速チ採集シ得ル  
 ニ適キナク有様デアリマシタ。  
 此ノ後チ軍用ノ狀態ニ於テ滋養事件ガ勃發シタノデアリマス。滋  
 養事件其者ハ軍事的ニ見マズレバ日本陸軍ノ食糧ナル軍備ヲ以テ  
 シテモ其ノ治安ノ恢復等ニハ先ヅ先ヅ差支ヘナク其ノ最大兵力使  
 用時期ニ於キマシテモ平時編制三乃至四ケ師團ノ兵力ヲ以テ廣漠  
 ナル滋養ノ大平野チ東奔西走土唾射伐ニ動員シタルニ止マリ藥  
 食空乏材等ノ消耗ハ僅少デスマスコトガ出來タノデアリマス。  
 然シ乍ラ日本ガ滋養曠ト曠同防衛ヲ約スルニ至リ一方大國軍團  
 聯邦ト接スル滋養ノ防衛チ考ヘ更ニ聯邦ノ相次ク産業ノ増進、  
 東部一シベリヤ一ヘノ兵力増強ニ直面致シマシテドウシテモ日本  
 トシテモ在滋兵力チ増加シテ先ヅ滋養同ノ北邊ニ關シ安全慮チ有  
 タネバナラナクナリマシタ。  
 然シ實際ニ於キマシテハ財政上ノ制約ハ依然トシテ強ク辛ウジテ

215

年々増加ナル在籍兵力ノ増加ヲナシ得ク親愛デアリマシテ其例ヲ當  
 時日本陸軍トシテ最モ急速向上ヲ表シマシタ純空機ニ就テ見マシテ  
 七年産後第一德國程度ノ生産ヲ實施シ得タニ止リ全陸軍ノ純空部  
 隊モ一九三一年二六中隊ナリシモノガ一九三六年迄ウジテ五十隊中  
 隊ニナリタ親愛デアリ其内容モ貧弱テ到底ノ進攻作戦等ハ考ヘラレ  
 ナイ歎能デアリマシタ  
 陸軍本部トシテハ紛クモ陸軍部ト高一幕ガ起リマシタ聯合隊編成ノ  
 東京ニ於テハ陸軍部兵力ノ三分ノ二減産ノモノヲ以テ對流シナク  
 テハ日清ノ強弱ハ不可能ト考ヘテ居タ親愛デアリマスガ到底實踐ニ於  
 テハ此ノ如キ兵備ヲ能ヘルコトハ出来マセンデシタ  
 況ンヤ中朝ヲ敵トシテ之ト全電機ヲナス如キ場合ノ兵備ハ考ヘテ  
 モ是ラズ一九三七年蘆溝橋事件ノ発生時迄此種ノコトヲ前送トシテ  
 ノ電機充實等ハ陸軍本部ヨリモ何モ出来アツタコトハアリマセンデ  
 シタ  
 當時ノ電機充實ニ關スル懸念トシテハ專ラ第一陸軍部一團ヨリ發見

原本不明瞭

裏面白紙

ヲ受ケタトキノ對應ノタメノ措置デアリマシテ揮發油ヲ始メトシ  
各種ノ同時所要資源中日精ヲ造ジテ不足スルモノハ米英ヲ始メト  
シ中道ヨリモ輸入可能ナルコトヲ前提トシテ行ハレタモノデアリ  
マシテ中道又ハ米英等ヲ競争相手トスルコトハ考ヘテハ磨リマセ  
シデシタ

一九三七年頃迄ガ飲油既在ヨリ備蓄シ蓄ビ軍務局ニ動務致シマ  
シタ當時ハ丁度右ノ對蘇防衛ニ取ルタル昭和十一年以降ノ軍備充  
實計畫ノ實行ニ着手サレタ途デアリ又他面日滿産業經濟ノ向上ヲ  
期スルタメ日滿生産力調査計畫ガ取リ上ゲラレタニ時際セラレテ  
活リマンタガ此ノ計畫ニ對シ軍事上ノ要求ヲ照シ合セテ見マスル  
ニ對シ現存生ノ場合ノ燃料ノ供給ニ一例ヲ取テ見マシテモ假ニ此  
等ノ計畫ガ計畫其儘ニ實現シタトシテモ日滿内ニ於テハ供給ハ不  
可能デアリ然モ平時ヨリ特別ニ戰時所要量ノ貯蔵モ考ヘテ居ラス  
萬一戰災現存生ノ場合デモ米英、中露等トハ友好關係ヲ深ツテ行  
フトイフ前提デ仕事ヲシテ居タノデアリマス。

原本不明瞭

裏面白紙

本右ノ如キ空氣中ニ於テ突然一九三七七年七月度海軍事件ガ發生致シ  
 マシタ。事件ハ日本側ノ不慮大方針ノ努力ニ拘ラズ次々ニ進展シ  
 テ終リマシタ。我軍ノ發展ハ逐次繼續シナイ兵備ノ動員派遣ヲ余  
 養ナクセラルルニ至リマシタ。其ノ結果ノ如キモ一九三七年夏ヨ  
 リ秋ニカケテ三回ニモ小刻ミニ要求成立スル状態デアリマシタ。  
 又之ニ對シ海軍防衛ノタメニ漸ク苦心シテ奮進シカケマシタ。後  
 村ニ關分對中露軍ノタメ預備セラレ、ミタ。更ニ滿洲方面ニ使  
 テ豫定シラ、唇夕師團ヲ中露方面ニ使派シテ、ナラナクナリ海軍後  
 備モ多現地ノ實情ニ合セズ苦勞ヲ甚キマシタ。例へバ華中方面  
 デハ軍用ノ使用ハ不慮デアリ、自他ノ方ガ使ヒ易イ、ニ日本ノ師團  
 ハ多クハ野砲師團デアリ、已ムテ得ズ、自他ノ出砲デ之ヲ備成ス、エチ  
 シタリナドシマシタ。

更ニ戰場ノ消耗ハ生産ヲ上廻ルモノニアリ、軍需工業動員モ其發足  
 間モナキタ、真珠丸ニ任セズ、全ク餘額シナカッタ中露方面ノ大作  
 戦ハ一面之ガ莫大ナル競争、海軍ノ消滅ヲ伴フト共ニ他面ソレデナ

218

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

クテサへ危殆ヲ感ジテ居マシタ爾時北邊ノ邊境ヲ固ガ上ニモ大ナ  
 ラシムルニ至リマシタ  
 一 九三八年夏ノ頃陸軍部事務次官一 九三九年ノ「ノモンハン」  
 事件ノ突發ハ全ク我軍軍備ニ關シ強烈ナル反響ト後訓トヲ與フル  
 ニ至リマシタ。

強敵對峙ニ於ケル後編譯ノ疾乏ハ爾後我國ガ強大シタトナルト  
 僅カニ七ヶ師團半ノ補給ヲ行ヒ得ルニ過ギナイコト「ノモンハン」  
 事件ニ於ケル我軍ノ遠大ナル航空機甲兵力及ビ之ガ補給能力ニ對  
 比シテ我が航空、機甲ノ増給能力ノ劣勢等ハ何ントシテモ高直チ  
 辨シテ對策取備ヲ向上スルノデナケレバ到底安心シテ日華事變ノ  
 遂行モ出来ナイトイフコトヲ痛感スルニ至リマシタ。

一方日華事變モ日本ノ早期解決ノ熱心ニモ拘ラズ遂々長期化ノ大  
 ナルニ至リマシタノデ昭和十四年秋頃ヨリ立派チ給メ昭和十五  
 年ヲ第一年トシテ對策取備ノ補給ト對北方安全感ノ増大ニ從スヘ  
 キ軍備充實トテ合スル軍備々需品補給ヲ三ヶ年間ニ亘リ増強整備ス

219

ヲシテ其ノ内ニ○%ヲ遺棄スルニ、其ノ餘ヲ以テ海軍兵器等ニ充テルコト  
 ニシタノデアリマス、又海軍兵器ノ場合チ同様に軍需工業施設ヲ  
 軍力増強ニ進進セシムルコトヲ固リ軍需工業等チ奉天其他ニ建設  
 スルコトトセラシマシタ  
 當時ハ軍需工業ノ充實ニ急ナルノ余リ海軍工業クル兵器加工部門  
 ハ何れも発達シマシタガ其ノ差違トナル交際増進トイフ點ハ要シク  
 是れトナリ得ニ日本ノ戦争要材ノ内渡休養料俸給等ノ配合全馬一  
 ボトキマイト「ゴム」等ハ現時所製兵力ノ増大、從テ此等資源  
 ノ充實ノ要ト共ニ一層海軍兵器等セバ軍需等ヘノ依存強テ増大  
 フル結果トナリマシタ。即チ將來第一對策國が生シタ場合米英  
 等ノ協約後等チ絕對ノ強者トシテ居タノデアリマスガ此ノ程度ガ  
 是レニ一層強烈トナツタノデアリマス、  
 當時ノ海軍トシテハ尙之ヲ忍ンデ北方ノミテ考慮シタ此ノ三  
 年計案チ立案シタノデアリマス。

原本不明瞭

裏面白紙



1914 1915 1916 1917 1918

本領ニナツテ準備テスル方向ニハ向ヒマセンドシタ又當時後継軍  
 トシテハ日華事變ノ解決及對露防衛鐵道充實ノタメ手一杯以上デ  
 アリマシテ假ニ上司ヨリ對米英戰爭準備ノタメ軍備充實ノ企畫ヲ  
 命ゼラレタト致シマシテモ具體的ニハ之ヲ行フダケノ資材、豫算  
 等ノ整備モナカッタデアリマス

一九四一年中頃以來情勢ハ日ヲ逐フテ急進シテ終リマシタガ際  
 トシテハ軍力外交々々ノ委縮ヲ促進シ以テ此ノ危局ヲ回避スヘシ  
 トイフノカ一途シタ意見デアリマシテ此ハ如クニシテ前ニ述ベマ  
 シタ如ク一九四一年夏ニ至ツタ次第デアリマス。

原本不明瞭

裏面白紙

222

223

昭和二十二年（一九四七年）五月二十八日 於 東京府警察本部捜査所

供 証 者

西 福

通 記

定ハ養立會人ノ函請ニテ宣達シ且ツ署名捺印シタルコトヲ証明シマス  
同 日 於

立 會 人

清 一

福 一

一

第 一

223

原本不明瞭

裏面白紙

1870

良心ニ從ヒ勇氣ヲ述ヘ何事ヲモ默認セズ又何事ヲモ稱揚セザルコト

宣  
誓  
書

署名捺印  
丙  
通

裏面白紙

224

16

225

No. 26

Exh No 2099

作戦用資材準備状況一覽表

和十六年十一月現在  
軍務課資材班

第一表 全般

備考 1 ( ) 内ハ十二月末頃迄ニ準備スルモノニテ  
内数トス  
2 数字ハ概算トス

EXHIBIT #	區 種	判 分	内 譯						
			(兵 諒 想 力)	資 材		集積配置状況			
				單 位	總 量	内地	南方	北方	支那
			60師團	一師團合戦分	105(14)	10	17 (6)	48 (8)	30
	自動車類燃料	5ヶ月分	70千輛	自動車類 一千輛月分	357(10)	140	50(10)	125	42
	航空 爆薬 燃料	6ヶ月分 12	13飛行團	一飛行團月分	77 165	5 88	12 20	45 50	15 7
	總 食	約4ヶ月分	250 (100 師團分)	一師團月分	370(34)	86	98(34)	103	83

22-8-27 (11)  
身元証明取付  
12月分(11年)

No. 26

Def. Doc. # 2099

軍務課密

十五部ノ内第十五號

高橋

21

No 26

Exh No 2099

作戦用資材準備状況一覽表

和和十六年十一月現在  
軍事課資材班

第一表 全般

備考 1 ( ) 内ハ十二月末頃迄ニ準備スルモノニテ  
内數トス  
2 數字ハ概算トス

種別	區分	判決	内 詳						
			(兵 豫想 力)	資 材					
				單 位	總 量	集積配置狀況			
内地	南方	北方	支那						
一般彈藥		約2ヶ月分	60師團	一師團合戦分	105(14)	10	17(6)	48(8)	30
自動車類燃料		5ヶ月分	70千輛	自動車類 一千輛月分	357(10)	140	50(10)	125	42
航空爆藥燃料		6ヶ月分 12	13飛行團	一飛行團月分	77 165	5 88	12 20	45 50	15 7
總 食		約4ヶ月分	250 <sup>分</sup> (100師團分)	一師團月分	370(34)	86	98(34)	103	83

軍事機密

十五部ノ内第十五號

裏面白紙

EXHIBIT #

Def. Doc. # 2099

No 26

著

226

第二表 南方關係

區 分 類	判 決	内 容						
		(兵 力 總 額)	資 材					
			單 位	總 量	集積配置狀況			
豫 想 兵 力 ニ 對 シ テ	決	力	位	量	臺灣	廣東	北 部 印 度	南 部 印 度
一般彈藥	1-3合戦分	15師團	一師團合戦分	17(6)	5	3(1)	2(2)	7(3)
自動車類燃料	約3ヶ月分	20千輛	自動車類 一千輛 月分	50(10)	20	12(7)	0(3)	10
航空燃料	約2ヶ月分 約3ヶ月分	7飛行團	一飛行團月分	12 20	4 9	3 4	1 1	4 6
糧食	6ヶ月分	万人 40(16師團分)	一師團月分	98(34)	30	19	10(13)	33(21)

Def. Doc. # 2099

- 2 -

裏面白紙

第三表 北方關係 (樺太方面ヲ含ム)

區 分 類	判 決	内						
		(兵 力 想 力)	資 料	總 量	材 料			
					單 位	東部	北西部	中部
一般彈藥	2 會戰分	2 師團	一師團會戰分	48(8)	22	5	19	2
自動車類燃料	約 4ヶ月分	35 千輛	自動車類 一 千輛 月分	125	50	20	50	5
航空 爆 藥 料 燃 料	11 12 ヶ月分	4 飛行團	一飛行團月分	45 50	20 20	10 10	15 20	0.2 0.4
糧 食	2.5 ヶ月分	130万人(41師團分)	一師團 月分	103.5	45	15	40	3.5

第四表 支那關係

區 分 類	判 決	内						
		(兵 力 想 力)	資 料	總 量	材 料			
					單 位	北支	中支	南支
一般彈藥	1 會戰分	20D) 50 師團 20B)	一師團會戰分	50	14	13	3	
自動車類燃料	約 6ヶ月分	17 千輛	自動車類 一 千輛 月分	42	12	24	6	
航空 爆 藥 料 燃 料	15 7 ヶ月分	1 飛行團	一飛行團月分	16 7	8 4	7 3		
糧 食	約 3ヶ月分	75万人(30師團分)	一師團 月分	83	30	35	18	

Def. Doc. # 2099

裏面白紙

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ一頁ヨリ成ル作戦用資材準備狀況一覽表ト題スル印刷物ハ日本政府（第一復員局）ノ保管ニ係ル文書ノ抄萃ノ正確ニシテ眞實ナル事ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月十五日 於東京

第一復員局文書課長 美 山 要 藏

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 河 瀬 一 郎

Def. Doc. # 2099

- 4 -

裏面白紙

E 3029

Def. Doc. No. 210

h, No.

22

高橋

27

22-8-17 (1948)  
年(1948)及(1949)年(1948)  
(太平洋戦争)

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者

ヨシ 吉  
ナガ 永  
ヨシ 義  
タカ 倉

自分等我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

221

E 3024

22

Def, Doc, No, 2105

Exh, No,

高橋

(27)

清

ク 自分 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 先 ヅ 別 紙 ノ 通 リ 宣 誓 チ 爲 シ タ ル 上 次 ノ 如  
供 述 致 シ マ ス

宣 誓 供 述 書

供 述 者

吉 ヨシ

永 ナガ

義 ヨシ

尊 タカ

極 東 國 際 軍 事 裁 判 所

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

對

荒 木 貞 夫 其 他

229

裏 面 白 紙

裏面白紙

一、私は吉永義尊ヨシナガヨシタカであります

私の住所は東京都大田区調布鶴ノ木町二二六番地であります  
私は大正十五年陸軍砲兵少尉に任官し、昭和七年より九年まで陸軍技術  
本部に於て各兵器の調査業務に従事しました昭和十一年より終戦に至  
るまで陸軍技術本部に於て陸軍兵器行務本部技術部（）に於て研究の企畫  
及び各兵器の調査の業務に従事して居りました

二、陸軍に於ける兵器技術の研究は専ら討つ作戦従つて寒地作戦を考慮し  
て行われ、南方作戦即ち熱地作戦が考慮されるようになったのは、南部  
佛印進駐後のこととあります

三、兵器研究の根本方針は昭和十二年頃陸軍大臣によつて示達されていまし  
ましたか、この方針は昭和十八年まで何等更改されませんでしたこの方針  
中には南方作戦を考慮すべきことは何等示されていなかったものでありま  
す。

従つて兵器は寒地に於ける適應性の有無が重要視せられ、昭和七年頃よ  
り毎年主要な兵器は北滿に於て寒地試験に附せられ、この試験にパスし  
なければ、制式兵器として採用せられなかつたのであります。

四、南部佛印進駐後兵器研究の面に於ても熱地に於ける兵器の適應性を考  
慮すべきことが強調せられ昭和十六年八月兵器技術者を臺灣に派遣し、

各種兵器の試験を行うに至りました  
又兵器の熱地試験室は十六年十月末に至つて初めて完成したのであります  
そのため、兵器の熱地適應性に關する研究は漸くその緒についたばかり  
で未だ完成せざる中に開戦となつたのであります  
その結果南方戰場に於ては各種の兵器に缺陥を暴露するに至つたのであ  
ります  
例へば彈藥は防濕の處置が不十分のために、使用不可能となつたものか  
莫大な量にとり現地部隊は好んで鹵獲兵器を使用する状況でありました  
又戦車には何等冷房の装置な~~く~~、開戦後冷房の研究が行われた状況であ  
ります  
鐵道に關しても大陸に於ける各種ゲージのものについては研究してあり  
ましたか、南方諸地域のものについては何等の研究なく、十七年五月に  
至つて始めて南方鐵道に關する研究が開始された状況であります  
五、部隊に於ける熱地に於ける兵器取扱上の教育も何等行われていなかっ  
た爲、十六年十月に至つて一部の部隊に爲めて短期間の巡回教育を行つ  
たに過ぎなかつたのであります。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月十九日於東京國際軍事裁判所審内

供 送 者 吉 永 義 尊

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立 會 人 清 瀨 一 郎

232

233

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

署名捺印

吉

永

義

尊

宣

誓

書

裏面白紙

233

234

22-8-27 142

No. 29

済 1947

Def. Doc. 1710

E 3025

高橋義次

高橋

22-8-27 (142)  
年(20)及注(2)下  
(大平(9)或(年))

自分接書目ニ行ハルル方式ニ從ヒ充ツ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上文ノ如ク在趣ヲシマス

宣書	宣書	宣書	宣書	宣書	宣書
供	供	供	供	供	供
送	送	送	送	送	送
管	管	管	管	管	管
共	共	共	共	共	共
送	送	送	送	送	送
者	者	者	者	者	者
吉	吉	吉	吉	吉	吉
田	田	田	田	田	田
相	相	相	相	相	相
介	介	介	介	介	介

亞米利加合衆國其他

茂木貞夫其他

封

宣書送管

234

235

22-8-27 142

No. 29

降 1947-8-27

Def. Doc. 1710

E 3025

高橋 義次

高橋

自分後身目ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ヅ別紙ノ通り宣巻ヲ為シタル上次ノ如ク在趣紙シマス

宣巻 供通書

共 通 有 吉 田 相 介

至 本 貞 夫 其 他

封

至 米 利 加 合 衆 國 兵 船

至 米 利 加 合 衆 國 兵 船

234

1

235

裏面白紙

口 談 書

一、秋吉田洞介ハ、一九二六年東京帝國大學法學部ヲ卒業後直チニ大藏省ニ入り一九二一年一月カラ一九二二年十月迄理財局總務課長デアリマシタ。從テ軍票事務ニ關スル十分ナル知識ヲ有シテ居リマス。目下ハ神戸税關長ヲ勤メテ居リマス。

二、軍票ハ素ヨリ軍ガ作戦ノ場合ニ使用スルモノデアツテ一般ノ通貨デハアリマセヌガ、從來軍票ハ通貨ノ地位ニ據スルモノトシテ前デ軍票ニ關スル國內的關係ノ事項ノ中軍ノ取扱フモノヲ除ク事項ニ付テハ大藏省理財局總務課ノ所管事務トシテ取扱ハレテ居リマシタ。

三、一九二一年（昭和十六年）一月迄軍カラ大藏省ニ對シ南方地域ノ外貨表示ノ軍票ノ印刷製造ノ手續方ノ要求ガアリマシタノデ、同月大藏省省令ニテ外貨表示軍票發行準備ノ件ガ決定セラレテ該軍票ノ印刷製造ガ内閣ノ直轄官廳タル印刷局ニ依頼セラレマシタ。同年五月頃ニハ該軍票ノ若干量ガ印刷製造セラレ、其後右印刷製造ハ引續キ行ハレテ居リマシタ。

四、其後同年十月中旬頃陸軍カラ大藏省ニ對シ右軍票取扱ニ關スル必要

ナル手紙ヲ取計ラツテモライタイトノ要求ガアリマシタノデ、私ヲ含ム大蔵省事務担当者トシテ之ニ就スル案文ヲ準備シツ、アリマシタ。其ノ矢先ニ内閣更迭トナリ同月十八日實任與宜氏が大蔵大臣ニ就任セラレマシタ。同月二十二日ニ愈々關係大臣ニ稟議シテ、其ノ決議ヲ仰グベキ外實表示軍用手紙發行ノ行ナル稟議案文ヲ概論シマシタ。ソコデ之ニ付テ大蔵省ノ夫々ノ關係部局ノ承認ヲ經タル上之ヲ新大蔵大臣タル實任氏ニ提出シマシタ。應同氏ハ右起案文ニ於ケル外實表示軍用手紙發行要領ノ中「外實表示ノ軍用手紙ヲ發行シ南洋方面ニ作廢スル場合ヲ考慮シ其ノ部隊ノ軍費支拂ニ充ツルモノトス」トアル部分ニ非常ナル關心ヲ拂ハレ此ノ語ニ就シ「此ノ文章ハ間違デハナイデアラウケレドモ余リニ簡單デ起案當局者トシテノ意ヲ盡シテ居ラス、軍ガ派メ軍票ヲ用意シテ置キタイト要求スルノハ戰爭ニナツテカラ急ニ慌テ、着手シテハ急場ノ間ニ合ハヌコトヲ考慮シテノコト、愚フガ、然シ我が國ハ決シテ戰爭スルコトニ決定シテ居ルノデハナイ、ダカラ此ノ稟議書ノ起案趣旨ハ万一戰爭ニナツタ時ノコトヲ考慮シ其ノ場合ニ對シスベキ單ナル準備トシテ置メ軍票ニ關スル手紙ヲ用意シテ置カウト云

フコトデナケレバナラヌ、故ニ此ノ稟議ニ付テハ右ノ趣旨ヲ明白ナラシメテ起案當局者ノ眞意ノ存スルトコロヲ示シテ置カネバナラヌ」ト注意セラレマシタ、ソコデ同月二十九日ニ大蔵省トシテ實任大臣ノ右注意セラレタル、趣旨ヲ明白ニシタトコロノ文書ヲ作成決定シテ其文私ヲ前記外實表示軍用手紙發行ノ行ナル稟議ノ起案文書ノ末尾ニ特ニ參照文書トシテ一括添付シテ之ヲ關係大臣ニ持達ツテ夫々稟議決議ヲ得タノデアリマス

此ノ參照文書ヲ含ム右稟議決議書ハ決議ヲ得タル後ハ私ノ勤務スル通譯課ニ係留シテ置キマシタ。

五、前記稟議ノ起案文ニ關ハレテ是ノ案ノ發行ト云フノハ日本銀行ガ内閣府事務官ヨリ其ノ製造ニ係ル軍票ヲ受領シテ別口預金ニ受入レルコトヲ記シテアリマス。

236-1

ナル手紙ヲ取計ラツテモライタイトノ要求ガアリマシタノデ、私ヲ含ム大蔵省事務担当者トシテ之ニ就スル案文ヲ準備シツ、アリマシタ。其ノ矢先ニ内閣更迭トナリ同月十八日實任與宜氏が大蔵大臣ニ就任セラレマシタ。同月二十二日ニ愈々關係大臣ニ稟議シテ、其ノ決議ヲ仰グベキ外實表示軍用手紙發行ノ行ナル稟議案文ヲ概論シマシタ。ソコデ之ニ付テ大蔵省ノ夫々ノ關係部局ノ承認ヲ經タル上之ヲ新大蔵大臣タル實任氏ニ提出シマシタ。應同氏ハ右起案文ニ於ケル外實表示軍用手紙發行要領ノ中「外實表示ノ軍用手紙ヲ發行シ南洋方面ニ作廢スル場合ヲ考慮シ其ノ部隊ノ軍費支拂ニ充ツルモノトス」トアル部分ニ非常ナル關心ヲ拂ハレ此ノ語ニ就シ「此ノ文章ハ間違デハナイデアラウケレドモ余リニ簡單デ起案當局者トシテノ意ヲ盡シテ居ラス、軍ガ派メ軍票ヲ用意シテ置キタイト要求スルノハ戰爭ニナツテカラ急ニ慌テ、着手シテハ急場ノ間ニ合ハヌコトヲ考慮シテノコト、愚フガ、然シ我が國ハ決シテ戰爭スルコトニ決定シテ居ルノデハナイ、ダカラ此ノ稟議書ノ起案趣旨ハ万一戰爭ニナツタ時ノコトヲ考慮シ其ノ場合ニ對シスベキ單ナル準備トシテ置メ軍票ニ關スル手紙ヲ用意シテ置カウト云

237

右ハ當立會人ノ面前ニテ

同日 於

立言人

供述者 吉田 洞 介

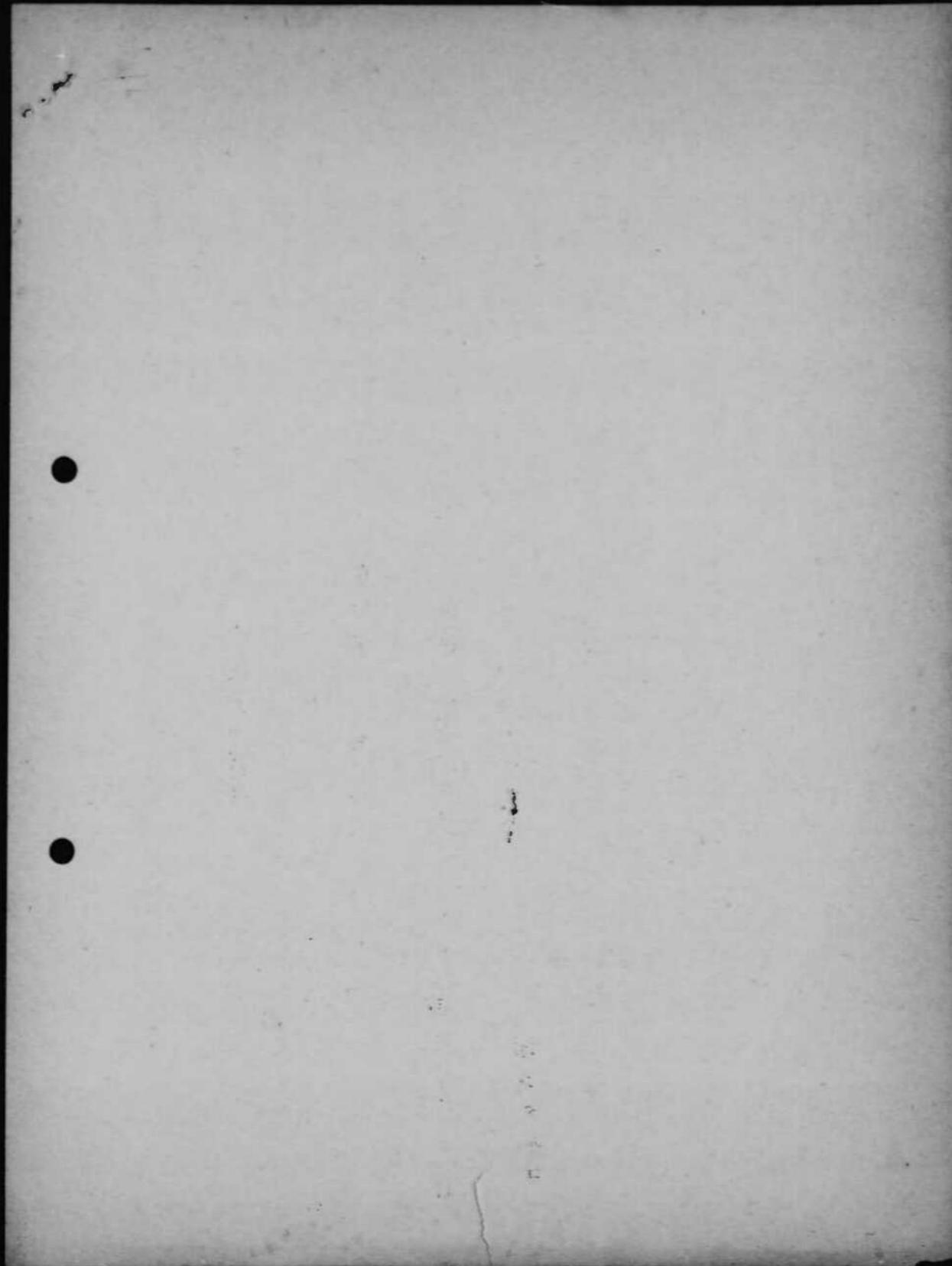
昭和二十二年（一九四七年）二月十三日 於東京

長心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤秘セズ又何事ヲモ附加セザルコト  
ヲ誓フ

宣 誓 書

署名  
捺印

吉田 洞 介



清原 一郎

蓋 明 書

自分美山要蔵へ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處昭和十六年十月  
二月決定ナル一占領地軍政實施ニ關スル陸海軍中央協定ト題スル書  
類ハ終戦時焼却シ現在第一復員局ニ保存シアラザルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月二十四日 於東京

第一復員局文書課長 美 山 要 蔵

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立 會 人 内 山 弘

Def, Doc, 2809

捺入不明

238

239

裏面白紙

22-8-27  
E 3026

947-8-28-2

高橋  
高橋義次

軍機密

現下ノ國際情勢ニ鑑ミ万一南方ニ於テ作戦スルコトアル場合ニ於テハ其ノ必要アルベキヲ考慮シ、其ノ適合ニ對處スル準備ニシテ万慮ヲ加カラシムル爲メ左記要領ニ依リ外貨表示軍票ヲ發行シ、其際必要ノ軍費支

南方作戦用外貨表示軍票發行ノ件

(原) 昭一六、一〇、二九

イノロープ (1941)  
イノロープ (1941)  
イノロープ (1941)

從來現實ニ使用スル際決定スルモノナル爲之ヲ協議ルモ、今般ノ發行ハ万一ノ場合ヲ考慮シタル旨アル以テ、關係各大臣間ノ決定トスルモノニシテ、若シ

万一本軍票ヲ實際ニ使用スル場合ニ於テハ關係ニ其ノ旨報告スルモノトス

- 一 外貨表示ノ信用手票ヲ發行シ南洋方面ニ作戦スル場合ヲ考慮シ其ノ部
- 二 隊ノ軍費支拂ニ充ツルモノトス
- 三 軍用手票ハ必要ニ應ジ之ヲ日本通貨ト引換フルモノトス
- 四 前各項ノ取扱手帳ハ大藏大臣、陸軍大臣及海軍大臣ト協議ノ上之ヲ定
- ムルモノトス

239-1

22-8-27  
15  
E 3026

1947-8-27

高橋  
高橋表次

軍  
機  
密

Def Doc # 1711

南方作戦用外貨表示算券発行ノ件

(庫) 昭一六、一〇、二九

現下ノ國際情勢ニ鑑ミ万一南方ニ於テ作戦スルコトアル場合ニ於テハ其ノ必要アルベキヲ考慮シ、其ノ適合ニ對應スル準備ニシテ万全ヲ期スルカニシテ、シムル爲メ左記要領ニ依リ外貨表示算券ヲ發行シ、其ノ發行ニ必要ナル支拂ノ便ニ供スルコト

追而算券ノ發行ハ從來現實ニ使用スル際決定スルモノナル爲メ之ヲ決定ニ於テ決定シ來レルモ、今般ノ發行ハ万一ノ場合ヲ考慮シタル爲メ準備ニ適ギザルヲ以テ、關係各大臣間ノ決定トスルモノニシテ、其ノ發行ハ万一本算券ノ實際ニ使用スル場合ニ於テハ關係ニ其ノ旨發行スルモノトス

記

- 一 外貨表示ノ發行手續ヲ發行シ南洋方面ニ作戦スル場合ヲ考慮シ其ノ配賦ノ算費支拂ニ充ツルモノトス
- 二 算用手票ハ必要ニ應ジ之ヲ日本通貨ト引換フルモノトス
- 三 前各項ノ取扱手續ハ大藏大臣、陸軍大臣及海軍大臣ト關係ノ上之ヲ定ムルモノトス

239-1

240

N-29

Def Doc # 1711

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ日本政府大蔵省理財局長ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セル日本語ニテ書カレタル一頁ヨル成ル一南方作戦用外貨表示單票發行ノ事ト起スル旨面ハ日本政府大蔵省理財局長國庫課國資係保管ニ係ル一昭和十六年軍用手票ニ關スル件ト起スル警類ノ中一九四一年十月二十二日起業同年同月三十一日決裁ノ外貨表示單票發行ノ件ナル稟議決裁警類ノ末頁ニ抄照文書トシテ添付セラレ居タル文書ノ正確ナル事ナルコトヲ證明ス同紙書ニテ右稟議決裁警類ハ一九四六年國庫課國資係保管ノ稟議ニヨリ之ヲ同國庫課ニ送付タル稟議書中右一南方作戦用外貨表示單票發行ノ件ト起スル事關ニ關スルニ付一九四七年之ガ返送ヲ受ケタルモノナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月二十二日 於東京

大蔵省理財局長

楠 田 光 三

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人

大蔵省理財局長國庫課長

石 田 吉 男

237-2

15

22-8-27 (4) 1138

Def. Dec 175

高橋 義次

樞東國際軍事裁判所

加合 衆國 其他

對

其他

Handwritten notes in a vertical box, partially obscured by a black redaction bar at the top. The text is difficult to read but appears to be a list or set of instructions.

宣 誓 供 還 誓

供 還 者

東京部世田谷區玉川與澤町二ノ九八

新 宿 區

明治二十八年一月二十三日生

自分後我國ニ行ハルル方式ニ從ヒテ先ツ別紙ノ通り宣誓  
ヲ爲シタル上テ如ク供還致シマス

Y. Takahashi

240

22

J. Takahashi

22-8-27 (4) 1138  
Ref. Doc 115

高橋 義次

櫻東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣 誓 供 述 書

供 述 者

東京部世田谷區玉川與澤町二ノ九八

新 宿 區

明治二十八年一月二十二日生

自分後我處ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り定書  
ヲ爲シタル上テノ如ク供述致シマス

240

22

裏面白紙

Ref. Doc 1138.

一 余ハ昭和十六年五月ヨリ昭和十八年五月迄海軍省  
理財第一課長ノ職ニ在リテ海軍省ノ經費支出ニ關  
スル事務ニ當レリ

ニ 海軍省外債事務ニ關シ初メテ承認シタルハ余ノ  
知スル限り昭和十六年十月下旬「軍用手票發行要  
領」及「南方外債表示軍用手票取扱手續案」ノ起草  
文書ヲ「大藏省」ヨリ陶行セラレタル時ナリ此分ハ  
ソノ時直チニ當時ノ軍務局長及経理局長ニ送付シテ  
書ノ起草關係ニ付録カメタル海軍省トシテ當時迄本  
問題ニ關與シ又ハ之ヲ知得セルモノ無カリントノコ  
トナリキ

三 「軍用手票發行要領」及「南方外債表示軍用手票取  
扱手續案」ニ對シテハ海軍省トシテハ萬一ノ場合ニ考  
慮シ指定額ニ捺印セラレタルモノナリ

2

裏面白紙

3

Ref. Doc 1138.

昭和二十二年（一九四七年）一月二十九日於東京

供 送 者 岡 新 印

右ハ立會人ノ面筋ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立會人 高橋義次 印

242

裏面白紙

4

Ref Doc 11303

4

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事モ誠ニセズ又何事ヲモ  
セザルコトヲ誓フ

宣  
誓  
書

署名  
捺印  
結  
縛  
新  
印

243

裏面白紙

高橋

31

8.27

28

極東國際軍事裁判所

昭和十六年八月二十七日  
宣誓供述書  
荒木貞夫其他

亞米利加合衆國其他  
荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 田中新一

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ハ通り宣誓ヲ爲シタル上  
如ク供述致シマス。

E'3027  
D.D. NO.1661

244-1

第一 私田中新一ハ元陸軍中將ニ現在三重縣三重郡水澤村横瀬石ニ。四ニ番  
地ニ住ンテ居マス。

私ハ昭和十五年(一九四〇年)十月十二日ヨリ同十七年(一九四二年)  
十二月七日迄參謀本部第一部長ノ職(作戰)ニ在リマシタ

私ハ私ノ關係シタ英、蘭國ニ對スル作戰計畵及作戰準備ニ関スルコ  
トニ就テ供述イタシマス

第二 昭和十六年度作戰計畵及作戰準備ニ就テ述ヘマス

第三 昭和十五年冬ニ於テ審議策定セラレタ昭和十六年度平時作戰計畵ノ五  
案ニ方リ參謀總長カ對南方作戰ノ爲採擇シタ作戰構想ハ概シテ前年度ノ  
五ノノ踏襲テアツタ。即チ之ハ防守自衛ヲ基礎トスル作戰ノ技術的規定  
テアリ平時一般國防ノ範圍ニ屬スル統帥部ノ恒例的計畫テアツタ  
右作戰計畵書ハ燒却済ニカ、リ之ヲ提出スルヲ得ナイカ私ノ記憶スル範

244-22

297

高橋

31

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木 貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 田中新一

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ハ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次如ク供述致シマス

E'3027  
D.D. NO.1661

244-1

第一 私田中新一ハ元陸軍中將ニ現在三重縣三重郡水澤村横瀬石ニ〇四ニ番  
地ニ住ンテ居マス

私ハ昭和十五年(一九四〇年)十月十二日ヨリ同十七年(一九四二年)  
十二月七日迄參謀本部第一部長ノ職(作戰)ニ在リマシタ

私ハ私ノ關係シタ英 蘭國ニ對スル作戰計畧及作戰準備ニ關スルコ  
トニ就テ供述イタシマス

第二 昭和十六年度作戰計畧及作戰準備ニ就テ述ヘマス

(1) 昭和十五年冬ニ於テ審議策定セラレタ昭和十六年度平時作戰計畧ノ立  
案ニ方リ參謀總長カ對南方作戰ノ爲採擇シタ作戰構想ハ概シテ前年度ノ  
モノノ踏襲テアツタ 即チ之ハ防守自衛ヲ基礎トスル作戰ノ技術的規定  
テアリ平時一般國防ノ範圍ニ屬スル統帥部ノ恒例的計畫テアツタ  
右作戰計畧書ハ煙却斎ニカ、リ之ヲ提出スルヲ得ナイカ私ノ記憶スル範

244-2

293

圖ニ付テ次ノコトヲ確言シ得ル即チ

(イ) 日本陸軍平時作戰計畫ノ大部分ヲ占ムルモノハ質的ニモ量的ニモ對  
ソレ受動作戦テアツタ 從ツテ毎年度平時作戰計畫ノ立案ニ方ツテ  
ハ先ツ對ソレ防衛作戰計畫ノ規模(兵力、資材、構想等)ヲ最優先  
且自主的ニ決定シ然ル後對南方作戰ヲ考量スルヲ常トシタ 故ニ對南  
方作戰ハ謂ハハ第一義的デアリ附隨的デアツタ 從ツテ對南方作戰ノ  
計畫及準備ハ概シテ低調デアリ時トシテ概上計畫ニ過モサル程度ノモ  
ノモアリ計畫ハ概要且抽象的デアリ作戰準備モ亦具體的ノモノハ皆無  
ト謂フモ過言デナキ状態デアツタ 昭和十六年度對南方作戰計畫亦然  
リテアツタ

(ロ) 石作義計里書ニ於ケル對米關係事項ハ曰米國ニ作戰勃発ヲ見ルニ方  
ツテハ比島及「ブアム」島ヲ攻略シ之ニ依ツテ米國ノ極東ニ於ケル軍

事根據地ヲ喪失セシメントスル範圍ノモノテアツテ次テ必然ニ生起ス  
ヘキ米本國方面ヨリ米攻スル武力ニ對抗スヘキ計畫及準備ヲ包含スル  
モノテハナカツタ

本表對米作戰計畫ト謂ヘハ其主体ハ勿論米本國軍主力ノ米攻ヲ相手ト  
シテ計畫セラルヘキモノニシテ其範圍ハ廣汎複雜且長期ニ亘ルヘキコ  
トハ明カデアリ殊ニ作戰ノ終末ヲ何時何處ニ劃スヘキヤカ根本問題ト  
ナルヘキモノテアル 然ルニ前記ノ如ク日本陸軍ノ作戰計畫ハ是等ノ  
根本ニ觸ルルコトナク唯僅カニ米國ノ極東軍事根據地ニ對スル作戰ノ  
ミヲ内容トシタモノデアツテ米本土ハ勿論布哇ニ對スル進攻作戰モ考  
ヘラレタコトハナイ 是し自衛ヲ根柢トスルカ故デアアル 即チ之ハ我  
國力及戰力ノ關係ヲ到底之ヲ許サナカツタ事情ニ依ルノデモアルカ其  
ノ根本ニ於テハ日本ノ真意カ目睫ノ間ニ迫ルヘキ脅威ヲ除去セントス

ルニ在リ是以外ニ米國ト戦フヘキ何等ノ必要ヲ認メサリシニ依ル 是  
 し従来及昭和十六年度作戦計畧立案ニ対スル日本陸軍ヲ基本的態度ヲ  
 アツタ 又昭和十六年度作戦計畧書ニ於ケル対英關係事項ハ英國トノ  
 間ニ作戦勃発スル場合我ハ香港、コシンガポール等極東ニ於ケル英  
 國ノ軍事根據ヲ攻陥スヘキ着想ハ存シタルモ其具體策ハ立テラレテ居  
 ナシ、尚緬甸 印度及澳洲ニ対スル作戦計畧ヲ有セス其他英領ニ対シ  
 テハ之ヲ有シナイ 又ニ蘭印方面ニ対スル作戦ハ全然考究セラレテナ  
 イ 尚米英等ニ對シテ同時作戦ニ就テハ十分ナル國力及戦力  
 ヲ有セサル実狀ニ於テ之カ計畧ノ立案ハ至難ノコトニ屬シ又一方此ノ  
 如キ情勢ノ生起ハ之ヲ豫想スルコトスラ至難ナリシヨ以テ萬一此ノ  
 如キ場合ハ對一國作戦ノ計畧ヲ綜合應用シテ適宜作戦スルノ外ナシト  
 ノ趣旨ヲ採擇セラレテアツタ勿論右ノ如キ作戦殊ニ數國同時作戦ノ発  
 生ヲ防止スルモ一切ノ政策的手段ヲ盡サルヘキコトハ特ニ統帥部トシ  
 テ期待シタトコロテアツタ

3

246-1

(イ) 右ノ作戦ハ作戦初期相手方ノ攻撃ニ対シ我ハ先ツ受動的ニ對應シ爾  
 後機ヲ見テ攻勢ニ轉シテ自衛防守ヲ完ウセントスルモノニアリ尚作戦  
 準備進捗ノ狀況ニ依ツテハ先ツ相手方ノ先制攻撃ニ對應スルモ徒ラニ受  
 動ニ陥ルコトヲ避テ急シ得ル限り速カニ作戦初期ヨリ反撃 反撃的作  
 戦ニ移ルコトヲ方針トシタモノデアツタ 併シナカラ年度内ニ豫見シ  
 得ル作戦準備ヲ以テシテハ其不備未熟ニ起因シテ昭和十六年度初 中  
 期ハ勿論年度末期ニ於テモ相手方ノ先制攻撃ヲ即時反撃シ得サルハ勿  
 論其他ノ消極的作戦方式ノ要求充足スラ困難ナルコトヲ年度初頭ニ於  
 テハ豫見セサルヲ得ナカッタ其事情ハ第一(3)ニ於テ供述スル如クテ  
 アル 尚日本カ其戰略資源 資力及軍需生産力ノ貧弱ナル実情上作戦

246-2

準備ノ實現ハ皆々トシテ長期ニ亘ツテ徹テ積ムニ非レハ之ヲ完整スル  
コトカ出来ナイトイフ事情カ濃厚テアツテ到底有事ニ當ツテ短期一舉  
大量的ニ時局ノ急需ヲ充足スル能力カナカツタ從ツテ上述ノ如キ作戰  
準備ノ未完成トイフコトハ即チ決定的ニ作戰不可能ヲ意味シタモノテ  
アツタ。即チ以上ノ事實ハ年度作戰計畫及之ニ伴フ作戰準備ヲ以テシ  
テハ到底昭和十六年度内ニ於ケル防衛作戰ノ要求ヲズラ充足困難ナリ  
シコトヲ示スモノデアツタ

(三) 昭和十六年度平時作戰計畫ハ以上ノ如クニシテ參謀本部ニ於テ立案  
策定ヲ見タルニ止リ更ニ進テ此ノ作戰計畫ノ実行的具體策ヲ立テルコ  
トニ就テハ何等研究セラルルコトハナカツタ是レ萬一有事ノ場合ニ於  
テ對兩方作戰ノ実行ヲ担任スヘキ軍司令部ハ平時常設セラレアラザリ  
シノミナラス此作戰ニ任スヘキ師團ノ指定スラモ行ハレテ居ナカツタ

ニ依ルノデアル

(2)

昭和十六年度平時作戰計畫策定ニ關聯シタ次ノ要件ヲ供述スル

(1) 昭和十六年度平時作戰計畫策定ノ根據ハ國家内外ノ情勢上日本ハ全  
面的ニ戰爭ヲ回避シテ專ラ支那事變ノ處理ニ邁進シ又南方問題ノ第三  
國ト戰爭ニ至ラサル限度ニ於テ之カ解決ニ努メ此際特ニ華三國ノ後蔣  
禁絶ノ實現ヲ圖ルトイフ國家政策ノ根本方針ニ存シタ之ハ昭和十五年  
オ一月初參謀總長(參謀本部全部ヲ指揮シ國防用兵ニ關スル責任者)  
杉山元大將カ次長(參謀本部全般ノ事務統轄及政策ト作戰トノ調整ノ  
担任ニシテ次長ハ塚田攻中將)及第一部長(作戰ニ關スル事項担任)  
タル予ニ對シ作戰計畫立案審議ノ根本的態度トシテ示サレタモノデア  
ツタ

(2) 作戰的見地ヨリスル戰爭回避ノ要請ハ次ノ如クデアツタ。即チ昭和

十五年冬、年度作戰計畫立案ノ當時昭和十六年ノ為陸軍省ノ承認シタ  
 豫定計畫ノ戰時兵力ハ總計四十八師団デアツタ而シテ戰時ニ於ケル之  
 カ運用ヲ一應付「ソ」三十個師団前後、支那作戰ノ為約十個、付米  
 英警戒ノ為約五個、大本營豫備數個師団ト設想スルトキハ各方面共ニ  
 大ナル兵力不足ヲ告「ル」コトハ明瞭デアリ、特ニ飛行機、戰車、自衛  
 車、後方機關及液体燃料ニ於テ甚タシイ、又更ニ對米、英情勢ノ緊迫  
 ヲ見ルカ如キ場合ニ於テハ此方面ノ防衛作戰兵團數ヲ増加シテ初期少  
 クモ七個師団余ヲ配置スル必要ガアリ、從ツテ對支作戰約十個師団  
 對「ソ」ニテ余個師団、大本營豫備數個師団ト設想スルノ外ナク、斯  
 クノ如キニ至「ル」ハ各方面ニ於ケル兵力及戰力特ニ資材ノ不足ハ一層  
 甚タシキヲ告「ク」ヘキハ勿論斯クノ如キ新「タ」ナル戰争ノ發生ハ支那事交  
 ヲ無成果ノ儘放棄スルニ至ルベキコトヲ參謀總長ハ確認シタ、茲ニ於

テ參謀總長ハ日本ハ政策的見地ト同様ニ作戰的見地ニ於テモ全面的戰  
 争回避ノ原則「ヲ」持「テ」ハキモノト判定シタ、此点ニ就テハ陸軍大臣ニ  
 於テモ同意ナク、參謀總長トノ間ニ意見ノ一致ヲ見タルモノト予ハ承知シ  
 タ

(ウ) 右ノ如ク作戰計畫ノ立案審議ニ方リ參謀次長塚田中將ト第一部長タル  
 予トノ會談ニ於テ次ノ語件ヲ検討シタ

即チ曰、油、伊三國同盟條約ノ存在ハ果シテ日本陸軍ニ如何ナル作戰  
 的影響ヲ與「ル」モノナリヤノ問題ニ就テ討議シタコトカアツタ、ソレ  
 ハ昭和十五年十一月デアツタ「ル」討議ノ結果ハ次ノ如キモノデアツタ  
 即チ

次長、根本的態度ハ三國同盟條約ノ強制ニ依ツテ日本ヲ武力行使ノ  
 状態ニ突「入」マルコトハ如何ナル場合ニ於テモ國トシテ大義名分ノ立ツ

限リ極力之ヲ阻避セントスルニ在ツタ。予モ亦之ニ賛同シテ、件シ以  
上ハ勿論作戦的見地ノミニ於ケル結論テアツテ現実ノ決定ハ國家ノ命  
スル所ニ依ルヘキテアル。

將來三國條約ノ締約國カ果シテ米國ニ依ツテ攻撃セラレタルカ否カ  
ト言フ判定ヲ爲スニ就テハ我ハ專ラ當時ノ狀態ニ依ツテ自主的ニ判定  
スルヲ要スル所カモ我ハ自主性ヲ堅持シテ是非々的ニ國家全局ノ運  
命ヲ大體シツツ此判定ヲ妥當ナラシムルヲ要スル。

日本カ米國ニ依リ攻撃セラレタ場合ニ於テハ独乙ノ軍事的援助ヲ受  
ケルモノト一慮ハ考ヘヨルル併シナカラ當時独乙ヲ現ニ歐洲戰爭ニ没  
頭シタル事實マシテ之ノ軍事的能力ノ限界ヲ考慮シ且ハ日米衝突ノ場合  
ニ於ケル我カ海軍艦隊タルヘキ東亞及西太平洋地域カ歐洲ヨリ著シク  
隔絶シ而モ大海軍國ナラサル独乙ノ實情ニ鑑ミルニ日本陸軍トシテハ

独ニ対スル作戦的援助ノ期待ハ當然問題外トスルノ外ハナイ又独乙カ  
米國ノ攻撃ヲ受ケタル場合ニ於テハ日本ハ独乙ニ対シテ武力的援助ヲ  
発動スルノ義務ヲ負フコトナルノテアルカ日本陸軍トシテハ特ニ對  
独武力援助ヲ目取ルニ於テ米作戦行動ハ之ヲ考慮外ニオキ一般國防ノ  
範圍内ニ於ケル日本ノ自主的作戦計畫ヲ策定スヘク萬一米独開戦ノ場  
合ノ措置ハ其時ノ情勢ニ依ツテ善處スヘキテアル特ニ日本陸軍ノ兵力  
ニ余カヨ有シナイ實情ニ於テ特ニ然リトスルトイフノデアツタ。  
參謀總長ハ以上ヨ是記シ且次長ト夫ニ昭和十六年度平時作戦計畫ハ三  
國同盟條約ノ存在ニ依リテ作戦上奇襲ヲ受ケ又ハ影響ヲ受ケル等ノコ  
トハ全然考慮外ニオキ何等ノ控束又ハ支援ヲ受ケルコトナキ自主的立  
場ニ於テ之ヲ立案策定スヘシトノ見解ヲ明カニシタ。而シテ昭和十六  
年度平時作戦計畫ハ此ノ趣旨ニ徹底シクノテアリマシタ。

249-2

249-1

(3) 昭和十六年度平時作戦計畫ニ伴フヘキ作戦準備ニ就テハ予ハ之カ甚ク下備テアツテ謂ハハ對南方防衛無関心且無防備状態ト稱シ得ヘキ實情ニ在ツタコトヲ確認シタ

(甲) 即チ先ツ南方防衛作戦ノ必然的課題テアル上陸作戦及熱地作戦ニ適應スル部隊ノ編成、裝備、資材、訓練ニ肉シテハ研究スラ未完若クハ未著手ノ状態テアツタ。即チ米英ニ対スル平時国防ノ要求ニ應シ陸軍部隊ノ一部ヲ南方ノ作戦ニ適應スル如ク編成、裝備ノ改正及訓練ヲスルコトハ差シ當リ當面ノ急務テアルカ今假リニ直チニ之ニ着手シタトシテモ昭和十六年度期ニ非サレハ一通リ初歩的概成ヲスラテ期シ得ナカッタ。又昭和十六年度動員計畫ニ於テハ各師團ノ編成ハ大陸ニ於ケル作戦ニ適應スレ方針ノ下ニ特ニ北滿ノ酷寒下モ地ノ作戦ニ適應スル如クシテ滿洲方面對ソノ防衛ノ完備ヲ圖ル要カ大テアツタ。之カ為各

250-1

師團ノ編成裝備カ南方作戦向キトハ全然對敵的ナリシハ勿論特ニ巨大ナル輜重ヲ有シ且兵站輜重ノ所屬馬ノ大部ヲ滿洲馬ニ仰ク計畫テアツタ。即チ此コトニ於テ明カナル如ク昭和十六年度作戦計畫及動員計畫ノ発足期タル同年四月頃ニ於テモ日本陸軍ノ作戦準備ハ對ソノ防衛至上テアリ米英ヲ對象トスルモノテハ無カッタ。又陸軍航空ノ裝備ハ昭和十六年八月頃マテ一回ニ年度動員計畫ノ裝備ノ六乃至七割ノ整備ヲ豫想シ得ルニ過キナカッタノミナラス而カモ陸軍飛行機就中重爆撃機ハ專ラ西ソノ國境方面ノ防衛ヲ考慮シテ設計セラレタル關係上航続距離小ニシテ兩方ノ作戦ニ適應シテ居ナカッタ事例ニ見ル如ク航空全般ヲ通シ南方向キテハナカッタ

(ロ) 作戦用彈藥ノ集積ノ經過ニ就テ見レハ昭和十六年春夏ノ時期間南方作戦用ノ集積ハ零テ下リ同年九月末及十月頃ニ於テ一部ヲ集積シ次テ

250-2

同十二月迄ニ既集積ノモノヲ加ヘテ通計約十師團會戰分余ヲ集積シタ  
ニ過キナカツタカ而カモ是等集積ハ十六年度平時作戰計畫ニ基ク作戰  
準備事項ニ非ス昭和十六年九月六日ノ國策決定ノ後ニ主トシテ措置セ  
ラレタモノテアル

(六) 以上ノ如ク昭和十六年度平時作戰計畫ニ伴フヘキ作戰準備事項トシ  
テハ主トシテ南方防衛警戒ニ充當ヲ豫定スヘキ數個師團ノ編成改正及  
之カ訓練、熱地ニ於ケル戰鬪法ノ研究、上陸戰鬪法ノ研究、情報ノ收  
集、兵器資料ノ收集等テソツタカ何レモ平時一般國防ノ範圍ニ属スル  
モノテアリ何等對米、英、蘭作戰ノ實現ヲ前提トスルモノテハナカツ  
タ、而カモ其着手進捗共ニ遅々タルモノテアツタ、加フルニ南方ノ情  
報特ニ軍情、天候、地形、氣象、海象等ノ兵器地誌ノ資料ハ極メテ不  
備テアリ航空、海運及兵站ノ基地ノ設備ヲ有シアラヌ又實情テアツタ

8

(二) 以上ノ如キ實情ニ鑑ミ特ニ年度内ニ於ケル作戰準備進捗ノ狀況ヲ設  
想スルトキハ昭和十六年度ニ於テハ差當リ消極的專守防衛作戰スラ実  
行困難ノ狀態テアリ況ンヤ防勢ノ後攻勢ニ出テントスル受動攻勢ノ如  
キ更ニ相手ノ先制攻撃ニ對シ即時反撃ノ実行ノ如キハ不可能ノ實情テ  
アツタ

而シテ以上ノ様ニ作戰準備ノ不備致陷ヲ是正シテ防衛守勢ノ最小限  
充實ヲ圖ラントシタノテアルカ之ハ陸軍省カ之ニ應スヘキ豫算及資料  
取得シアラサルニト反從来ノ統帥部ノ研究調査ノ不備ニ依テ至ナル製  
時ヲ要ケツツアツタ殊ニ兵力及資材方面ニ於テ眞面目ニ作戰準備ノ実  
現ニ著キシ得タノハ主トシテ昭和十六年九月以降テアリ、ソレモ從来  
對ソ防衛ノ為建設セラレツツアツタ兵力及資材中ヨリ所要ノモノヲ捻  
出シ且少厚ニ應シテ急應的ノ補備是正ヲ加ヘタモカ其大部分テアツタ

251-2

251-1

第三 昭和十六年七月二日御前會議ヲ経テ國策決定ヲ見タル後ニ於ケル作戰ノ計畫及準備ニ關係スル事項ニ就テ述ヘマス。

(甲) 昭和十六年七月二日國策決定ノ直後、即チ七月二日三日ノ頃ニ參謀總長及次長カ其討下タル各部長ニ對シ右國策中對米英關係ニ付イテ説明ヲ與ヘタコトハ次ノ要旨テアリマシタ。而シテ之ハ作戰準備ノ既定方針ヲ推進スルト共ニ作戰ニ関スル研究ヲ徹底スルコト並南部佛印進駐ニ伴フ事項ヲ準備スルコトヲ要スルモノテアリマシタ。

(イ) 支那事變處理ニ就テハ之ハ既定ノ方針ト其ノ根本ニ於テ何等異ルコトハナイ。唯其方法手段ニ於テ南方諸域ヨリノ對重慶壓カヲ強化シテ援將阻止ノ徹底ヲ圖ルト共ニ將來ノ情勢ニ鑑ミ場合ニ依ツテハ對重慶交戰權ノ行使及敵性租界ノ接收ヲ考慮スル而シテ此ノ實行ハ諸般ノ情勢特ニ對米英關係ヲ考慮シ極メテ慎重ナルヲ要スル又南方諸域ヨリ對

252-1

重慶壓迫ヲ強化スル方策ハ主トシテハ既定ノ對佛印施策ノ實行ニ依リテ期待セラルル。敵性租界ノ存在ハ支那事變解決ノ為大ナル障礙ヲ為シツンアルヲ以テ之ヲ何トカ解決スルヲ要スル。而シテ之ヲ外交的ニ解決スルコトハ最モ希望スル所ニテハカ已ムヲ得ザレハ情勢ノ推移ニ應ジテ支那新中央政府ニ依テ強制接收ヲセネハナラス。此場合ニ於テハ或ヒハ對英米ノ紛争ヲ起ス虞カアリ時トシテ南部佛印進駐以上ノ對米英國文上ノ懸念ヲ生スルカトモ考ハラルルカ故ニ勿論輕々ニマルヘキナリ。是等ニ情勢ノ推移ニ應ジテ支那ニ於ケル敵性租界ヲ接收スルキ旨ノ決定ヲ見シ所以テアリ。又之ヲ實行スルニ方テハ萬一ノ場合英米ニ對スル防衛戰ヲ持セサル位ノ覺悟ト壯トヲ必要トスルテアロ

252-2

大部分ハ南部佛印進駐テアル、而シテ之カ實行ノ為己ムヲ得サレハ對  
 米英戰ヲ請セサル覺悟ノ下ルコトヲ示シタ矣ニ留意ヲ要スル、但シ對  
 米英戰ヲ決意シタノテハ勿論ナシ、即チ日本カ既定ノ對泰佛印施策ヲ  
 極力平和的・外交的ノ手段ニ依テ實現ヲ企圖スルニ方リ若シ米英ノ武力的  
 脅威ヲ受ケルニウツテハ佛印ニ於ケル日本ノ防衛作戰ヲ敢テ請セ又覺  
 悟アルヨリ堅スルトイフノ下アル、但シ泰ニ部隊ヲ入ルルコトハ如何ナ  
 ル場合ニ於テモ容リサケル、對米英戰ヲ請セストイフコトカ果シテ眞  
 ニ對米英戰ヲ請セザル積リナリヤ否ヤニ就テハ今次ノ會議全体ノ空氣  
 及海軍側ノ意見ニ從スルニ寧ロアラユル方策ヲ盡スニ於テハ對米英衝  
 突ヲ生スルコトナク日本ハ佛印及泰ニ對スル政策ヲ平和的ニ遂行出来  
 ルテ下ロウトノ見込シテ下ル、即チ佛印施策ニ依テ戰爭ヲ惹起スル長  
 ハ小サシカ萬一米英ノ妨害ヲ至ハ批戰的態度ニ依リテハ思ヒモ設ケヌ

10

重態トナラヌトモ限ラサルヨ以テ我トシテハ佛印施策ノ實行ヲ最も慎  
 重ナラシムル方面重要ノ情勢ニ處スハキ覺悟ノ程ヲ示シタモノカ即チ  
 對米英戰ヲ請セヌトノ表現テ下ル、陸軍トシテモ萬一佛印地区ニ於ケ  
 ル我武カニ依ル防衛行為カ必要ニ且擴大シタ場合ヲ設想スルトキハ對  
 コソシ國防ノ對米英戰ト對照シ特ニ南方作戰準備ノ未完ノ實情ニ鑑ミ  
 慎重ト考慮ヲ要スルハ如何レニシテモ日本ノ防衛圖カ今ヤ現實ニ一應  
 佛印マテ擴大セントスル狀況ニ鑑ミ先ンオ一段トシテ對米英作戰ニ関  
 スル諸般ノ實際的研宥ニ徹底セネハナラヌ

トハ軍事上テ下リ加フルニ米ノ對コソシ援助若ハ極東コソシ領ニ於ケル  
 米ノ軍事基地設定ノ危險、相俟テ日米ノ關係モ亦逐次複雑深刻化シツ  
 ツアル、此處對米英關係ニ就テハ特ニ慎重ヲ考慮ヲ要スル

(三) 南部佛印ニ付スル兵力進駐ニ就テ七月二日ノ會議ニ於テハ各員齊シク極力條約ニ依リ平和進駐ヲ實現スルコトヲ要望シ又同會議席上陸軍大臣ハ兵力進駐ニ方リ昨秋ノ北部佛印ニ突發シタルカ如キ行違ヒヲ出サ又平和進駐ノ爲萬全ヲ盡スヘキ旨表明シタ。右ニ基キ統帥部トシテハ南支ニ在ル正統國ヲ進駐兵團トシテ之カ進駐ヲ計畫スル之カ爲メ六月末ノ研究準備ノ成案ヲ活用シ且陸軍省長軍令部トノ連絡共同ヲ密ニシ特ニ政略上軍事行動トノ調整ニ萬遺憾ナキヲ期スル

(四) 尙此際參謀總長ハ昭和十六年六月下旬ニ於テ政府及軍令部ト共ニ意見一致シヤル如ク南部佛印進駐ノ目的ハ南部佛印方面ヨリスル長將ヲ分斷スルコト及日本ノ自給自足經濟ノ態勢確立ニ資セントスルノニ矣ニ存スルコトヲ指摘シ且此目的達成ノ爲ニハ先ツ佛印ノ友好ト信頼トヲ得ルコトカ切要ナルコトヲ強調シタ。又特ニ陸軍中央當局及現地

軍共ニ曰日本軍ノ進駐カ夫シテ軍事占領ニ非サルコトヲ確認シテ佛國ノ主權領土權利ヲ尊重セネハナラヌ又内政干渉ニ涉ツテハナラス。之カ爲在佛印大使府ト現地陸軍部隊トノ事務ノ調整連絡ヲ設ラヌ様ニスルト共ニ以上ノ條件ニ因シ特ニ現地軍隊ノ指導ヲ的確ニスルヲ要スルコト及彼我ノ利益ノ相違等ヨリ生スル誤解行違ヲ生セサルコトニ關シテハ一氣ニ到ルマテ徹底サセルコト等ヲ強調シ以上ノ前提條件トシテ兵力進駐ヲ計畫スルコトヲ要望シタ。

(2) 南部佛印進駐ニ関聯シテ次ノ供逐ヲ補足致シマス。

(1) 南部佛印平和進駐ノ能否ニ関スル見透ニ就テハ七月上旬杉山參謀總長ハ佛印ヲ敵トスルニ非サルコト及軍事占領ニ非サルコトヲ明カニシ我進駐ノ目的ヲ充分理解セシムルコトカ出來レハ業トハ言ヘサルモ佛ヲシテ平和進駐ヲ應諾セシメ得ル見込アリト判斷シテ居ツタ。又七月上旬英ハ我方佛印進駐ノ意圖ヲ察知シタルモノノ如ク英方機先ヲ制シテ佛印ニ兵力ヲ進駐セシムルヤノ情報アリ進駐ニ方リ却テ之方流血ノ慘ヲ招ク因トナル恐ナキマトノ懸念アリタルモ參謀總長ハ我ノ態度カ公明正大且毅然タラハ英ノ行動ハ左程心配スルコトモナカルヘシトノ判斷テアツタ。

D.D.No 1661

又此頃北部佛印ニ対スル支那軍ノ侵入ニ就テハ陸軍中央部、南支佛印、現地軍共ニ相當ニ憂慮シアリタル所七月上旬ニ於テ從來佛印國境附近ニ在ツタ重慶軍ノ内三個師方既ニ佛印侵入ノ命令ヲ受ケアリトノ情報ガアツタノテ之カ対策トシテ北佛印ニ一特要スレハ歩兵約一聯隊ヲ増加スルコト及情勢危急ナルニ方ツテハ在東境地区ノ一師團ヲ派遣スルコトヲ參謀本部第一部長ニ於テ内研究ヲシツアツタ。

12

255-1

(3)

境附近ニ在ツタ重慶軍ノ内三個師方既ニ佛印侵入ノ命令ヲ受ケアリトノ情報ガアツタノテ之カ対策トシテ北佛印ニ一特要スレハ歩兵約一聯隊ヲ増加スルコト及情勢危急ナルニ方ツテハ在東境地区ノ一師團ヲ派遣スルコトヲ參謀本部第一部長ニ於テ内研究ヲシツアツタ。尚昭和十六年初頃ノ參謀本部ノ情報ニ依レハ佛印ノ東北境方面「ランソン」及「ラオハイ」方面ノ地区ニ相對スル支那領ナル龍州、靖西、蒙自方面ニ在テ佛印ニ對峙スル支那軍ハ四個軍約十六個師團ニ達シタ。既述ノ如ク昭和十六年七月二日御前會議直後參謀總長ヨリ對米英作戰ニ關スル研究ノ徹底ニ就テ要望カアツタ。次テ七月末南部佛印進駐ノ頃更ニ參謀次長及第一部長ハ右研究ノ促進ニ付參謀總長ヨリ指示セララル所カアツタ。此前後ニ於ケル作戰ノ計画及準備ニ關スル研究ハ概テ次ノ如クデアツタ。

255-2

(4) 此條ニ於テル一節ヲ主トシテ作戰準備ハ概本年度初頭既定ノ範圍ヲ基準トシテ其進行ヲ促進スルコトトシ特ニ作戰諸般ノ既完ニカヲ左クコト並山方一ノ場合ニ依テ小島平時年度作戰計画ニ拘ラス之ヲ基礎トシテ現下情勢ノ緊迫ニ因應スル防衛的作戰計画ノ眞判ナル既完ニ着手スルコト及日佛共同防衛ニ基ク佛印防衛ニ就キ新クナル既完及準備ヲスルコトヲテマントテ而シテ作戰準備事項トシテハ既述ノ如ク年度初頭既定ノ範圍ノ事項ニ付之等ラ一層具體的ニシ且佛印防衛充當予足師団ノ訓練、裝備、給養、衛生等ノ範圍ニ互ツテ對支作戰ニ基ク創傷ノ恢復ヲ急務トシテ

(5) 一月二日同條ノ決定及之ニ基キテ起ツタ佛印共同防衛ニ関スル日佛軍事協カハ即チ佛印ヲ米英等ニ對シテ防衛スルコトテアリ之ハ從來年度作戰計画ニ於テハ設想シ非ル所ナリシヲ以テ茲謀本部トシテハ新規

ニ既完準備ヲ要スル新課題テアツタ。即チ南島佛印進駐後ノ我在佛印兵方即チ北佛印ノ約一個旅団及飛行機一隊ハ二中隊ノ南佛印ノ約二個師団ハ右兩用ニ南佛印ニ對シテハ日米外交交渉ニ支障ヲ與ヘ又島飛行場施設部隊以外ノ兵方ヲ進駐セシメナカツタノ兵カラ以テ米英等ノ一山支那ハ支那軍ノ侵入及其他ノ侵略的行爲ニ對シ佛印ヲ防衛セントスルモノヲ謀ル所トシテハ方一ノ場合要スレハ支那及台灣ニ在ル若干軍隊ノ佛印へノ増援ニ付内既完ラシタル範圍ニ止メ其他ノ任務達成ノ作戰的方法ニ就テハ現地軍ニ一任シテアツタ。又佛印防衛ノ必要ナル航空基地ノ施設、兵站ノ設備等ハ日佛兩國ノ公式ノ協定ノ示ス所ニ從ツテ實施セラレ、其他ノ事項ハ既供應第三ノ(1)ノ(2)ノ趣旨ニ從ツテ措置スルコトニ定ム。

256-2

第四

ハキ日本ノ大兵等ニ対スル自衛防守ノ作戰カ戦局ノ進展ニ伴ヒ爾後必然的ニ自然ニ離他ノ南方要域(例ヘハ馬來、比島等)ニ擴大シ日本国土ノ防衛ノ爲必要ナル軍事行動ニ發展スルニ至ル場合カ生スルコトアルニ鑑ミ比情報ノ投思ニ基ク作戰構想ヲ計画化スルハキ研究ヲ急進ニ推進スルヲ要シタ。即チ之ニ基イテ參謀總長ハ次長及第一部長ニ対シテ比島、馬來、ジャバ、スマトラ、ボルネオ、ピスマーク、グアム等ヲ含ム南方諸要域ヲ対象トシテノ作戰特ニ熱地作戰、渡洋作戰、上陸作戰及航空作戰ノ研究促進ニ就テ要望カアツタ。全時ニ第一部長ニ対シテハ南洋ニ對テリ兵要資料及軍事情報ノ收集ニ付又第三部長ニ対シテハ渡洋及上陸洋戰用資材ノ研究促進ニ付指示カアツタ。

昭和十六年九月六日海軍會議ヲ經テ國策決定ヲ見タ後ニ於ケル作戰ノ計画及準備ニ關スル事項ニ就テ述ハマス。

昭和十六年九月上旬參謀總長ハ次長及各部長ヲ会同シ右國策中対米英關係事項ニ就テ説明ヲ与ヘタコトハ次ノ要旨デアリマシタ。而シテ是ハ作戰計画ノ再検討ノ情勢ニ即應スルニモ作戰準備ノ促進若ハ其新タナル決定ヲ要求スルモノデアツタ。

(1) 九月六日決定ノ國策ハ緊迫シタ國防的意義ヲ濃厚ニ有スルモノデアリ。即チ現下ノ急迫セル情勢特ニ米英蘭ノ対日攻勢ニ対シ如何ニ善処スルハキニ殊ニ帝國マカノ彈格性カ日ニ日ニ窮迫シツツアルノ現實特ニ米英ノ等全英海軍ニ石油禁輸ニ直面シタ帝國カ國防ノ彈格力ヲ失ヒ盡クシコトハヤ推測。即チトナレハ超重大時局ニ對シテ國家ノ運命ヲ如何ニシテ開拓シテ行クヘキヤノ諸課題ア。以此課題ヲ解決スル爲メ國家トシテ最悪ノ情勢ニ陥ル場合ニ於テモ何トカシテ之ヲ切り抜ケルノ措置ニ窮セザランヲ爲メ外交上戰爭準備ノ二本建政策ノ下ニ和戰兩様ノ

態度ヲ以テ真劍ナル外交ニ臨ムコトヲ規定シタモノカ本國策テアル之  
カ爲メ期限付外交ヲ以テ交渉目的ノ達成ヲ因ル外他面自存自衛上対米  
(英蘭)戦ヲ許セサルカ一ノ決意ヲ以テ戦争準備ヲ期限付キテ完整ス  
ルコトトシ且和戰何レニ決スヘキヤノ國家ノ態度ハ昭和十六年十月上  
旬ニ於テ決定スルコトヲ規定シタモノデアアルモ二本國策ハ名實共  
ニ戰爭次第ヲ決定スルモノニアラズ外交ニ依ル打開ヲ本筋トスル唯列  
國ノ対日攻勢ニ対スル防衛戰爭準備ヲ戰爭ヲ許セサル決意ト覺悟ノ  
下ニ於テ急遽進進ノコトヲ主眼トスルモノアル但シ外交ニ依ル目的  
達成ヲ第一義トスルコトハ肝銘ヲ要スル

同 去ル七月三日決定ノモノニ対シ全面即十九日決定ノ内容ヲ对照  
スルニ其根本的事項ニ於テ異ナルモノカアル即チ先ツ (a) 日米英葛  
藤ノ交戦アリ得ヘキ事項方前者ハ英印時ニ佛印問題ニ志トシテ限足

15

258-1

セラレタカ後者ニ於テハ米英蘭各國ノ対日攻勢 対日暴動及帝國国力  
ノ強弱等ノ規定ニ基キ日米英蘭ノ意欲ノ範圍及事實カ若シク拡大シ且  
漸進トシテレコトヲホシアル即チ日本ハ已ニ巴マレス米英ニ対シテ  
米英ノ攻勢事変研究ニ対スル不感 不効害 帝國国防ニ対スル不感  
威我カ物資獲得ハノ場カヲ受ホシ更ニ日佛印間特殊關係ノ容認 禁  
制印一支配及極東ノ領土軍事的権益ノ不設定 極東ノ兵備不増強ノ確  
認ヲ米英ニ対シテ求ムルモノデアアル而シテ之ニ應シテ日本ハ勿論相等  
限度ノ讓步ヲ酌量ハヘキコトヲ規定シテ居ル (b) 方一作戰行動起ル  
トスレハ前者ハ佛印電報ヲ遂行カ其目的テアリ後者ハ國家ノ自存自衛  
カ動機トナルヲ以テ (c) 作戰地域ニ就テハ本質的ニハ前者ハ佛印中  
地テアルハク後者ハ更ニ廣汎ニ拡大スル慮カ大デアアル (d) 從テ作戦  
構想モ自ラ相違スルノカ当然デアアル (e) 戰略資源タル石油ノ事情ハ

258-2

七月決定ノ際トハ全然趣ヲ異ニシ今ヤ此一争ニ於テ我國防ヲ無力化セ  
ントスル慮ルヘキ危険信号カ茲ニ揭ケラレタハ第四ノ(6)参照)モノト  
觀ルヘキデアル

(イ) 本國策ノ決定ハ南方ニ対スル作戰準備ノ促進ヲ要求スルモノデア  
ル故ニ參謀本部トシテハ實際的ノ作戰計畫ヲ至急綜合的ニ完成スルヲ要  
スル又作戰準備ハ年度平時計畫既定ノモノ及七月二日以降補備充實ノ  
モノヲ更ニ促進スル外必要ナル作戰準備ヲ新想發足スルコトトス  
ル時ニ昭和十六年度作戰計畫ノ不備未熟且非實際的ナルコト認計画ニ  
伴フヘキ一般防衛的作戰準備ノ弱体且不徹底ナリシ事實ヲ統帥部トシ  
テモ大イニ反省ヲ要スル点カアルモノトシ之ニ鑑ミ參謀總長ハ新タニ  
採用スヘキ防衛方式トシテ次ノ件ヲ次長及第一部長ニ指示ヲシタ即  
チ其要旨ハ九月六日決定國策ハ攻防何レタルヲ問ハス全面的ニ作戰準

備を整ラ命スルモノデアル之カ爲採用スヘキ作戰方式ノ其一トシテ差シ  
一當リ先ヅ米英露等ノ其一乃至數國軍ノ攻撃ニ對シ我ハ初期受動的ニ對應  
シテ二作戰準備ヲ急ヘタル巨攻勢移転ニ依テ我國土ノ防衛ヲ確保スル作  
戰方式ヲ確立スルコト尙此際引續イテ國家ノ自存自衛ニ必要ナル作戰  
實施ヲ避ケ得ヘカラサルモノナルコトヲ確認シ之ニ對スル準備ヲ整フ  
ルコト又作戰方式ノ其二トシテハ對手側ノ先制攻撃ニ對シ先ヅ之ニ對  
應スルモ徒ラニ受動ノ態ヲ三隔ルコトナク初期ヨリ反撃ヲ以テ反動的  
行動ニ出テ爾後通記其ノ一ノ如キ戰略ヲ実行スル方式ヲ確立スル事ヲ  
アツタ又上記ニ對シ何レニ據ルヘキヤハ一ニ開戰當時ニ於ケル國家内外ノ  
專守防衛ノ如キニ採用スヘキヤハ一ニ開戰當時ニ於ケル國家内外ノ  
情勢及之ニ對應スヘキ當面ノ我國策及陸海軍作戰準備ノ整備如何等ニ  
關連シテ自然ニ決定セラルルモノデアリ以テ此際我海軍側ノ諸條件カ

之ニ対スル兵員意義ヲ持ツノテアルカ陸軍統帥部トシテハ如何ナル  
場合ニ於テ在成シ得レハ相手方ノ先制攻撃ヲ即時反撃シ得ヘキ作戦ヲ  
実行シ得ルコトヲ曰諭下シテ諸般ノ研究及準備ニ邁進スヘキテアルト  
イフ指示デアラフ

(三) 前記作戦諸方ノ採擇及作戦準備ノ窮極ハ以上ノ如クデアルカ現在  
三ノヨリ防衛守勢作戦ヲ取ルノ外ハナイ即チ是ノ当リ作戦計画及作戦  
準備ハ先ツ部下ノ防衛守勢戦路ノ應急的措置ニ遺憾テキコトヲ圖リツ  
ツ他面作戦準備ノ逐次完成ニ伴ヒテ攻防両戦路ノ何レノ実施ニモ支障  
無カラシムル様ニ緊急ノ事項ヲ序ラ逐ヒテ計画シ準備スルコトヲ原則  
トセネハナラヌ是レハ余曰以後ニ於テ特ニ統帥部ノ重要ナル宿題トナ  
ツタノテアル又十月末ヲ曰諭下スル曰日本ノ作戦準備力完整スルニ迄立  
ツテ却テ相手方ノ攻撃ヲ受ケルコトナキヤハ作戦当局トシテ慎重ナル

用心ト察利ナル或ヒトニ値スルコトデアル

ス、中を以て二至、其意を決定二基キ當面差當リ南方ニ於テ採用スル  
コトアルヘキ防衛守勢戰略ニ於テハ次ノ如キ心構ヲ以テ對處スヘク參謀  
本部ノ腹案ヲ決定シタ

(1) 日本陸軍ノ採用スルコトアルヘキ對南方守勢戰略ハ作戰準備進涉ノ段階  
ニ依リ異ルヘキモ概シテ言ヘハ極メテ小規模ノモノニ止マリ結局多分ハ  
相手方ノ攻惠ニ對シテ佛印自体ノ防衛ヲ主トスルモノニ限定セラレヘク  
之ヨリ進ンテ爾他ノ南方要城ニ於ケル作戰ニ應スルコトハ我作戰準備ノ  
現況上概シテ望ミ難イ從ツテ右様ノ場合我ハ日本國土ノ防衛海上交通ノ  
保護ニモ重大ナル支障ヲ生スルニ至ルテアラウ

D.D. NO 1651  
(2) 以上ノ如キ作戰ハ國防上ノ大過失ニ屬スルヲ以テ相手方ノ攻惠ニ對シ  
テハ速力ニ此種ノ消極有害ナル作戰方式ヨリ脱却シテ防衛守勢ヨリ受動  
攻勢ニ轉移シ我自在自衛ノタメ緊急ナル作戰指導ニ移リ得ル様ニ作戰準  
備ノ急速ナル進涉ヲ要スル

(3) 右様ノ不本意ナル作戰ヲ發起スルノ已ムヲ得ヌ場合ニ於テハ現與ノ作  
戰準備進涉ノ狀況ニ應ジ適宜作戰指導ノ要領及其他ノ方法ヲ定メルコト  
トシ之ニ就テハ事前ニ現地部隊(在佛印部隊)ニ對シ特ニ指示スルカ  
如キ必要ハ認メナイ寧ロ之ヲ不利トスル

(3) 此項以降參謀本部ハ米英側カ先制攻惠ノ拳ニ出スヘキコトヲ常ニ顧慮  
シ之ニ對シ十分ナル準備ヲ要スルモノト考ヘタ 從テ日本陸軍ノ對南方  
作戰準備未完時期ニ於ケル我防衛守勢作戰ノ指導ニハ大ナル憂慮カ存シ  
タ 昭和十六年十一月六日大本營ハ南方軍總司令官ニ于ヘタ南方要城攻  
畧準備命令ニ於テ米英兩軍又ハ其一國軍ノ攻惠ヲ受ケタ場合ハ自衛ノ爲  
所在ノ部隊ヲ以テ之ヲ邀惠スルコトヲ許ス旨ヲ示シ又昭和十六年十二月  
一日ノ命令ニ於テ大本營ハ米英ノ真面目ナル先制攻惠ヲ受ケタル場合ハ

241-2

241-1

表傳ト本戸シテ進駐一進駐一作戰ヲ開始スヘキ旨ヲ示シテ居ル如キ  
ハ何レモ米英ノ先制攻撃ノ顧慮渺ナカラヌカ故テアツタ  
又英ノ泰國侵入ハ危險ニ付キ終始憂慮シツツアツタ

(4) 九月中旬頃ニ於ケル作戰準備ノ状況ハ概ネ次ノ如クテアツタ  
而シテコノ内陸軍省ノ所管ニ属シ又ハ省部内職事項ニ就イテハ省部ノ根  
調運繫ノ下ニ夫イニ促進ニ努メタカ遅タタルヲ免レナカツタ之ハ主トシ  
テ資材及船腹ノ不足ニ依ルモノテアツタ

参考本部ノ腹案トシテ対支作戰カラ隨時解放シテ佛印方面ニ使用シ得  
ヘキモノトテ之シタ50BDノ部隊ハ此頃教育訓練裝備モ一應恢復シテ作  
戦ニ胸算シ待ラレタカ 裝備ト訓練ノ恢復充實殊ニ南方作戰ニ即応ス  
ヘキ諸準備ハ尚大イニ不充分デアツタ

以上ノ師団ハ當初内地帰還動員解除ノタメ集結シツツアツタカ南方ノ  
情勢ニ鑑ミ歸還ヲ中止シテ支那ニ待機スルコトトセラレタモノデアツ  
タ 而シテ石各師団ハ支那ニ在ツテハ現地(上海及廣東附近)ニ於  
テ治安警備ニ任スル外主トシテ訓練ニ邁進シツツアツタカ万一对米英  
等ノ事件突発ニ當リ之ヲ應急派遣スルトシテモ各師団共ニ其集結ノ完  
了輸送其ノ他ノ諸準備ノタメ實際ノ防衛行動ニ就キ得ルタメニハ約ニ  
箇月弱ノ日子ヲ必要トシタ尚以上ノ外对支作戰中ノ数ヶ師団ヲ將來ノ  
必要ニ應ジテ南方作戰ニ充當ヲ予定シ 又別ニ在内地台湾ノ三ヶ師団  
ヲ南方作戰充當予定ニ胸算シタ

南方作戰用彈藥約十ヶ師団會戰分余ヲ台湾及佛印ニ集積スルコトヲ予  
定シ其ノ内ノ一部ヲ第一次トシテ九月末頃先ツ台湾ニ集積セラルル計  
画トナツタカ其ノ実行ハ船腹不足ノ關係上頗ル疑ハシイモノデアツタ  
尚右全量ノ輸送及集積ハ困難ヲ排シテ実行ニ當ルモ十二月末ニ至ラナ

ケレハ之カ集積ノ完了ヲ見ルニ在ツタ以上ノ彈藥ハ作戰  
用ニシテ部隊裝備用ノモノハ之トハ別テアル、以上ハ私ノ部下力陸軍  
省関係局トノ連絡ニ依ッテ知得シタ所デアツタ  
尚七頃兩方作戦ニ於ケル彈藥使用量ハ一般標準ノ一倍半ヲ以テ基準ト  
スルコト、之ニ依テ彈藥ノ集積ヲ得スルコトナツタ

(1) 昭和十六年九月中旬以降滿洲及内地ヨリ一部ノ兵力カ南方ニ派遣セラ  
レタ、即チ當時新タニ南支ニ派遣セラレタモノハ一師團戰車聯隊、獨速  
隊、航空地上部隊、通信部隊、兵站部隊、又台灣ヘハ戰車團司令部、戰車聯  
隊、獨速隊、航空部隊、砲兵部隊、通信部隊、兵站部隊、又佛印ヘハ  
獨混隊、航空地上部隊、兵站部隊デアツタ

(2) 此頃以降新タニ台灣、佛印及南支等ノ航空及海運施設ノ增強新設、南  
支、台灣、佛印ノ兵站基地ノ設定、船舶徴備及修裝、兵裝ノ実施ニ着

手ノ若ハ実行ノ促進ヲ図リ且作戦使用予定兵器及航空部隊ニ所要ノ訓  
練ヲ促進シツツアツタ

(5) 此頃マテニ予カ陸軍省整備局當局ヨリ液体燃料準備ノ実績ニ就テ聽取  
シタ要旨ハ次ノ如クデアツタ

即チ昭和十六年及十七年ニ於テ概ネ現下ノ如キ國際情勢下ニ於テ日本カ  
支那事變ヲ遂行スルノミトシテ、此二箇年ニ於ケル予想石油消費量ヲ差  
引キタル結果ニ依レハ昭和十八年ニ於ケル航空揮発油及重油ノ保有量ハ  
僅カニ作戦一年向ノ所要ヲ充足シ得ルニ過キナクナル特ニ右重油保有量  
ハ海軍決戦半年ノ需要量ニ過キナイ節シテ右ハ國內「ストック」一切ヲ  
基準トスルモノデアアル、又國産原油、人造原油「アルコール」等ハ此ノ  
大勢ヲ左右スルニ足ラナイ、尚人造石油ノ大規模大量取得ヲ放棄ナイト  
ノコトデアツタ

即ち現ルノ儘ニ年ヲ経過スレバ我國防力ハ自然衰滅ノ形ヲ取リツツ全然無力化スルニ至ルヘキコトヲ示スモノテアツタノテアリマス

(6) 大本營陸軍部ニ於テ既往ノ研究経験及資料ヲ集成シテ米英蘭ニ對スル綜合的作戰計画ノ立案策定ニ着手シツ、アツタカ參謀總長ハ昭和十六年十月上旬頃以降ニ至リ特ニ挑戰ヲ受クルニ方ツテハ直々ニA、B、C、Dノ包圍陣ヲ突破分斷シテ自存自衛ヲ確立スルヲメ南方要城ノ攻略作戰ヲ行フコトヲ設想シ之ニ基イテ對米英蘭初期作戰ヲ立案審議スルコトヲ指示シタ而シテ右計畫案ハ十月末參謀本部内ノ成案ヲ得次テ十一月中旬ニ至ツテ之杯ハ名実共ニ確定ヲ見ルニ至ツタ

以上ハ勿論十月上旬以降ニ於テ日本陸軍カ南方要城攻略作戰ノ企圖ヲ有シタコト及此企圖ノ可能性ノ存シタコトヲ意味スルモノテハナイ唯作戰計畫研究ノ推移ヲ示スノミテアルカ之ハ全時ニ日米間ノ國交調整至難ト

ナリ且東亞ニ於ケル列國ノ對日包圍ノ強化ノ情勢ニ反撓スル自然ノ現ハレテアリ又將末万々ノ場合自衛ノタメニハ自ラ死中ニ投シテ茲ニ活ヲ獲ルノ方策ニ出ツルノ己ムナキ情勢ニ應セントスル研究ノ一結果デアツタ

(7) 昭和十六年九月六日ノ決定ニ基イテ充足シタ作戰準備ハ十月上旬ニ於ケル和戰決定ノ機會ニ於テ國ノ政策ニシテ和ニ決スレバ之ヲ中止シ又若シ政策ニシテ南戰決意ヲ採擇シタ場合ニハ爾后最強力ニ本格的作戰準備ヲ実行シテ同月末之ヲ完整スル筈デアツタ 然ルニ實際ニ於テハ右予定ノ如ク進捗シナカッタ 何トナレバ十月上旬ニ於ケル和戰ノ決意ハ何レトモ國家意志ノ確定ヲ見スシテ結局十月中旬東條內閣ノ登場マテ政策ノ低迷時期ヲ現出シ次テ東條內閣登場直后ヨリ十一月初マテノ向ハ一切ノ對米英政策ノ白紙還元時期ヲ酬シタルカ故デアル 即ち此ノ向ニ於ケ

ル作戦準備ハ極メラ依託カ然ラスンハ実行保留トイフ不本意ノモノタルヲ免カレナカツタ特ニ此ノ時期ニ於テハ兵力ノ動員展開船舶ノ増徴 基地設定ナドニ於テ甚タシク其ノ進歩ヲ妨ケラレタ然ル處十一月初ニ至ツテ連絡会議ノ結果カ國策ノ大綱ヲ指示スルニ及ンテ作戦準備ハ本格的ニ推進セララルルニ至ツタコトハ右ニ供述スルカ如キテアル

(8) 昭和十六年九月六日御前會議ヲ經テ決定シタル國策ニ基ク日本ノ外交ト作戦準備トハ次ノ要領ニ依テ調和スル如ク措置セラレタ

(イ) 九月六日御前會議ノ前日總理及兩統帥部長ノ間ニ於テ右國策ノ決定ハ外交ニ依テ目的ヲ達成スルコトカ第一義テアル。從ツテ理論上ヨリ見レハ右決定ノ第二項ト第一項トカ其位置ヲ代フルヘキモノテアル旨並決シテ戰爭ヲ好ムニアラス。唯避クヘカラサル場合ニ対処スルノミ

要ハ外交々々涉ニ存ルヘキ旨ニ付相互完全ナル諒解ニ達シタ

(ロ) 作戦準備ノ実施カ外交々々涉ニ支障ヲ与ヘヌコトヲ十分考慮スル之カタメ南滿印ニ兵力ヲ入レルハ最ニ既ニ進駐シアル部隊ノ外航空地上設備部隊ノミニ制限スルコトトスル

(ハ) 九月六日決定國策ニ伴フ必要ナル動員ハ発動右ト雖外交々々涉カ好転セハ中止スルコトトスル

右(ロ)及(ハ)ハ參謀總長ト陸軍大臣トノ協議決定ニカノルモノテアル

(ニ) 一切ノ作戦準備ハ外交々々涉ニ支障妨害ヲアタヘサル範圍ニ於テ之ヲ実行スルコトヲ原則トスル

第五 昭和十六年十一月五日御前會議ヲ經テ村米甲案及乙案ノ決定後、作戰  
計画及作戰準備ニ関スル事項ニ就テ述ヘマス

(1) 昭和十六年十一月五日村米甲案及乙案決定ニ関シテ參謀總長及次官ヨ  
リ各部長ニ對シテ指示シタル要旨ハ次ノ如クデアツタ 即チ

十一月五日ノ右決定ニ先テ十月下旬ヨリ十一月初ニ至ツテ行ハレタ連

日ノ連綿會議ニ於テハ日米ノ關係ハ愈々和戰決定ノ最後ノ關頭ニ達著シ

シトシツツアルコトヲ認メ此難局打開ノ為依然トシテ外交及戰爭準備ノ

二本建ニ依ル和戰兩様ノ構ノ下ニ外交的解決ヲ圖ルコトニ努力スル所シ

テ外交作戰準備ニ期限付テアリ且外交的ニ解決出来サレハ敢テ戰爭ニ

訴フルノ末意ノ下ニ作戰準備ヲ進メ其作戰準備ハ尙今本格的テアル但シ

南歐ノ決意ヲ為シテラサルコトニ就テハ九月六日決定ノ場合ト同様テア

ルトイフノデアツタ 尙此際村米英兩作戰準備ヲ何時マテニ完整スヘキ

DD No1661

マニ就テ總長ヨリ十一月末乃至十二月初頭ヲ完整ノ目途ト為スヘシトシ  
見解ヲ明白ニセシレタ

(2) 日米ノ外交緊迫ノ増大ニ伴ヒ外交及作戰準備ノ二本建ノ原則ノ下ニ十

一月五日以降本格的作戰準備ニ着手ス現シテ以テ最悪ノ場合ニ対応スヘ

キ措置ニ適應ナキヲ期ヒラレタ 予ハ職務上之ヲ承知シテ居ルカ其機要

ハ次ノ如クデアツタ

(1) 従来ノ作戰準備ハ更ニ強力ニ推進セラレタ外部隊ノ動員、展開、船舶

徴集基地設定等ニ強力ニ行ハレタ 而シテ作戰初期ニ對スル陸軍ノ作

戰準備ハ概シテ十一月末、基準トシテ完整シツツアツタ

(2) 米英兩ニ對スル大本營陸軍部ノ綜合的作戰計画ハ政府ノ行フ外交ト  
併行シテ研究審議シツツアツタ成案トナツタノハ十月末日頃デアツ

タ 而シテ是ノ真ニ名實共ニ確定セラレタノハ十一月中旬(十五日頃)

テアツタ (後述(3)参照) 現地軍タル南方總軍以下ノ作戰計畫ノ確定ハ  
此後ニ於テテアル

(イ) 米英蘭ニ対スル作戰軍ノ編成即チ南方軍ノ戰斗序列及南方軍總司令  
官以下重要人事ノ發令ハ十一月六日テアリ同日南方軍ノ作戰準備ニ因  
スル大本營命令カ下程セラレタ其要旨ハ如クテアル 即チ南方軍  
總司令官ハ海軍ト協同シ主カヲ以テ印度支那、南支那、台灣、南西諸  
島方面ヨリ南方要域ノ攻略ヲ準備スヘキコト及米英蘭軍等ノ攻取ヲ受  
ケタル場合ニ於テハ南方軍總司令官ハ所在部隊ヲ以テ之ヲ攻撃スルコ  
トヲ規定シタモノテアツタ

(ロ) 陸軍ノ南方軍總司令官ト海軍ノ聯合艦隊トノ間ニ陸海軍共同作戰ニ  
関スル協定ヲ行ハレタノハ十一月八日東京ニ於テテアツタ

(ハ) 十一月十五日南方軍總司令官ニ対シ大本營ハ南方要域ノ攻略作戰ノ

24

267-1

準備スヘキ要項ヲ示シタ 其ノ要旨ハ如クテアツタ 即チ攻略占領  
スヘキ地域ハ比連島、英領馬來、南領印度、各要域、南部緬甸ノ一部ト  
スルヲ察メテ泰國及海印ノ安定ヲ確保スヘキコトヲ示シタモノテアル  
(イ) 南方軍各方面ノ作戰兵団ヲ戰略展開ノ為内地支那台灣等ヲ出籠出發  
タノハ何レト十一月五日以降テアル 而モ比等ノ兵団ハ日米交渉ノ妥結  
ニ伴ヒ何時ニモ帰還ノ途ニ就カシムルコトトセラレテ居タ 之ハ參謀  
總長ヨリ南方軍總司令官寺內大將ヘ直接指示シタルニ付シ後着ハ快ク之  
ヲ諒承シタ

(ロ) 補給ノ關係ハ十一月中旬以降諸般ノ準備ヲ概テ完成シツツアツタ  
(ハ) 右ノ本格的作戰準備一切ハ南歐ノ天定ニ基クモノテハナカツタ 從テ  
日米交渉ノ妥結セハ一切撤回セラレテ白紙ニ置テスヘキモノトシテ參謀  
本部ハ陸軍省及海軍省總帥部ト同ニ完全ニ意見ノ一致ヲ見タモノテアツタ

267-2

此撤回要元ハ相当困難ナルコトヲ時ニ冷徹ナル意志ト迅速ニシテ且組織的ナル事務ヲ必要トスルモノデアツタヲ当時参謀總長ハ之ニ付シ確信ニ満チテ居ツタ

(3) 昭和十六年十一月中旬確定、南方作戰計画ノ原本及寫共ニ焼失シタノテアルカ其大綱ヲ述ブレハ友ノ如クテアル之ハ私ノ記憶ニ存スルモノデアリマス

(4) 南方作戰計画ハ大綱ハ以下ニ述フル要旨テアルカ南戦時ニ迄タナ外交ヲ涉ク欲立マシハ此計画ハ廢棄セラルル

(4) 南方作戰ノ範圍ハ比洋領、互無島、香港、英領馬來、緬甸、依哇、スマトラ、「ボルネオ」、「セトベス」、「ピスマルク」群島、蘭領「チモール」等テアル

(4) 陸海軍緊密ナル協同ノ下ニ比洋領及英領馬來ニ同時ニ作戰ヲ開始ス

此メテ要期間ニ作戰ヲ完成スル

(5) 本作戦ニ使用スル陸軍兵力ハ師団十一箇、戦車隊九箇、飛行集団二箇、其ノ他軍直轄部隊ヲ基幹トシ、其ノ兵団区分並ニ使用方面ヲ左ノ如ク豫定スル

南方軍、第十四軍、二箇師団ヲ基幹トシ比洋領方面ニ作戰スル第十五軍ハ二箇師団ヲ基幹トシ泰、安定及緬甸作戰ニ充テスル、第十六軍ハ三箇師団(内三箇師団ハ他ノ作戰終了後轉用スルモノ)ヲ基幹トシ蘭印方面ニ作戰スル、第十七軍ハ四箇師団ヲ基幹トシ馬來及新嘉坡方面ニ作戰スル、陸空ハ飛行集団二箇ヲ基幹トスル又支那派遣軍隷下第二十三軍ハ一箇師団ヲ基幹トシルモノヲ以テ香港方面ニ作戰スル又大本營直轄南海支隊ハ歩兵三箇大隊ヲ基幹トシ互無島、「ピスマルク」諸島等ニ作戰スル、列ニ一箇師団ヲ以テ緬甸ノ安定ヲ図ル

248-1

248-2

(\*) 作戰開始期日ハ相續決意後別ニ定ムラル  
以上ハ如ク日本陸軍ノ作戰計畫又作戰準備ハ昭和十六年ノ春ヨリ初冬ニ至ル同時局ノ緩急及防衛上ノ要請如何ニ依テ其範圍内容ノ廣狹、精粗、強弱ヲ異ニスルニ至ツタノテアルカ如何ナル場合ニ於テモ是ハ一ツノ作戰技術ノ規定テアリ、戰爭計畫テハ勿論ナシ又平時ニ於テ戰爭計畫トイフモノハ日本總帥部ヘ之ヲ有タナカッタ 政府亦然リテアツタ  
以上ヲ以テ私ノ供述ヲ了リマス

269-1

昭和二十二年八月廿四日 五月十六日 於極東國際軍事裁判所

供述書

田中新一

右ハ當五會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立會人 清 賴 一 郎

269-2

宣誓書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ默秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

(署名)

田中新一

DD No 1661

證明書

- 一昭和十五年度同十六年度平時作戦計画
- 一昭和十六年十一月中司大本營ニ於テ樹立セル作戦計画
- 一昭和十六年十一月六日南支那總司令官ニ與ヘタル作戦命令
- 右三種類ノ文書ハ終戦ノ際燒却シ現在復員局第一役員局ニ保存シアラザルコトヲ證明ス

昭和三十三年五月二十七日

於東京 第一復員局文書課長 美山 要 藏

右署名捺印ハ日付ノ面前ニ於テ為サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於同所

力會人 清 瀬 一 郎

271-2

270-1

271

28

32

葛橋

22-8-28 (1st/1901)  
千太郎及松次郎  
(15年譯成中)

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

審供述書

供述者 美 山 要 藏

自分僣我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

271

272

= E 3028  
Def, Doc. 1903

Exh, NO

1917-8-28

32

葛橋

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 美 山 要 藏

271

272

裏面白紙

裏面白紙

一、私ハ美山要蔵デアリマス

私ハ現在第一復員局文書課長デアリマス

私ノ現住所ハ東京都千代田區永田町一丁目八番地デアリマス

私ハ昭和二十年三月六日ヨリ陸軍省ガ廢止サレル迄陸軍省副官ヲ

シテ居リマシタ。

二、

陸軍省ニ於ケル各局課保管ノモノヲ除ク機秘密書類ノ取扱、保管

ノ責任者ハ私デアリマシタ。

陸軍ニ於ケル機秘密書類ノ取扱ニ關シテハ陸軍秘密書類取扱規則

ニ依リ規定サレテ居リマシタ。

其ノ第四十六條ノ二ニハ戰地又ハ亭變地携行ノ機秘密圖書ノ容器

ハ公用行李ヲ用ヒ其ノ重要ナルモノハ所要ニ應ジ危急ノ際ハ之ヲ

湮滅スルノ處置ヲ講ズル様規定サレ又陸軍刑法第五十二條ニハ軍

事機密書類、物件ヲ保管スル者危急ノ時ニ當リ敵ニ委セザル方法

ヲ盡サザルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處スト規定サレテ居リマス。

(別紙一、ニ參照)

三、終戰時ニ於テハ降服トイフ特殊ナ事情デアリマシタノデ陸軍大臣

ハ其ノ責任ト職權トニ基キ機秘密書類焼却ノ命令ヲ特ニ發シマシ

タ、其ノ命令ハ大臣ノ命ニ依リ部下ノ副官ニ於テ起案シ私ヲ經テ

決裁手續ヲ致シタモノデアリマス。

其ノ命令ノ要旨ハ次ノ様ニ記憶シテキマス  
 「陸軍秘密書類取扱規則ニ依ル機秘密書類及之ニ類スル書類ハ直ニ燒却ノコト本電ハ受領セバ燒却スベシ依命」  
 本命令ノ發セラレタノハ一九四五年八月十四日デアリマシテ陸軍省高級副官ヨリ依命通牒トシテ發セラレマシタ。コノ命令ノ原文ハ燒却シマシタ又各部隊ニ於テモ命令ニアル通り燒却サレマシタノデ現在ハアリマセン  
 コノ命令要旨ハ已ニ聯合軍最高司令部ニ報告済ノモノデアリマス。報告ノ控ヘハ聯合軍ニ提出シ現在アリマセン。  
 コノ命令ハ機秘密書類ヲ保管スル獨立部隊以上ノ軍隊、官衙、學校等總テニ宛テ下達サレマシタ陸軍省ニ於テハ八月十四日午後命令受領者ヲ集メ私ガ部下副官ヲシテ口達下令セシメ同日夕刻カラ燒却ヲ開始シマシタ。  
 燒却ハ各局、課毎ニ行ハレマシタ。  
 ソレハ各局、課ニ保管サレテ居タ機秘密圖書ノ保管、取扱ノ責任者ハ各局、課長デアツタ爲デアリマス。  
 燒却場所ハ現在法廷トナツテキルコノ建物ノ中庭其他各所で行ハレマシタ。  
 コノ當時軍ハ降服トイフ異常ナ興奮ト混亂トニ陥リ上述ノ機秘密

273

裏面白紙

書類ノミノ燒却命令ハ徹底セズ又各局、課ニ於テハ平素ヨリノ慣習上直感的ニ至短時間ニ燒却ヲ行ヒマシタノデ帳簿ニ照合スルコトナク機秘密書類ノミナラズ普通圖書迄モ燒却スル結果トナリマシタ。

十四日夜ハ燒却ノ火燭天ニ沖シ地方消防署ハ火災ト誤認シタ程デアリマシタ燒却ハ十八日迄讀キマシタガ十七日夕刻ニ至リ各局、課ハ普通圖書迄燒却シテ居ルコトガ判明致シマシタ。

大日記、大政官布告、陸軍創設以來ノ各種典令範、明治十年戰役關係書類、日清戰役日記、日露戰役日記、西伯利出兵關係書類、日露戰役及第一次世界大戦ニ於ケル俘虜ニ關スル書類、國際聯盟、軍備縮少、平和條約ニ關スル書類及廢止師團、旅團、聯隊ノ歴史進退原簿等ハ貴重ナ歴史的资料デアリマスカラ空襲ニ因ル損害ヲ避クル爲メ和十九年十二月ヨリ昭和二十年三月ニ亘リ東京都南多摩郡由木村由木八王子陸軍省倉庫ニ運搬シ陳開シテアリマシタ其ノ内一部ハ終戰時燒却ヲマシタ現國部ハ昭和工牛年九月五日ノ聯合國代表最高司令官命令第二號ニ據リ監視人ヲ附シテ同所ニ嚴重ニ保管シマシタ。

其ノ後聯合軍「ワシントン」文書部長「ダンカン」マツクフアール「少佐」ノ要求ニヨリ昭和二十一年一月八日、九日ノ兩日八王

裏面白紙

274

子倉庫ヨリ第一復員省ノ貨物自動車八輛ニヨリ王子ノ第一陸軍造  
兵廠跡ニ直接輸送シ同所ニ駐屯シテ居タ「ワシントン」文書部（W  
D.C）ニ引渡シマシタ。  
陸軍省ニ於ケル文書ノ發翰區分及大日記ニ關スル説明ハ別冊附録  
ノ通りデアリマス（別紙三参照）  
各軍隊、官衙、學校等ニ於テハ十四日夕頃ヨリ焼却ヲ開始シ間モ  
ナク全眷類ノ燒却ヲ完了シタ様ニ推察シテ居マス。

別紙一

陸軍秘密書類取扱規則拔萃

昭和八年陸普第八五〇號

昭和十三年陸普第九七九號改正

第四十六條ノ二

動員部隊等ニ於テ使用スベキ戰地又ハ事變地携行用ノ容器ハ公用  
行李ヲ用ヒ其ノ重要ナルモノニハ所要ニ應ジ危急ノ際之ヲ湮滅ス  
ルノ處置ヲ講ジ置クモノトス

別紙二

陸軍刑法拔萃

275

裏面白紙

明治四十一年四月十日法律第四十六號  
昭和十七年二月法律第三五號改正  
第五十三條 軍事機密ノ圖書、物件ヲ保管スル者危急ノ時ニ當リ之  
ヲ敵ニ委セサル方法ヲ盡ササルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

別紙三

別冊附録

陸軍省ニ於ケル文書ノ發翰區分及大日記ニ關スル説明

一、陸軍省ニ於ケル文書ノ發翰區分  
陸軍省ニ於ケル發翰文書ハ總テ左ノ區分ニ從ヒ發翰番號ヲ附シ  
發翰セラル

- 一、軍令 第 號 陸海軍共通ノ軍令ニシテ公示ノモノ
- 二、軍令甲 第 號 陸海軍共通ノ機密事項ニ關スル軍令ニシテ  
公示セザルモノ
- 三、軍令乙 第 號 陸海軍共通ノ秘密事項ニ關スル軍令ニシテ  
公示セザルモノ
- 四、軍令陸甲 第 號 陸軍ニ於ケル機密事項ニ關スル軍令ニシテ  
公示セザルモノ
- 五、軍令陸乙 第 號 陸軍ニ於ケル秘密事項ニ關スル軍令ニシテ  
公示セザルモノ

裏面白紙

三、大日記ノ種類及名稱	モ終戦時焼却セリ。	大日記トシテ編纂セラレタルハ六以下ニシテ軍令ハ別ニ綴リアリシ	設ケタルコトアリ。	右ノ外第一次世界大戦間歐受、又シベリヤ出兵時西受ノ發翰區分ヲ	一七陸亞普 第 號 太平洋戦争關係ノ陸普ニ該當スル書類	一六陸亞密 第 號 太平洋戦争關係ノ陸密ニ該當スル書類	一五陸亞密 第 號 太平洋戦争關係ノ陸機密ニ該當スル書類	一四陸文普 第 號 支那事變關係ノ陸普ニ該當スル書類	一三陸支密 第 號 支那事變關係ノ陸密ニ該當スル書類	一二陸支機密 第 號 支那事變關係ノ陸機密ニ該當スル書類	一一陸葡普 第 號 葡洲事變關係ノ陸普ニ該當スル書類	一〇陸葡密 第 號 葡洲事變關係ノ陸密ニ該當スル書類	九陸葡機密 第 號 葡洲事變關係ノ陸機密ニ該當スル書類	八陸普 第 號 前號以外ノ普通事項ニ關スル命令通牒等	七陸密 第 號 軍令陸乙以外ノ秘密事項ニ關スル命令通牒等	六陸機密 第 號 軍令陸甲以外ノ機密事項ニ關スル命令通牒等
-------------	-----------	--------------------------------	-----------	--------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------	------------------------------	-------------------------------

裏面白紙

陸軍省ニ於テ發翰セラレタ書類ハ永久保存書類、五年間保存書類ニ區分シ大日記トシテ保存セラレル

(一) 永久保存大日記ノ名稱  
何年大日記甲輯第一類乃至第六類  
何年大日記乙輯第一類乃至第四類

何年密大日記  
何年陸機密大日記 (何年軍事機密大日記)

何年陸滿普大日記

何年陸滿機密大日記

何年陸支普大日記

何年陸文密大日記

何年陸亞普大日記

何年陸亞密大日記  
何年陸亞密大日記 (第一次世界大戰關係)

右ノ外歐受大日記 (シベリヤ出兵關係)アリ  
西受大日記 (シベリヤ出兵關係)アリ

(二) 五ヶ年間保存大日記ノ名稱

裏面白紙

- 何年壹大日記
- 何年貳大日記
- 何年參大日記
- 何年肆大日記
- 何年伍大日記
- 三、大日記ノ内容及區分
- 大日記ノ内容ハ左記ノ通り區分シ集録セラレアリ
- (一) 永久保存大日記

1 甲輯 (第一類ヨリ第六類ニ區分ス諸規則關係ノ普通文書ニシテ發給符號ノ陸軍部第六類ニ屬スルモノ及之ニ關スル往復文書ニシテ發給符號ノ陸軍部第六類ニ屬スルモノ)

- 第一類 官制、官規、儀禮、婚姻、服制、徽章ニ關スルモノ
- 第二類 兵役、補充、召募、官等分限、補任、服務休暇、名簿、文書報告ニ關スルモノ
- 第三類 恩給、救恤、賞典ニ關スルモノ
- 第四類 教育、演習、警保、徵發、刑罰ニ關スルモノ
- 第五類 兵器、運輸通信、衛生、馬政、雜
- 第六類 議會ニ關スルモノ

2 乙輯 (第一類ヨリ第四類ニ屬ス甲輯以外ノ具體的内容ノ普通文書ニシテ發給符號ハ陸軍部第六類ニ屬スルモノ及之ニ關スル往復文書)

279

裏面白紙

280

- 第一類 行幸啓、儀式、葬祭、臺覽、應聘、賞罰、人件等  
ニ關スルモノ
- 第二類 土地  
建築物  
兵器  
衣糧、馬匹、獸醫材料、運輸通信器材、圖書物品  
經費、寄附等ニ關スルモノ
- 第三類 検査、特種試験、教育、文通等ニ關スルモノ
- 第四類 雜等ニ關スルモノ
- 3 密大日記  
訓令、訓示、官制官規、恩賞、賜金、編制、兵役、作戰、  
動員、派遣交代、警保  
出張差遣、應聘、人件、思想、教育演習、兇變  
検査、檢閱、調査測量、軍需徵發、特許要塞、兵器  
馬政、土地建物、會計經理、衣糧、衛生材料、獸醫材料、  
輸送、通信  
船舶交通、圖書、意見、外交、外邦來照情報（支那）、情  
報（歐米諸國）、雜等ニシテ發翰區分陸密第 號トセルモノ  
ノ及之ニ該當スル文書類

280

9

281

裏面白紙

- 4 陸機密大日記  
 動員、作戰、要塞、兵器、物品材料、衣糧船舶通信等ニシ  
 テ發翰區分陸機密第 號トセルモノ及之ニ該當スル往復文  
 書
- 5 陸滿普大日記  
 滿洲事變ニ關スル普通文書ニシテ内容ハ1、2ニ該當スルモ  
 ノテ發翰區分陸滿普第 號トセルモノ及之ニ關スル往復文  
 書
- 6 陸滿密大日記  
 滿洲事變ニ關スル秘密文書ニシテ内容ハ3ニ該當スルモノ  
 テ發翰區分陸滿密第 號トセルモノ及之ニ關スル往復文書
- 7 陸滿機密大日記  
 滿洲事變ニ關スル機密文書ニシテ内容ハ4ニ該當スルモノ  
 テ發翰區分陸滿機密第 號トセルモノ及之ニ關スル往復文  
 書
- 8 陸支普大日記  
 支那事變ニ關スル普通文書ニシテ内容ハ概ネ1、2ニ該當ス  
 ルモノニテ發翰區分陸支普第 號トセルモノ及之ニ關スル  
 往復文書

281

282

裏面白紙

- 9 陸支密大日記  
支那事變ニ關スル秘密文書ニシテ内容ハ概ネ3ニ該當スル  
モノニテ發翰區分陸支密第 號トセルモノ及之ニ關スル往  
復文書
- 10 陸支機密大日記  
支那事變ニ關スル機密文書ニシテ内容ハ概ネ4ニ該當スル  
モノニシテ發翰區分陸支機密第 號トセルモノ及之ニ關ス  
ル往復文書
- 11 陸亞普大日記  
太平洋戰爭ニ關スル普通文書ニシテ内容ハ1,2ニ該當スル  
モノニテ發翰區分陸亞普第 號トセルモノ及之ニ關スル往  
復文書
- 12 陸亞密大日記  
太平洋戰爭ニ關スル秘密文書ニシテ内容ハ3ニ該當スルモ  
ノニテ發翰區分陸亞密第 號トセルモノ及之ニ關スル往復  
文書
- 13 陸亞機密大日記  
太平洋戰爭ニ關スル機密文書ニシテ内容ハ4ニ該當スルモ  
ノニテ發翰區分陸亞機密第 號トセルモノ及之ニ關スル往

282

裏面白紙

復文書

(一) 五ヶ年保存ノモノ

數年間ノ參考ニ供スベキモノト認ムル普通文書類ニシテ發翰

區分陸普第 號トセルモノ及之ニ關スル往復文書ヲ起元應ニ

ヨリ分類セラル

壹大日記

内閣、省院、府縣、各種團體、會社關係發來翰書類

貳大日記

陸軍省、參本、教總、東京警備司令部、臺灣軍司令部、憲兵

司令部關係發來翰文書

參大日記

朝鮮軍、支那駐屯軍、技術本部、運輸部、航本等ノ發來翰書

類ニシテ内容ハ豫算、土地建物、人件、兵器器材、被服關係

書類

肆大日記

各師團發來翰文書（内容右ニ同ジ）

伍大日記

兵本、造廠、被本、製絨廠、築本、臥校等ニ關スル發來翰文

書

283

284

裏面白紙

Def, Dec 1903

昭和二十二年（一九四七年）六月五日 於東京

供述者 美 山 要 藏

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明  
シマス

同日於同所

立會人 阪 莖 淳 吉

284

3

285

裏面白紙

Def, Doo 1903

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣 誓 書

署名捺印 美 山 要 藏

裏面白紙

285

十

286

No. 33

1947-8-28

Ref Doc No. 626 A-11

取 3029

EXHIBIT #

高橋

辯護士文書六二六A一一

真條英検訊問調書

昭和二十一年三月十一日

問答

問答

問答

問答

問答

問答

問答

問答

戦争準備ハドンナ風ニ進メラレタカ

我々ハ英、米、蘭ニ包圍セラレテ居リマシタ。右三國ニヨル何時如

何ナル時ニ於ケル攻撃ニ對シテモ準備ヲ致シテ居リマシタ。

其ノ期間中攻撃的性質ノモノトシテハドンナ準備ガ爲サレタカ。

準備ノ性質ハ防禦的ノモノデアリマシタ。

貴下ノ申サレタ後口行ハレタ四ツノ攻撃作戦ニ對スル準備ニトリカカ

ツタノハ何時デアツタカ

防禦的準備ハ九月六日ノ會談ノ時カラ進メラレマシタ。

攻撃的デアツタカ將又防禦的デアツタカト云フ問題ハ別トシテ、貴下

ガ疑ニ言及セラレタ四個ノ攻撃ニ對スル準備ハ昭和十六年九月六日ノ

御前會談ノ直後始メラレタト云フノガ本營デハナイカ。

昭和十六年九月六日ノ御前會談ノ時カラ、

加ヤ和蘭カラ攻撃セラレルカ分リヤセンデシ

加ヤ和蘭カラ攻撃セラレテハ昭和十六年十二月一日

備ガ計畫セラレテハ昭

ルヨリモ遙ニ大ナル兵力ニ圍マレテ居リマシ

スルヨリモ遙ニ大ナル兵力ニ圍マレテ居リマシ

21-2-28 (3)  
昭和十六年九月六日  
御前會談ノ直後始メラレタト云フノガ本營デハナイカ。

286

287

済 1947-8-28

EXHIBIT # 3029

高橋

辯護側文書六二六A一

貞條英機訊問調書 昭和二十一年三月十一日

問 戦争準備ハドンナ風ニ進メラレタカ  
 答 我々ハ英、米、蘭ニ包圍セラレテ居リマシタ。右三國ニヨル何時如  
 何ナル時ニ於ケル攻撃ニ對シテモ準備ヲ致シテ居リマシタ。  
 問 其ノ期間中攻撃的性質ノモノトシテハドンナ準備ガ爲サレタカ。  
 答 準備ノ性質ハ防禦的ノモノデアリマシタ。  
 問 貴下ノ申サレタ後口行ハレタ四ツノ攻撃作戦ニ對スル準備ニトリカカ  
 答 ツタノハ何時デアツタカ  
 問 防禦的準備ハ九月六日ノ會議ノ時カラ進メラレマシタ。  
 答 攻撃的デアツタカ將又防禦的デアツタカト云フ問題ハ別トシテ、貴下  
 ガ言ニ言及セラレタ四個ノ攻撃ニ對スル準備ハ昭和十六年九月六日ノ  
 御前會議ノ直後始メラレタト云フノガ本當デハナイカ。  
 問 否、然ウデハアリマセン。昭和十六年九月六日ノ御前會議ノ時カラ、  
 答 我々ハ何時英國ヤ亞米利加ヤ和蘭カラ攻撃セラレルカ分リヤセンデシ  
 問 タノデ攻撃ニ對應スル準備ガ計畫セラレタノハ昭和十六年十二月一日  
 答 御前會議ガアツテカラ後ノコトデス。軍事上日本ハ防禦態勢ニアリマ  
 問 シタ。日本ハ其ノ保有スルヨリモ遙ニ大ナル兵力ニ圍マレテ居リマシ

裏面白紙

286

287

裏面白紙

タ。即チ大局カライヘバ防禦的デアツタノデス。實戰ニ就テハ日本ハ  
攻堅シマシタ。證人ニ讀ミ返シ其ノ正確ナルヲ確ム。

問 貴下ノ申サレタ四作戦ニ就テ誰ガ之ニ關スル命令ヲ陸軍參謀總長、海  
軍々令部總長ニ發シタカ

答 其ノ命令ハ陸海軍大元帥トシテ天皇ガ陸軍參謀總長及海軍軍令部總長  
ノ助言ノ下ニ發シマシタ。兩總長ハ天皇ヲ輔弼スル責任ヲ有シ、又此  
責務ニ依リ豫メ準備セラレタ命令ヲ持テ天皇ノ許ニ赴キ其ノ同意ヲ得  
ルノデアリマス。同意ガ得ラレマスト命令ハ軍令官又ハ海軍ノ場合  
ニ於テハ總司令官ニ與ヘラレルノデアリマス。參謀總長ト軍令部  
總長トハ終始責任ヲ有スルノデアリマス。陸軍參謀總長ト海軍々令部總長トハ誰ノ助言デソウイフ命令ヲ發キ天  
皇ニ提出スルノカ。

問 兩總長ハ部下ニ各部長ヲ持ツテ居リマス。部長ガ計畫ヲ立案シ、其等  
ガ總長ニヨツテ承認セラレマスレバ天皇ニ提出セラレルノデアリマス  
之ハ重要ナ問題デアリマス。御前會議ハソレデアリマス。例ヘバ十二  
月一日ノ御前會議ニ於テ閣下ヲ決定シマシタ時兩總長ハソレカラ命令ヲ整ヘ  
御裁可ヲ受ケル爲メ天皇ニ提出、内閣モ亦種々ノ準備ヲシタノデアリマス。

287

同、ソレデハ貴下ハ、貴下ノ申サレタ四作ニ就テハ昭和十六年十二月一日

御前會議ガアル迄ハ何ノ行動モ採ラレズ何ノ命令モ發セラレナカツタト云フノデスネ。貴下ハ質問ガハツキリ分リマスカ。

答、御質問ハヨク分リマス。國家ノ戰爭意思ハ昭和十六年十二月一日初メテ

定マリマシタ。私ハ總理大臣トシテ其際以前ニハ戰爭ノタメノ如何トル命令タリトモ發セラレタトハ思ヒマセン

同、質問ハ戰爭ニ關スル命令ノコトヲ云ツテ居ルノデハナイ、應政作戦ニ關スル命令又ハ行動ノコトヲ云ツテ居ルノデアル。昭和十六年十二月一日

日ノ御前會議以前、ソウ云フ命令ガ發セラレ又ハ行動ガ採ラレタカ。

答、私ハ總理大臣トシテ又陸軍大臣トシテ、私ガ申上ゲタ爾時ノ決定以前ニ

是等四作ニ就テ如何ナル命令モ發セラル、ガ如キコトハアリ得ナイト思ヒマス。國家ノ戰爭意思決定前ニ攻撃實施ノ命令ヲ出ス管ナシト

同、貴下ハコレヲ四作ニ計畫、展開、實施ヲ含ム總テノ事ガ昭和十六年十二月一日御前會議後ノ一週間ニ行ハレタト云フノデスカ

答、實施ニ就テハソウデアリマス。計畫ニ就テハ自ラ別ナルモノガアリマス。

裏面白紙

如何ナル國家ト雖モ防禦計畫ヲ持ツテ居リマス。此ノ計畫ハ形勢ノ變化ニ應ジテ時々修正セラレテ居リマス。昭和十六年十二月一日御前會議直前ニハ狀況ハ非常ニ緊迫シテ居リマシタ。時局ハ刻々ニ變化シ、諸計畫ハ之ニ伴ツテ變化シテ居リマス。是等諸計畫ノ實施ニ對スル命令ハ閣下決定後迄發セザレナラツタト信ジマス。

同、展開ニ就テハ如何カ

答、他ニモ同様ガアツタ事ヲ御記憶ノコト、思ヒマス。支那事變ハ進行中デアリ、又佛領印度支那共同防衛ニ關連シテ軍隊ノ異動ガ行ハレテキリマシタ。之等ノ諸目的ノ爲メニ種々ノ配備ヲ必要トシマシタ。然シ乍ラ英國又ハ米國ニ對シテ攻撃ヲ實施スルコトハ閣下決定ニ先行スルモノデハナカツタト信ジマス。予想サレウル英一米一蘭ノ攻撃ニ對スル防衛モ亦國家ノ防衛計畫ニ關連シテ考慮サレナケレバナリマセンデシタ。私ハ英國、亞米利加、和蘭ニ對スル攻撃ハ國家ノ意思ヲ表明シタ昭和十六年十二月一日ノ決定ニ伴フベキ答ノモノデアツタト思ヒマス。

裏面白紙

No. 1

No. 74

26 (1947.8.28)  
片(1947) 及 片(1947.8.28)  
(大井博哉(参))

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ニ通リ宣言  
ヲ為シテ上テ相ヲ供述致シマス

Ref Doc 164  
Ex 3030  
高橋  
1947-8-28

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣言供述書

供述者 飯村 穰

1-28

No. 19  
No. 1

Ref Doc 164  
Ex 3030  
高橋  
済 1947-8-28

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ニ通リ宣旨言  
ヲ爲シテ上次ノ如ク供述致シマス

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣言供述書

供述者 飯村 穰

1-08

Ref Doc 164

No. 2

一自今、昭和十六年（一九四一年）一月より同年十月迄總務省戰研究  
所長に在職致ししヲ

一總務省戰研究所同一入、類似、モ、他國ニモ、マ、ス、カ、其、例、ニ、依、リ、  
我國ヲ、昭和十五年（一九四〇年）秋ニ設立セラレマシタ

一總務省戰研究所、閣内閣總理大臣、管理ニ屬シ、國家總  
務省ニ屬スル、基本的調査研究及官吏其他、者、國家總務省戰  
務、閣内閣總理大臣、指、導、ヲ、掌、ル、ト、シ、規定セラレマシタ、マ、ス、カ、實際、運、營、情  
況、ハ、以、下、各、項、ニ、述、ベ、ル、ト、ス、

一本研究所管理、責任者、マ、シ、又、自今、直、屬、上、官、マ、シ、ト、シ、近、衛  
總理大臣、始、メ、各省、陸、海、軍、等、本、研究、所、ニ、對、シ、關、心、極、メ、  
薄、ク、自、今、在、職、間、通、シ、右、各、方面、其他、何、人、モ、本、研究、所、業  
務、關、心、一、回、モ、指、示、指、導、入、示、唆、等、ヲ、受、テ、ラ、レ、ト、シ、本、研究、所、  
ハ、上述、管、制、規定、ニ、基、キ、テ、全、ク、自、立、場、ニ、業務、ヲ、實施、シ、先、ク、  
教育、訓練、者、手、致、シ、シ、

一研究、指、導、者、當、リ、テ、ハ、從、來、暗、記、主義、誌、述、主義、ヲ、廢、シ、啓、蒙、的  
且、實際、的、演、練、効果、ヲ、俎、ヒ、シ、シ、。教育、訓練、内容、ハ、政治、經濟、思  
想、軍事、等、各、般、ニ、言、ル、基礎、知識、講、義、及、体育、ヲ、主、体、ト、シ、其  
他、概、合、演、習、見、學、旅行、等、ヲ、併、用、シ、ラ、シ、

一本研究所、恒、例、的、ニ、行、事、テ、ル、視、ニ、演、習、計、劃、ヲ、自、今、著、任、者  
初、メ、マ、シ、シ、シ、演、習、計、劃、實施、ニ、ハ、本、研究、所、職員、以、外、何、人、ヨ、リ  
マ、指、示、指、導、モ、受、テ、ラ、レ、テ、居、ラ、ズ、又、其、配、置、日、數、ハ、一、月、以、上、度、及、テ、ラ、ズ、シ、

一概、合、演、習、初、メ、與、ル、相、定、ニ、當、時、情、況、ヲ、利用、シ、テ、理由、ハ、或、時、候  
情、況、假、想、心、ニ、テ、ハ、研究、生、情、況、中、人、ト、シ、難、ク、又、相、定、作、爲、  
特、ニ、複雜、教、育、的、基礎、假、想、心、ト、シ、テ、困難、ヲ、生、ラ、ス、

290-2

Ref lac 164

No. 3

尚想定ニ就テ各種ノ情况ハ演習ノ爲ニ方便トシテ單ナル假定情况ニ過ギヌテアリマス 演習ノ対象ハ此等想定情况ソレ自体ニテハナク之等ノ假定ニ基テ協同動作ノ訓練ニアリマス

コノ想定及情况ハ各關係當局ノ實際ノ政策トハ全ク無關係ナリ アリマスノ理由ハコノ種ノ専板ハ各關係當局者以外ハ誰モ知ラズ又各當局ハ之ヲ漏洩スル筈モアリマセン

コノ演習ハ半公開的デアリマシタカラ現実ノ政策ヲ利用スルコトハ出来モセズ又許シモセシテシタ

演習記事ニ「極秘」トアツクハソノ中ニ國家的機密教字ガアツクヲメデアリマス

コノ研究ノ結果ハ本研究所カウ上级官廳デアツク内閣ニ事務的恒例ニ從ヒ提出シタカモ知ラセセシガ其他ハ政府ト言ハズ軍部ト言ハズ全然提出シタコトモナク又此等カラ指示ヲ受ケタコトモアリマセン

目的ハ上述ノ通りデアリ且短時日ノタメ検討ノ余裕モナイ關係上之等ヲ現実ノ政策ニ利用スルナドハ思ヒモヨラス所デアルコトハ書類ヲ一見スレバ何人ヲモ諒解デキル所デアリマス

一研究主ハ各省及民間團體ニ委嘱シテ選定シテモラヒ更ニ研究所ヲ審査シ内閣ニ具申決定ノ上発令シマシタ

年令ハ平均三十三才位ノ若年者ヲ各省等ノ責任アル地位ノ者ハ一人モアリマセン 中ニ判事ガ一名アリマシタガ又モ他ノ者ト同様ニ若年者ヲ其ノ地位ハ低イモノデアリマシタ

一豫算ハ年額十萬円中約半分ハ人件費ヲ残りノ半分ハノ事務費デアリマシタ 豫算ガ極メラ少ナク何等ノ活動モテキマセシテシタ

1-16A

No. 4

Doc 164

一 要スルニ本研究所ハ其ノ名稱及官制上ノ規定カラミレバ  
相當重要ナモノノ様デアリマスガ、實際ハ少壯官吏ノ  
教育機関デアツクニスギマセン。ソノ教育モ色々關係デ  
思フ様ニデキマセンデシタ。

其ノ研究ノ結果テ現實ニ國策又ハ戰爭計畫策  
定ニ利用セラレタモノハアリマセン。

一 昭和十六年(一九四一年)五六月頃各方面ノ援助ヲ受ケル  
目的デ本研究所ニ參與制ヲ設ケマシタガ、全ク有名  
無実ニ終リ、單ニ員ニ備ハルノミデアリマシタ。

一 被告デアル木村、鈴木、星野等カラハ本研究所ノ業務  
ニ関シ一曰モ指導モ示唆モ受ケタコトハアリマセン。

291-2

Ref Doc 164

昭和三年(一九四二年)十月日於東京教皇谷三祖師ヶ谷ニシテ

供述者 飯村穰 (印)

右、當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ  
證明シマス

同日 於東京教皇谷三祖師ヶ谷ニシテ

立會人 塩原時三郎 (印)

No. 5

1-26

No. 6 N-33

292-2

Ref Doc 164

所  
如  
也  
サ  
ル  
ニ  
ト  
ラ  
哲  
言  
フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ

宣  
哲  
言  
書

飯村 穰

(飯村)

N-345  
Ref doc #592

寫  
真

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ復員局第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セル英語ニ依リ印刷セラレ一夜ヨリ成ル「日本軍機密 *Japanese Military Organization*」ト題スル印刷物中陸軍ニ關スル事項ハ關係條規ニ差キ第一復員局ニ於テ整理編纂シタル文書ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月十三日 於 東京

第一復員局文書課長 美山 要 殿

右署名捺印ハ自分ノ面筒ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立 會 人 風 間 泰 男

295-1

444 No. 592

文藝成立ニ關スル證明書

自分ハ復員廳第二復員局文藝課長代理職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セル英

語ニ依リ印刷セラレ一枚ヨリ成ル「日本軍事務簿 *Journal*」  
*Organization* ト題スル印刷物中海軍ニ關スル事項ハ關係條規ニ基キ

第二復員局ニ於テ整理編集シタル文書ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年二月十四日

於 東京 筑 土 隆 男

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルトコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立 會 人 風 岡 泰 男

295-2

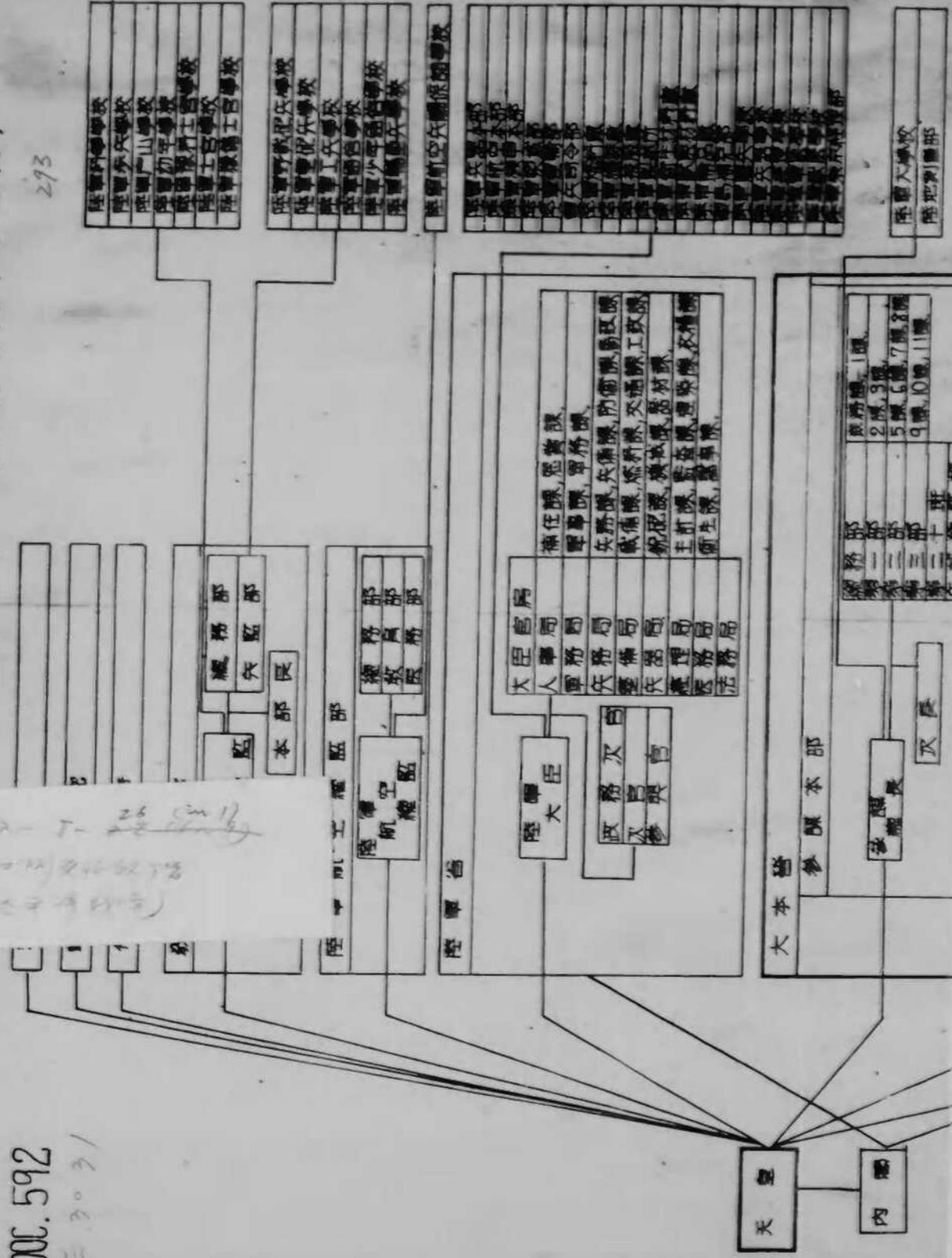
22-1-26  
4022/212278  
(212278)

DEF. DOC. 592

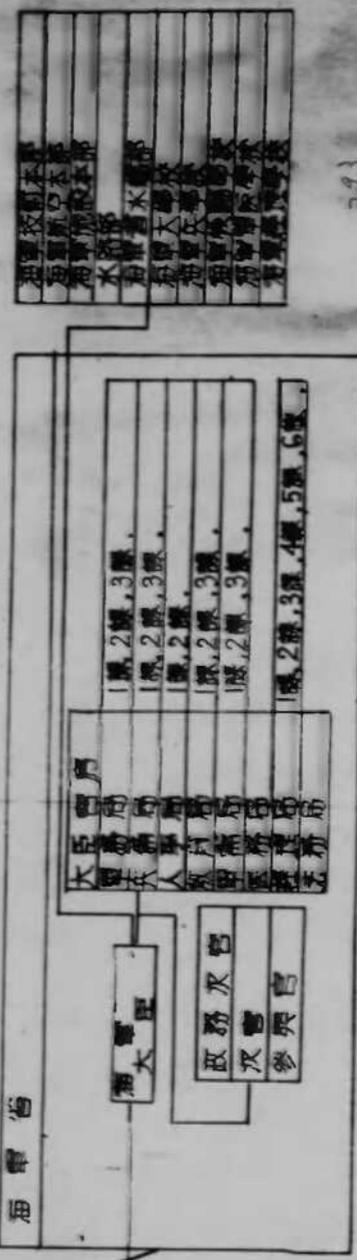
E. 3031

機 構 (昭和十六年十二月)

293



註 陸軍大臣及海軍大臣ハ大本營ニ列スルコトヲ得



293

293



# 訂正

訂正理由	撮影 ミスのため
訂正箇所	直前の / コマ取消 / コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 30 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	奇藤 光始  印
受託責任者	 重隆  印

神奈川県南足柄市中沼210番地  
富士写真フイルム株式会社  
代表取締役



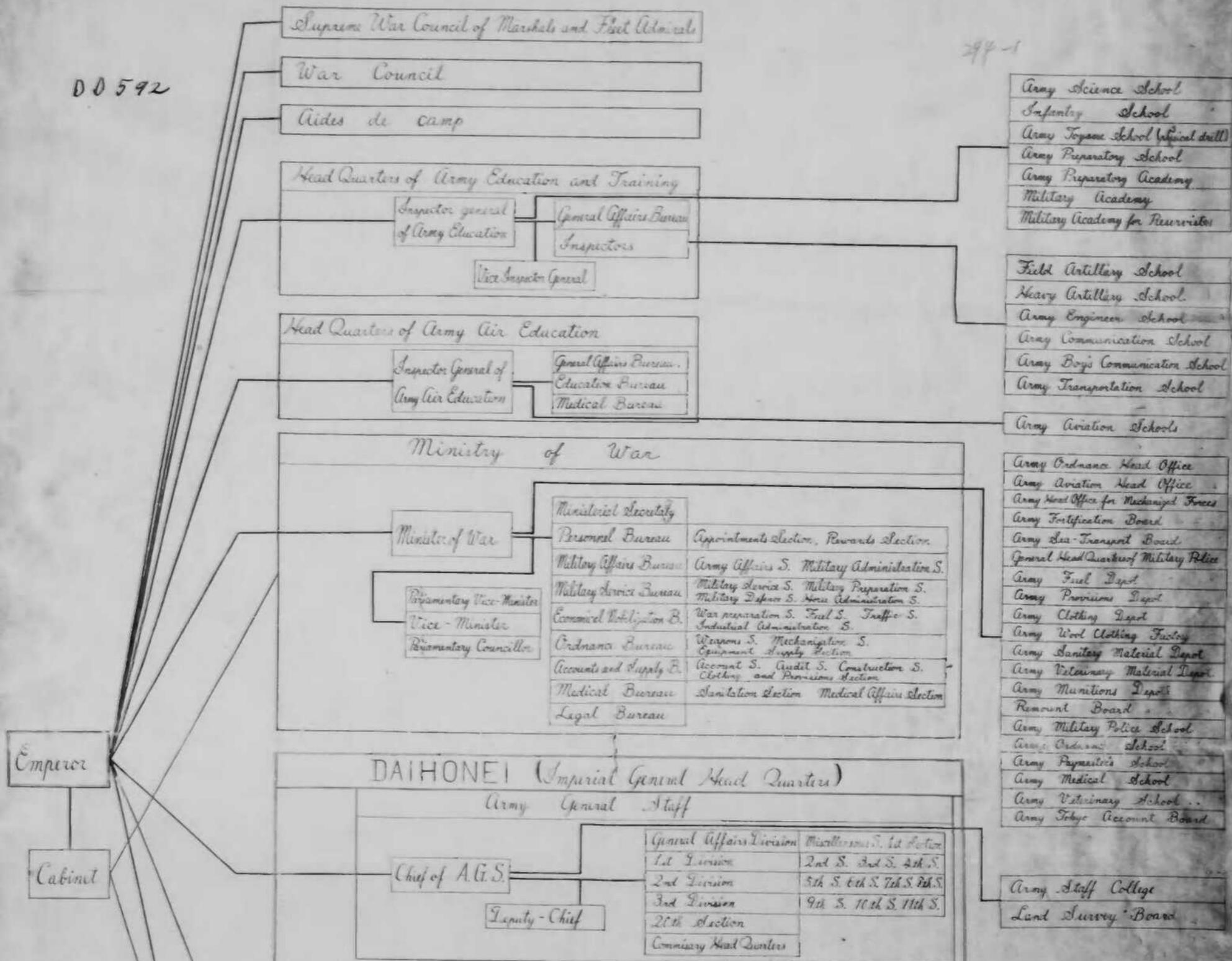
N. 3845  
DD 592

Copy By:  
War Crimes Photo Division  
  
Sigma Corps  
U.S. Army

# Japanese Military Organization (of December 1941)

00592

24-1



- Army Science School
- Infantry School
- Army Topographical School (Physical drill)
- Army Preparatory School
- Army Preparatory Academy
- Military Academy
- Military Academy for Reservists

- Field Artillery School
- Heavy Artillery School
- Army Engineer School
- Army Communication School
- Army Boys' Communication School
- Army Transportation School

Army Aviation Schools

- Army Ordnance Head Office
- Army Aviation Head Office
- Army Head Office for Mechanized Forces
- Army Fortification Board
- Army Sea-Transport Board
- General Head Quarters of Military Police
- Army Fuel Dept.
- Army Provisions Dept.
- Army Clothing Dept.
- Army Wool Clothing Factory
- Army Sanitary Material Depot
- Army Veterinary Material Depot
- Army Munitions Depot
- Remount Board
- Army Military Police School
- Army Ordnance School
- Army Paymaster's School
- Army Medical School
- Army Veterinary School
- Army Tokyo Account Board

- Army Staff College
- Land Survey Board

Emperor

Cabinet

Minister of War

Parliamentary Vice-Minister  
Vice-Minister  
Parliamentary Councillor

Ministerial Secretariat	
Personal Bureau	Appointments Section, Rewards Section
Military Affairs Bureau	Army Affairs S. Military Administration S.
Military Service Bureau	Military Service S. Military Preparation S. Military Defense S. Horse Administration S.
Economical Mobilization B.	War preparation S. Fuel S. Traffic S. Industrial Administration S.
Ordinance Bureau	Weapons S. Mechanization S. Equipment Supply Section
Accounts and Supply B.	Account S. Audit S. Construction S. Clothing and Provision Section
Medical Bureau	Sanitation Section Medical Affairs Section
Legal Bureau	

DAIHONEI (Imperial General Head Quarters)

Army General Staff

Chief of A.G.S.

Deputy-Chief

General Affairs Division	Macintosh S. Lt Section
1st Division	2nd S. 3rd S. 4th S.
2nd Division	5th S. 6th S. 7th S. 8th S.
3rd Division	9th S. 10th S. 11th S.
25th Section	
Commissary Head Quarters	

Navy General Staff

Chief of N.G.S.

Deputy-Chief

Secretary of N.G.S.	
1st Division	1st Section, 2nd Section
2nd Division	3rd Section, 4th Section
3rd Division	5th S. 6th S. 7th S. 7th S.
4th Division	9th Section, 10th Section

War and Navy ministers are entitled to attend meeting of I.G.H.Q.

Navy Ministry

Navy Minister

Parliamentary Vice-Minist.  
Vice-Minister  
Parliamentary Councillor

Ministerial Secretariat	
Military Affairs Bureau	1st Section, 2nd Section, 3rd Section
Mobilization Bureau	1st Section, 2nd Section, 3rd Section
Personal Bureau	1st Section, 2nd Section
Education Bureau	1st Section, 2nd Section, 3rd Section
Bureau of Stores	1st Section, 2nd Section, 3rd Section
Medical Bureau	
Accounts and Supply B.	1st S. 2nd S. 3rd S. 4th S. 5th S. 6th S.
Judicial Affairs Bureau	

- Army Ordnance Head Office
- Army Aviation Head Office
- Army Head Office for Mechanical Forces
- Army Fortification Board
- Army Sea-Transport Board
- General Head Quarters of Military Police
- Army Fuel Dept.
- Army Provisions Dept.
- Army Clothing Dept.
- Army Wool Clothing Factory
- Army Sanitary Material Dept.
- Army Veterinary Material Dept.
- Army Munitions Dept.
- Removal Board
- Army Military Police School
- Army Ordnance School
- Army Paymaster's School
- Army Medical School
- Army Veterinary School
- Army Tokyo Account Board

- Army Staff College
- Land Survey Board

- Naval Technical Department
- Department of Naval Aeronautics
- Naval Civil Engineering Department
- Hydrographic Department
- Submarine Department
- Naval War College
- Naval College
- Naval Engineering College
- Naval Medical College
- Naval Paymaster's College

294-1

N-30  
DD 57

592

294-2

294-2

294-2

294-2



298-2

298-2



298-2

298-2

298-2

林  
逸  
郎

22-8-28

Def. Doc. 1251

却下

本勅令ハ昭和十八年改訂以前ノモノアルモ  
兵站關係事項ヲ除キ改訂後ノモノト大差ナシ

戰時高等司令部職務令 第三章  
第一節 總則

第一 本令ハ高等司令部職務令ノ範圍ヲ規定スルモノニシテ能ク之  
ヲ實際ニ應用シテ支隊ヲカラシムルハ各官ノ責任トス  
第二 陸軍省ニ於ケル高等司令部ノ職務令ハ特ニ規定スルモノノ外本  
令ニ據ルモノトス

第三 朝鮮、(臺灣、關東) 軍司令部若ハ陸海軍守備隊ノ勤務ハ特ニ規  
定アルモノノ外軍若ハ師團司令部ニ屬兵隊司令部一師團司令部ニ  
準ス

第四 方面軍司令部並方面軍ニ屬スル軍司令部ノ勤務ニ關シテハ陸海  
軍規定スルモノノ外本令ヲ準用スルモノトス

第五 師團獨立スル場合ニハ師團長、幕僚、各部長ノ職務及責任ハ軍

296-1

原本不明瞭

原本不明瞭

ノ爲ニ規定セルモノニ依テスルモノトス

第六 本令ノ實施ハ陸軍省ニ於テニ終ルモノトス

第二章 軍司令部

第七 軍司令官ハ天皇ニ直接シテ指揮ス

第八 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第九 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第十 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第十一 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第十二 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第十三 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第十四 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第十五 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第十六 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第十七 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第十八 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第十九 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第二十 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第二十一 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第二十二 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第二十三 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第二十四 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第二十五 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第二十六 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第二十七 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第二十八 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第二十九 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第三十 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第三十一 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第三十二 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第三十三 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第三十四 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第三十五 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第三十六 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第三十七 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第三十八 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第三十九 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第四十 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第四十一 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第四十二 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第四十三 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第四十四 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

第四十五 軍司令官ハ軍作爲ニ直接シテ指揮ス

297-1

297-2

- 部附航空兵科將校
- 部附瓦斯掛將校
- 部附騎機掛將校
- 部附通信掛將校
- 部附給水掛將校
- 部附兼勤將校

第一課高級參謀ノ指示  
 第二課高級參謀ノ指示  
 第三課高級參謀ノ指示  
 第三課高級參謀ノ指示  
 第三課高級參謀ノ指示  
 兵務部ト連絡シ兵器ノ補充

- 四 給養及衛生ニ關スル事項
- 五 作戦地域ニ於ケル行政ニ關スル事項
- 六 第三課ニ屬スル陸軍中隊ノ編成
- 第十六 參謀部ノ業務ノ發展ノ如ク之ヲ区分スト雖各課互ニ密接ナル  
 連絡ヲ保持シ要スルハ互ニ相補助シ以テ業務ノ進捗ヲ阻ルヲ畏ス
- 第十七 備 除
- 第十八

298-1

- 一 作戦ニ關係アル命令、通報、報告ノ發及受領
- 二 軍隊ノ教育訓練ニ關スル事項
- 三 糧秣製作日誌及第一課ニ關スル陸軍中隊ノ日誌ノ記載
- 第二課
  - 一 情報蒐集ニ關スル事項 (部隊ノ位置ニ關スル事項ヲ除ク) 情報ノ整理、整理、整理、整理
  - 二 諜報及宣傳ニ關スル事項
  - 三 地圖ノ補修、調製並ニ地圖ノ爲ルヘキ地方ノ交通及資源調査ニ關スル事項
  - 四 從軍外國武官、新聞通信員等ノ監督及其通信記事ノ審核并ニ他務ノ保持ニ關スル事項
  - 五 第二課ニ屬スル陸軍中隊ノ日誌ノ記載
  - 第三課
    - 一 人馬ノ補充及軍需品ノ補充ニ關スル計畫
    - 二 兵站ニ關スル計畫並ニ之ニ關スル命令、通報、報告ノ起草
    - 三 交通、通信ノ計畫並ニ之ニ關スル特別ノ命令、通報、報告ノ起草

297-2

原本不明瞭

- 第十九 各課ノ高級參謀ハ課内ノ事務整理ニ關シ其責ニ任ス
- 其二 副官部
- 第二十 軍副官部ハ作戦ニ直接關係ヲ有セサル業務ヲ管掌ス其主要ナル事項概テ左ノ如シ
  - 一 軍司令部ニ屬スルモノノ戦時名簿及退陣名簿ニ關スル事項
  - ニ 日々命令ノ起草並ニ人員表及死傷表等ノ整理
  - 三 軍人軍馬ノ人事ニ關スル事務
  - 四 人馬ノ補充ニ關スル事務
  - 五 物件 軍兵器部、軍醫部、軍醫部ニ於テ取扱フ物件ヲ除ケ、修理、交換及補給ニ關スル事項
  - 六 俘虜、戰利品ノ取扱及慰勞人ニ關スル事項
  - 七 圖書ノ保管及授受ニ關スル事項
  - 八 陣中日誌ノ記載
- 其他軍副官ハ連絡及時トシテ搜索等ノ勤務ニ服ス
- 第二十一 軍高級副官ハ軍參謀長ノ命ヲ承ケ部務ノ整理ニ關シ其ノ責ニ任ス
- 第二十二 略
- 其四 軍管理部
- 第二十三 軍管理部ハ軍醫部長ノ指示ヲ承ケ軍司令部ノ設備、發給、宿營、給養其他會社事務ニ關スルモノヲ掌リ且軍司令部一般ノ軍紀風紀ヲ維持ス
- 第二十四 軍管理部長ハ軍司令部内下士官以下ノ各課ヲ除クニ關シ總體ヲ有ス
- 第二十五 略
- 第二十六 憲兵長ハ軍醫部長ノ命ヲ承ケ軍司令部所在地及軍直轄管區ニ於ケル軍紀及軍醫事務ノ維持並ニ治安ノ維持ニ關シ且既、未決囚徒、拘禁留置ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十七 衛兵長、一、其職務、衛兵ノ命令並ニ關スル事項
- 第二十八 輔官兵衛官
- 第二十九 主計（經理部將校）

299-1

- 第十九 各課ノ高級參謀ハ課内ノ事務整理ニ關シ其責ニ任ス
- 其二 副官部
- 第二十 軍副官部ハ作戦ニ直接關係ヲ有セサル業務ヲ管掌ス其主要ナル事項概テ左ノ如シ
  - 一 軍司令部ニ屬スルモノノ戦時名簿及退陣名簿ニ關スル事項
  - ニ 日々命令ノ起草並ニ人員表及死傷表等ノ整理
  - 三 軍人軍馬ノ人事ニ關スル事務
  - 四 人馬ノ補充ニ關スル事務
  - 五 物件 軍兵器部、軍醫部、軍醫部ニ於テ取扱フ物件ヲ除ケ、修理、交換及補給ニ關スル事項
  - 六 俘虜、戰利品ノ取扱及慰勞人ニ關スル事項
  - 七 圖書ノ保管及授受ニ關スル事項
  - 八 陣中日誌ノ記載
- 其他軍副官ハ連絡及時トシテ搜索等ノ勤務ニ服ス
- 第二十一 軍高級副官ハ軍參謀長ノ命ヲ承ケ部務ノ整理ニ關シ其ノ責ニ任ス
- 第二十二 略
- 其四 軍管理部
- 第二十三 軍管理部ハ軍醫部長ノ指示ヲ承ケ軍司令部ノ設備、發給、宿營、給養其他會社事務ニ關スルモノヲ掌リ且軍司令部一般ノ軍紀風紀ヲ維持ス
- 第二十四 軍管理部長ハ軍司令部内下士官以下ノ各課ヲ除クニ關シ總體ヲ有ス
- 第二十五 略
- 第二十六 憲兵長ハ軍醫部長ノ命ヲ承ケ軍司令部所在地及軍直轄管區ニ於ケル軍紀及軍醫事務ノ維持並ニ治安ノ維持ニ關シ且既、未決囚徒、拘禁留置ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十七 衛兵長、一、其職務、衛兵ノ命令並ニ關スル事項
- 第二十八 輔官兵衛官
- 第二十九 主計（經理部將校）

299-2

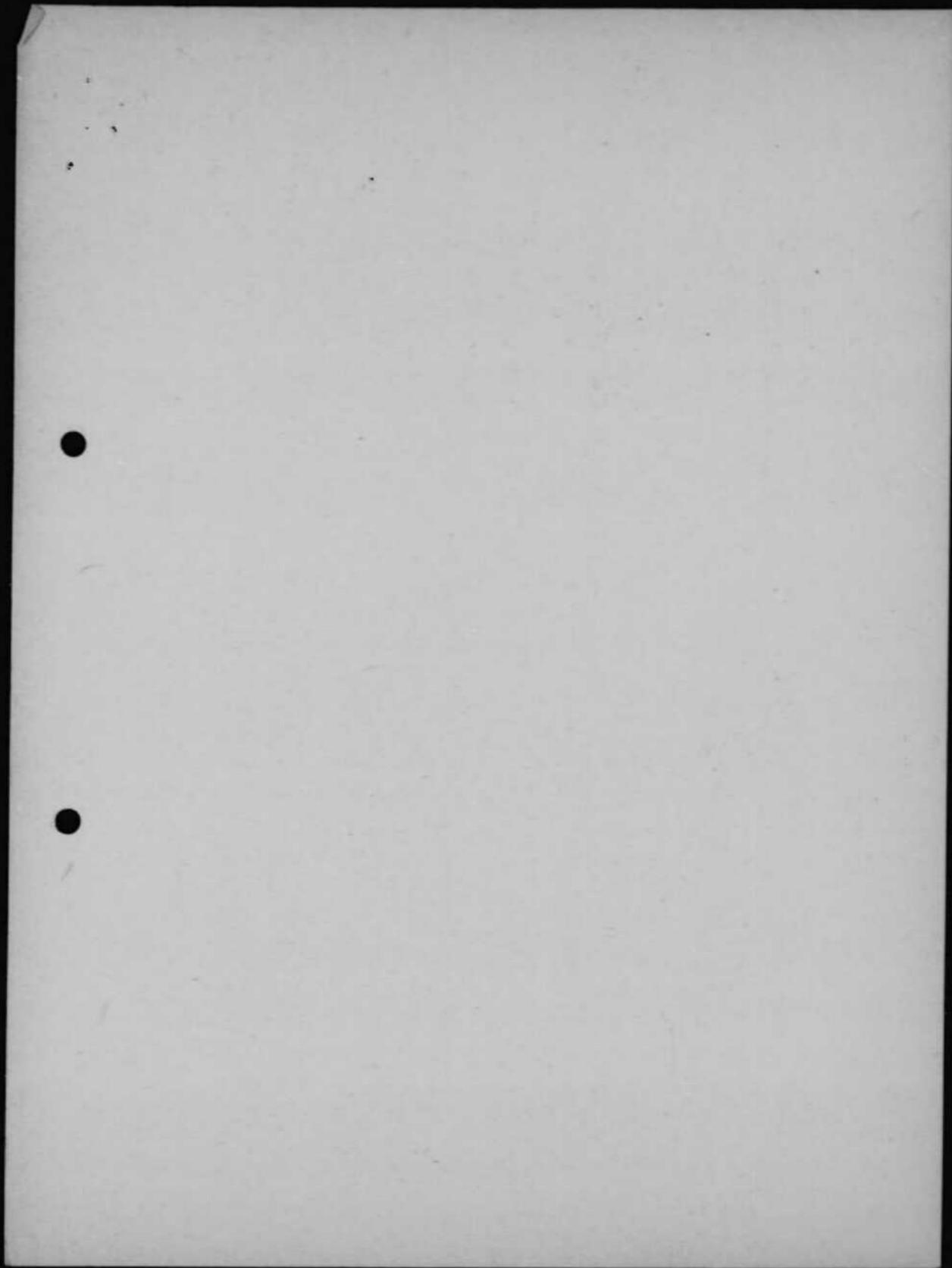
原本不明瞭

第五章 軍兵器部

- 第三十 軍兵器部長ハ軍司令官ニ隷屬シ軍兵器ニ關スル業務ヲ掌リ且軍一般ノ兵器業務ヲ監督ス
- 業務ニ關シ野戦兵器部長ノ指示ヲ受クルモノトス
- 第三十一 軍兵器部長ハ軍參謀長ヨリ陸上必要ノ兵器ヲ承ケ之ニ基キ兵器時ニ彈藥供給ノ要ヲ酌量シテ之ヲ供給スルモノトシテ其ノ兵器ノ整備及修理、交換、運送及保管等ノ業務ヲ掌ルモノトシテ其ノ兵器ノ整備及修理、交換、運送及保管等ノ業務ヲ掌ルモノトス
- 品等ノ調辨並販賣運送及保管等ノ業務ヲ掌ルモノトス
- 令官ニ具申シ以テ軍ノ兵器ヲ運送スルコトニ努ムヘシ
- 第三十二 軍兵器部長ハ軍司令官ノ命ヲ承ケ作戦地ニ於ケル兵器製造修理ニ使用シ得ヘキ材料等ノ供給力ノ利用蒐集ニ關シ所長ノ規定ヲ爲スモノトス
- 第三十三 軍兵器部長ハ當ニ兵器ノ現況ヲ視ニシ兵器ノ保存等ニ關シノ性質作戦地ノ状況及部隊ノ運動等ニ基キ兵器ノ整備及修理ニ關シ所長ノ規定ヲ爲スモノトス
- 第三十四 以上ノ外戦時兵器部勤務令ニ據ル

第六章 軍經理部

- 第三十五 軍經理部長ハ軍司令官ニ隷屬シ軍ノ衣糧、貨物（特ニ規定アルモノヲ除ク）及金銀業務ヲ掌リ且軍一般ノ會計經理ヲ監督ス
- 軍經理部長ハ其業務ニ關シ野戦經理部長ノ指示ヲ承クルモノトス
- 第三十六 軍經理部長ハ軍參謀長ヨリ作戦上必要ノ告知ヲ承ケ之ニ基キ軍需品就中糧秣ノ調辨、輸送及管理並給養等ニ關スル業務ヲ掌ルモノトシテ其ノ業務ニ關シ野戦經理部長ノ指示ヲ承ケ之ニ基キ令官ニ具申シ要スレハ軍需品部長ノ指示ヲ承ケ之ニ基キ此等業務ノ一部ヲ擔任シ其ノ業務ニ關シ野戦經理部長ノ指示ヲ受クルモノトス
- 第三十七 軍經理部長ハ軍司令官ノ命ヲ承ケ作戦地ニ於ケル地方物資及運搬力ヲ適當ニ利用スルモノトシテ其ノ業務ニ關シ野戦經理部長ノ指示ヲ爲スモノトス
- 第三十八 部長ハ部員若干ヲ指定シ專ラ
- 金銀事務
- 糧秣事務
- 被服事務
- ヲ管掌セシム
- 第三十九 以上ノ外戦時經理部勤務令ニ據ル



原本不明瞭

裏面白紙

第七章 軍醫部

第四十 軍醫部長ハ軍司令官ニ隷屬シ軍ノ保健、防疫、患者ノ收療  
後送及衛生材料ノ補給ニ關スル業務ヲ掌リ且軍一級ノ衛生勤務ヲ監  
督ス

軍醫部長ハ其業務ニ關シ師団衛生長官ノ指示ヲ承クルモノトス  
第四十一 軍醫部長ハ軍參謀長ヨリ製作上必要ノ告知ヲ承ケ之ニ基  
キ師団衛生機關ト兵站衛生機關ト連絡患者ノ收療、後送及衛生材料  
ノ補給等ニ關シ策案ヲ軍司令官ニ具申シ且軍直屬部隊ノ爲此等ノ業  
務ヲ擔任スルモノトス

第四十二 軍醫部長ハ衛生機關ノ設備並患者ノ後送等ニ要スル人馬  
材料ニ關シテハ軍參謀長及軍經理部長ニ協議シ之カ調整ヲ圖ルモノ  
トス

第四十三 軍醫部長ハ軍一級ノ健康ヲ保全スル爲地方ノ衛生ニ注意  
シ所要ノ計畫ヲ爲シ軍司令官ニ具申ス

第四十四 以上ノ外戰時衛生勤務令ニ據ル

301

第八章 軍獣行部

第四十五 軍獣行部長ハ軍司令官ニ直屬シ軍馬ノ保健、防疫、傷病馬ノ收療、後送及獣行材料、蹄鐵ノ補給並食料屠肉ノ検査ニ關スル業務ヲ掌リ且軍一級ノ馬匹衛生勸誘ヲ監督ス

第四十六 軍獣行部長ハ軍參謀長ヨリ作戦上必要ノ告知ヲ承ケ之ニ基キ野戰軍馬、衛生機關ト兵站軍馬衛生機關トノ連絡、傷病馬ノ收療、後送及獣行材料、蹄鐵ノ補給ニ關シ意見ヲ軍司令官ニ具申シ且軍直屬部隊ノ爲此等業務ヲ擔任スルモノトス

第四十七 軍獣行部長ハ軍馬ノ健康ヲ保全スル爲地方家畜ノ衛生ニ注意シ所長ノ計畫ヲ爲シ軍司令官ニ具申ス

第四十八 以上ノ外戰時軍獣行部勸誘令ニ據ル

第九章 軍法務部

第四十九 軍法務部長ハ軍司令官ニ隸屬シ軍專司法ニ關スル事項ヲ掌リ且法律事項ニ關シ軍司令官ノ諮問ニ應ス

第五十 略

302-1

裏面白紙

# 訂正

訂正理由	撮影 ミスのため
訂正箇所	直前の / コマ取消
	/ コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 30 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	奇藤 光始  印
受託責任者	神奈川県南足柄市平沼210番地 富士写真フイルム株式会社 代表取締役  森 重隆  印

第八章 軍獣部

第四十五 軍獣部長ハ軍司令官ニ直屬シ軍馬ノ保健、防疫、傷病馬ノ收療、後送及獣行材料、蹄鐵ノ補給並食料屠肉ノ検査ニ關スル業務ヲ掌リ且軍一般ノ馬匹衛生勸誘ヲ監督ス

第四十六 軍獣部長ハ軍參謀長ヨリ作戦上必要ノ告知ヲ承ケ之ニ基キ野戰軍馬、衛生機關ト兵站軍馬衛生機關トノ連絡、傷病馬ノ收療、後送及獣行材料、蹄鐵ノ補給ニ關シ意見ヲ軍司令官ニ具申シ且軍直屬部隊ノ爲此等業務ヲ擔任スルモノトス

第四十七 軍獣部長ハ軍馬ノ健康ヲ保全スル爲地方家畜ノ衛生ニ注意シ所要ノ計畫ヲ爲シ軍司令官ニ具申ス

第九章 軍法務部

第四十九 軍法務部長ハ軍司令官ニ隸屬シ軍專司法ニ關スル事項ヲ掌リ且法律事項ニ關シ軍司令官ノ諮問ニ應ス

第五十 略

302-1

原本不明瞭

第五十一 軍法務部長並部員ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ軍法會議ノ事務ニ服ス

第十章 軍司令部通信

第五十二 班長ハ軍司令官ニ隷屬シ軍參謀長ノ指示ヲ承ケ軍司令部内ニ於ケル通信勤務ニ服ス

第十一章 其他ノ配屬機關

第五十三 軍司令部ニ測量ニ要スル人員ヲ配屬セラレタル場合ニハ通常軍測量班ト爲ス

軍測量班長ハ軍司令官ニ隷屬シ軍參謀長ノ指示ヲ承ケ直接作業ニ必  
要ナル測量ヲ行フ

第五十四 以上ノ外必要ニ應ジ軍司令部ニ配屬セラレタル入長ハ軍司令官ノ命ヲ承ケ所屬ノ部ニ分屬ミラレ若ハ特設ノ機關トシテ各々其業務ニ服ス

第三篇 師司令部

第一章 師團長

第五十五 師團長ハ軍司令官ニ隷屬シ師團ヲ統率ス

第五十六 師團長ハ師團ノ整備及補給ニ遺漏ナカラシムルヲ要ス之カ爲特ニ留守師團長ト連絡シ留守師團人馬ノ補充力及教育ノ情況ヲ詳知シアアルヲ必要ナリ

第二章 師團參謀長

第五十七 師團參謀長ハ師團長ヲ輔佐スルヲ以テ主要ナル任務トス之カ爲常ニ其意圖ヲ熟知シ師團ノ統帥ニ關シ適時師團長ノ決断ヲ助成シ且其企圖達成ニ關シ責任ヲ負フモノトス

師團參謀長ハ作戦ニ關スル諸計畫及師團ノ統帥ニ關スル策案ヲ隨時師團長ニ具申ス

第五十八 師團參謀長ハ全般ノ狀況ニ通曉シ人馬ノ補充、給養、衛生及兵器、材料ノ補給等ニ注意シ以テ師團ノ戰鬥力ヲシテ常ニ充實セシメアルヲ要ス

第五十九 師團參謀長ハ參謀部ノ主要業務ヲ適當ニ區分シ參謀ノ技能ニ應ジ之ヲ管掌セシム

第六十 師團參謀長ハ幕僚ノ業務ヲ指揮監督シ師團長ノ意圖ヲ受ケ司令部一般ノ業務ヲ統制スルモノトス

第五十一 軍法務部長並部員ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ軍法會議ノ事務ニ服ス

第十章 軍司令部通信

第五十二 班長ハ軍司令官ニ隷屬シ軍參謀長ノ指示ヲ承ケ軍司令部内ニ於ケル通信勤務ニ服ス

第十一章 其他ノ配屬機關

第五十三 軍司令部ニ測量ニ要スル人員ヲ配屬セラレタル場合ニハ通常軍測量班ト爲ス

軍測量班長ハ軍司令官ニ隷屬シ軍參謀長ノ指示ヲ承ケ直接作業ニ必  
要ナル測量ヲ行フ

第五十四 以上ノ外必要ニ應ジ軍司令部ニ配屬セラレタル入長ハ軍司令官ノ命ヲ承ケ所屬ノ部ニ分屬ミラレ若ハ特設ノ機關トシテ各々其業務ニ服ス

第三篇 師司令部

第一章 師團長

第五十五 師團長ハ軍司令官ニ隷屬シ師團ヲ統率ス

第五十六 師團長ハ師團ノ整備及補給ニ遺漏ナカラシムルヲ要ス之カ爲特ニ留守師團長ト連絡シ留守師團人馬ノ補充力及教育ノ情況ヲ詳知シアアルヲ必要ナリ

第二章 師團參謀長

第五十七 師團參謀長ハ師團長ヲ輔佐スルヲ以テ主要ナル任務トス之カ爲常ニ其意圖ヲ熟知シ師團ノ統帥ニ關シ適時師團長ノ決断ヲ助成シ且其企圖達成ニ關シ責任ヲ負フモノトス

師團參謀長ハ作戦ニ關スル諸計畫及師團ノ統帥ニ關スル策案ヲ隨時師團長ニ具申ス

第五十八 師團參謀長ハ全般ノ狀況ニ通曉シ人馬ノ補充、給養、衛生及兵器、材料ノ補給等ニ注意シ以テ師團ノ戰鬥力ヲシテ常ニ充實セシメアルヲ要ス

第五十九 師團參謀長ハ參謀部ノ主要業務ヲ適當ニ區分シ參謀ノ技能ニ應ジ之ヲ管掌セシム

第六十 師團參謀長ハ幕僚ノ業務ヲ指揮監督シ師團長ノ意圖ヲ受ケ司令部一般ノ業務ヲ統制スルモノトス

原本不明瞭

他参謀ノ不在ニ際シテモ能ク其業務ノ進捗ニ支障ナカラシムルヲ要ス

第六十三 師附通信指揮校ハ主任参謀ノ指示ヲ承ケ通信ノ技術的事項ニ關シ参謀ヲ輔佐シ且司令部内通信機密ヲ監督ス

師附瓦斯指揮校ハ主任参謀ノ指示ヲ承ケ師口ノ瓦斯勤務ニ關シ参謀ヲ輔佐シ且司令部内ノ瓦斯勤務ニ服ス

師附暗號指揮校ハ主任参謀ノ指示ヲ承ケ暗號ノ作製及師口司令部ニ於テ發受信スル暗號電報ノ編立、編譯ニ任シ且師口内各部隊ノ暗號業務ヲ指導ス

其二 師口司令部

第六十四 師口司令部ハ作戦ニ直接關係ヲ有セサル業務ヲ管掌ス

其主ナル事項概テ左ノ如シ

- 一 司令部ニ屬スルモノノ機密事項及馬匹名簿ニ關スル事項
- 二 日々命令ノ起草並人員選考及死傷表等ノ編製
- 三 人員軍口ノ人事ニ關スル事務
- 四 人員ノ補充ニ關スル事務

304-1

第三章 師口事務

其一 師口参謀部

第六十一 師口参謀ハ参謀長ノ命ヲ承ケ概テ左ノ業務ヲ分擔ス

- 一 イ 作戦ニ關スル計畫並命令、通報、報告、起草
- ロ 情報ノ蒐集、整理、整理及査察
- ハ 軍隊教育、訓練ニ關スル事項
- ニ 人員ノ補充及醫藥ノ補給ニ關スル計畫並給養、衛生及輜重ノ運用ニ關スル事項
- ロ 地圖ノ精修及圖表等之整理及交通ノ調査
- ハ 從軍外國武官、新聞記者等ノ監督並其通信記事並其他秘密保持ニ關スル事項
- ニ イ 作戦ニ關スル命令、通報、報告ノ發送及受領
- ロ 通信ノ計畫並通信機密ノ使用ニ關スル事項
- ハ 機密作戦日誌及陣中日誌ノ記載

以上ノ外師口参謀ハ應接搜索及連絡等ノ諸勤務ニ服ス

第六十二 師口参謀ハ各々其分擔業務ニ服スルノ外互ニ相補助シ特ニ

303-2

原本不明瞭

第六十九 兵品部長ハ參謀長ヨリ作戦上必要ノ兵器ヲ承ケ之ニ悉キ兵器ヲ彈藥補充ノ資給ラシムル爲所及ノ處置ヲ辦スルト共ニ兵器ノ整備、交換、檢査、送送及兵器用物品等ノ調辦並ニ現場遺棄兵器ノ蒐集利用ニ關スル策案ヲ師團長ニ具申シ以テ師團兵器ヲ充實スル事ニ努ムヘシ

第七十 兵器部長ハ官ニ兵器ノ現況ヲ詳知シ且兵器保存特ニ之カ威力ノ充實發揮等ニ關シ各種ノ手段ヲ講シ所要ニ應ジ師團長ニ意見ヲ具申ス

第七十一 業務 戰時兵器管理令ニ據ル

第五章 師團兵器管理

第七十二 師團經理部長ハ師團長ニ隷屬シ師團ノ夜糧、貨物及金錢ニ關スル業務ヲ掌リ且師團一統ノ會計經理ヲ監督ス

業務ニ關シ軍經理部長ノ指示ヲ承クルモノトス

第七十三 師團經理部長ハ參謀長ヨリ作戦上必要ノ告知ヲ承ケ之ニ悉キ軍需品就中糧秣ノ調辦、檢査及管理並給養等ニ關スル策案、師團長ニ具申シ要スレハ目ラ此等業務ノ一部ヲ擔任シ常ニ軍需ノ需要ヲ

六 物件（各部ニ關スルモノヲ除ク）ノ修理、交換並補給

六 倉庫、以利益ノ爲及運搬人ニ關スル事

六 師團ノ保管及取扱ニ關スル事項

六 陣中日誌ノ記帳

其他師團官ハ連絡及檢査ノ義務ヲ負フ

第六十五 高級師團官ハ參謀長ノ命ヲ承ケ師團ノ整理ニ關シ其責ニ任ス

第六十六 略

第四章 師團兵器管理

第六十七 軍經理部長ニ據ル

但輻重兵器官ハ師團長ノ命ニ依リ師團ノ行李ヲ指揮ス之カ爲要スレハ主任參謀ヨリ必要ナル指示ヲ承クルモノトス

第五章 師團兵器管理

第六十八 師團兵器部長ハ參謀長ニ隷屬シ師團ノ兵器ニ關スル業務ヲ掌リ且師團一統ノ兵器管理ヲ監督ス

其業務ニ關シ軍兵器部長ノ指示ヲ承クルモノトス

309-2

原本不明瞭

第七十七 獸醫部長ハ師團長ニ獸醫シ草馬ノ保健、防疫、傷病馬ノ收療、後送ニ關スル全費及獸醫材料、蹄鐵ノ補給並食飲厩内ノ検査ニ關スルコトヲ掌リ又馬糞ノ調辨ニ參與シ且師團一般ノ馬匹衛生勤務ヲ監督ス

第七十八 藥務ニ關シ軍獸醫部長ノ指示ヲ承クルモノトス

第七十九 獸醫部長ハ參謀長ヨリ作戦上必要ノ告知ヲ承ケ之ニ基キ病馬收容所ノ編成並使用計畫ヲ立案シ師團長ニ具申ス

第八十 獸醫部長ハ軍馬ノ健康ヲ保全スル爲地方家畜ノ衛生ニ注意シ所要ノ計畫ヲ爲シ師團長ニ具申ス

第八十 藥務：陸時駐屯部令

第四篇 旅團司令部

第五篇 留守師團司令部

第八十八 留守師團司令部各官ノ職務及責任並事務進行ニ關シテハ特ニ規定アルモノノ外總テ平時ノ諸條規ニ據ルモノトス

第八十九 出征部隊ノ人馬ノ補充及物件ノ補給ヲ掌ル

306-1

充足セシムル事ニ努メヘシ

第七十四 略

第七十一 藥務 陸時駐屯部令

第六篇 師團軍醫部

第七十二 軍醫部長ハ師團長ニ獸醫シ師團ノ保健、防疫、患者ノ收療及後送ノ全費並畜生材料ノ補給藥務ヲ掌リ且師團一般ノ衛生勤務ヲ監督ス

軍醫部長ハ其職務ニ關シ軍醫部長ノ指示ヲ承クルモノトス

第七十三 軍醫部長ハ參謀長ヨリ作戦上必要ノ告知ヲ承ケ之ニ基キ衛生隊及野戰病院使用ノ計畫ヲ立案シ師團長ニ具申ス

第七十四 軍醫部長ハ野戰病院ノ設備及患者ノ設置ニ要スル人馬材料ニ關シテハ參謀長及經理部長ニ協同シ之カ調遣ヲ計ルモノトス

第七十五 軍醫部長ハ師團一般ノ健康ヲ保全スル爲地方ノ衛生ニ注意シ所要ノ計畫ヲ爲シ師團長ニ具申ス

第七十六 軍醫部ノ藥務 野戰衛生勤務令

第七章 師團獸醫部

305-2

原本不明瞭

第九十 留守師團長ノ職級及責任ハ常設師團長其ノ平時所在地ヲ離ル

ル日ニ始リ歸還スル日ヲ以テ終ル但部務ノ進捗ヲ確實ナラシムル爲  
留守師團司令部ノ職員ハ動員下令後速ニ當該常設師團司令部ノ職員  
ト共ニ各々其業務ニ服スルモノトス

第九十一 留守師團長ハ管内ニ宿営シ若シ管内ヲ通行スル部隊ノ軍紀  
風紀ヲ維持スル爲必其ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六篇 陣中勤務

第一章 通 則

第九十二 戦時高等司令部ハ軍隊指揮ノ核心ニシテ司令部業務ノ良否  
ハ直ニ戦局ノ勝敗ニ關スルモノトス

故ニ指揮官及司令部内各機関ハ各其職責ヲ重ンジ互ニ信頼信託シ一心  
同体トナリ業務ノ圓滑ヲ期スサルヘカラス

第九十三 實戦ノ經驗ハ戦法及司令部ノ業務等ニ對シ最も重要ナル價  
値ヲ有スルモノトス故ニ戦時高等司令部ハ其ノ擔任業務ニ關シ遠ニ  
作戦ノ經驗ヲ研究シ之カ利用ニ努メサルヘカラス

第九十四 司令部ノ業務ニ關シ秘密ヲ保持スルハ指揮官ノ企圖遂行上

最も重大ナル要件ナリ就中作戦ノ計畫及後方ノ施設ニ參與スル者ニ  
於テ然リトス故ニ司令部ノ業務ニ服スル者ハ嚴ニ秘密ヲ保持シ特ニ  
司令部ノ開設移動等ニ際シテハ管ニ敵ニ對スルノミナラス間諜及地  
方人等ニ對シテモ監視及警戒ヲ嚴ナラシムルヲ要ス

第二章 司令部ノ移動

第九十六 軍隊ノ行動間ニ於ケル司令部ノ移動ハ一國若ハ數梯團トナ  
リテ實施ス

軍司令部若ハ師團長ハ行軍隊内ニ在リテ司令部ト共ニ前進スルカ  
或ハ所要ノ機關ヲ伴ヒ自動車等ニ依リ躍進的ニ前進スルモノトス  
爾他ノ諸機關ハ指示セラレタル位置ニ在リテ前進スルヲ通常トスル  
モ所要ニ應ジ躍進的ニ前進スルコトアリ

第九十七 行軍隊内ニ於ケル司令部ノ序列ヲ決定スルニハ報告及通  
報ノ受領並命令ノ下達ニ便ナルコトヲ指揮官及幕僚ヲシテ冷靜ニ執  
務シ得ルコト並直接警戒兵及報告、通報受領者ヲ先行セシメ指揮官  
及幕僚ノ後方ニハ若干ノ距離ヲ開シ幕僚所長ノ傳令各部長及命令受

307-1

原本不明瞭

領者並此等ノ願從者要スレハ直接發給兵ヲ發行セシムルヲ可トス  
 第九十八 會戰間ニ於ケル司令部位置ノ移動ハ一時連絡ヲ斷絶スルノ  
 虞ノルヲ以テ成ルヘク之ヲ避クルヲ要ス  
 然レ共戰況之ヲ要スル場合ニハ敵ヲ移動間ノ不利ヲ計スル方法ヲ講  
 シタル後之ヲ行フヲ可トス  
 第九十九 司令部ノ移動ニ方リテハ成ル可ク速ニ通信網ヲ設備スルヲ  
 要ス之カ爲軍司令部時トシテ師團司令部ハ新位置ニ於ケル通信設備  
 完成スル迄舊位置ニ在リテ執務スルヲ可トスルコトアリ  
 第一百 移動間ニ於ケル司令部ノ直接警戒及防空ハ通常軍隊一般ノ配置  
 ニ依リ行ハルヘキニ要スレハ司令部ニ隷屬セル衛兵ヲ以テ之ニ當テ  
 シムルモノトス

第三章 司令部ノ設備

第一百一 司令部職務ノ位置ハ作戰上ノ要求ニ依リ決定セラルルモノト  
 ス而シテ其ノ細部ノ位置ヲ決定スルニハ交通ノ便ニシテ各機  
 關ノ配置ニ十分ナル家屋若シテハ地盤ノ好、且運搬良好、警戒ニ便  
 ナルコト等ニ關シ願感スルヲ要ス

307.2

第二百二 司令部ヲ設備スルニハ各機關毎ニ一室若ハ一家屋ヲ占メ且互  
 ニ交通便ナルヲ要ス  
 司令部官若ハ師團長ノ爲ニハ司令部内ニ於テ閑靜ニシテ且參謀部ト  
 ノ交通便ナル位置ヲ選定スルヲ可トス  
 參謀部各課（師團參謀長）ハ軍司令官（師團長）及各部並外部ト  
 ノ交通ニシテ且秘密保持ニ容易ナル位置ニ設クルヲ可トス  
 其他ノ各機關ハ適宜離隔シテ配置スヘキモ參謀部及各部相互間ノ交  
 通便ナルコトヲ願感スルヲ要ス  
 第二百三 司令部通信所ハ一箇所若ハ數ヶ所ニ之ヲ設ケ而シテ之カ配置  
 ニ方リテハ通信技術上ノ要求ニ依ルノ外所要各機關トノ交通便ニシ  
 テ特ニ秘密保持ニ注意スルヲ要ス之カ爲要スレハ所要ノ設備ヲ施シ  
 若ハ哨兵ヲ配置スルモノトス  
 狀況之ヲ許セハ司令部内ニ電話交換設備ヲ設ケ主要ナル各部課ニ電  
 話ヲ備フルヲ可トス

第二百四 司令部ハ外務トノ交通便ナルノミナラス傳令等ニ依リ容易ニ  
 發見セラレ得ルヲ要ス之カ爲規定ノ標識ヲ爲シ要スレハ交通設備ヲ

308-1

場合ニハ參謀長ノ略ヲ求メ或ハ諒メ其ノ承認ヲ受クルモノトス

第百九 司令部内ノ各部ニ連絡ヲ有スル事件ハ相互協議スヘシト雖參謀長ハ常ニ此等ニ通知シ之ヲ統制スルモノトス

第百十 機關間ニ於ケル命令、通報、報告ノ受領ハ參謀部第一課若ハ師團參謀部ニ於テ擔任シ之ヲ關係各部ニ送達スルモノトス

其他ノ場合ニ於テハ師官部ニ於テ受領シ速ニ之ヲ關係各部ニ送達ス而シテ之カ送達ヲ受ケタル參謀部ニ於テハ通常第一課ニ於テ受領區分シ之ヲ擔任課ニ配付スルモノトス

第百十一 總テ命令ノ傳達ハ參謀長之ヲ統轄ス

命令受領者ヲ集メ重要ナル作戦命令ヲ傳達スル場合ニ於テハ各部長モ亦通常列席スルモノトス

駐軍ノ際等ニ於テ急ヲ要セナル命令等ヲ傳達スルニハ日々一定ノ時刻ヲ規定シ各機關ノ主任者及各部隊命令受領者ヲ集メ參謀長目ヲ傳達シ時宜ニ依リ各機關ノ主任者ヲシテ之ヲ傳達セシムルモノトス

此際要スレハ各部隊ヲシテ狀況其他必要ノ件ヲ報告セシムルモノトス

關ノ主任者ヲシテ業務上所要ノ件ヲ通告セシムルモノトス

施シ車場置場ヲ整理スル等ノ手段ヲ講スルコト肝要ナリ然レ共敵眼特ニ敵航空機ニ對シ遮蔽スルノ處置ヲ講スルコト又極メテ緊要ナリ

第百五 司令部ハ必要ニ應ジ敵機ニ對スル直接警戒ヲ實施スルノ外常ニ間諜等ニ對スル警戒ヲ怠ルヘカラス特ニ參謀部事務室ハ嚴ニ他人ノ出入ヲ監視シ無用ノ者ヲシテ入ラシムヘカラス之カ爲要スレハ哨兵ヲ配置スルモノトス

第百六 司令部ハ其ノ位置選定ニ依リ敵眼特ニ空中ニ對スル遮蔽ニ努ムルノ外要スレハ附近ノ交通ヲ規整シ若ハ對空遮蔽設備ヲ施スヲ要ス

司令部ニ屬スル高射砲ハ管理部長ノ命ニ依リ通常司令部直接ノ防空ニ使用スヘキモノトス

第百七 狀況特ニ敵況ヲ觀察スル爲機關司令所ヲ設クル場合ニ於テハ司令部トノ交通通信ノ設備ヲ完全ニシ所要ノ工事ヲ施シ眼鏡等ヲ備ヘ爲シ得レハ寫景圖及情報圖等ヲ準備シ置クヲ可トス

第四章 司令部内執務ノ要領

第百八 司令部各部長ヨリ直接ニ軍司令官若ハ師團長ニ具申ヲ要スル

309-1

308-2

第百十八 從軍外國武官及新聞通信員等ニ許スヘキ通信ハ總テ經過シタル事件ニ限ルモノトス但之ニ依リ我カ軍兵力、部隊號、現在ニ於ケル配置及將來ニ於ケル我カ行動ヲ推測シ得ヘキ事項竝自己ノ所在地及發信地ハ之ヲ通信スルコトヲ禁ス

第百十九 從軍外國武官及新聞通信員等通信ヲ行フニハ暗號又ハ隱語ヲ使用スルヲ許サス又發信ハ司令部ニ托セシメ若ハ指定セル發信局所ニ於テ取扱ハシムルモノトス特ニ通信者ヲシテ第三國ノ通信官意ニ直接頼信セシメサルコトニ關シテハ嚴ニ監視スルヲ要ス

從軍外國武官及新聞通信員ノ通信ハ通常書簡ヲ以テセシムルモ時宜ニ依リ電報ヲ許スコトアリ

既ニ點檢ヲ終リ發信ヲ許スヘキ通信記事及封筒ニハ點檢済ノ證ヲ捺印ス而シテ此證印ハ發信局所ニ通報シ置クモノトス

第百二十 從軍外國武官ハ外賓トシテ之ヲ遇スルモ其通信及行動ハ之ヲ監視シ嚴ニ機秘密ノ漏洩ヲ防止スルヲ要ス

外國新聞通信員モ亦前項ニ準シ取扱フモノトス

第百二十一 聯合作戰ノ場合ニ於テ司令部内ニ派遣セラレタル聯合軍

310-1

311

第百十二 總テ書類ノ整理保管ハ參謀長（各部長）ノ規定ニ基キ確實ニ處理シ以テ之カ利用後日ノ證據ニ資スルモノトス

第百十三 戰國間ニ於テ筆記セル命令、通報、報告ヲ發送スルニハ參謀部第一課若ハ師團參謀部ニ於テ之ヲ統制スルモノトス

其ノ他ノ場合ニ於テハ副官部ニ於テ指示セラレタル緊急ノ順序ヲ順應シ發送ヲ掌ルモノトス

第百十四 司令部ニ集合セル命令受領者及連絡者等ハ一定ノ位置ニ集合待機セシムルヲ要ス之カ爲管理部長ハ所要ノ規定ヲ設ケ要スレハ此等人馬ノ爲宿營、給養ノ便ヲ計ルヲ要スルコトアリ

第百十五 戰況ノ緊急ニ應シ司令部内各機關ニハ所要ノ當直將校ヲ直キ交代執務セシムルモノトス

第百十六 司令部内執務ノ細部ハ參謀長規定ス

第五章 外國武官及新聞通信員ノ取扱

第百十七 從軍外國武官及新聞通信員等ノ監視ニ關シテハ特ニ指示セラレルモノノ外參謀長之ヲ規定シ且誘導將校ヲシテ嚴密ニ之ヲ監督セシムルヲ要ス

309-2

第二百二十五 戦時旬報ハ該旬間ニ於ケル我兩軍ノ状況ノ概要ヲ記スルモノニシテ尙之ニ陸軍、衛生等ニ關スル各主任部ノ報告ヲ附スルモノトス

第二百二十六 作戦一覽圖ハ作戦指導上ノ便ニ供シ兼テ戦史編纂ノ資料ト爲ス目的ヲ以テ通常軍及師團ニ於テ之ヲ調製シ日々ニ於ケル直屬部隊ノ進路及宿營地等ヲ記入シ且其行動ノ概要及隣接友軍ノ關係ヲ附記スルモノトス

第二百二十七 每旬提出スヘキ作戦一覽圖ハ日々調製セルモノヲ以テスルカ若ハ毎旬調製スルモノヲ以テス而シテ後ノ場合ニ於テハ日々調製セルモノハ復員ノ後之ヲ參謀本部ニ提出スルモノトス

第二百二十八 軍司令官ハ所屬ニ從ヒ大本營ニ將校ヲ派遣シ實況ヲ口演セシメ以テ信書ノ盡ササル所ヲ補フコトヲ得

第七章 機密作戦日誌

第二百二十九 機密作戦日誌ハ作戦指導上ノ便ニ供シ兼テ戦史編纂ノ基礎ヲ爲ス目的ヲ以テ通常軍參謀部及師團參謀部ニ於テ之ヲ作爲ス

第二百二十九 機密作戦日誌ニ記載スヘキ事項概ネ左ノ如シ

311-1

312

武官ニ對スル取扱ニ關シテハ編定ムル所ニ據ルモノトス

第六章 報告及通報

第二百二十二 軍司令官若ハ師團長ハ左ノ事項ニ關シ遠ニ電報ヲ以テ大本營若ハ軍司令部ニ報告スルモノトス

一 敵情及戰團ノ状況

二 狀況變化ナキ場合ニ於テモ毎日午前午後各々一同報告ス

三 我カ軍ノ狀況ニ大ナル變化アリタルトキ

四 新ニ企圖スル作戦ノ計畫

五 戰團具報

第二百二十三 前條ノ事項中緊要ナルモノハ關係アル軍若ハ師團ニモ同時ニ其概要ヲ通報スルヲ要ス

第二百二十四 軍司令官若ハ師團長ハ毎月十日、二十日及盡日調ニテ大本營若ハ軍司令部ニ左ノ書類ヲ提出スルモノトス

一 戦時旬報

二 作戦一覽圖

三 人員現員表

310-2

- 一 狀況判断作戦ニ關スル計畫及其理由、若ハ起因ノ要旨
- 二 計畫及實施ノ適否、計畫ト實施トノ差異及其原因
- 三 作戦上重大ナル影響ヲ及ボシ隣接部隊トノ關係
- 四 作戦上ニ重大ナル關係ヲ有スル敵略、個人ノ功績及過失、主ナル計畫者間ノ意志ノ關係其他陣中日誌ニ記載スルヲ待サル機密事項
- 第三百三十 機密作戦日誌ハ參謀長ノ指示スル一名ノ參謀之ヲ記載シ且其取扱及保管ノ責ニ任スルモノトス
- 第三百三十一 時機ヲ失セス機密作戦日誌ヲ記載スルニハ主任參謀ノ責任トス故ニ司令官及參謀長ハ作戦ニ關スル總テノ機密及其他ノ要項ヲ適時該參謀ニ告知シ以テ日誌ノ記載ニ遺漏ナカラシムルヲ要ス
- 第三百三十二 機密作戦日誌ハ復員ノ後參謀本記ニ提出スルモノトス
- 第三百三十三 機密作戦日誌ノ記載格式ハ陣中日誌ノ様式ニ準ス而シテ記載ノ列式ハ之ヲ日誌ノ卷首ニ提スルモノトス
- 附表第一 軍ノ人馬現員表製スルモトス
- 一 本表ハ師團司令部及軍直屬部隊ノ提出セシ人馬現員表ニ依リ調製スルモノトス
- ニ 行李ニ屬スルモノ、馬卒、從卒等竝ニ輜重隊、衛生隊、野戰病院ノ人員ハ非戰人員ノ部ニ記入スルモノトス
- 三 一時分遣セシ者ハ現員中ニ加算シ備考ニ其要ヲ記スヘシ
- 四 入院患者ハ現員中ヨリ除クモノトス
- 五 輕症患者ニシテ軍ニ一時ノ入院患者ハ現員ノ區劃中ニ適宜ノ符號ヲ附シ備考ニ其要ヲ記スヘシ
- 六 行李ニ屬スル馬匹(副馬ヲ除ク)及師團通信隊、輜重隊、衛生隊野戰病院ノ馬匹ハ行李、輜重、馬匹ノ區劃中ニ記入スルモノトス
- 七 病馬ニシテ牽曳シ得ルモノハ現員中ニ記入スルモノトス
- 八 過數ハ疊書シ不足數ハ朱書スヘシ
- 附表第二 師團人馬現員表調製上ノ注意
- 一 附表第一ノ二
- 二 附表第一ノ三
- 三 附表第一ノ四
- 四 附表第一ノ五

312-1

- 一 狀況判断作戦ニ關スル計畫及其理由、若ハ起因ノ要旨
- 二 計畫及實施ノ適否、計畫ト實施トノ差異及其原因
- 三 作戦上重大ナル影響ヲ及ボシ隣接部隊トノ關係
- 四 作戦上ニ重大ナル關係ヲ有スル敵略、個人ノ功績及過失、主ナル計畫者間ノ意志ノ關係其他陣中日誌ニ記載スルヲ待サル機密事項
- 第三百三十 機密作戦日誌ハ參謀長ノ指示スル一名ノ參謀之ヲ記載シ且其取扱及保管ノ責ニ任スルモノトス
- 第三百三十一 時機ヲ失セス機密作戦日誌ヲ記載スルニハ主任參謀ノ責任トス故ニ司令官及參謀長ハ作戦ニ關スル總テノ機密及其他ノ要項ヲ適時該參謀ニ告知シ以テ日誌ノ記載ニ遺漏ナカラシムルヲ要ス
- 第三百三十二 機密作戦日誌ハ復員ノ後參謀本記ニ提出スルモノトス
- 第三百三十三 機密作戦日誌ノ記載格式ハ陣中日誌ノ様式ニ準ス而シテ記載ノ列式ハ之ヲ日誌ノ卷首ニ提スルモノトス
- 附表第一 軍ノ人馬現員表製スルモトス
- 一 本表ハ師團司令部及軍直屬部隊ノ提出セシ人馬現員表ニ依リ調製スルモノトス
- ニ 行李ニ屬スルモノ、馬卒、從卒等竝ニ輜重隊、衛生隊、野戰病院ノ人員ハ非戰人員ノ部ニ記入スルモノトス
- 三 一時分遣セシ者ハ現員中ニ加算シ備考ニ其要ヲ記スヘシ
- 四 入院患者ハ現員中ヨリ除クモノトス
- 五 輕症患者ニシテ軍ニ一時ノ入院患者ハ現員ノ區劃中ニ適宜ノ符號ヲ附シ備考ニ其要ヲ記スヘシ
- 六 行李ニ屬スル馬匹(副馬ヲ除ク)及師團通信隊、輜重隊、衛生隊野戰病院ノ馬匹ハ行李、輜重、馬匹ノ區劃中ニ記入スルモノトス
- 七 病馬ニシテ牽曳シ得ルモノハ現員中ニ記入スルモノトス
- 八 過數ハ疊書シ不足數ハ朱書スヘシ
- 附表第二 師團人馬現員表調製上ノ注意
- 一 附表第一ノ二
- 二 附表第一ノ三
- 三 附表第一ノ四
- 四 附表第一ノ五

311-2

五 開設セシ野良病院ハ其入院患者ノ合計数ヲ備考ニ記スヘシ  
六 附表第一ノ六  
七 附表第一ノ七  
八 附表第一ノ八

3/2-2

文管番六二六A11

東條英枢の臥間親書よりの抜萃

一九四六年一月三〇日

22-2-  
中野文  
18年

前者の影響を受けました。日本軍部の根柢はアメリ  
運つてあることを忘れてはなりません。統帥事項に  
關しては、又編成の觀點から申しましても、參謀總長は陸軍省から  
立しているであります。參謀總長は陸軍大臣の下にあるのではなく、  
之と同等なのであります。ですから、軍に 授けてをりました此の空  
気が、參謀總長によつて陸軍大臣に傳へられ、ついで陸軍大臣によつ  
て内閣に傳へられたことは疑ありません。けれども、燥りがへして申  
しますが、これは派閥ではありません。天皇、參謀總長、陸軍大臣、  
軍司令官などの地位に關する日本の態度を御説明しませう。統帥事項

W-38

E 303入  
6204-1

文警番附六二六A-I-1

東條英樞の臥間親書よりの抜萃

一九四六年一月三〇日

二頁乃至三頁

答 その通り。後者は前者の影響を受けました。日本軍部の機軸はアメリカのものとは大變違つてあることを忘れてはなりません。統帥事項に關しては、又編成の懸點から申しましても、參謀總長は陸軍省から獨立しているのであります。參謀總長は陸軍大臣の下にあるのではなく、之と同格なのであります。ですから、軍に渡してをりました此の空気が、參謀總長によつて陸軍大臣に傳へられ、ついで陸軍大臣によつて内閣に傳へられたことは疑ありません。けれども、燥りかへして申しますが、これは派閥ではありません。天皇、參謀總長、陸軍大臣、軍司令官などの地位に關する日本の制度を御説明しませう。統帥事項

1

3/3

W-36

E 3033入  
L 000000 62044-1

裏面白紙

は総て天皇より参謀総長へ、参謀総長から軍司令官に傳へられましたが、軍政に関する事項は総て天皇より陸軍大臣經由で軍司令官に傳へられました。天皇は亦勅令を發することが出来ました。

この時には、支那事變が進行中でありましたので、多数の決定が天皇より参謀総長を經して軍司令官へ傳へられ、参謀総長は大要重要な人でありました。此の説明は以下の通り御尋ねの件に關聯があるのです。

即ち、参謀総長は勿論軍部に親権的なきらゝいながら、軍部の空氣の向處を内閣の審議にかけたのでありますが、こゝでも参謀総長と陸軍大臣とが、内閣の下す決定に或程度の影響を及ぼしました。日本では、参謀総長の地位は米國に於ける参謀總長の地位と全然同じではありません。但し、日本の参謀総長は閣議には出席いたしません。然し、戰略に關する重要の問題に對する参謀総長の見解は陸軍大臣を經て内閣に傳送されます。従つて一般的に言つて、参謀総長は陸軍大臣と同等の立場にあるのでありまして、陸軍大臣の下にあるのではありません。

N-39

620 -8

EX 8083

1947

26 (A)  
昭和二十二年  
三月十三日

(A-18)

祝問書

年(昭和二十二年)三月十三日午前九時三十五分乃至午後十二時十五分

東京、衆議館禮堂

出席者 東條英毅大將

祝問者 ジョン・W・フィーリ氏

通 譯 米國海軍軍醫中佐イェール・マクソン氏

書記者 マートル B、ミルズ嬢

質問はフィーリ氏により行はる

問 我々が日本の政治及軍制を十分了解しやうと努めてある際、此の義務は皆非常に我々の爲めになることでありまして貴方の助力を願ひます

答 内閣の海軍と最高統帥部の海軍との關係に對する此の質問は極めて

315

N-39

EX 3083

1944-8-28

(辯護士登録第六二六一A一八)

夏修英機大將 演説 新聞記者

日時 一九四六年(昭和二十一年)三月十三日午前九時三十分至午後十二時十五分

場所 日本、東京、皇宮前禮堂

出席者 夏修英機大將

新聞記者 ジョン、W、フイーリ氏

通訳 米崎洋直 中佐イエール、マクソン氏

通訳記者 マートル B、ミルズ嬢

質問はフイーリ氏により行はる

問 我々が日本の政治及軍制を十分了解しやうと努めてある際、此の基礎は皆非常に我々の爲めなることでありまして貴方の助力を感ずります

答 内閣の海軍と最高統帥部の意見との関係に於ける此の質問は極めて

3/5

めくれず

裏面白紙

リ上フ リリウ カ 66200-4-B

根本的の事柄であります。看し之を了解しなければ何も解らないう

問―貴方は総理大臣及び陸軍大臣として最高統帥部、元帥府並びに皇親  
参謀官の一員でありましたか、

答―陸軍大臣としては最高統帥部の一員ではなく單なる参謀官でありま  
した。私は皇政に關係して居つて作戦或は用兵に何等も關与して居りませ  
んでした。私は元帥府の一員ではありませんでした。併し私は参謀部  
長を兼ねて皇親参謀官でありました。

然で私は次の點をこれから述べます。私は責任を回避せんとする輩  
を憎むものでありまして決して背離しやうとか責任を卸かれやうとい  
ふのではありません。私は十分責任を負ふつもりで、私は貴方が問意なさ  
るのをお助けする爲に此丸はたとや言情を諷刺に弄つて宛指するので  
あります。

近衛公が首相であつた時は彼にとつて極めて困難な時でありました  
といふのは彼の経験は皇政万端にのみ限られてゐたからであります。  
私が首相になつた時、私は陸軍大臣を兼任したので更に純然たる軍部

216

裏面白紙

シエール UC カ 620-A-6

即ち軍政につき發言權を待つておりました。マリアナ沖馬の矢陥後、即ち  
なく一九四四年（昭和十九年）二月二十二日私が参謀總長に就任した時  
純粹の軍人で、更により以上の精進を祈りました。實際その後純  
然たる軍人の立場だけが私の境界外でありました。私は首相として民  
政に對して十分の責任を有し、豫備として更に軍政についての運籌の機  
濟を有し、且つ参謀總長として更に作戦用兵についての統帥の地位を有  
しました。

此の日本に於ける軍政の程度の問題は我々が先づ手をつかす要  
及び南極領印に於ける問題のやうな問題を了却するために基本となる  
ものであります。従つて支那に關する政府の方針は通敵局の方針で  
ありました。併しながら総帥府が獨立してゐた爲め、総帥府の勝利  
を神人と奉めるにつれて戦術は擴大して行つたので、近衛首相は  
變遷しました。

私が重要と思ふもう一つの事柄は日本の制度に於ては天皇は次の如  
き役人の輔佐を受けて居られたこと、即ち内大臣侍從長及び宮内  
大臣であります。天皇は又侍從武官長を持つて居られました。内大臣

裏面白紙

DEFL 000 0226-A-B

は民政諸項につき天皇の顧問でありました。侍従長及び宮内大臣は直  
政府及び陸海軍部のいづれとも何の關係もなかつたのです。侍従長は  
陛下の御官でありました。そして種々の任務を担ひ居りました。しかし  
侍従長も宮内大臣も政府及び陸海軍部のいづれにも何等の關係はありませ  
んでした。特にことことは御の場合に於ては是ることでありませし、とい  
ふのげは又意であつて、武官ではなかつたからです。天皇の侍従長  
長に唯々大將でありまして幾らか最高幹部に非公式に接近しては  
政府の如くそれ自体に於ては彼は皇族上、何れも直交連絡する關係は存し  
なかつたのです。

天皇の直交元御府と稱されなされました。併し此の機關は大して衝動的  
ではなかつた、といふのは大部分の構成員が尚齡であつたからです。そ  
れ故に天皇は困難なる立場にありました。  
天皇は侍従長等につき天皇をお助けする人を一人も持つて居られませ  
んでした。首相及び諸閣僚が政務に關し終上し、天皇は内大臣の意見を  
求めることは出来ました。參謀總長が陸軍部閣僚に關し終上した場合天皇  
は元帥府の外には相談すべき機關は何も持つて居られなかつたのです。

3/8

裏面白紙

シシエ 1100 7 6200 3

連絡会議及び御前會議に當る日泊、外相、陸相、海相及び企畫院總裁  
の天皇親身の責任は參謀總長の責任と共に極めて重厚のものでありまし  
た。例へば支那急變に及びますが、政府の方針は不精大方針でありまし  
た。併しながら政府が最高統帥部に対して何の準備も出来なかつたので  
戦局は實際擴大し政府は無力でそれを防ぐ氣が出来なかつたものです。

319

5

裏面白紙

高橋

E13-34  
Def. Doc. #1501

アルフレッド・エフ・クレツチマー  
氏名  
住所 日本熱海観光ホテル

返 東 國 際 軍 事 裁 判 所  
ア メ リ カ 合 衆 國 其 他

対  
木 貞 夫 其 他

密 書

氏 名 アルフレッド・エフ・クレツチマー  
住 所 日本熱海観光ホテル

日本陸軍將校ニ對スル獨逸勳章ニ關シテ。  
私ハ一九四〇年十二月四日ヨリ一九四五年五月八日マデ在東京ドイツ大使館附武官デアリマシタ。  
ドイツ外務省ハ私ガ日本陸軍將校ニ對シ、ドイツ勳章ヲ授與スルコトヲ

320-1

高橋

E 3-34  
Def. Doc. 1501

日本陸軍將校ニ對スル勳章ニ關シテ。  
私ハ一九四〇年十二月四日ヨリ一九四五年五月八日マデ在東京ドイツ大使館附武官デアリマシタ。  
ドイツ外務省ハ私ガ日本陸軍將校ニ對シ、ドイツ勳章ヲ授與スルコトヲ

極東國際軍事裁判所

アメリカ合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣 審 書

氏名 アルフレッド・エフ・クレツチマー  
住所 日本熱海觀光ホテル

320-1

ドイツ大使ヲ通シテ要請シマシタノヲ、正當ニ許可イタシマシタ。ドイツ外務省ハカ、ル命令ヲ出スノニ誠ニ消極的デシタ。ソノ不承不承ナ態度ハ次ノ二ツノ理由カラ來タモノデシタ。

一ドイツ外務省ハドイツ勳章ノ價值ヲ上ゲルタメニ、外國人ニ與ヘルドイツ勳章ノ數ヲ出來ル限り制限スルコトヲ望ンデ居リマシタ。勳章ハ外交禮儀上ノ慣例ニ依リ、外國人ニ授與サレルコトニ決マツテキタ唯一ノモノダカラデス。

二ドイツ外務省ハ日本側ヨリノ充分ナ互惠主義ヲモタラサウト望ンデキタ。ドイツ側要求ハ日本外務省ニ拒絶サレマシタ。日本外務省ハ常ニ日本ノ旭日章、勳章ガ外國人ト同様ニ日本人ニモ佩用サレルニモ拘ラズ、獨逸ノ各級ノ勳章ガ外國人ノミニ授與サレテイルトイフ事ヲ指摘シテキタノデシタ。

ドイツ大使モ私モ、ドイツ外務省ニヨツテソナニ嚴密ニ要求サレテキル日獨ノ勳章ノ數ニ互惠ヲ保ツテユクコトガ、本質的ニ重要ダトハ思ヒマセンデシタ。私ハ私ト一語ニ働ク立場ニアツタ日本將校達ヲメ

グル好意的ナ零國氣ヲ生ミ出シ維持スルコトニヨリ深イ關心ヲモツテキマシタ。ソノ所望シタ零國氣トイフモノハ、時折ノ勳章授與ニ依リ高メラレマシタ。

時々日本ノ陸軍省ヤ參謀本部ヘ私ニドイツ將校ニドイツ勳章ヲ授與シテ欲シイト希望シタコトガアリマシタ。大抵ノ場合、サウシタ暗示ハ私自身ノ意圖スル所ト符合シマシタ。通常カウシテ勳章ヲ授與スベク私ノ所ニ指名サレタ日本人將校等ハ、自分達デハソレニ關シ何モ知ラズ、授與サレタ時ハ屢々驚イタモノデシタ。私ハコレラノ日獨相互ノ勳章授與ヲ、報酬トモ收賄トモ見做シマセンデシタ。唯大シタ意味ノナイ外交禮儀上ノ行爲ダト見做シテキマシタ。

前述ノ如キドイツ外務省ノ反對ニ打勝ツタメニ、日本人將校ニドイツ勳章ヲ授クル爲メニハ幾分誇張シタ言葉デ、議論ヲ致スコトヲ必要ト思ヒマシタ。日、獨、勳章ノ中下ノ級ガ(第一級、第二級、第三級、十字章、大十字章)推薦サレルカハ、勳位ノ規則ニ依ルモノデアリ先ヅ第一ニ授與サレル將校ノ階級ニ依ルモノデ、個人ノ功績ノ大小ニヨルノデハ

三節乃至六節ニ於テ、大使ニヨリ使用サレタ用語ニ近イモノデアツタ  
 ニ違ヒアリマセン。ドイツ外務省ノ不承不承ノ態度ヲ征服スルニハソ  
 ノ極表現スルコトガ更ニ正確デアリ且事實ニ適慮スル様ナ場合ニモ最  
 上級ノ言葉ヲ使フ必要ガアルト思ヒマシタ。  
 ソシテ大使ハ彼ノ附加シタ説明ニ最上級ノ言葉ヲ加ヘマシタ。

エイ、エフ、クレツテマー

3227

アリマセンデシタ。コノ事實ハ、ドイツ或ハ日本ノ陸軍中佐ヲ致勳ス  
 ルコトガ出来ナイトイフ矛盾ヲ來シマシタ。何故ナラバドイツ或ハ日  
 本外務省ハ彼等ヲ大佐トスルカ少佐トスルカニ意見一致スルコトが出  
 來ナカツタカラデス。  
 千九百四十二年五月十七日ノドイツ大使館ノ電報ニ歸シテソノ電報ノ  
 原文ハ私ガ致シタノデハアリマセン。私ハ杉山大將、木村中將、武蔵  
 中將、佐藤少將、ソノ他コノ電報ニ書カレテナイ將校達ニ授與サレル  
 ベキ勳位ノ榮榮ヲオツト一大使ニ手紙シマシタ。  
 私ハ此等將校ヲ、ドイツ陸軍ノダメニ彼等ノナシタ特殊ナ榮榮ノダメ  
 ヨリモムシロ、日本陸軍ニ於ケル彼等ノ地位ニヨツテ推薦シタノデア  
 リマシタ。之等ニ相應スル地位ニアル他ノ將校達列ヘバ當時ノ參謀本  
 部情報部部長岡本少將等ハ、彼等ハ既ニドイツ勳章ヲ受ケテキタカラ  
 私ニ依ツテ推薦ハ爲サレナカツタノデアリマス。  
 笠原中將ノ爲勳章ヲ要求シタト云フコトハ記憶シマセン。私ガ大使ニ  
 手紙シタ石田將校ノダメノ提案ノ用語ハ記憶シマセンガ、ソノ電報ノ

321-2

宣 誓 書

良心ニ從ヒ眞實ヲ遵ベ何事モ欺秘セズ何事モ附加セサルコトヲ誓フ

エー、エフ、クレツチマー  
(署名)

右ハ一九四七年四月二十四日、日本、東京ニ於テ私ノ面前ニ於テ署名シ  
宣誓シタルコトヲ證ス

陸軍歩兵中尉

法律局婦設部管理將校

バーナード、エー、ハーガドン

322-2

高橋

手紙 (111)  
バンコックニ於テ二通作製ス

日本大使

日バンコックニ於テ二通作製ス

下名ハ本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ左ノ如ク協定セリ

(一) 東亞ニ於ケル緊急事態ニ對處スルタメ泰國ハ日本國ニ對シ日本軍隊ノ  
 泰國領域ノ通過ヲ許可スベク又通過ノ爲必要ナル一切ノ便宜ヲ供與シ  
 且日泰兩國軍隊ノ間ニ發生スルコトアルベキ有ラニル紛争ヲ避クル爲  
 ノ措置ヲ即時實行スルコト

(二) 右實施ノ爲ノ細目ハ兩國ノ實事官懇間ニ協定スラルベキコト

(三) 日本國ハ泰國ノ獨立主權及ビ名譽ノ尊重セララルコトヲ保障スルコト

高橋

泰 國 外 務 大 臣  
日 本 大 使

昭和十六年十二月八日    バンコックニ於テ二通作製ス

- (一) 下名ハ本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ左ノ如ク協定セリ
- (二) 東亞ニ於ケル緊急事態ニ對處スルタメ泰國ハ日本國ニ對シ日本軍隊ノ泰國領域ノ通過ヲ許可スベク又通過ノ爲必要ナル一切ノ便宜ヲ供與シ且日泰兩國軍隊ノ間ニ發生スルコトアルベキ有ラニル紛争ヲ避クル爲ノ措置ヲ即時實行スルコト
- (三) 右實施ノ爲ノ細目ハ兩國ノ互尊官意間ニ協定スラレバキコト
- (四) 日本國ハ泰國ノ獨立主權及ビ名譽ノ尊重セララルコトヲ保障スルコト

裏面白紙

昭和十六年十二月八日（バンコック）

閣下

予ハ左ノ如ク予ニ通告セラレタル本日付閣下ヨリノ通牒ヲ正ニ拜受致シ候。

本日署名セル日本國政府及ビ泰國政府間ノ協定ニ關シ予ガ署名セルコトヲ念ノタメ閣下ニ通告致候。

更ニ予ハ前述ノ協定ノ確認ニ對スル必要ナル手段ヲ日本國政府ガ出來得ル限り速ヤカニ講ゼラレル様附言仕候。

茲ニ重ネテ閣下ニ向ツテ敬意ヲ表シ仕候。

泰國外務大臣

日本大使ハ 坪上貞治 閣下

（證明ハ英文ニ添付）

324

裏面白紙

高修

22

22-8-23 (22)  
#000000000000  
(大正十三年)

F E 3036  
Def. Doc No 1000

東京口...  
 亞米利加合衆...  
 對...  
 荒木貞夫...  
 供地書...  
 東京都世田谷區平川與堀河一ノ三五  
 河並一夫  
 明三十七年一月二十九日  
 自分...  
 加ク供...

325-1

葛 信

22

葛 真 門 城 守 殿 御 列 所

臣 米 利 加 合 衆 口 其 他

對

荒 木 貞 夫 世 也

宣 旨 決 御 書

供 御 書

東 京 部 世 田 谷 區 玉 川 長 澤 町 一 三 五

河 鏡 一 夫

明 治 三 十 七 年 一 月 二 十 九 日 宣

F

E 3036

Def Doc No. 1065

自 分 御 裁 由 に 行 ハ ル ル 方 式 に 從 ヒ 宛 ツ 別 紙 ノ 題 リ 宣 旨 ラ 屬 シ タ ル 上 次  
ノ 如 ク 供 御 致 シ マ ス

325-1

原 本 不 明 瞭

一 秘ハ元海軍大佐ヲ昭和十六年（一九四一年）九月ヨリ昭和十八年（一九四三年）八月迄支那方面總隊麾下ノ上海方面根據地駐紮隊上海海軍特別隊隊長トシテ上海方面ノ作設計畫全般ニ関與シマシク。

二 昭和十六年十二月八日ノ同隊關係作戦行動開始ハ左ノ通テアリマシク

(イ) 支那方面駐紮隊司令長官ノ命令ニヨリ開戦ノ數日前カラ該一三艦ヘテ作戦ノ内的準備ヲ爲シ待機姿勢ヲ取ツテ居リマシク、併シ何レノ何時ソレガ開始セラレルヤハ同總隊司令長官ノ命令アル迄全然知ラウレテアリマセヌデシク、發動ノ時該ハ別ニ下令セラレル誠ニモラレテアツクノテアリマス

(ロ) 上海共同租界ノ警戒ハ十二月八日午前十時又ハ十一時頃（東京時間以下）向テヨリ主トシテ上海海軍特別隊隊員ニ屬スル兵力ヲ以テ行ヒ、上海方面ノ海江上ニ於ケル艦船ノ掃蕩等ハ同日午前五時頃ヨリ主トシテ上海方面駐紮隊ニヨリスル兵力ヲ以テ行ヒマシク

自分ハ双方部隊ノ首尾聯繫テアリマシク、其ノ發動ハ前レモ支那方面駐紮隊司令部ヨリノ發動指令（見紙）ニヨリ開始サレタノテアリマシク。

veg Dec No 1665

4

325-2

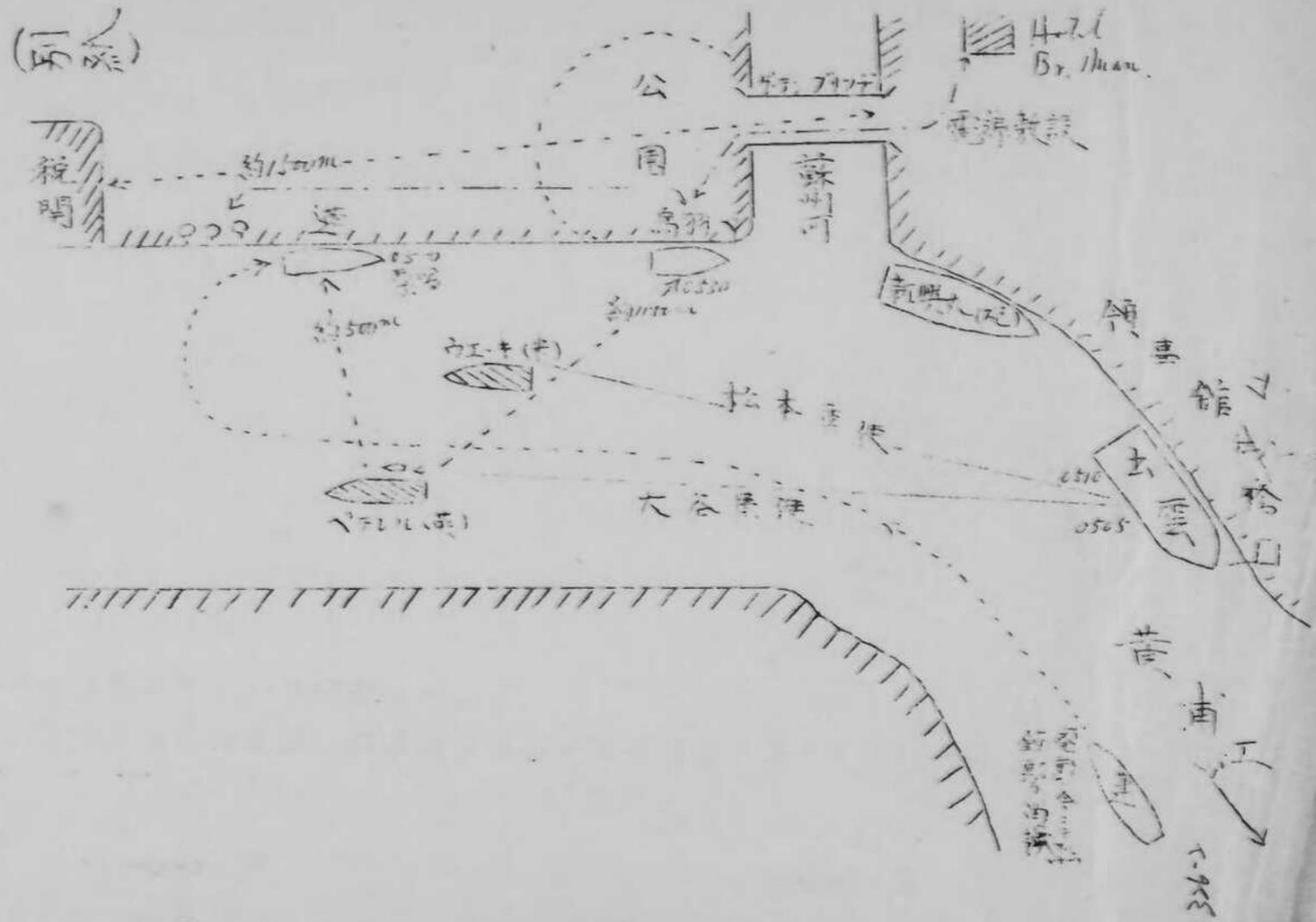
三 私ハ自分ノ記憶ニ基キ當日作設行動開始前夜ノ上海江面ニ於ケル状況ヲ別  
紙圖面ノ如ク圖示スルコトガ出來マス。

D46c.11611

326-1

3

327



Handwritten vertical text on the left side of the page, possibly a date or reference number: 11/15/115.

昭和二十二年（一九四七年）五月二十三日於

表 逃 者 河 金 一 夫

右ハ營立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立會人 高 橋 義 次

164 R. 1000

327-1

5

宣 誓 書

衷心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ欺秘セズ又何事モ附加セザルコトヲ誓フ

可 益 一 夫

*Doc. No. 11111*

6

327-2

Ex 3037

附 1947-8-28

22-8728 (1947)  
Fam/ R. 1947.08  
大正 1947 (年)

秘京國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

東京部移並區高門寺二丁目四三番地

山本 善 雄

明治三十一年〇八九号六月廿日生

自分認我ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上、次ノ如

328-1

Def, Doc, No1336

Ex 3037

滿 1947-8-28

東京國際軍事裁判所

亞米利加合衆國兵艦

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

東京都杉並區高円寺二丁目四三番地

山本善雄

明治三十一年〇八九号六月廿日生

自分發我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

328-1

原本不明瞭

1466

一、私ハ元海軍少將デアリマス。昭和十六年（一九四一年）十二月八日ノ  
 開戦當時私ハ支那方面陸隊參謀デアツテ上海ニ居リマシタ。  
 二、開戦ニ關シテハ大本營カラ支那方面陸隊ニ對シテ支那方面陸隊ノ武力  
 發揚ハ聯合陸隊ノ調及第一線ノ要ヲ離ラサル上開始スルコトトイフ意  
 味ノ命令ガ傳達サレマシタ。  
 三、支那方面陸隊トシテハ此ノ命令ニ應ヒ聯合陸隊ノ真珠灣攻撃ノ報ヲ直  
 接應取シタル後ニ於テ陸下部隊ニ對シテ行方開始ノ命令ヲ下シタノデ  
 アリマス。  
 四、首ヲマデモナク右下令以前ニ於テ第一ノ要點ニ即座スル準備ハ合ジテ  
 アリマシタガ作及行方開始日時ハソノ時ノ來ルマデ陸下部隊ニ絕對秘  
 ニ保タシテ居リマシタ。從ツテ陸下部隊ニ於テハ作及行方開始命令ヲ受  
 ケルマデノ間ハ單ニ待機シテ居ツタ次第デアリマス。  
 五、右ノ如ク真珠灣攻撃ニ先立チ作及行方開始命令ヲ知キコトハ堅ク禁ズル  
 命令ヲ受ケテ居リマシタカラ吾々ハ此命令ノ通りニ行方シマシタ  
 作及行方開始ノ命令ハ陸軍司令官ノ「ラデオ」ニ「ワレ希奇襲ニ成功

328-2

1466

ヤリートノ意味ノ報告ガ通入ツタ後ニ下サレタノデアリマス  
 六、次ニ英海軍部參謀「ベテレル」陸攻撃ニ關シテ陳ベマス。  
 昭和十六年（一九四一年）十二月八日午前五時二十分頃（東京時間以下  
 同ジ）支那方面陸軍司令官ハ米英兩國所屬ノ軍艦「ウエーキー」號及「  
 ベテレル」號ニ夫々軍艦ヲ派遣シ、「日本ト米英兩國トハ此ニ戰爭ニ入ツ  
 タ旨ヲ告ゲ之等軍艦ヲ派シテ天ニ作伏チ勦撃シテ之ニ應ジナイ場合  
 ニ於テハ攻撃スルコトガ止ムヲ得ナイ旨ヲ告シタノデアリマス。  
 右ニ對シ「ベテレル」號ハ本編告ニ應ジヨカツタノデ之ヲ攻撃意欲シタ  
 次ニ「ウエーキー」號亦本編告約二時間前（其間ハ此ニ交戦意欲ニアツタノ  
 デア）「ウエーキー」號亦其ノ攻撃モ亦行方ノ被シテ避ケンデ充分ノ措置ヲ採ツ  
 タニモ拘ラズ「ベテレル」號艦長ノ離任ニ應ジヨカツタコトニヨツテ止  
 ムヲ得ズ爲サレタモノデアリマス。ソレト雖モ同一ノ状況ニアツタ米艦  
 「ウエーキー」ハ我方ノ被ツタ右合法的措置ニ應ジタ爲攻撃ヲ免レタノデ  
 アリマス。

329-1

5

330

Exp No 1666

軍使ノ報告ハ次ノ議デアリマシタ。丁度「ベテレル」艦長ハ上陸不在  
 デ多分次艦將校（明カデナイ）ト思ハレタ。將校ガ在艦在艦將校トシテ  
 勤務シテキマシタガ「艦長ハ不在ダカラ答ヘラレヌ」ト答フコトデア  
 ヲタ。爲軍使ハ「艦長不在ノ場合ハ在艦ノ先任將校ガ當然全責任ヲ負フ  
 ベキモノデアロコトハ英國海軍ニ於テモ同様デアアラウ事ハ疑ヒ  
 デアルカラ語カ否カヲ早ク答ヘラレ」ト語ツテ答ヲ促シタ所、先任  
 將校ハ「否、離伏ハヤヌ」ト拒絶シタノデアリマス、依ツテ軍使ハ「  
 然ラバ攻撃ヲ加ヘルデアラウ」ト通告シ、直チニ艦内ノ赤色拳銃信  
 チ發シマシタ。ト方面を除ノ艦員ハ皆ハ獲捕ニ反シタ。此ノ現約信  
 見テ一時ハ等號ノ同意デハナイカト思ツタ位デアリマスガ、間違デハ  
 ナイコトヲ知り、艦内ニ攻撃命令ガ下ラレタノデアリマス。  
 此ノ命令ニ依リ艦長鳥羽、軍使出雲、遠征艦等ガ艦内ヲ開始シ償  
 ニ二、三分ニシテ「ベテレル」ハ六分ヲ起シマシタ。  
 攻撃指揮官ハ上海製鐵所司令官收田中將デアリマシタ。最初攻撃砲  
 連シタ後司令部官ハ一時射撃ノ中止ヲ命ジマシタ。併シ再ヒ開始ヲ命

330-1

Exp No 1666

若シ然リトスレバ之、艦内行爲ニヨル被害デアツテ戦争行爲以外ノ方法  
 ニ依ツテ被害又ハ是等シタモノデアリママン  
 七、攻撃砲連ノ情況ヲ今少シク詳細ニ述マルト次ノ通りデアリマス。  
 一九四一年十二月八日午前三時三十分ヲ過ルコト故分支部方口  
 令部ハ艦隊ヲ攻撃シ馬來半島上陸ノ確信ヲ受ケマシタノデ直チニ司令部  
 ノ前ノ一、二ノ艦ニ於テ三隻ノ軍使艦ガ進出ヲ禁ジテ之ニ陸隊ヲ發シ  
 タ大谷艦隊中佐ト松本中佐トガ分隊シテ自旗（軍使艦）ヲ捕ゲ  
 テ、午前五時十五分ヲ過ルニ至リ「ベテレル」艦長「ウエーキー」ニ向ツ  
 タ「デアリマス」  
 軍使艦ハ「ベテレル」艦長大谷中佐ノ方ガ「ウエーキー」ヨリモ攻撃ヲ受  
 害シマシタ。ソレヲ以テ「ベテレル」艦長官ニ手交シマシ  
 タ、即チ「ベテレル」艦長大谷中佐ハ「ベテレル」艦長官ニ手交シマシ  
 日本海軍ニ離伏スルコトヲ告スル。若シ此ノ勸告ニ應ジナケレバ直チニ  
 攻撃行爲ヲ採ルデアラウト答フ。直チニ古賀支隊方面司令部官ヨリ  
 「ベテレル」艦長官ニ直チニ通告文ヲデアリマス。

329-2

原本不明瞭

原本不明瞭

シマシタ。約十分ニシテ「ベテレル」ハ沈没シマシタ、後ニ牧田中將カ  
ラノ報告ニ依レバ一時砲撃ヲ中止シタ理由ハ「ベテレル」ガ或ハ降伏シ  
ハキヌカ答カテ種ノ出来得ル限リ無用ノ攻撃ヲ禁ヘントシタモノデアリ  
マスガ、「ベテレル」ノ遭難ガ日本軍艦ノ方向ニ向ケラレ、兵員ガ砲ニ  
銃ヲ反撃ノ行動ヲ採ラウトスルノガ再ビ開始シタノダト云フコトデアリ  
マシタ。

八、米艦「ウニキ」ニ向ツタ軍艦本少佐ハ六谷中佐ヨリモ儘カ散分遣  
レテ到着シタコトヲ陸軍司令官ニハ見定メマシタガ、海軍シタ同軍艦ノ  
報告ヲ要約スレバ、「彼ハ艦ネ有テ「ベテレル」ト同様ナ状況ヲ報告文  
字ヲ送長（佐長）送シテ居タト記載スル」ニ手交シ、艦長ハ最初ハ返答  
ニ躊躇シテ居ラレタガ漸クシテ「第一ト答ヘテ降伏通告ニ應ジタノデ、  
同軍艦ハ遭難シ現存ノ白色煙管ヲ見シタトノコトデアリマシタ。  
方面陸軍司令官ノ職員ハ之ヲ見テ砲ヲ撃テ知シタ次ニ「ベテレル」ガ  
九、後刻「ベテレル」ノ乗員ノ舌ニ依レバ攻撃ヲ受ケタ乗員ハ直チニ江  
中ニ飛ビ込ミ、翌近イ「ブートン」ノ陸上ニ墜落シ大抵公ノ若ハ乗員デ

By Dec 1666

アツタガ乗員中三名（記憶不正確）ハ戦死又ハ戦傷ヲ受ケタトノコトデ  
アリマシタ。  
十、之ヲ要スルニ上海ニ於ケル英艦「ベテレル」ニ對スル散分遣ノ實施  
ハ概メテ忠實ニ國際法規ヲ遵守シテ正々堂々ト行ハレタモノデアリ、而  
カモ他害ヲ及小限度ニ留メヨウトスル最大ノ努力ガ為ハレタモノデアリ  
マス。

十一、次ニ蘇州河以南ノ共同租界進駐ニ對シテ早シ進ベマス。  
一九〇一年十二月八日〇七〇〇頁上海工部局ニ對シテ同租界共同租界ヘノ  
進駐ニ關スル打合せヲスル爲ニ上海租界公署知事公使ガ日本代表トナリ  
進駐カラハ第十三号公使榎田大佐、海軍カラハ、文部方面榎田公使榎田長、  
原少將ガ各代表シテ之ニ同津工部局ニ赴キマシタ。  
同一時日英右打合せノ要旨ニ對シテハ司令官ト同部ト原少將ノ報告ヲ  
受ケタノデアリマスガ、工部局ハ彼ガ方ノ平順進駐ニ進駐セントスル意圖  
ニ同意シソレガ爲工部局自ラ秩序ノ維持ニツトメ且彼ガ方ノ進駐ニ力  
スルトイフ意思ヲ表明サレタトノ事デアリマシタ。而シテ進駐ノ開始ヲ

Log No. #1666

日 記 所

立 寄 人 高 橋 次

332-1

右ハ昔西條ノ一西門ニシテ官舎ヲ置キ等々築向シタルニトテ證明シマス

昭和二十二年十一月九日迄七時五十分二十三日 於 京 京

修 繕 者 日 本 軍 隊

Log No. #1666

一一〇〇時ニ訂合ヤタトノ事デアリマシタ。  
一一〇〇時發定ニ依ツテ陸軍及海軍ノ軍隊ハ赤州河ヲ渡リ共同租界ニ入  
リ必更ニ建物ヲ接続シマシタ。軍隊ハ砲臺ヲシテ居マシタガ、平常ノ行  
事トシテジャリ方テ進進シタノデアリマス。  
工務局ノ地方ニ依ツテ秩序ノ維持モヨク出来タノテ軍隊ト市民トノ間ニ  
ハ河橋ノ橋等モ設メテ平穩ニ進進ガ行サレマシタ。

331-1

原本不明瞭

宣  
書  
書

良心ニ從ヒ讓リテ並バ河津ヲモ談語セズ又何事ヲモ討加セザルコトヲ  
誓フ

(署名)  
山本 喜雄

332-2

原本不明瞭

N.38 1735 A

Dof Doo No 1735

22-8-28 (1)  
荒木貞夫  
(1944年)

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫其他

供述者

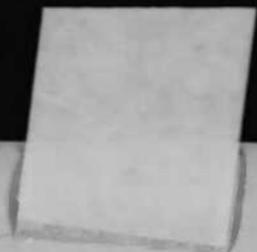
供述者

美山要藤

自分談我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

333-1

N 30 1735 A



Dof Doc No 1735

22

如ク供述致シマス  
自分議我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

宣誓供述者

供述者  
美 山 要 蔵

荒 木 貞 夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

333-1

一、私ハ美山安藏デアリマス  
 私ハ現在第一役員局文書課長デアリマス  
 私ノ現住所ハ東京都千代田區永田町一丁目八番地デアリマス  
 私ハ昭和二十年三月六日ヨリ陸軍省カ廢止サレル迄陸軍省副官ヲシテ居  
 リマシタ。

二、陸軍省ニ於ケル或秘密書類取扱、保管ノ責任者ハ私デアリマシタ。  
 陸軍ニ於ケル或秘密書類ノ取扱ニ關シテハ陸軍秘密書類取扱規則ニ依リ  
 規定サレテ居リマシタ。

其ノ第四十六條ノ二ニハ戰地又ハ事變地轉行ノ或秘密圖書ノ容器ハ公用  
 行李ヲ用ヒ其ノ重要ナルモノハ所安ニ懸シ危急ノ際ハ之ヲ運搬スルノ處  
 置ヲ講ズルヲ規定サレ又陸軍刑法第五十二條ニハ軍事秘密書類、物件ヲ  
 保管スル者危急ノ時ニ當リ敵ニ委セザル方法ヲ講サザルトキハ五年以下  
 ノ禁錮ニ處スト規定サレテ居リマス。(別紙一、二参照)

三、終戦時ニ於テハ降服トイフ特殊ナ事情デアリマシタノデ陸軍大臣ハ其  
 ノ責任ト職權トニ基キ或秘密書類焼却ノ命令ヲ特ニ發シマシタ、其ノ前

令ハ大臣ノ命ニ依リ部下ノ副官ニ於テ起案シ私ヲ經テ決裁手續ヲ致シタ  
 モノデアリマス。  
 其ノ命令ノ要旨ハ次ノ様ニ記憶シテキマス。  
 「陸軍秘密書類取扱規則ニ依ル或秘密書類及之ニ類スル書類ハ直ニ焼却  
 ノコト本電ハ文領セバ焼却スベシ依命」  
 本命令ノ發セラレタノハ一九四五年八月十四日デアリマシテ陸軍省高級  
 副官ヨリ依命通牒トシテ發セラレマシタ。コノ命令ノ原文ハ燒却シマシ  
 タ又各部隊ニ於テモ命令ニアル通り燒却サレマシタノデ現在ハアリマセ  
 ン  
 コノ命令要旨ハ已ニ聯合軍最高司令部ニ報告済ノモノデアリマス。  
 報告ノ控ハ聯合軍ニ提出シ現在アリマセン。  
 コノ命令ハ機密書類ヲ保存スル獨立部隊以上ノ軍隊、官衙、學校等總  
 テニ宛テ下達サレマシタ陸軍省ニ於テハ八月十四日午後命令受領者ヲ集  
 メ私カ部下副官ヲシテ口達下令セシメ同日夕刻カラ燒却ヲ開始シマシタ。  
 燒却ハ各部、隊毎ニ行ハレマシタ。

ンカン・マツクフアイレン」少佐ノ要求ニヨリ昭和二十一年一月八日、  
 九日ノ兩日八王子倉庫ヨリ第一良倉省ノ貨物自動車八輛ニヨリ王子ノ第  
 一陸軍港兵廠跡ニ直接運送シ同所ニ駐屯シテ居タ「ワシントン」文書部  
 (W、D、O)ニ引渡シマシタ。  
 各官廳、官衙、學校等ニ於テハ十四日夕方ヨリ焼却ヲ開始シ關モナク全  
 部類ノ燒却ヲ完了シタ様ニ進捗シテ居マス

335-1

ソレハ各部、録ニ保管サレテ居タ以秘密圖書ノ保管、取扱ノ責任者ハ各  
 部、課長デアツタ爲デアリマス。  
 燒却場所ハ現在法廷トナツテキルコノ建物ノ中庭其他各所デ行ハレマシ  
 タ。  
 コノ當時軍ハ降服トイフ異常ナ興奮ト混同トニ陥リ上述ノ機密書類ノ  
 ミノ燒却命令ハ徹底セズ又各部、課ニ於テハ平素ヨリノ慣習上直感的ニ  
 至短時間ニ燒却ヲ行ヒマシタノデ取扱ニ照合スルコトナク機密書類ノ  
 ミナラズ普通圖書迄モ燒却スル結果トナリマシタ。  
 十四日夜ハ燒却ノ火焰天ニ沖シ地方消防署ハ火災ト誤認シタ程デアリマ  
 シタ燒却ハ十八日迄程キマシタガ十七日夕刻ニ至リ各部、課ハ普通圖書  
 老燒却シテ居ルコトガ判明致シマシタ。  
 密大日記、滿鉄大日記等ノ大日記ハ貴重ナ歴史的資料デアリマスカラ空  
 襲ニ因ル損害ヲ避クル爲昭和十九年十二月ヨリ昭和二十年三月ニ亘リ東  
 京都府多摩郡由木村由木王子陸軍省倉庫ニ運搬シ疎隔シテアリマシタ  
 其ノ内一部ハ燒却シマシタガ大部ハ聯合軍「ワシントン」文書部長「ダ

334-2

別紙二  
陸軍秘密事項取扱規則抜萃  
昭和八年陸首第八三〇號  
昭和十三年陸首第九七九號改正  
第四十六條ノ二  
勤員部隊等ニ於テ使用スベキ鞍地又ハ車袋地携行用ノ容器ハ公用行李ヲ  
用ヒ其ノ重要ナルモノニハ所要ニ應ジ危急ノ時之ヲ隠滅スルノ慮置テ講  
シ覺クモノトス

336-1

陸軍刑法抜萃  
明治四十一年四月十日法律第四十六號  
昭和十七年二月法律第三五號改正  
第五十二條 軍事秘密ノ漏洩、初件ヲ保管スル者危急ノ時ニ當リ之ヲ救ニ  
委テサル方法ヲ盡ササルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

335-2

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ扶秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣誓書

署名捺印 美山要藏

337

昭和二十二年（一九四七年）六月五日 於東京

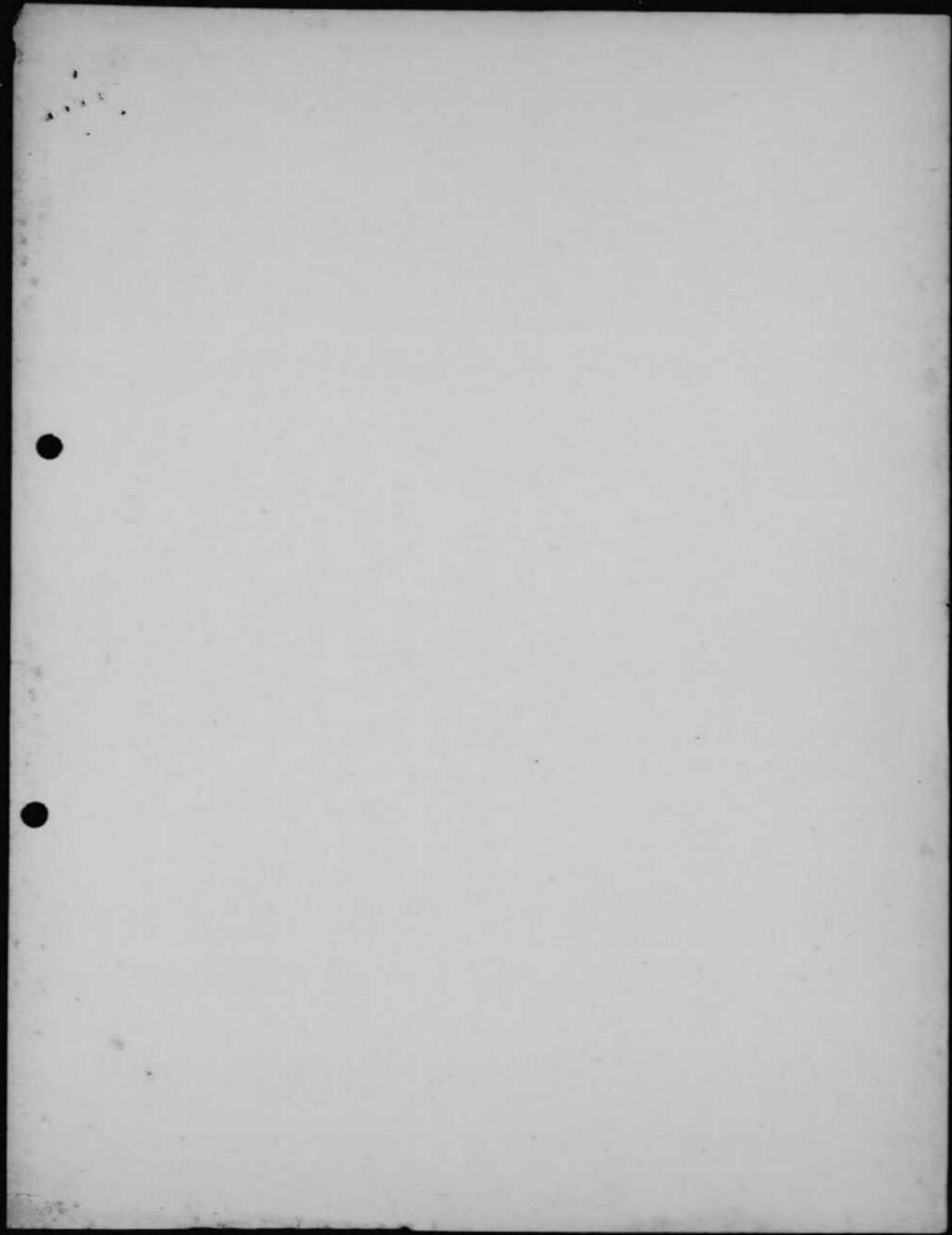
供述者 美山要藏

右ハ立言人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立言人 阪登淳吉

334-2



N 38

Def Don No 1735 A

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル爲、茲ニ添付セル日本語ニ依リ  
印刷セラレ六〇頁ヨリ成ル秘密軍令上ノ秘密書類ニ關スル件並軍秘密書類取  
扱規定ト題スル印刷物ハ日本政府（陸軍省）ノ機密ニ係ル文書ノ一ナルコト  
ヲ證明ス

昭和二十二年五月五日

於東京

第一復員局文書課長

美山 要 蔵

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 飯 野 淳 吉

裏面白紙

338

339

Def Doc No 1735 B

右署名捺印ハ自分ノ既前ニ於テ爲サレタリ

同日於同

立言人 岩 永 實 一

佐 藤 朝 生

月十三日 於東京

レター・ナンバー (1)  
中野朝生 (1735)  
岩永實 (1735)

自分佐藤朝生ハ内閣事務官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ拾參頁ヨリ成ル陸軍刑法明治四十一年四月十日法律十七年二月法律第三五號改正ニ應スル書類ハ日本政係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコ

文書ノ出所証ニ成立ニ關スル證明書 (一三號)

339

340

Def Doc No 1735 B

文書ノ出所或ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分佐藤朝生ハ内閣事務官ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ拾參頁ヨリ成ル陸軍刑法明治四十一年四月十日法律第四十六號沿革昭和十七年二月法律第三五號改正ト題スル參類ハ日本政府(内閣)ノ保管ニ係ル公文書ノ沿革ノ正確ニシテ真贋ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年六月十三日 於東京

佐藤朝生

右署名捺印ハ自分ノ印画ニ於テ爲サレタリ

同日於同

立言人 岩永賢一

339

裏面白紙

340